

平成18年第1回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成18年3月2日

平成18年3月2日広陵町議会

第1回定例会会議録（初日）

平成18年3月2日広陵町議会第1回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成18年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 議案第 1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
4 報告第 1号	広陵町土地開発公社予算について
5 報告第 2号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
6 報告第 3号	平成17年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について
7 議案第 2号	広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
8 議案第 3号	広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
9 議案第 4号	広陵町国民保護協議会条例の制定について
10 議案第 5号	特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
11 議案第 6号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
12 議案第 7号	職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
13 議案第 8号	広陵町税条例の一部を改正することについて
14 議案第 9号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
15 議案第11号	広陵町下水道建設基金条例の廃止について
16 議案第12号	町道の路線認定について
17 議案第13号	町道の路線変更について

- 1 8 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 9 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 0 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 議案第 1 7 号 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置について
- 2 2 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度広陵町一般会計予算
- 2 3 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 8 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 8 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 2 9 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 3 0 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
- 3 1 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 3 月 1 5 日までの 1 4 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 3 月 1 5 日までの 1 4 日間と決定しました。

なお、報告第 1 号から第 3 号につきましては、委員会の審査を省略して本日もお願いしたいと存じます。人事案件につきましては、日程 3 番で議決願いたいと存じます。

議 長 次に日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

1 1 番 八 代 君

1 2 番 松 野 君

に指名いたします。

議 長 次に本日は第 1 回定例議会でございますので、町長より平成 1 8 年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

町長 本日ここに平成18年度予算を初め、多数の案件を提出させていただき、ご審議をお願いするに当たり、重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め、町民の皆様のご理解とご協力を得たいと存じます。

私は昨年7月、再度就任させていただき、2期目、新年度に当たり、改めて決意を新たにいたしているところであります。こうしたやさきの出来事に冒頭おわびを申し上げます。

まず1月25日未明の役場書庫出火であります。町民の皆様からお預かりしている貴重な文書・建物などを焼失させ、また、2月14日、職員の不祥事が明らかになり、行政の信頼を大きく損なうことになりました。痛恨のきわみであります。このような事態を招き、町政をお預かりする責任者としてまことに申しわけなく、町民の皆様方に重ねて深くおわびを申し上げます。今後は、二度とこのようなことのないよう事務体制を確立するとともに、管理監督の責任について明確にし、信頼回復に鋭意努めてまいりたいと存じます。

私は、1期目の町政をお預かりするようになって以来、人への優しさと心の大切さを強調しながら、「人にやさしい人がやさしい元気なまちづくり」をスローガンに、まちづくりに邁進してまいりました。

今改めて、3万3,500人、町民の皆様への責任の重さを痛感いたすところでございます。

まちづくりは地域住民の皆さんとともに、心をあわせ取り組むことが重要であり、生んでもらった両親に感謝し、はぐくんでもらった家庭・地域・社会にも感謝の心が大切であります。2期目、初年度におきましても、ぬくもりのある関連諸施策を引き続き幅広く推進しながら、夢と希望のあるまちづくりに私は命をかけて取り組みます。

かねてからの本町の最重要課題である新清掃施設につきましては、地元古寺区を初め周辺地域の皆様など、多くの方々の温かいご理解とご協力により、昨年5月着工以来、来年2月の完成を目指し順調に進捗をいたしております。本年12月には試運転、そして完成後の操業に関しましては、地域の皆様方との協定を遵守し、町民の皆様に見守られて操業開始したい。一方で進入道路及び関連いたします橋梁工事につきましても整備を進めており、施設完成までに事業完了を目指しております。

可燃ごみ処理につきましては、近隣自治体の温かいご支援をいただいておりますことを、感謝でございます。分別と減量化につきましては、PR効果が着々と数値にあらわれました。町民の皆様のお力添えに感謝するとともに、さらなる推進を図ります。

また、現清掃センターの跡地利用につきましても、国や県、そして関係機関と綿密に協議

を重ね、財政負担の軽減に努めてまいります。

その他、人命救助施策として自動体外除細動器の設置、既存木造住宅耐震診断支援事業、農産物の直売所の計画、学校老朽プールの全面改修設計等、また町のイベントといたしましては、6月4日にテレビでおなじみの「なんでも鑑定団」、10月1日には金メダルの町として、第1回野村杯柔道大会の開催を予定しています。

国の三位一体改革路線の中で地方財政も大変厳しいものとなっておりますが、5カ年5億円経費削減、5カ年50人の職員削減といった厳しい目標の2年目に際し、歳出全般にわたる徹底した見直しと職員の意識改革と士気高揚を図るとともに、昨年12月、中間答申をいただきました行政改革推進委員会の提言を真摯に受けとめ、新年度も限られた財源の中で、事業内容を厳選して地域の特性を生かした特色ある新しい施策を意欲的に取り組んでまいります。特に今年度は、シルバー人材センターの活用を図るための諸施策を具現化したいと思っております。

さて、現下における我が国の経済状況であります。平成18年度においては、消費や設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、経済の少し明るい兆しはあるものの、地域や業種によっては、依然として厳しい状況は変わらないだろうと考えられています。

こうした中、地方財政においては、地方にできることは地方にとの原則のもと、進められた国の三位一体の改革も終わりに近づいております。まず、税源移譲に結びつく国庫補助負担金については、児童手当など6,500億円の削減が見込まれており、平成16年から平成18年までのスリム化、交付金化を含めると4兆円を上回る国庫補助負担金の改革となっております。税源移譲につきましても、算定方法につきましても、税制改正に準じた内容となっておりますが、昨年同様、所得譲与税で措置される予定となっております。地方交付税については、前年度比5.9%の減少となっておりますが、地方税の増加などにより、必要な一般財源の総額は確保されたところでございます。

このような状況での本町の平成18年度予算編成について申し上げます。

まず歳入面において、住民税の定率減税が2分の1に縮小されたこと、及び税制改正、人口の増加などによりまして住民税増収の増加は見込まれますが、今年度は固定資産税の評価がえに伴う大幅な減収が予想されますので、町税収入は17年度当初予算に対しまして、1.2%の微増となる見込みであります。

また、地方交付税では、基準財政需要額の経常経費で17年度交付決定額に対し、国の伸

び率は0%と見込まれていますが、国勢調査の人口の伸びを考慮するとともに税源移譲分も含めまして約1億円、2.6%の増額、逆に投資的経費では起債償還満了等に伴います事業費補正の減額も合わせまして約1億円、7.9%の減額、公債費算入では5.1%の増額、基準財政需要額全体としては、若干の増額となる見込みでございます。しかしながら、基準財政収入額におきまして、所得譲与税等1億円程度伸びを見込んでおりますので、交付税全体としては約5,000万円、2.0%の減額となっております。

また、これまで交付税の不足を補ってきました臨時財政対策債への振替額が、平成17年度に対して9.8%の減少となり、普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと、17年度交付決定額に対しましては約9,000万円、3.6%の減額となっております。

その他、今議会をお願いしておりました、ごみ処理手数料は次の議会でご審議いただき、この事項は一部修正をさせていただいております。そして職員にも負担を求めました。自動車通勤者の使用料を新たに計上しております。

一方、歳出面では、新清掃施設の建設や周辺対策を初め、数々の行政需要に対応すべく、多額の財源需要が見込まれる中、行財政改革方針により、徹底した経費節減と投資的経費の重点的配分による圧縮、なお生ずる財源不足につきましては、目的基金の繰りかえ運用により、収支の均衡を図ったところでございます。

こうして編成させていただきました平成18年度一般会計予算総額は103億4,000万円、17年度当初予算に対しまして、15.0%の減額となっております。

それでは、平成18年度の当初予算の詳細につきまして、歳入から説明させていただきます。

まず町税であります。平成18年度の税制改正は、景気対策として講じられてきた定率減税の半減、生計同一妻の均等割非課税及び老年者控除の廃止等を初めとする政策減税等の改正がありました。これにより、町民税においては約1億1,651万円の増額を見込んでおります。

また、固定資産税については、評価がえ等により、約9,655万円の減額となります。

他の税と合わせた町全体では、前年度と比べ約4,104万円の増額を見込んでいます。

納税推進につきましては、納期内に納税をされている多くの町民の皆様との公平性を保つために、滞納者に対し、積極果敢に収納手段を行使するとともに、今回の不祥事に対し、納税者の皆様方の信頼を取り戻すため、収納事務システムの改善策を講じてまいります。

次に、地方交付税につきましては、先ほど述べましたとおり、基本方針2005により、

一般財源の総額の確保はされるものの、平成16年度の交付税の減額が影響しており、なお一層厳しさは増しております。

一方、事業などの特定の目的の財源として、国や県から交付される補助金等につきましては、三位一体の改革により、今年度は、児童手当の国庫負担率が減少されていますが、昨年に引き続き所得譲与税あるいは普通交付税により財源は確保されると考えております。なお、児童手当の年齢の引き上げに伴う財源については、児童手当特例交付金及びたばこ税の増額で措置されることになっています。また、16年度から着手しておりました新清掃施設建設が継続費の最終年度であり、17年度に大半を受け入れるため、国庫補助金は大幅な減額になっております。

その他の歳入につきましては、先ほど述べましたごみ処理手数料等を除き、現行基準により積算しておりますが、今後におきましても受益と負担の適正化を図るため、近隣自治体との整合を図り、行政改革の答申を踏まえながら、よりきめ細かな見直しを図ります。

また、町債につきましては、平成17年度に引き続き、臨時財政対策債に3億5,220万円、新清掃施設整備事業債に4億4,300万円などを計上しました。

それでは、目的別歳出項目別に、各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係からでございます。

各項目に共通する人件費の抑制につきましては、5カ年50人削減目標を目指し、退職者不補充による行政事務分担共有化により、複数責任体制とチームワーク強化に取り組みます。

また、さらなる職員の士気を高めるために、そして能率的な人事管理を推進するための給与システムの構築においては、人事院による改革に基づき整備することといたしました。今年度は特に、職員の皆様にしっかり勉強してもらうことにしています。先進地や研修機関に学びながら、知的財産醸成の所要研修費用を計上いたしました。

次に行政と地域との交流や人づくりにつきましては、引き続き安心と安全のまちづくり運動を展開してまいります。

次に民生費関係でございます。

まず高齢者福祉であります。支え合う地域社会を目指した介護保険制度も、予防重視型のシステムへの転換ということで新しく生まれ変わり、平成18年度から3年間の保険料率の設定を実施させていただいたわけでございます。平成18年度は、介護保険制度の見直しの一環として、食の自立支援事業、高齢者の筋力向上トレーニング等、高齢者の介護予防や

自立支援充実のための施策について、介護保険財源を有効に活用することにより、介護予防の推進を図るため、事業の介護保険特別会計への移行等再編により、予算額を確保するとともに、法に即して、地域包括支援センターを直営で立ち上げ、保健師を初めとする専門職員により、さまざまなノウハウを取り入れるとともに、引き続き実情にあった事業を研究・継続してまいります。

次に障害者福祉でございます。

障害者福祉におきましては、社会的に不利な条件を特別視しない、それが正常な状態であるというノーマライゼーションの理念に基づき、平成15年度から支援費制度が始まりました。これは従来の措置制度から利用者本位の考えに立つ、時代に即した福祉サービスの利用制度でございます。ご存じのとおり、昨年10月に身体障害・知的障害・精神障害の3障害の一元化、利用者本位のサービス体系の再編、支給決定の透明化・明確化、安定的な財源の確保等を内容とする障害者自立支援法が成立し、従来の支援費制度の理念は本年4月から障害者自立支援法に引き継がれ、10月には全面施行の見通しでございます。

これに伴い、本町といたしましては、今年度に障害者施策全般に有効に機能するシステムの改修を図り、利用者の立場で、必要なサービス利用についての情報提供など、創設される制度運営に万全を期してまいるとともに、障害福祉計画の策定も行ってまいります。

次に児童福祉でございます。

戦後初めて人口が減少に転じ、ますます少子化が進む中、子育て支援が極めて重要な課題となっております。昨年3月に策定いたしました次世代育成支援行動計画につきましては、推進委員会及び庁内検討会議を設置し、その着実な推進に努めております。計画の中でも施策として取り上げ、昨年度から開設しておりますなかよし広場は、未就園児童のお母さんの情報交換やお互いの子育ての悩みを気軽に話し合える交流の場となっており、本年度は開設日をふやすとともに、開催内容等についても工夫を加えるなど、その充実を図ってまいります。

現在、児童手当の支給対象年齢を現行の小学校3年終了時から小学校終了時までに拡大、あわせて所得制限を緩和することが国において審議されており、本町においてもそれに対応できるよう予算でしかるべき額の確保を行っており、子育て家庭の経済的支援を行います。

また、毎日のように、子供の虐待に関する事件が報道されており、その対策が急がれる中、本町におきましても要保護児童対策協議会を組織し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めるとともに、子育て支援講演会の開催等住民へのPRや、その周知を図るなど子

供の健全育成に積極的に取り組んでまいります。

平成16年度から町内の小学5年生を対象に実施いたしております、福井県美浜町で漁業体験などを通して、地元の方々との交流を図る地域間交流事業につきましても、海のない本町の子供たちに自然の雄大さと厳しさを体験してもらい、学校では学べない本当の意味での生きる力を養うことを目的に、本年度も引き続き実施いたします。

次に保健衛生関係でございます。

基本健康診査につきましては、17年度に個別方式一本化としたことにより、16年度を上回る受診数となりました。今年度も引き続き早期からの受診勧奨を実施し、さらなる受診者数の増加を目指すとともに、受診者の健康状態に応じ、個別相談の実施や健康づくり教室、健康増進会への参加を推進いたします。17年度に、健康増進法に基づく広陵町の健康増進計画を策定いたしました。「笑顔で80 広陵21」という合い言葉をもとに、すべての町民が80歳まで笑顔で自立した健康生活を送れるよう、自主活動支援等を実践していくものであり、栄養摂取の方法、運動習慣、心の健康を中心とした行動目標を設定し、これらの達成のための研修会・講演会の開催等、町民の健康増進に寄与してまいります。

また、新しく創設される地域包括支援センターにおきましては、従来実施しております保健事業との連携を図り、さらに予防事業の向上を図ってまいりたいと存じます。

母子保健につきましては、子育て支援対策の一環として、心理専門職や関係機関との連携を強化し、育児ストレスの軽減、虐待予防等を重点とした個人相談・家庭訪問等の実施をより推進します。

さらに、予防接種についても積極的接種勧奨に努め、接種率の向上を図ってまいります。

続きまして、衛生費関係について申し上げます。

新清掃施設の建設は、平成16年度から3カ年の継続事業として取り組み、9億8,234万円を計上いたしました。これは、RDF施設及び炭化炉、リサイクル施設の建設工事費であり、来年2月末に竣工の予定でございます。その他、土木費の道路橋りょう新設改良費におきまして、施設への進入路等の整備工事費として、1億4,600万円を計上しております。

また、地元及び周辺地域環境整備関連事業につきましては、総務費、土木費、教育費に一定額を計上しております。その主なものといたしまして、地区内道路整備、防火水槽の設置、集会所整備など、地元と協議済みの事業につきまして、計画的に実施してまいります。

現清掃センターについては、協定各区・自治会の理解をいただき、近隣市町及び民間処理

会社への可燃ごみ積みかえ業務の拠点として利用いたしております。また、笠区において、リサイクル素材を初め資源ごみ等の分別積みかえ拠点として業務を行っておりますが、いずれの施設も新施設完成まで事故のないよう、安全操業に努めてまいります。

また、循環型社会の構築に向けて、ごみの徹底分別、減量及び負担の公平のため、本年度中に指定袋の導入を予定し、関係予算を計上いたしております。

なお、住民の皆様や事業者に対しましても啓発を引き続き実施してまいります。不法投棄や違反広告物対策についても、協定をいただいておりますボランティアグループに今年度よりシルバー人材センターも加わっていただき、撤去作業を拡大しながら、町の景観保全に努めてまいります。

次に農商工費関係でございます。

初めに農地費関係でございますが、新清掃センター関連4地区を主体に、農道・農業用水路の整備を行い、農作物の品質向上や生産性の拡大を図ってまいります。

次に農業の施策関係でございますが、平成18年度の農業施策といたしましては、昨年度から運用を開始しました生きがい特区で、農地下限面積要件の緩和等実施してまいりました。現在、担い手の高齢化や集落機能も改善しつつあります。その中で農産物直売所開設に向けましての農家の皆さんとの協議を進めますとともに、来る平成19年度以降の国の施策、品目横断的経営安定対策、つまり国際ルールにも適応でき、諸外国とも競争できる経営体、すなわち、認定農業者や集落営農団体の法人化組織などの担い手を育成することでありま。

今後、この特区を契機に、都市と農村との交流を中心とした事業展開を行政・JA・地域農業者が協力を密にし、農業行政を積極的に推進します。

次に商工費関係ですが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興には、笠地内と竹取公園内の常設直販所やサン・ワーク、グリーンパレスの各公共施設に設置されたショップコーナーなど、アンテナショップも好評を得てきております。

また、全国展開できる方策として、ITを生かした情報の提供をなお一層強化しつつ、靴下業界が直面する課題を見きわめ、地域間交流の有効活用を図り、広陵町商工会とも連携を密にして、PRの強化など積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

また、PRとしまして、広陵町内にある主要幹線には地場産品の靴下のまち広陵の看板が2カ所現存しておりますが、損傷も激しいことから、今年度は、靴下はもちろんのこと、他の地場産品もPRし、広陵町の産業活性化を図るため、新規に町のPR看板を5カ所設置します。

次に昨年度実施いたしました個人住宅のリフォーム工事に対する助成を継続することになりました。町内の建設施工業者等を利用して自己の住宅をリフォームした場合に10万円を限度として、その工事費用の10%を助成するもので、産業の活性化や雇用拡大を図る一助にと、500万円を計上いたしました。

次に土木費関係でございます。

平成15年度から着手しております百済赤部線交通安全施設等整備事業も古寺地区においては、ほぼ整備ができ上がってまいりました。今年度は葛城川東側の百済地区に事業を進め、平成19年度完成を目指し全力で取り組んでまいります。

次に都市計画であります。阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊等により、尊い命が奪われました。このことから、地域住民の住宅・建築物の耐震化に対する意識を高めていただくため、積極的な普及及び啓発等の推進を図るとともに、昭和56年6月以前の既存木造住宅に対し耐震診断の支援を平成18年度から21年度までの4年間行ってまいります。大規模地震に備え、安全な地域づくりの第一歩と考えております。

また、昨年は都市計画法第34条第8号の3の規定に基づき、市街化調整区域の区域指定案を作成いたしました。18年度はこれとともに、議員の皆様にもご説明申し上げました幹線道路沿いや駅前におきまして、町の地区計画を決定し、商業施設と優良な住宅地の誘導を図るとともに、市街化区域内の大規模開発についても適切な開発指導により、町の発展、地域の活性を目指します。

次に消防費関係でございます。

昨年は非常に多くの災害が世界各地で発生しました。18年度におきましても、災害時に速やかに対処できるよう、地域防災訓練の実施並びに地域の自主防災組織の強化に向け、指導と連絡体制の確立を図ってまいります。

また、消防施設の整備につきましては、防火水槽1基の設置を図り、地域の消防水利の確保に努めるとともに、地域の消防、防災機器の整備を図ります。

一方、組合消防におきましては、救急業務の高度化に伴います資機材の充実を図るため、より高度の救命設備を搭載した救急車の配備のため、所要の負担金を計上いたしました。

次に学校教育費関係でございます。

昨年10月に出された中央教育審議会の答申では、義務教育改革の目標として子供たちの人間力を豊かに育てることが掲げられました。特に、生きる力の育成のために、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、たくましい心身の育成が極めて大切であるとされています。

このため、各学校と教育委員会では、これらのねらいをよりよく実現するという観点から、地域の協力を得、家庭との連携を保ちながら、学校現場での積極的な取り組みに対して、全面的に支援を行ってまいります。小・中学校、幼稚園の施設整備面におきましては、各小・中学校トイレの一部分にウォシュレットの設置を行います。また、北幼稚園の渡り廊下、天井改修工事や真美ヶ丘第二小学校の防球ネットの新設及び真美ヶ丘第一小学校のプール改修に伴う設計、各施設における維持修繕や改善を順次行うなど、教育環境の維持・向上に努めてまいります。

新しい取り組みとしまして、小学5年生を対象に、お米・ごはん食体験事業を実施いたします。田植えから稲刈り、施設見学、自分たちでつくったお米でのごはん試食会、お米学習会など一貫した農業体験を通して、稲作・水田への理解を深め、お米・ごはん食のよさ、大切さを学んでいただきます。

また、全国では下校途中の小学生が狙われる悲劇が後を絶ちません。登下校時の安全確保と犯罪から子供を守るためには、地域の目が最大の抑止力となります。これらの取り組みをされている学校、PTA、関係団体と積極的に各地域の実現に即した活動をいただいております。議会議員、区長・自治会長、社会教育委員、老人クラブ会長、民生児童委員などの協力のもと、地域が一体となり、警察との連携を密に、一層の取り組みを行うとともに、昨年度からスタートしました携帯電話へのメール発信、重要なお知らせによる地域住民に対する注意喚起を真摯に行ってまいります。

中学校におきましては、昨年度から実施いたしました昼食の弁当を持参できない生徒に対する、中学校スクールランチ事業を引き続き実施してまいります。

続きまして、社会教育費関係でございます。

各方面から好評をいただいております、子供の居場所づくり事業としての土曜教室につきましては、本年度におきましても引き続き学習内容を充実させ、保護者や子供たちとの出会いを大切にしながら進めてまいります。

青少年健全育成におきましては、例年どおり防犯や非行防止啓発を展開し、青少年の事件・事故を未然に防ぐための巡視活動を継続し、安全で明るい社会づくりを進めます。

また、新たな取り組みとしまして、中学1年生を対象に、人温かく・里は潤い・海豊かな福井県美浜町で、ふれあい地域間交流事業「若狭美浜はあとふる体験」を実施します。本物の自然と体験を通して、人と自然のかかわり、人と人とのつながりを体感していただきます。

次に文化財関連ですが、広陵町のシンボルと言える国の特別史跡、巢山古墳の整備事業に

ついて、平成12年度から国並びに県の補助を受け、国や県との協議を重ね、巢山古墳整備10カ年計画による整備を続けております。平成18年度においても墳丘護岸整備を進めながら、埋蔵文化財の発掘調査概要報告書の作成に取りかかります。

また、これら広陵町の財産である文化財を広く周知し、後世に引き継ぐためにも、役場庁舎前の別館を改装し、広陵町文化財保存センターとしてスタートし、遺物の復元作業室や遺物展示のスペース、さらに会議の場として広く開放し、古墳のまち広陵として、誇れる環境の整備を進めてまいります。

次に社会教育施設でございますが、人に優しいまちづくりとしての施設整備では、各施設バリアフリーへの改修並びに中央公民館の多目的トイレや自動ドアの設置を完了し、また、中央体育館の屋根の雨漏り補修や床の改修、格技場の畳の入れかえや、健民運動場テニスコートの改修等、さらなる安全性と利便性を考慮した施設整備をいたします。

一方、社会体育関係におきましては、本年度におきまして子供を対象とした第1回野村杯柔道大会を実施させていただきます。野村忠宏選手を初めオリンピックメダリストを招待いたしまして、子供たちの元気を盛り上げてまいりたいと考えております。

また、町民の健康づくりと体力向上を手助けさせていただくため、各種スポーツ教室を開催しており、特に、高齢者を対象とした健康体操の充実と拡大を図り、日ごろからスポーツになれ親しんでいただけるよう、保健センターと連携して、積極的にサポートしてまいります。

また、近年生涯学習活動の場として、社会教育施設の重要性が問われている中、住民のニーズに対応した各種の教室・講座や講習会など、生涯学習の充実を、より一層進めたいと考えております。

図書館でございますが、昨年度から導入を進めてまいりました新図書館システムにつきましては、本年度から本格稼働いたします。図書館内の機器増設も含めて業務システムを一新し、家庭等からインターネットを通し、パソコンや携帯電話で蔵書検索できるようになります。図書貸出時に貸出資料名返却期限をプリントしたものを渡し、利用者サービス向上に努め、図書館業務の一層の効率化を図ってまいります。

広陵町子ども読書活動の推進計画につきましては、基本理念にのっとり、広陵町における子供の読書活動推進状況を踏まえて策定するように取り組んでまいります。

以上が、平成18年度分の一般会計予算に計上しております主な事業概要でございます。

続きまして、特別会計でございますが、まだ時間、少々早口でしゃべりましたので、この

際申し上げたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

近年の国保を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や経済情勢により、多くの問題に直面しております。こうした中、現在国において医療制度改革に取り組まれており、今回、保険税の平準化のための（仮称）保険財政共同安定化事業及び、診療報酬の引き下げ等の検討をされております。

広陵町でも、高齢者の加入割合、寝たきりや介護を必要とする人の増加や医療費の増嵩などにより大変厳しい状況にあります。こうした状況の中、国民皆保険を堅持し、将来にわたって安定的で持続可能な医療保険制度のもとで、給付の平等、負担の公平、そしてだれもが安心して医療を受けられる体制が望まれるところであります。保険者として、今年度は特に、国や関係機関に適切な制度改正を働きかけます。平成18年度は、健全運営の施策として収納率の向上をなお一層図りながら、医療費適正化の推進、保健事業の推進などを重点目標に掲げ、努めてまいります。

こうして編成いたしました平成18年度の国民健康保険特別会計の予算総額は24億3,580万円で、17年度に対しまして1億6,000万円の増額でございます。

次に老人保健特別会計について申し上げます。

国民の医療費の3分の1を占める老人医療費の伸びが著しい中であって、国においても、安定的で持続可能な高齢者医療制度の創設のため、さまざまな検討が行われているところでございます。

平成18年度の老人保健特別会計の予算総額は24億7,470万円で、17年度に対しまして2億2,110万円の大幅な増額でございます。

次に介護保険特別会計でございます。

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、介護の問題を社会全体で支える仕組みの存続意義はますます増大しております。介護保険制度も、介護保険事業計画期間の第3期に際し、地域包括支援センターに代表される新しいマネジメント体制と、現在までの、いわゆる高齢者福祉事業の各事業を再編した、高齢者筋力向上トレーニング、食の自立支援事業、健康相談等々の地域支援事業や要介護認定者の中でも比較的軽度の方を対象とした新予防給付サービスが創設され、要介護状態になることへの防止、認定者にあっては、重度化することへの防止策が体系的に確立されることとなります。給付費につきましては、従前から介護給付費適正化事業を導入、関係機関の連携のもと、適

正・円滑な運営に努めてまいっておりますが、これらの実績データを分析し、サービス利用量の推計を行い、必要額を確保し、これをもとに、平成17年度に事業計画等策定委員会の審議を経て、適切な保険料額として月額基準額4,000円を設定をさせていただきました。

まず、負担の公平について熟慮し、本町の実情とあわせて、近隣の自治体の動向にも配慮したものでございます。どうぞ、ご理解をいただきたいと存じます。

このほか、財源の内訳といたしましては、介護サービスの利用に対するサービス給付費が大部分を占めており、給付費総額は12億2,921万円でございます。

こうした介護保険特別会計の平成18年度予算額は、保険事業勘定13億円とサービス事業勘定290万円で、予算総額13億290万円となり、17年度に対しまして3億7,350万円の増額となっております。

次に下水道事業特別会計でございます。

下水道は公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図るとともに、町民の皆様の健康で快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な施設であります。本町におきましても、下水道の整備を重要施策の一つとして、積極的に取り組んでいるところであります。

おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭は、平成18年1月現在で、広陵町全体の96.9%に当たる1万210世帯となりました。またそのうち、公共下水道を利用されている家庭の割合である水洗化率は84.8%となっております。

引き続き平成18年度におきましても、下水道の整備を行うとともに、供用開始済み地区につきましても、公共下水道への接続について、早期実現を図るため、戸別訪問による広報活動等をより一層推進してまいります。

平成18年度の予算総額は14億100万円で、17年度に対しまして6,800万円の減額でございます。

次に墓地事業特別会計でございます。

町営石塚霊園におきまして、現在1,070区画の整備を完了しておりますが、平成17年度には20区画売却し、残9区画となっております。平成18年度におきましても、保有しております区画について、引き続き募集をしてまいります。なお、残りの区画は少なくなりましたので、霊園の全体的な整備構想のもと、万全な環境整備や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

平成18年度の予算総額は1,500万円で、17年度に対しまして、190万円の減額でございます。

次に学校給食特別会計でございます。

学校給食につきましては、食材単価の変動があるものの、長期的な給食材料の調達見込み単価と納入業者の協力で、給食費保護者負担金を現状維持に据え置く努力をいたします。

また、地場農産物の学校給食導入におきましては、昨年から町の特産品であるナスや軟弱野菜など、学校給食を通して、子供たちが地元の食材に関心を持ち、食べ物を大切にする心を育てていくことで、地域活性化にも役立つことを願って、試験的導入を実施してまいりました。この結果を踏まえ、平成18年度から品目を限定し、本格的に導入を行います。

平成18年度学校給食特別会計予算総額は2億750万円で、17年度予算に対しまして200万円の増額でございます。

次に用地取得事業特別会計でございます。

平成15年度及び16年度に新清掃施設関連のコミュニティ施設として用地先行取得いたしました、用地先行取得償還金利子を計上しております。

平成18年度の予算総額は2,000万円で、17年度に対しまして、1,500万円の増額でございます。

次に地域活性化商品券交付事業特別会計でございます。

元気な広陵商品券は、昨年の7月から実施いたしまして、広く町民の方にご利用いただき、地域活性化の一助となっております。今後も取り扱い店舗の拡大と、住民が町内で商品券を利用していただくよう強力で推進してまいりたいと存じます。

平成18年度の予算総額は3,300万円で、17年度に対しまして50万円の減額でございます。

最後に水道事業会計でございます。

水道は町民の皆様に健康で文化的な生活を営んでいくため、及び、社会経済活動の根本を支える社会基盤として、普及・進展してまいりました。しかしながら、施設・設備も経年による老朽化が進み、また、頻発する大規模地震や渇水・台風などによる自然災害に対する備えなど、今後の安定給水に向けた水道の再構築を図るため、早急に取り組まなければならない課題も山積です。

加えて、日本経済の長引く低迷や節水型社会への移行、少子高齢化社会の進展など、社会経済状況の変化を背景に、今後も水需要の伸びが期待できず、経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

幸い本町水道事業会計におきましては、平成12年度、15年度と二度にわたり、料金改

正をいただいたおかげを持ちまして、収益的収支におきましては、収入総額、9億1,274万9,000円、支出総額、9億401万9,000円、差し引き873万円の黒字予算でございます。

収入におきましては、その大部分を占める水道使用料が、人口は増加するものの、1人当たりの使用水量が依然減少傾向にあるため、ほとんど増収は見込めない状況にあります。

一方、支出につきましては、9名分の人件費を初め、受水費として前年度と同じ、282万トン分の4億2,934万5,000円や、安定給水に不可欠な施設設備の維持修繕費、安心して飲んでいただける水質維持のための水質管理費、薬品費、水道水を各家庭の蛇口まで配水するための動力費、施設再構築のための減価償却費等を計上しております。

次に資本的収支についてでございますが、収入総額、8,452万5,000円、支出総額は3億403万9,000円、差し引き2億1,951万4,000円の不足となり、この不足分につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業といたしましては、近い将来必ず起こると言われている大規模地震に備え、施設の耐震性の強化を図るべく、真美ヶ丘配水場の配水タンク及び管理棟の耐震診断や老朽管の布設がえ工事を初め、耐震診断結果に基づく大野配水場配水タンクの補修工事費用、万一の際に備え、給水車及び移動式給水タンクの購入費用、配水管の末端での水質向上を図るための配水管布設、並びに道路整備あわせた配水管の布設工事費用等を計上いたしました。

なお、今後とも水道事業の運営に当たりましては、町民皆様の安心・安定な生活環境を守るため、より一層努力してまいる所存であります。

以上が平成18年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。ご説明申し上げました18年度の当初予算は、予算書に掲載している10の会計と、土地開発公社4億5,670万2,000円、施設管理サービス公社3億6,441万7,000円、社会福祉協議会1億6,721万5,000円を合わせた総トータルでは、204億2,629万2,000円であります。

結びに、私は新年度におきましても、「人にやさしい人がやさしい元気なまちづくり」をさらに進めます。広陵町に生まれてよかった、住んでよかったと実感していただくまちづくりを進めますとともに、この町を選んでよかったと、そして、訪れに値する町として職員とともに頑張ります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適正なご決定、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の平成18年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

次に案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数ですので省略します。

議長 次に日程3番、議案第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について説明願います。 町長！

町長 提案理由をご説明申し上げます。

今回同意をお願いいたしますのは、今月31日で任期満了となります巽教育委員の後任として野瀬悦弘氏をお願いいたしたいと考え、議会のご同意をお願いするものでございます。

巽氏は平成10年4月1日にご就任をいただいてから現在まで2期8年間、教育委員会委員として重責をお務めいただきました。巽氏におかれましては、教育改革、教育環境充実に努めていただき、そのご労苦に敬意を表すとともに感謝申し上げるところでございます。

さて巽氏の後任として提案させていただいております野瀬悦弘氏は昭和12年4月25日に本町の笠でお生まれになり、地元の小・中学校を経て、昭和31年3月に県立高田高等学校を卒業されました。同年、野瀬靴下工場に入社され、昭和36年10月に旭ソックス株式会社専務取締役役に就任されました。その後、野瀬ソックスシステムを設立され、代表取締役に就任され、現在に至っております。その間、日本靴下工業組合常任理事、広陵町靴下組合組合長、葛城青年会議所副理事長、広陵西小学校PTA会長を歴任されました。現在は奈良県靴下工業協同組合副理事長に就任されております。

野瀬氏は人格高潔で豊かな経験とすばらしい識見をお持ちでございまして、教育にも大きな心を持っておられ、またお父さんも教育長をお務めになられた教育一家であります。私は教育委員として適任と判断し、本日ご同意をお願いするものでございます。

なお任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、議案書に記載のとおり、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間でございます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 今回任期満了に伴ってということなんですけれども、この交代につきましては本人の継続の意思とか、そういう点がどうなっているのかということと、教育委員会としてのこの人事の考え方についての合意についてはどうだったのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、教育委員さん、全部で5人だったと思うんですけども、その地域的な配置、基本的にお考えお持ちだと思うんですけども、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

あと、私はやっぱりこういう時代ですから、いろいろな年齢層からの、余り若いと任務にたえませんけれども、そういう部分の配慮もあっていいのではないかと思うんですけども、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまご質問にあったこととお答えを申し上げたいと思います。

本人の意思確認はどうかということでございますが、基本的に任期を皆さん十分ご理解をいただいているところでございますが、私ども本人さんにご理解を申し上げて、本人もご承認をいただいているところでございます。

また、委員会としての考えにつきましても、私ども任期4年、2期8年ということで、長くてもそのようにどんどん新しく入れかわっていただくということの趣旨を委員会にもご説明を申し上げて、教育長にもそのことを各委員にお伝えをいただいております。ご理解をいただいているところでございます。

また、校区につきましては、いろいろなならわしと言いますか、慣習もございますので、私は事前にもご説明を申し上げておりましたように、校区では、東校区につきましても慣習もございます。また、西校区については、なるべくこういう慣習はいいことではないわけでございますが、地域からお互いに出迎えていただくのと、一人でも多くの方がこの行政に参画をしていただくのと、そういう思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、選ぶ人の年齢等でございますが、学校教育、また、生涯教育にも非常に関心のおありをいただくということが男女年齢等にかかわらず、広く人選を進めているものでございます。

以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 2期8年というところの目安については、やはりこれは柔軟な対応で、やはり積極的に起用していただいているという、そういうような評価の部分も踏まえて、この2期8年という部分に線引きをしてしまうというのは、ちょっと問題があるのかと思いますので、こういう点については今後また教育委員会とも議論をしていただきたいと、この点は要望にとどめておきます。

あと、地域性の問題についても、5小学校区があるわけですので、本当にこれから地域と

学校と密接に協力していくという方向性がますます重要になりますので、そういう意味でもその地域のいろいろな実態を把握して、配慮できるような形で各小学校区に一人ということについては今後引き続き積極的にご検討をお願いいたします。

さらに年齢につきましても、こういう時代ですから、やはり現役、そういう子育てに参画しているような世代、そういう世代もやはり含めていくべきではないかというふうに思いますので、そういう年代構成についても今後ご検討いただくことをお願いして、質問は終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第1号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号は原案どおり同意されました。

ただいま教育委員会委員に同意されました野瀬悦弘氏が来られておりますので、紹介させていただきます。

町 長 このたび教育委員にご同意をいただきましたこと、まことにありがとうございます。同意をいただきました野瀬悦弘氏がお見えをいただきましたので、ごあいさつをいただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

教育委員会委員 あいさつ

議 長 本日はご苦労さまでございました。

議 長 次に日程4番、報告第1号、広陵町土地開発公社予算についてを議題といたします。

本案について報告願います。 中尾常務理事！

都市整備部長 それでは報告第1号、広陵町土地開発公社予算につきましてご報告申し上げます。

この予算につきましては、過日の2月22日に開催されました土地開発公社理事会におきまして、慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。それでは別冊になっております広陵町土地開発公社予算書をごらんいただきたいと思います。

22ページをお開きいただきたいと存じます。

平成18年度広陵町開発事業計画書であります。1の事業用資産取得事業の内容といたしまして、事業名、新清掃センター建設関連事業の土地取得、2億6,040万4,000円。取得面積、6,043.51平方メートルを計画しております。建設関連事業の内容は町道古寺中線進入道路整備延伸分、林口橋までの取得費5,735万円。その取得面積1,850平方メートル。

次に百済寺史跡公園整備事業。取得費1億6,705万4,000円。その面積としまして2,903.58平方メートル。

次に広瀬林口、県農協倉庫跡地の取得費1,500万円。面積689.93平方メートル。及び森公民館用地取得費、2,100万円。面積600平方メートルでございます。

次にその下の段の23ページの事業用資産売却事業としまして、同じく事業名、新清掃センター建設関連事業土地売却原価9,500万9,000円、土地売却収入としまして9,514万9,000円。その売却面積3,136.11平方メートルを計画しているものであります。これにつきましては町道古寺中線で中ほどにお地藏さんがあるわけですが、その北側の公社先行取得用地分を一般会計から買い戻しを受けるものです。

恐れ入りますが1ページに戻っていただきたいと思っております。

平成18年度の予算書としましては、総則の第1条、収益的収入及び支出の第2条を記しております。まず収益的収入及び支出でございますが、収入といたしましては、第1款事業収益9,515万2,000円、第1項事業収益9,514万9,000円、第2項事業外収益3,000円、これは利息でございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思っております。支出でございます。

第1款事業費用9,514万9,000円、第1項事業費用9,514万9,000円。その内訳としまして事業分9,500万9,000円と一般管理費14万円であります。一般管理費は報酬4万円、旅費3万円、需用費6万円、役務費1万円であります。報酬は8万円から4万円に減額させていただいております。

次に3ページの資本的収入及び支出でございますが、収入としまして2億6,654万4,000円。支出としまして3億6,155万3,000円。第1項の事業費としまして2億6,140万4,000円であります。第1項借入金償還金9,514万9,000円であります。第2項事業外支出としまして、利息分500万円計上をしております。予備費はゼロでございます。

次に4ページでございますが、第4条の借入金の限度額につきましては20億円に定めるものとなっております。その他予算に関する詳細の説明につきましては5ページ、6ページに収益的収入及び支出の内訳、7ページ、8ページに資本的収入及び支出の内訳、9ページに公社の資金計画書、10ページ、11ページに損益計算書、12ページから15ページにかけて貸借対照表を添付いたしております。

以上が平成18年度の土地開発公社の予算でございます。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認のほどをお願い申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず1点は先ほど22ページのご説明いただいたわけなんですけれども、まず進入道路の件なんですけど、取得が困難な状況が一部で続いているわけなんですけど、その状況について教えていただきたいと思っております。

それから百済寺公園の整備もこれに関連するということですが、県の農協倉庫跡についてはどのような活用を地元から要望出ていて、展望はどうだったかのかということを確認したいんですが、その次、森公民館の件についてもちょっと説明をしておいていただきたいと思っております。

そして、長期にわたる、こういう事業になってくるわけなんですけど、清掃センター関連の事業につきましては。しかしこれは15年間ですべてやるということも、これも決まっているわけですから、その具体的な年次計画はやはり議会に提出していただかなければ、どういう見通しを持っておられるのかということもわからなくなってしまいますので、このような地元等と話し合われました事業計画を含めた実施に対する年次計画を議会に提出していただきたいと思っておりますが、その点について出していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それからちょっと細かいことなんですけど、報酬を半分に引き下げたということなんですけど、報酬を支払うその役員さんはどなただったのかということが、ちょっと認識ありませんでしたので、お聞かせいただきたいというふうには思います。

今回一般会計の方の予算で、歳入の方で出てくるわけなんですけれども、土地の評価がえの中で固定資産税の収入が少なくなる見通しなんですけれども、この取得に関しましてもそういう評価が十分に反映されているのが当然だと思いますが、そういう部分についてはどのような反映になっていくのか、どういう見通しを持っておられるのかということもお聞きしておきたいと思っております。

以上です。

議長 中尾常務理事！

都市整備部長 古寺中線の中で用地が困難を来しているところがあるというご質問ですが、確かに数名の方がまだご承諾いただけていないところがございます。それにつきましても担当の職員が日夜問わず今、説得に行っているという状況でございます。しばらくご猶予をいただければなというふうに思っております。

広瀬の林口の農協の倉庫跡でございますが、倉庫跡の活用につきましては、今のところその跡地に防火水槽を設置するという計画を立てているところでございます。

森公民館の用地も予定いたしておるわけですが、ここで単価的には予算ですので、その見通しという形で近隣の単価を参考にして設置しておるわけですが、場所につきましては今のところまだ森、大字の方で、ここだということが確定、まだされていないという状況でございます。その場所が決まり次第、公社で購入するという計画をいたしております。

それと報酬の件ですが、これは公社に理事として、また監事として入っていただいている議員の皆様を当てる部分でありまして、この4万円になったというのは、単価を下げたのではなくて、今、毎年余分に、余裕を見て、回数ですね、見ていたのを実質毎年行っている回数に、実際の回数に直したというご理解をいただけたらと思います。

最後の取得単価といいますか、その単価をどう設定するかという問題があるわけなんですけど、我々としまして、今、どういうんですか、新清掃センターで一応ご理解いただいた単価を、ほとんど東地区という部分におきまして、その基準、大きな基準にしているところは事実でございまして、それが買収単価のこの基礎になっているというご理解もいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

議長 12番議員！

12番議員 ちょっと待って、今最後の方を聞いてなかったから。計画について何て言ってくれたんだっけ、まだ答弁なかったね、今。答弁なかったですね。

1回目の質問の答弁なかったんで、それを先に聞いておいていいですか。事業計画について出してもらえるかどうかの答弁、まず1回目ですからね。

議長 助役！

助役 清掃センターの関連の地元の事業についての計画をおっしゃっていると思いますが、地元と協定を締結したときの附属資料に議員さん、皆さん方におつけしてお配りしております。

すので、（「年次計画」の声あり）年次計画、もちろんそれも含めて記載をしておりますので、それをごらんいただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

議長 12番議員！

12番議員 いやいや、年次計画は気がつかんかった。

先ほどの農協の倉庫跡については、農協が所有している土地ということですね。それが、農協からの要望じゃなくて、地元からの要望でそういう方向になったんですね。そしたらそれが、活用方法がまだ十分に検討されていないというところの分については、ちょっと理解がしにくいんですが、今、とりあえず防火水槽ということですが、その辺の経緯と今後の検討方向について再度お聞きしておきたいと思います。

それから先ほどの報酬を、回数ということでしたということですが、もちろん議会との相談ということになるわけなんですけれども、この理事者という部分で報酬の対象になるのが議員だけであれば、とりわけ議長、副議長というのは役職手当もあるわけですから、ここは簡単に廃止できるというように思うわけですが、もちろん議会と相談する課題になりますけれども、そういう部分の点については理事者としてはどのようにお考えいただいているのかということだけ聞いておきたいと思います。

議長 助役！

助役 広瀬の農協倉庫跡地につきましては、地元からその土地の活用について希望がございまして、農協と交渉をいたしました結果、農協の方が譲っていいということでご返答いただいているものでございます。地元はその土地について、防火水槽だけでなしに、地域の防災広場として整備をしていただきたいという要望がございまして、今後、地元と十分協議しながら整備計画を立てていきたい思います。

なお、取得いたします土地の一部は道路、あるいは近所の方も以前農協とその用地の一部を分けてほしいということも話をされておられますので、そのあたり地元の調整も必要になってまいりますので、すべて最終的に町が活用するというものではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、報酬につきましては過日の土地開発公社、理事会の中でも議長に申し上げております。議員さん全体の中でご協議をいただきますようお願いを申し上げますので、よろしくをお願いを申し上げます。

議長 6番議員！

6番議員 一つは、土地の利用の問題で、先ほど事業計画の問題については協定の折にあると

ということですが、あれは1年、2年だけであって、その他のところについては年次計画はないんですね。特に私たちがその事業計画の不安定さについて懸念を持ち、予算として具体的な内容で提案していただいていたという、各事業の予算として、そういう問題について指摘をして反対した経緯があるわけなんですね。これは予算の作成の問題ということになるわけですが、そういう数次にわたる、数年にわたる計画については、やはりそのもとに基づいて提案、提出していただくということが必要であろうというふうに思うんです。そういうことによって協定と、あのときの答弁は、すべてがこれをやっていけるという状況ではないということも含まれていた内容の答弁であって、なお不安定な内容であったわけなんです。そういう点で地元との確認、あるいはまた議会がその協定書に責任を持っていく方向性との見合いを含めて、その都度出していただくことが必要だというふうに思います。

それと、それに関連するわけなんですが、いわゆる事業用取得事業について、各種にわたってこの、いわゆる1,828坪の部分があるという事業取得予定、事業用資産取得事業ですね、6,043.51平米の分ですが、これは計画として、単価については先ほどおっしゃったような状況があるでしょうけれども、一応その面積、各場所ごとの面積を覚えておいていただきたいというふうに思うんです。これは逆に、売却事業についての分も、何筆で道路際に面しているところ、あるいは面していないところというところで価格決定をして売却したわけですから、その詳細も蓄積されていく内容になっていくわけですから、売却資産は、一応買っているということで明確になっているわけですから、その単価、面積と提案をしていただけて報告をしていただく必要があるというふうに思います。そういう点で質問、答弁をお願いしたいと。

もう一つは、先ほどから出ている林口の農協跡地ですが、これは、これももちろん平米をお聞きするわけですが、場所としては本当に防災等に使うところには適している場所だというふうに思いますが、あの前、建物の前も従来駐車場で使っている部分があったんですけど、あの前も含められているんですか。道路、いわゆる建物の南ペラの前全体も農協用地になっているのか、ちょっと不明確ですので、面積と、面積は全体の面積ですね、事業ごとの面積と、その点での区域についてお伺いしておきたいと思うんです。

あと、道路用地として非常に狭いということで、北側に回るころについては非常に狭いような用地ですが、これについても広げるというような状況であるのかどうかも確認をしておきたいと思います。

それから、あれはもともと、これは県の農協のものになっているということですね。それ

は当然だというように思いますので、そういう点、よろしく申し上げます。

議長 助役！

助役 事業計画の件につきましては地元との約束で協定書の中に表現をいたしております。

ただ、予算を編成する、あるいは事業を立ち上げる時にずれが生じてまいりますので、その都度地元と調整をさせていただきながら、また議会にもそのことをご報告申し上げて進めていかなければならないというふうに考えております。

それから、広瀬の、それぞれの土地の面積は先ほど中尾部長の方から説明で申し上げましたので省略をさせていただきます。

広瀬の農協の倉庫跡地は689平米でございます。今現在の現状、議員はご承知いただいているのかどうかわからないんですが、既に倉庫は撤去されておまして、全く更地になってございます。地元の駐車場として利用されておったんですが、その分はくいを打って、囲いがされております。その用地を取得するわけでございますが、その南側の道路を拡幅についても地元から要望がございますので、一部民有地も取得をして道路整備を行わなければならないということになってございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 1番議員！

1番議員 寺前君、いいですか。

今、土地取得に対してのお話がありました。特に百済寺公園の、この売却に、買収するについてちょっとお尋ねするんですが、これはまちづくり交付金を活用して、いわゆる基幹事業の中で、この百済寺公園の整備を行うというような予定になっているわけですが、その事業とこの土地開発公社で買う土地と、どんな関係性があるのか、関連があるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長 中尾部長！

都市整備部長 お答えいたします。百済寺公園の関連ということでございますが、いわゆる百済寺公園を整備し直すという部分については地元と新清掃センターをつくるに当たってのお約束でございますので、百済寺公園を整備し直すという方針を立てたわけでございます。その立てる方策をどこへ、国の補助を当てはめるかという、いろんなことをやっております中で、まちづくり交付金という事業が適用されるということが、そこで採択されるということが話の中で、国、県との話の中でできましたので、その事業を活用したいというふうに思っておるわけでございます。

ただ、その所有者の方が、今ずっと昔から入れかわり立ちかわり担当がお話しさせてもら

っていたわけなんです、今現在におきまして、その土地を家ごと売却、町の方にしてもらってもいいという判断をされておるわけです。ですので、まちづくり交付金の事業の中で買収をさせていただくんですが、その事業が、18年度から新しく立ち上がるという、まだ初めの段階ですので、時間がかかりますので、その間、公社の、18年の頭にでも買わせていただいて、後に町の方で買い戻していただくと、こういうつもりで予算措置をいたしているものでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 まちづくり交付金を使って、基幹事業ですよ、百済寺公園のこの事業をやると。それは土地も含めて、整備も含めての事業のまちづくり交付金を使うということで、それはそれでいいと。今、この開発公社でこの土地、家を買うという予定を、それを先行してこの開発公社で買うと。そしてその以後、今のことしの予算にもあるわけですが、それを相殺できるのであるのか。例えば、開発公社で先にも買いますね、この土地を買うと。じゃあまちづくり交付金がついたと、それで入れかえるというようなことが、こういう手法がですよ、このまちづくり交付金の活用の仕方と、この土地開発公社のこのやり方と、できるのかどうかと。今、部長が答弁、答えがあったのを聞くと、それはできるというふうに理解していいのかどうかですね。それをまず、もう質問できないですが、どうでしょうか。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問のとおり、そのまま活用しようというつもりでありますし、また、はい、できるということです。

また、まちづくり交付金事業の中では、そこの1件だけじゃなくて、18年度はほかにまだ残っている用地がございますので、それも含めて予定はいたしております。（1番議員「ついでに聞くけどこの予算、新規事業のこの予算な、この事業説明の中の16番の書いてあること、この交付金の起債については、ちょっとついでやから説明して。当初予算の事業説明書。まちづくりとしてはどこからどこまで。ナンバー16やな。18やな。」）まちづくり交付金の事業ですね。

資料の一覧表でいきますと18番ですね。いわゆる括弧書きで広陵東部地区というふうに括弧書きしているものがまちづくり交付金の事業というふうにご理解いただけたらと思います。これはイコールそのまま（「それはわかってる」の声あり）はい。（「その内容、何に使うのか、どんなところに、基幹産業が、いろいろ提案したんやろ。大きい1,732万5,000円をもらうわけやろ、補助事業で」の声あり）はい。（「起債、1,930万円もら

うんやろう」の声あり) はい。(「内容よ」の声あり) はい。

いわゆる、基幹事業の中ではまちづくりの交付金事業として18年度で予定いたしておりますのは、まだ設計の段階という部分もあるんですが、いわゆるパークゴルフ場というのも予定の中に入っております。(「百済寺のとは」の声あり) 百済寺も入っております。百済寺については、いわゆる設計と用地取得という予定をいたしております。古寺の小公園ですとか、コミュニティバスの運行の調査ですとか、地域の、いわゆる清掃、今の新清掃センターの横にある用地の部分の活用方法ですとか、また、環境のこのリサイクルの町民の学習会を行う予定ですとか、そういう総合的な事業のプランを18年度では立てております。

議 長 8番議員！

8番議員 22ページから23ページにかけての土地開発公社事業計画書ということなんですけど、これ単に金額だけ入れてあるだけと。そして中身については口頭で説明していると。普通はこういうものを出したらね、その下に補足明細書として、どういう、今さっき説明されたようなことは入れておくのが普通じゃないですか。金額だけとか、さっぱりわからない。それではぱっと、それで口頭で言われたって書いてる間がない。だから実際わからないんですよ。だからね、その下の、計画書なんでしょう、これ。数字だけ並べたって計画書になりませんよ。だからその点をもう1回はっきりとしていただきたいと思いますね。これ、公社でもこんな形で審議されているんですか。この資料のままで公社内でも審議されているのかどうか。これでご承認をいただいているのかということなんです。その点をきちっとやってもらいたいと。

それで私も、ちょっと控え損のうてわからない。百済寺公園ですか、百済寺公園が、面積何ぼでしたか、えらい高い坪単価に感じましたんですわ。単価がね。1億6,000万円ほどの金額でしたね、金額は。それで坪数何ぼあったんか。これが、大体あの辺は坪単価、今、時価でやったら1万円、田であったら1万円余りのところですよ、実際ね。あなた方買うとなれば、1万円、実際に売買された単価1万円、2万円もしてないと思います、坪単価ね。だからそれを何ぼで一体買おうとしているのか。

それとまちづくり交付金ですか、これで全部、その買った、この坪単価で買ったやつをね、それで全部、その補助金で来るのかどうか。交付金で来たとなればね、これはやっぱり鑑定を入れて、やはり買い取らなきゃおかしいんじゃないかと。私そう思いますねん。これやはり鑑定の必要が、やっぱり鑑定の必要があるんじゃないかと、こう思いますねんけど、この点いかがですか。

議 長 助役！

助 役 まず土地開発公社の理事会ではこの資料に基づいて審議をいたしまして、承認をいただいたものでございます。おっしゃるとおりわかりにくいという点は確かに否めないと思います。ただ、用地取得については計画でございまして、余り詳細に出してしまうと交渉に支障を来すという点もございますので、今後資料の出し方については十分検討をしたいと思います。

先ほど部長が申しあげました数字、面積を改めて私の方からもう一度説明をさせていただきたいと思います。

古寺中線につきましては金額で5,735万円でございます。面積は1,850平米でございます。百済寺公園につきましては1億6,705万4,000円。面積が2,903平米でございます。これには用地だけではなくに建物の保障も含んでおります。それから広瀬林口の農協倉庫跡地は1,500万円。面積が689平米でございます。森の公民館につきましては2,100万円。面積が600平米を予定いたしております。確定いたしておりますのは広瀬の林口の農協倉庫跡地のみでございまして、それ以外は確定いたしておりません。もちろん取得するに当たりましてはそれぞれ鑑定を取りまして、それに基づいて交渉をするものでございますので、これはあくまでも予算ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 8番議員！

8番議員 相手方があって交渉しなくてはならないということはわかります。しかし、こういうの出すにも普通は、どこをどういぐあいを買収するんだということぐらい出すのが普通と違います。金額だけ出してそのままいいとは思いませんよ、これ。我々議員に、まあこんなの知らんでも構わへんと、中身だけ、金額だけで承認してくれと、こんな感じになりますので。特にそれは百済寺のところですねんけども、その先ほどのあれにはなかったんですけど、これは交付金で、全部この買収金は入るんですか、交付金で。その点だけちょっと、もう1回、1回目の質問で答弁なかった点、ちょっとお答え願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 現在、以前からまちづくり交付金の広陵東部地区の事業計画について県と協議を進める中でこの事業についても承認をしていただいております。正式申請は本年度行うわけでございますが、この百済寺公園につきましても予定しております事業費すべてを交付金対象事業として認定していただく見込みでございます。交付金はもちろん、全額交付金で来るわけではございませんが、最大事業費の40%が交付金として交付を受けられるわけでござい

ます。残りにつきましては起債を充てて、財源を確保したいというふうに思います。

事業が確定いたしますと、先行取得しております土地開発公社から一般会計から買い戻すという手続に入りますので、そのように進めてまいりたいと思います。

議 長 8番議員！

8番議員 あのね、3回違うが、あれは1回目のやつ答弁がなかったから言うてんねや。そうやろう。

これ40%しか来ないということなんですよ。私何でこういう土地開発公社について言うかといいましたら、結局、土地開発公社の買収といえどもこれ町の買収なんですよ。だから土地開発公社で買収された分については町が買収しなくてはならない、そういうことですのでね、土地開発公社の買収であつたって軽んじて物を言うわけにはいかない。これ実質は町の買収。ただ、そういう補助金との関連で土地開発公社で買収するというだけのことなんですよ。だからこういうことを言うてるということをご理解いただいております。

議 長 助役！

助 役 土地開発公社はあくまでも町の委託に基づいて取得するものでございますので、土地開発公社としましては、その財政的裏づけがないものを取得するわけにはまいりませんので、そのことは当然、土地開発公社としても承知をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第1号の報告が終わりました。

しばらく休憩いたします。

(A. M. 11 : 58 休憩)

(P. M. 1 : 34 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支決算についてを議題といたします。

本案について報告願います。 安川常務理事！

都市整備部参与 それでは報告第2号、広陵町施設管理サービス公社事業計画及び予算につき

ましてご報告申し上げます。

この広陵町施設管理サービス公社事業計画及び予算につきましては、去る2月21日に開催されました当公社の理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。それでは平成18年度事業計画及び予算書につきましては別冊になってございますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成18年度施設管理サービス公社事業計画でございます。事業方針は当公社の寄附行為にもございますように、各種文化・体育等の普及振興事業を行い、町及び県等の施設の効率的な管理運営によりまして、住民の文化向上、体育等の普及振興を図り、住民の福祉の向上、増進に努めてまいりたいと考えております。

2番目の事業計画の概要につきましては、公園施設等の管理運営事業を初め、各公共施設の維持管理事業、竹取公園、ちびっ子ゲレンデ指導管理業務、文化向上及び体育等の普及振興事業、並びに環境美化活動事業、そして広陵勤労者総合福祉センター、ふるさと会館の管理運営受託事業を引き続き行うことといたしております。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。5ページをお開きいただきたいと存じます。

各会計予算説明書に基づきまして、予算科目の大科目、中科目の本年度予算額をもってご報告申し上げます。

基本財産収入といたしまして3万4,000円でございます。内容といたしましては、基本財産運用収入でございます。同じく3万4,000円でございます。2番目といたしまして、事業収入、9,498万4,000円。内訳といたしまして、受託事業収入、9,455万4,000円、自主事業収入といたしまして43万円でございます。3番といたしまして、補助金等収入でございます。1億2,393万6,000円でございます。内容といたしまして、補助金等収入でございます。同じ金額でございます。雑収入といたしまして、214万2,000円でございます。受取利息は1,000円でございます。

ページをめくっていただきたいと思っております。6ページに移らせていただきます。

02の雑収入といたしまして214万1,000円でございます。5番の固定資産売却収入といたしまして62万4,000円を見込んでおります。内容といたしましては、什器備品等の売却収入でございます。同じく62万4,000円でございます。当期収入合計といたしまして2億2,172万円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、同じ

く収入合計は2億2,172万円でございます。

支出に移らせていただきます。7ページをお開きいただきたいと思います。

管理費といたしまして1億1,269万5,000円でございます。内容といたしましては一般管理費でございます。1億1,269万5,000円でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

受託事業費といたしまして1億167万5,000円でございます。内容といたしまして、町施設管理費といたしまして7,637万4,000円でございます。もう一つ、県立公園管理費として2,530万1,000円でございます。

次の9ページをお願いいたします。

自主事業費といたしまして518万4,000円でございます。内容といたしまして、文化・体育等普及振興費といたしまして、同じく518万4,000円でございます。

次の10ページをお願いいたします。

特定預金支出でございます。内容といたしましては、退職給与引当預金支出でございます。金額といたしまして116万6,000円でございます。予備費といたしましては、今年度は100万円を予定いたしております。当期支出合計といたしましては2億2,172万円でございます。当期収支差額並びに次期繰越収支差額はございません。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

広陵勤労者総合福祉センター事業計画でございます。平成18年度も引き続きまして、町から管理委託を受けまして、トレーニングルームや浴室等の効率的な活用、研修、会合、スポーツ活動の場を提供し、各種教室開催等により、地域住民の健康福祉、文化振興の拠点として利用者から選ばれる施設を目指して、心のこもったサービスに努めてまいりたいと考えております。管理運営事業につきましては、各種、各施設の利用人員はごらんのとおりに見込んでおります。

次の12ページでは自主事業といたしまして、文化、教育、健康講座等、ごらんのとおりの13教室の開催を計画いたしております。また、その他催し物といたしまして、変わり湯を計画いたしております。

続きまして、収支予算書に移らせていただきたいと思います。17ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成18年度収支予算書でございます。収入、特別会計、1サン・ワーク広陵でございます。収入、事業収入といたしまして4,804万3,000円でございます。内容といたし

ましては、受託事業費収入として2,047万5,000円。自主事業収入といたしまして、2,756万8,000円。続きまして、補助金等収入といたしまして、1,931万5,000円でございます。同じく補助金等収入、1,931万5,000円でございます。雑収入といたしまして、受取利息が1,000円。雑収入といたしまして、189万6,000円でございます。

次の18ページをお開きいただきたいと思ひます。

当期収入合計といたしまして6,925万5,000円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計といたしまして6,925万5,000円となります。

続きまして、支出に移らせていただきます。19ページをごらんいただきたいと思ひます。

受託事業費といたしまして6,492万4,000円でございます。サン・ワーク管理費でございます。同じく6,492万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。20ページでございます。

自主事業費といたしまして431万4,000円でございます。内容といたしましては、文化・体育等普及振興費でございまして431万4,000円でございます。特定預金支出といたしましては1万7,000円でございます。内容といたしましては、退職給与引当預金支出でございまして、同じく1万7,000円でございます。当期支出合計といたしまして6,925万5,000円でございます。当期収支差額並びに次期繰越収支差額はございません。

続きまして、ふるさと会館に移らせていただきたいと思ひます。21ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成18年度ふるさと会館の事業計画でございます。当会館も前年度に引き続き、町から管理委託を受けまして、真心のこもった優しい施設として、サービスの提供に努め、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。管理運営事業における一般貸し出し館の年間の利用人員及び、次の22ページに掲げました宿泊利用を見込んでおります。なお、宿泊業務につきましても職員で対応し、サービスに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

特別会計ふるさと会館収支予算書でございます。事業収入といたしまして3,482万3,000円。内容といたしまして、受託事業収入、1,058万円でございます。自主事業収入といたしまして2,424万3,000円でございます。補助金等収入といたしまして2,632万7,000円でございます。同じく補助金等収入も2,632万7,000円でご

ざいます。雑収入といたしまして277万9,000円でございます。内容といたしまして、受取利息が1,000円、雑収入として277万8,000円でございます。当期収入合計といたしまして6,392万9,000円でございます。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計といたしまして6,392万9,000円でございます。

次の27ページをお願いいたします。

受託事業費等でございます。金額は6,389万4,000円でございます。内容といたしまして、ふるさと会館管理費でございます。同じく6,389万4,000円でございます。下段に移りまして、特定預金支出でございます。3万5,000円でございます。内容といたしまして、退職給与引当預金支出でございます。3万5,000円でございます。

次の28ページをお願いいたします。

当期支出合計といたしまして6,392万9,000円でございます。当期収支差額並びに次期繰越収支差額はございません。

続きまして、29ページをお願いいたします。

最後に18年度働く婦人の家事業計画でございます。働く婦人の家管理運営につきましても、町から委託を受けまして、町内の働く女性や勤労家庭の主婦が健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るとともに、講座開催につきましても、他の施設の競合しない人気のある講座を予定させていただいております。講座開催につきましても前期4講座、後期4講座を開催させていただく予定でございます。

また、30ページの自主グループ育成事業では、現在5グループございまして、グループの指導、育成と活動の場の提供に努めていきたいと考えております。

続きまして、34ページをお開きいただきたいと思います。

特別会計働く婦人の家収支予算でございます。事業収入といたしまして358万1,000円でございます。内容といたしまして、受託事業収入が215万9,000円でございます。自主事業収入といたしまして142万2,000円でございます。補助金等収入といたしまして593万円でございます。同じく補助金等収入は593万円でございます。雑収入といたしまして2,000円でございます。内容は、受取利息は1,000円、雑収入として1,000円でございます。当期収入合計といたしまして951万3,000円でございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計といたしまして951万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。35ページでございます。

支出でございます。受託事業費といたしまして950万6,000円でございます。内容といたしましては、働く婦人の家の管理費でございます。950万6,000円でございます。

次の36ページをお願いいたします。

特定預金支出でございます。7,000円でございます。内容といたしましては、退職給与引当預金支出でございます。同じく7,000円でございます。当期支出合計といたしまして951万3,000円でございます。当期収支差額並びに次期繰越収支差額はございません。

なお、38ページ、39ページではただいまご報告いたしましたサービス公社、一般会計を初め、サン・ワーク広陵、ふるさと会館、働く婦人の家の各特別会計、4会計の総括表となっております。また40ページは給与費明細書でございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、平成18年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算についてのご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これより本案について質疑に入ります。

まず初めに、サービス公社の事業計画及び予算について行います。質疑ありませんか。

14番議員！

14番議員 サービス公社の今後のこの位置づけというのか、将来に向かってのいわゆる本庁舎の職員の削減ということも並行して、町長はサービス公社を今後どのような位置づけで、規模としても今後大きくしていくべきと思われるのか、いわゆるこのままの状態で行くのか。それとの一つの基本的な施設管理サービス公社の位置づけということをまずお聞かせ願いたいなと思います。

そこで、形としては人材派遣というような形になっていると思いますが、幼稚園とかの先生の、職員さんの先生のいわゆる期限つきの人たちもここから出向させていただいていると思いますが、その人数の内訳等も含めましてお聞きしたいなと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 町長！

町 長 ただいま青木議員からお尋ねのことでございますが、今後の方針でございます。施設管理サービス公社はやはり法人の設立趣旨を十分生かしていかなければいけないと思います。また、これから発生する新たな事業計画があるわけございまして、時代に応じた人員

配置、また考え方を明らかにしなければいけないと思います。今、理事会でもお話をしておりましたが、現在はダンス等で非常にこの他の講座に迷惑をかけているというような実態もございますので、ダンス等の利用には極力削減していく、利用回数は減らしていただこうと。そして施設については、現在はサン・ワークの維持管理に当たっていただいているのが主でございますが、サン・ワークの方につきましては、当初の方針と変わりました、国から買い取ったんですから、町の独自の方針で、町民のための施設づくりに変わっていきたいと思います。そういう一つのサン・ワークの方針もございますので、そうしたことを施設管理サービス公社が管理をお願いをしているところでございまして、ただ施設を管理しているだけではなくして、新たな管理をしながら、やっぱり職員にも新たな希望があるような、そういう管理方策を考えてもらおうと思っているところでございます。

現在の職員の体制については、従前どおりで、さらにもっと勉強してもらって、新たな施設管理、施設運営を進めていきたいと思っております。

期限つき職員でございますが、本来は町で採用すべきところでございます。考え方としては6カ月以上の人については本採用をしなければいかんというように法的で整備をされておるところでございますが、国の方でも我々がやっているように、期限を設けて採用してもいいような法案の行方を見守っているところでございまして、我々は幼稚園・保育園の先生方、子供はいつも安定して通うということはわかりませんので、基本的には若い先生を期限つきをお願いをしていこうというのがねらいでございまして、人員配置等につきましても3年ということで決めておりまして、当初からそうした考え方で採用をお願いをしているところでございます。今年度は特に管理公社、また各施設においてもすべて改革をさせていただこうという、そういう年にしていきたいと思っております。消極案よりむしろこの施設、そして人員を生かした施設方針をとっておりますので、どうぞご理解のほど、よろしく申し上げます。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 期限つきの職員の方でございますんですが、保育所に6名でございます。幼稚園の教諭に11名でございます。合計17名でございます。

議 長 14番議員！

14番議員 本当に施設管理サービス公社という、私この名前が、変えるのがいいんじゃないかというように思うわけです。というのは、町長もおっしゃいましたように、町長の施策で本庁職員の削減という大目標もありますし、また、前も私たびたび申し上げておりますが、いわゆる本当に公務員が公務員でしかできない業務、そしてまた公務員以外でもこなせる、

またできる業務ということも当然あるわけですからね、いわゆるサービス、住民サービスを低下させずに人員削減ということを実現していくための一つの考え方の一つであると思っておりますので、今後この施設管理サービス公社ということ、施設にこだわらずして、期限つきの、いわゆる幼稚園の先生、保育園の先生ということも、これは免許証持っておられるということも含めまして、それはそんでいいわけです。

私は、ある意味での一つの苦肉の策、いわゆる公務員の一つの臨時の限界ということで、これは私はそれでいいと思っておりますよ。それとともに、今後やはりその管理サービス公社を、人材をつくっていくという一つの考え方も持ち上げていって、そこでいろんな意味での施設管理を通してとか、またホテル業もあるわけですから、そのことも通して、プロたるものはどうであるかということが、例えばサン・ワークであり、またふるさと会館であり、接客業ですわね、ほとんどがね、その施設においてもね。そのことについて特にそういうような訓練も受けていき、そのような形で、いわゆる多面的にわたるその能力のある人をつくっていく、人材をつくっていく、それをそのときに応じて、また、その業務に応じて役所の方でもまたいわゆる出向していただいて戦力になっていただくというのも当然考えるべきではないかなと、こう思うわけで。

ただ、最終的には本当のきちっとした形での、いわゆるアウトソーシングの受け皿という形をもって確立をしていくのが、公社というままでいいのか、これはまた別として、株式会社にしていいのか、これもまた別としてね、将来いろんな形で見据えていかなならないように私はなっていくように思いますし、また愛知県の高浜市ですかね、そこにおきましても、以前も申し上げましたと思いますが、そのような別の組織として、役所の別の組織として活用して、まさに人材も育成して、それを登用していって、いわゆる相乗効果を上げて、本庁舎の、いわゆる経費の削減になっているということも事実でございますので、そののところ、大きな器で、また遠いところを見て、いわゆるアップを見らずしてロングで考えていただいて、今後の町長がおっしゃる効率のよい行政というのを実現するための一つの手段として施設という名前も取ってもいいから、サービス公社というものを十二分に活用の方向で見据えていきたいなど、いや、行っていただきたいと、こう私は思うので、今後ともそのようなことも含めて、いわゆる施策を遂行していただきたいなど、こう思うわけでございますので、よろしく願いをします。

議 長 6 番議員！

6 番議員 まず午前中に公社、土地開発公社のところでも議論があったように、いわゆる報告

という形で済ませているという感覚で議案やその他説明をしているということであってはならないというように思うんです。

これは今議会で、いわゆる議会活性化特別委員会をつくっていくわけですがけれども、今、中央や町村議会などは分権の考え方を議会にも徹底して育てていくという意味から議決権の拡大と、議会の権限も当然高まっていかなければ住民を主人公にした施策は生まれません。自立したまちづくりというのはあくまでも議会においても能力を高めていくと、こういうことが言われているわけなんです。そういう点で、再三言っているわけですが、この問題に関して、公社もしかり、あるいはまたシルバーもしかり、いわゆる財団法人だから議会には提案する必要がないという考え方を改めていく、このことが今、問われているわけです。

そういう点でまず最初に聞くわけですが、この報告に対して当然審議は過去もしてきたわけですが、報告という認識だけでとらえているのか、それとも議会に報告し、審議する必要がある重要な事項という認識を持っておられるのか、その点をまず聞いておきたいというように思うんです。これは当然今後の問題にかかわる内容ですので、よろしく願います。

そういうもとにおいて、再三同じ質問をしてきて、もう飽きてくるわけなんです、まずこのいわゆる予算書のつくり方の基本的に、受託事業のところで数字を具体的にあらわしていただきたいと、こういうことを述べているわけなんです。だから先ほどと同じように、今までもこの受託事業の内訳について、町施設管理委託金、この内訳についてどのような内容なのかということをお口頭でややこしく言うよりも、きちんとやっぱり説明した資料を出していただく、これが基本ではないのかというように思うんです。もちろん説明していただくわけですが、それも十分に説明できないということで後日資料をいただく、こういう繰り返しではないのか。国保委員会においても、あるお医者さんは、同じことを毎年言っているけれども、その進歩したところを具体的に質問、述べていただきたいと、こういうことも言っておられたわけですが、やはりそういう点で、議会と理事者との関係においても、きちんとその点について答えていただくと、こういうことが必要だというように思うんです。

そういうことも前提にして質問をするわけですが、例えば、今回の予算全体の中では、総括表のところで、人数は、本年度は33人、前年度は36人で3人減になっているということでもあります。こういうことを前提にしながら、今回このサービス公社で減らされている受託事業は、主には公社事務局経費、1,100万円ですね。これが職員によって賄わ

れる。あるいはまた具体的な数字としてどのようにかかわっているのかということがよく見えて来ないわけなんであります。そういうことで、その次のところにも及ぶわけですが、今回この部分の中で、まずその点での事業を展開していく基本的なところの変化がどのようにとらえられているのかということをお伺いしたいと思います。

そして、ふるさと会館においても、職員で対応し、いわゆるスタッフについては削減していくということも言われていたわけですが、そういうような人員削減の中で、スタッフを、いわゆるアルバイトですね、アルバイト等を削減して、なお現状のサービスを維持するという考え方に立って、どのような状況が生まれるのか、どういう変化が起こっているのかということについて、やはり基本的なところの部分として説明していただきたいというように思います。

それから、施設管理委託金、これは6,888万円計上されているわけです。前年度より189万6,000円増額になっています。これについても、先ほどの数値、具体的なこの中身について、いわゆる毎年同じようなことを聞いているわけですから、同じ内容のものをつくっていただいて、そして提出していただくということが、この時間削減にもつながっていくわけですし、全く合理的な議会と理事者の議論を深める内容になるわけですから、その点について、重ねてお願いしながら答弁をしていただきたい。

それから馬見丘陵、いわゆる県立公園の部分については、大幅に703万8,000円削減されているんですね。昨年度はこの問題については、いわゆる芝生等をふやして、管理のところを少なくしていくということも県から委託を受ける場合の削減につながっているというようにおっしゃっていたわけですが、現実には範囲は広がっていったという中で、県がこれを削減する方向を打ち出しているのはどのような中身で、どんな影響があるのかということについても、説明をしておいていただきたいというように思うんです。それと収入のところ、いわゆる枝葉粉碎機売却益、62万4,000円が上がっているわけですが、これは公社が、樹木等の管理で発生するものを、いわゆる堆肥化するための施策として打ち出してきたものであります。ところがこれを全面的に変えるということであれば、今後のその方向性はどうかと。そして私は、これがなかなか難しいというような問題であったわけですが、広陵町から出る部分だけであれば、もっと生かして堆肥化の作業ができるのではないかと。あるいはシルバーだけに任すのではなく、広陵町自体もその開発に乗り出すということ自体が、今後の広陵町自体の、全体から見た場合の大きな前進、いわゆる経費の削減等も含めた前進につながっていくという見通しもあったというように思

うんですけれども、今回はこういう形で打ち切ってしまうと。これはどのような形でシルバーの中で議論をされて、理事者とどういように議論をされて全体、広陵町の、いわゆるたくさん出てくる樹木の枝葉等についてどんな管理をしていこうというように方向転換されたのかということなども、あわせて述べるべきだというように思います。

そういうことが公社の管理運営に当たっていく基本的なところの部分であり、シルバーとの関係で方向性が出てくる内容だというように思いますので、そのような視点からご答弁をお願いしたいというように思います。

ここで先ほど言っているように、スタッフ、支援スタッフ、賃金5人分が上がっているわけですけれども、これら等についても、ふるさと会館等で削減しているということと関連して、こういうところについては変化がどうなのかということもあわせてお聞きしておきたいということもあわせて追加しておきます。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 たくさん言われたんで、漏れ落ちあるかもわかりません。できるだけお答えしたいと思います。

まず、町の受託事業の金額の増はということかということで、だったと思うんですけども、これは古寺にできましたパークゴルフのところがふえましたんで、金額は増加しております。

そして県の減額につきましては、昨年に引き続き、どういうんですか、花壇等をなくしてしまっ、それを芝生を植えて、人手で時間のかかる、お金のかかるやつを減らして、機械力によって庭園管理をやるということで、金額訂正されるということでございます。

それから、粉砕機の売却云々の方向転換でございますが、これにつきましては償却年限がございまして、シルバーの方にお譲りいたしまして、そしてシルバーの方で管理していただくということで、大切に機械を使っていたといたう方向転換をさせていただいたもので、粉砕機を続けて使っていて、チップ化の、堆肥化を進めるということについては変更はございません。

それからふるさと会館におきまして人員の減ということをうたっております。これはサービス公社の職員をサン・ワークに勤務させまして、サン・ワークの人員減と省力化、そしてなおかつ町の方針に基づくご協力というんですか、少しでもむだな経費を省いて、最大限の効果を生むということで、公社をサン・ワークの方へ移したものでございます。

これぐらいだったと思うんです、終わります。（「管理費、管理会社に100万円減にな

っているという点の問題と、その先ほど言った資料をなぜそれを一々、今、完全に抜けているんですけども、いわゆる受託事業費の内訳について、口頭でいくとその基本、いわゆる6,000幾らしかの積算のすべて、それを出してほしいというように思いますけども、そういう点について文書できちんと毎年出していくということが必要ではないかということなんです、その点はどうかということ」の声あり)

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 申しわけございません。

金額といたしましては、都市整備課の町内の公園並びに街路樹等で3,700万円ほど。それから、旧建設係に相当する内容といたしまして1,790万円ほど。総務課、交通公園ですね、54万円ほどということで、総務課、集会場用地等の草刈り等管理で。（「それはいいですわ。それをなぜ、その文書で最初から出てこないのかということを行っているんで。それと公園などの管理の場合の単価というのは、前年と変わってなかったら前年と変わっていない形で出してもらったらいいんですけども、それも後から資料でいつももらうという状態ですね。だからその、そういうものがなぜ最初に出ないのかということをお聞きしているんです」の声あり)

都市整備部参与 昨年と同じ金額なんですけども、内容を少し。つけるかつかないか、また理事会に諮りまして、お返事させていただきたいと思います。（「公社の事務局経費が1,100万円ほど、これはどこでどのような管理をしていくということなのかどうか。だから人件費で600万円減っているということに対応している問題だということに思うんですけどね」の声あり)

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 一般管理費と思いますんですけども、これに、金額が減っておりますのは職員の異動と退職によるものでございまして、金額が減っております。

議 長 6番議員！

6番議員 そしたら単純に言えば、金額が減っても従来のものを維持していくということでこの予算書をつくっているということなんです。だから、要はその聞いているのは、一般管理費で1,100万円、支出の方では、いわゆる職員と職員手当で1,000何ぼ減らしているわけなんです。だから、いわゆるその職員で減っている部分というのは、従来と同じようにそれでやっていけるということで公社運営、これはシルバーやその他含めた話でやっていくということで対応されてきているのか、それともその削減の部分という、減った部分

というのは、これはどこで減っているかわかりませんが、先ほど言った幼稚園・保育園で11名やから、前年度20何名あった部分が減っているのか、そういうところの部分について、私らはこれ見ただけでわからないんですよ。だからそんなところについてきちんと最初に説明をしていただきたいということなんです。

それと、先ほど、これは町長にお聞きしますけれども、実際にこういう予算報告について、本来議会で、シルバーも含めて重要な問題であります。監査についても、いわゆる補助金、町が行っている補助金先については、監査がきちんとするというところで広がっているわけなんです。そういう監査の状況もちろん不祥事に対する監査委員の役割、責任というのはどんなものかということも本来議論しなきゃならないわけなんですけども、そういうような点からいって、この公社に報告する内容というのは、議会に対してきちんと説明をし、議論をしていただくという観点からしているのか、それとも報告事項だけであるから、そんな難しいことを言ってもらっても困るんだという形での認識でこの報告書をつくり、そして理事会が議会に提出しているという考え方に基づいているのか、それを地方分権、議会の審議権の拡大等々、今、盛んに言われています。この毎年出る地方議会人でも、ことしの2月号では、相当怒りの声を上げて、地方の改正がなされてないと。いわゆる法定云々だけであって、条例事項についてはそれが関与できないとか、いろいろ地方団体の意見が反映されていないとあって怒っているんですけどね、そういうような形で地方議会が本当に分権の中で役割を果たしていかなくちゃならないと。議員のもちろん資質向上も含めた話だというように、当然のことですけれども、そういうような視点からこの報告書等についても、やはり議案提出すると同様の意識を持って、資料やその他も段取りした中での提案をしていただくということが、考えておられるのかどうか。今の質疑の中では全然見えてこないもので、その点については理事者の方からご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいま寺前議員の議決権、審議権の拡大ということで、今、国ではそのように叫ばれているのは我々も認識をしているところでございます。基本的には一般会計からそれぞれ委託事業で受委託をやっているわけでもございまして、予算審議の過程でそれらの過程を十分ご議論をいただけるものと思うわけでもございまして。基本はやっぱり自治法のルールがあるわけでもございまして、こうしたサービス公社、土地開発公社等については議会で報告をするということになっておりまして、審議をするという、そういう過程ではないわけでもございまして、我が町におきましては、これらの資料についてはしっかりと報告をさせていただ

て、質疑を受けて、つまびらかにしていただいているところでございます。

おっしゃるように、議会からは2名の理事さんがお入りをいただいているわけでございます。公社の運営には直接かかわっていただいております。そうした代表でお入りをいただいている、そして今般こうして報告をさせていただいているわけでございます。貴重ないろんな資料、細かい資料については不足な箇所があるかと思いますが、ご指摘いただけるこうした資料についてはお出しをするということはきっちり資料の中身でもお決めをいただければお出しをできるのではないかと思います。

いずれにしても、我々は隠し通してやっているのではありません。どうぞ皆さんと一緒に協議をさせていただくわけでございますので、しっかりと報告をし、このサービス公社の経営についてもかかわっていただくと、こういうことでございます。

ただシルバー人材センターについては、もうこの中でご協議は、だったらどうかなと思います。補助団体でございますので、我々は全面的にこのやっておるのではないわけございまして、理事会でも、理事の一員にも加わっておらないわけございまして、そのことはシルバーの決算書、いろんなことについてもここでお出しをして、ご意見をちょうだいすると、そういう形になろうかと思います。

いずれにしても、だんだん審議の拡大は図られているというのが状況でございます。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 先ほどもたびたびご説明させていただいてますんですけども、1名退職と、1名の異動ということをお知らせいただいております。これは公社に配属されていた職員がグリーンパレスへ異動させたんでございます。その職員が2名減ったということで、給料の面で2名減っております。そういうことによって金額が減っております。

それから、トータル的には公社の人員としては1名退職、1名のみでございます。

それからサン・ワークの方に、先ほど申してますように、公社の方から職員が3名参りまして、公社の業務とサン・ワークの業務をかねて頑張ってくれております。公社の方も町と同じように頑張る職員執務の密度を上げているというあんばいでございます。そういうことをご理解いただきたいなど、かように思います。終わります。（「そういう説明なんでしょうけども、1, 100万円が、管理費が減って、職員が減ったと。そしてトータルとしては総括表にあるように、3名の減が755万円の減額というようになるんですね、予算書で言えばですよ。そういう点では1, 100万円の補助金の削減というのは、どのような、点からおかしい。だから全体総論として3名減って、それからスタッフ、支援スタッフ

も減って、それでやっていけるという体制で臨むということなのか。今おっしゃったのはそういう意味だというように思うんですけども。その点の全体像がよくわからないので、もう一度説明をしていただきたいというふうに思います。今の内容につけ加えるという意味になるんでしょうけれども、そういう点でちょっと答弁を」の声あり)

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 私の説明が大分悪いのか、ご理解いただけないのか。

トータルの形は公社で配属されていた職員がグリーンパレスに行ったということで、異動で一人減っているだけの話で。それから、公社の中における職員は、公社の3名がサン・ワークに行っておりまして、他の職員は役場の中に研修として、いろんな勉強、公務員的な勉強もごございますし、書類の作成業務もごございますし、住民の方と接するという接遇も研修を受けさせております。そういう職員がおりますので、人員的に、その職員をこのたびはふるさと会館が不足いたしましたので、ふるさと会館へ異動したということでございます。これでご了解いただけましたか、よろしいでしょうか。

議 長 よろしいですか。 12番議員！

12番議員 まず1ページなんですけれども、文化の向上、体育の普及振興事業で、17年度までは、ゲートボール大会とターゲットバードゴルフが、これが共催という形で事業に入れられていたんですけれども、これをなくしたのはなぜなのか。また、それは高齢者の方の楽しみ、あるいはこの働いておられる方の楽しみを少なくすることにならないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから私、毎年毎年、少しずつ、先ほど寺前議員も質問していましたけども、受託事業収入のところが減ってくるんですが、今回、来年度はふえるということなんですけれども、12年前ですから、6年前と比較しましたら、大体12年前が1億2,877万6,000円ということでしたので、何と半分になっている状態なんです。その仕事の内容は基本的には丘陵公園の管理とか、また施設の管理等でしたから、内容的には余り変わらないと思うんですけども、むしろふえているのではないかと思うんですが、受託事業収入がこのように減ってきている要因をわかりやすく分析してほしいんですが、かなり過去のことにはさかのぼりますので、ここでご答弁できないようでしたら、予算委員会の方できちっとご答弁いただいても結構かと思いますが、わかる範囲内をお願いしたいと思います。

それと、歳出、支出の8ページなんですけれども、シルバー人材センター委託料等と、ほかということで7,231万5,000円が計上されているんですが、これの内訳ですね。

私はほとんど全部シルバーに委託されているのかと思っていたんですけど、今回シルバーの10周年記念誌の中の、見てみますと、公共事業の契約高が非常にここに上がっている金額と比べると少ないんです。ですからこれの明細が、シルバー以外に民間にも委託されていると思うんですけども、この明細を教えてくださいたいと思います。

これは県立公園のシルバー人材センター委託料ほかというところも同じく明細を教えてくださいたいと思います。

それからあと一つは、保育園・幼稚園にここから人材派遣をしているわけなんですけれども、これは実務的とか、経済的な面を重視すればいいという問題ではなくして、人を育てていくという大変大きな課題があるわけなんです。そういう中で、若い人を3年ごとに採用を繰り返せばいいというような、安易なやり方でいいのかどうかということに大変大きな不安を感じるわけです。やはり、子供を育てるということについては、専門的に勉強して来られた方たちが専門的な見地で仕事をしていただいて、そして3年と言えばまだまだ新人なんです、一般的な職場では。そういう中でころころと若い人ばかりが交代をしていくということになれば、本当に子供の保育をすることに対して、熟練した先生が本当に少なくなる、職員さんの方では確保できるでしょうけれども、幼保一元化ということも検討されておりますが、それを踏まえたとしても、私は大変大きな不安を感じざるを得ません。

こういう子供を育てるという観点から、これは担当をちょっと外れますけれども、公社の一存で決める問題ではありませんので、担当の民生部長とか、あるいはまた教育的観点から言えば教育長とか、そういう部分でどういうふうな考えをお持ちなのかということも専門的な立場で聞かせていただきたいと思うんです。そういう立場がなくして、そういうリストラと言いますか、財政的な問題を全面的に出してしまっている問題なのかどうかということをやはり一致させていく必要があるということで、あえてお聞きをしたいと思います。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 ゲートボール協賛をなぜなくしたということですが、これにつきましては、ゲートボールの方、社協の方でもやられておりますので、支出、同じことですが、社協の方で対応していただくということで、昨年度から中止させていただきました。

それから受託事業費がなぜ減ってきているかと、県の方がなぜ減ってきているかということだと思うんですけども、県の方も財政が悪化いたしまして、なるべく公園の管理をしたいけども、金額、予算がつかないということで、先ほど寺前議員さんに説明させていただいた

ような機械力によって管理をするという方向でされて、面積はふえているんですけども金額が減っているというあんばいでございます。

それから町の管理委託業務のシルバー人材センター委託料ほかでございますんですが、これにつきましては、町の管理委託、シルバーさんをお願いいたしております。それ以外に、公社といたしまして、河川の堤防草刈り、周辺の大字の方、消防団とか自警団の方とか、村の方が刈り取りをやっておられます。それを委託をしております。

それから公社直接管理をやっている内容の施設の委託料もございます。シルバーに委託料としては6,290万円ちょっとなんですけども。（「事業の方のね」の声あり）それ以外にチップ業務で350万円。（「県の方の予定は」の声あり）県の委託料につきましては、2,180万円ほどになります。

終わります。（「幼稚園・保育園の先生の問題は。専門的なのか、立場から言うところなんですかという、やっぱりその整合性なくして一方的にそちらの方でやればいいのかという答えじゃないので、答えにくかったら町長お答えいただいてもいいので」の声あり）

議 長 町長！

町 長 若い人ではだめだというような考え方があるようでございますが、基本的には資格を得て先生になっていただくわけございまして、例えばマンネリ化しているんですね、従前の定員が安定をしておりますと、そのまま年いくわけございまして、職員が減る分だけ先生も減っているとかいうことになると、毎年同じことを繰り返しているのではないかと。子供にもっと元気を与えるということをやってくださいと。私は先生が表に出て、運動場でころこぶことできるかということをお願いしているわけですが、若い先生、来たらもうすぐやっているんですね、運動場で、表に出なさいという、そんな感じでやってくれています。私は、町の職員を大きく刺激をしていると思います。伸び伸びとやってくれている。そんな思いで、現在の年いった先生を悪いとは言いませんが、しっかりと頑張ってくださいということ、私、申し上げているわけございまして、若々しさが即、子供たちにも何か好感を呼んでいるようでございます。こうして培ったその力を、3年終えたらまた次の社会でどうぞ頑張ってくださいということで私ども申し上げているわけでございます。この与えられた3年を、学校で習ってきた、また研修を受けてきたいろんな新しい保育、幼稚園のこともありますが、こうしたことをしっかりと町の方で生かして、実践してくださいと。そして先輩の先生方は、よく、やっぱり人づくりでありますので、若い先生を教えるもやってほしいということをお願いしているわけで、私は今トラブっているということは聞いてお

りません。この方式が、私は評価あるものと思っているところでございます。

議長 12番議員！

12番議員 今、町長の方のご答弁の、幼稚園・保育園の先生のことにつきましては、やはりいろいろな年代の先生がバランスよく配置されているのが一番理想的だというふうに思うんですけども、若い方が大部分という形で、それも3年で終わりという形になっていくと、やはり本当に専門的な部分、どうなのかということが大きな、保護者との関係でもそうですし、子供との関係でも出てくるということを指摘しているわけです。

何年かやってきてマンネリ化ということもおっしゃいますけれども、やはりそれは積極的に研修をしてもらうとか、レベル向上に努めてもらうという、そういう指導をしていただければ別に問題は発生しないわけで、逆にベテランの部分を最大限有効に生かしていただくということこそが素晴らしいことではないかと思っておりますので、やはりこれは保護者にとっても、若さも大事ですから、若い人がいなくなったら困るわけですし、ですから先ほど言いましたように、保護者の方との信頼関係とか、子供をいろんな角度から見るという立場からも、ぜひこれは、度を過ぎたような形は困るということも指摘しておきたいと思っております。

それと、さらに保育士の先生なんですけど、やはり今、若い方、本当に保育士になって小さい子供を保育することに生きがいを持ってなっている方も、本当に1年であっちの園に行ったり、こっちの園に行ったりとか、そういう場合が多々現実としてあるわけです。そういう方が本当に落ちついて、真剣になってやれるかと言うと、そういう状況は本当になくなってきていて、私は本当に保育現場の危機というものを感じざるを得ません。本当にこれからは女性も長く働くということが求められる社会ですし、そのせっきやく得た知識と経験が生かされないような、こういう雇用形態については、やはりきちっと、行政の立場であれば雇用する立場におきましても、そこまで見ていただかなければいけない大きな課題だということをおし上げておきたいと思っております。ぜひそういう角度で真剣にまた、いろいろ検討していただけますようお願いしたいと思います。

それから、先ほどもちょっとわからなかったけれども、ゲートボール大会、前年の17年度には載っていたけど、今回の振興事業の中に入らなかったんでお聞きしたんですが、やっているんであればそれはそれで結構だと思うんですが、ちょっとやっているということなんでしょうか、やめたということかな。という。

議長 安川常務理事！

12番議員 まだ今いい。後で一緒に。その点と。もしやっていないのであれば、ちょっとよ

く、わかりにくかったんで、答弁が。どういうことなのかということを知りたいのと。

それから、先ほどの委託金の問題で言えば、県の方は3,600万円ぐらいで推移してきて、徐々に減ってきて、今回は大分大きく減ったわけですが、面積広がっているから、そういう部分で花壇、今おっしゃったように、花壇をなくして芝生にということでの減らし方だなというふうには思うんですけど、広陵町の委託事業が、6年間で、金額的に半分になっているのはなぜだったのかと、大きい金額だったので、とりわけその部分を聞いたかったわけですね。その辺で、会計のやり方も変えているので、ちょうど平成12年度からシルバーが独立というか、そういう形になった時期でもありますから、その辺での数字の変化があるのかもしれませんが、その辺のところは今回分析できなかったら、予算委員会で報告を再度お願いしたいということを確認したいんですが、それ二つ目ね、なんです。

それから、違うねん、ちょっと違うねん、考えがね、考えというか、徐々に減ってきてということで、寺前議員の質問に対する答えも十分納得いかないけれども、なぜこんなに激減しているのかというところが、分析してほしいということ言うてるわけ。だから、全然、県の方はまだ見えやすい分があるんですよ、今の説明の中で。けど、広陵町の分が見えてこないんです。ですからその点。

それから受託の方の、委託料なんですけど、これシルバーの10周年記念誌の方で見せていただきましたら、公共事業と民間とに分けて、こういう何か契約高、表になっているんですけど、グラフの方に。平成16年度で公共が2,188万9,000円になっていたんですけど、民間が1億6,149万円になっていたんで、だからこの数字との整合性が合わなかったんで、この冊子をつくられるときの、数字の間違いもあるのかもしれませんが、だから、この今説明いただいた金額と全然乖離しているものですから、なぜかなというふうに、わからないんですが、この冊子、当然ご存じだと思うんですけど、これの中の数字との違いについては何なのかということ、わからなければちょっと調べていただいて、予算委員会の中で、再度ご報告いただきたいんですが、そういう点でお願いします。

議 長 町長！

町 長 事業費は年間落ちているのは、だんだん落ちるんですね。公園とかいろんな草刈りとか、こんな作業はボランティアの皆さんがやっていただいたり、また地域の皆さんが一生懸命まちづくりのために草刈りをしたり、奉仕をしてくれているんです。委託する事業は年々減ってまいります。そこでシルバー人材センターは、今、理事長交代になりまして、理事長もなかなか今度は意欲のある佐藤理事長でございまして、せんだつても協議をさせてい

ただいて、その落ちる分は、これからは新しい分野で町と連携をして活動に参加したいと、こう申されているのであります。基本的には新しくふえるのは、これから道路の維持管理に当たっていただくと。また看板の除去、常時お回りをいただこうと。また交通安全等の問題も常時赤色のパトロールカーを回すのでも、職員で回っているものを、こうしたシルバー人材にしてもらおう。庁舎の清掃管理も、プロ並みに挑戦できるかどうか、これらも今、協議を進めているところでございまして、今日まで、ただ公園と道路の草刈りだけでは落ちるばかりであります。これは民間にさせていただこうという動きを私どもやっておりますので、シルバーには基本的には委託費は減ってまいります。新たな挑戦をしていただかなければ、ふやせと言われても、生えてない草をここ引けというわけにはいかないわけでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

議長 もうよろしいですか。一応この。これは終わります。

続きまして、広陵町勤労者総合福祉センターについて質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 一つ簡潔。バレーボール、バレーボールという、バレーボール違う。ダンス、ダンスというのはよう出るんですけども、これは広陵町とサン・ワークでやっている事業で、広陵町の方が多事業なのか、それとも町外の方が多事業なのか。これから利用形態が変わっていくということからいって、そういう内容が含まれているのか、そういう点、ちょっと確認したいのと。

それからサービスカウンターなんですけれども、これはどういような、件数でどんな内容なのか、これは後で資料、全体の資料で出していただくときで結構ですが、その内訳と。聞きたいのは、それは後で資料で出させていただきます。全体のサービスカウンターの、5カ所で行われている問題。

聞きたいのは、土日は、いわゆる役所が休みだからこれは、いわゆる印鑑証明や住民票はストップすると。ところがサービスカウンターは、ここはやっているということからいって、これはいわゆる活用していくという方向は明白にあるんですね。ただ役所の方の担当が配置していないために機械が動かせないという状況だけなんです。ところが宿直者は、日直者は2名いるということで、技術的な問題はいろいろあるでしょうけれども、現実問題としては、その印鑑証明、住民票についての稼働の形態というのは、日直者によって、担当が違うから全くわからないというような、そういうような問題じゃなくて、これは変化ができないのか、これはその全体の仕組みがわからない状態で質問をしているわけなんです。そういう点で具体的にやっぱり土日稼働している窓口については、印鑑証明や住民票も発行できる

という体制は可能だというように思いますので、その点についての、する場合の障害は何なのかという点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどの質問で、確かに人数、役所に派遣された方が2名いるから、2名の分の人件費が減ったということで、もう1名はふるさと会館に派遣してスタッフを減らしたということで、私もそれなりに理解ができつつあるんですが、違ったらもう1回説明していただいたらいいんですが、いわゆる全体の内容は、人を減らして、支援スタッフも減らして、今までどおりの業務をやっていくという方向で努力をされてきているということなのかどうかだけを確認をしたいので、その点で、人数は結構ですから、そういう趣旨で、現実に人件費の部分が、純減にしている部分は、いわゆる残った人たちの力でやっているということなのかどうかだけ確認しておきたいと思うんです。あとはまた資料でいただきます。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 ダンスのことなんですが、ダンス、町内以外につきましては、町外を含めまして25団体ございまして、町内は8団体、責任者がございます。

それからサービスカウンターの方は、ちょっと私らお答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。サン・ワークの方の（「何で常務が答えるの」の声あり）うちのサービス、今現在やっておりますのは、サン・ワーク、土曜日曜も開いてございます。時間も延長して遅くまで開いておりますので、その範囲内で、役場本庁のパソコンというんですか、住民票並びに印鑑証明の機械の動いている間は、出していただける間は出していただいておりますけど、それ以外の時間は水道並びに税金の納付に来られましたら、町民税等、来られましたら受け取っております。

それから、先ほどの人員の話なんですけども、ちょっとご理解の方をお願いしたいのは、人数的にはほとんど変わらないということで、退職者が出て、人数が減った分に対して、町の研修に行っていた職員が戻ってきたというふうに解釈いただきたいと。町にもご協力いただいて（「3人減ってんで、そやけど」の声あり）これは年度当初でございまして、その中の臨時職員、パート職員の方がやめております。そのためにサービス、形で、各施設の人員についてはほぼ変わらないと。ただ、役場に行っておられた方が、不足したところへ回っていただいているということで、町の方に研修に出っていた職員が戻っていただいたというふうに解釈していただいたらいいのかなと。（「33人が36人に減ってるねん、1月1日現在で」「ふえてるやん」「36人が33人に減ってる。後から聞けないから」の声あり）

議 長 助役！

助 役 人数の件は、また後で詳しく説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

サービスカウンターに絡んで、サービスカウンターの利用状況については後ほど部長の方から報告をさせていただきます。ただサービスカウンターが土日、施設では窓口があいているのに、住民票等の発行ができないという不便さがあるという点をご指摘のとおりだと思います。ただ本庁の方のコンピューターを動かさないと対応できないという点がございまして、コンピューター操作には相当熟練した、やはり専門的な知識、技術も必要でございますので、今のところ、今のままでは運用が不可能だというふうに思っております。

ただ、今現在検討しておりますのは、土曜日曜に窓口を、本庁の窓口を開業できないものかどうかという、経費と効果の面を検討を始めているところでございます。なおかつ平日の窓口の開業時間を、例えば早朝から始める、あるいは就業時間を延長するという方法についても検討しているところでございまして、また、地域には職員もそれぞれいろいろな地域に住んでおりますので、その職員に役場連絡員として、役場の窓口を自宅を充てていただくと、いろいろな用事を自宅で受けるという方法も考えられると思いますので、こういった多面的に今現在検討を進めているところでございます。早々に結論を出して、どの方法がいいのか、結論を出して進めてまいりたいというふうに思います。

サービスカウンターの利用状況は部長の方から説明をいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 サービスカウンターの利用の実数等につきましては委員会でご報告を、対応させていただきます。

それと今、助役の方から答弁をいただきましたけれども、一般的には本庁でだれでも対応できるんじゃないかというような議員のご指摘もございましたけれども、パソコン操作のみならず、やはり各証明書関係につきましては、例え親子といえども発行できない場合があるということのご認識をいただいた上で、だれでも対応できるためには、それなりの体制を整備しないと、いわゆる土日対応できるかという問題もあると思いますので、今後指示を受けておりますので、十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 14番議員！

14番議員 サン・ワークのことでちょっとお尋ねしたいと思います。

私、個人的にも相当最初から非常にかかわっておるので、非常に心配をしているわけでございますので、心配というより愛情を持ってやっているという考え方を持っているわけです。

いわゆる町の単独施設になったと。これを踏まえてリニューアルをいろいろ考えておられるということはお聞きしておりましたし、先ほど町長が少し触れていただいたように思います。そこで、いわゆるサン・ワーク広陵を、衰退の一途を迎えさせて、自然に死なせていこうと思っておられるのか、それとも、いやいや、町の施設として、まさに、いわゆるある意味での出先の、いわゆるすばらしい施設に、いわゆる生き返らせて、今でも生きていると思うけど、なお一層活用して、元気づけてやって、町の一つの大きな目玉である、いわゆる対外的な施設という形の位置づけを考えておられるかということで、リニューアルということは特別前向きな話だと思いますわね。そこで、いわゆる地場産品とか、またいろんな内容の変更、いわゆる施設としての魅力あるつくり方、またニーズに合わせてという、いろんなきれいな気持ちのええ言葉で出るわけですが、そこで、本当に前進を考えて施設をつくっていくと、これにはやっぱり意気込みというのか、決意というのか、それが大変必要やと思います。そこに対して、また人材の登用ということも当然出てくるわけですわね。勝手に動いてくるもんじゃないと思います。そういう意味で、先ほど来、窓口業務のことに含めまして、本当の意味で、いわゆる生きた大きな活用のある施設に変えるのにはどうかと。

そしてまた、この前まで、何か運営協議会というのか、やっっているいろいろ答申を受けられたと思います。そこで、今現在のところで精査されている単独広陵町の施設として、いわゆる指定管理者制度とかいろいろ制度も当然ありますが、いや、しばらく町長それは考えてないとおっしゃったと思います。その意味で、本当の意味で、活用していくのか、もう自然に消滅というのか、そのところをきちっとした決意を聞きたいなと、こう思うわけでございますので、よろしくお願いします。

議 長 町長！

町 長 サン・ワーク広陵についていろいろご心配をいただいているわけでございますが、基本は今、衰退をしていないわけですし、多くの方が利用をいただいて本当にうれしい悲鳴を上げているわけでございまして、これは町外の利用者をどうするのかということが問題でございまして、講座の利用をするのに駐車場もないと。中はどうなっているのかなという感じでございます。どうかしてくれと、もっと使いやすい施設に変えてくれということでございまして、なかなかまた、おふろに入っても町外の方が何か大きい態度で入っているようでございます。これらをさらなる発展をするためにどうしたらよいかということでいろいろ御提案をいただいているわけでございます。今、萱野にコミュニティセンター、高齢者の施設でございまして、町も補助を出して健康道場、また碁や将棋をなさって、高齢者が楽しく遊

んでおられるわけですが、この施設が萱野の公民館にあるわけですが、ここではどうも使い勝手が悪いということで、各区長さんおっしゃられて、今、協議をいただいているわけですが、こうした機能をサン・ワーク広陵に持ってきて、町内の皆さんが、やっぱり使っていただいて、楽しんでいただけると、そういう施設づくりに変えていってはどうかと、この提案が実は今、今年度中に具体化をしていきたいと思っているところでございます。

さすれば、トレーニングセンターで若い人がやっているのはどうなのかと。これはもう体育の施設に変わっていただくということで、体育館の方に施設づくりをしていただく。いろんな健康器具はそちらへ移して行って、高齢者の、極端に言えばヘルストロンを中心に、このサン・ワークに置かせていただく。

大集会室は、さすればどうするかということでございますが、ダンスは先ほど報告がありましたように、団体数では8団体あるんですが、利用者の割合は恐らく1割ぐらいではないかと思えます。ほとんどは町外の人でございます。まだ、京都、大阪からご利用いただいているようでございまして、これもうれしい悲鳴でございますが、町民の人については残念な結果に及んでいるわけでございます。大集会室は農産物の即売場に、ひとつここでやってみてはどうかということでございます。広瀬の方で計画はしておりますが、とりあえずここで何らかの形で町民の皆さんに集える施設として、また農業生産者として、ここで自分の野菜が売れるんだというような、そういう夢も与える施設として、まずスタートをして、今度新しい施設に変わっていただいたらどうかと。

また、講座も随分うまくいくわけですが、また、高瀬さんの四季というレストランもこれでうまく機能するのではないかと、いろんなことが今回リニューアルの一つとして早速検討を開始をして、もう早いうちに皆さんとご相談申し上げて、実現化をしてまいりたいと、そしたら希望ある施設にまた変わるのではないかと。

名前も、そうなりますと名前を変えなければ町外の利用者は怒ってきますので、名前も変えて、もとの町の施設を利用してくださいと、それぞれの自分の施設を使ってくださいというようにUターンしてもらおうかなと、そんな思いでございますので、よろしく願います。

議 長 14番議員！

14番議員 そのとおりだと思います。私、死んでいると言うては、町民にとってどうかという、現実に町民が、広陵町の単独施設になれば、町民に還元することがまず第1点。

そこで、うちの近所もこの間セブンイレブンができ、そしてまたローソンができて、もう一つ、いわゆる大野の方にはまたローソンもありという、かなりコンビニができてますからね。そのとき私ね、あいさつに皆、来ていただくのでお聞きしたわけですね。これは一つチャンスやなどと思って。というのは、向こうは物すごいノウハウ持ってますわ。いわゆるお客さんのニーズをつかむ、店舗はどこに出したらええとか。いわゆる車の通る道路、どっちの道の方が、どっちの面の方がええか、側の方がええかとか、貴重な、もう命がけで研究してますわね。その結果、私自身、こんなおまえ、二つも三つも並んだら大丈夫かと言うたら、いや、今まではコンビニは通りの通行のお客さんをまず思ってたけど、そうじゃなしに、町自身があつて、商店がほとんどなくなってきた。年寄りのお方が歩いて、いわゆる郊外店やなしに歩いて物を買える、また配達もするように、今は配達もしてます。そういうような考え方でやって。

そこで私の言いたいのは、コンビニが並んで建てる沿道であるワンワークというのはいい場所にあるんだなということ、まず1点。これはほかが証明してくれているわけですね。あかんようなところへ、ああいうような、本当にシビアにビジネスを考えているところがやりませんわ。その意味で、そこで広陵町にとってもあの場所というのは、サン・ワークがあそこにあるわけですから、つくるんじゃなしに、もうあんねんからね。そこで後は何をつけるねん。いわゆるそういうものをどんどんつくって行って、ニーズに合うものに変えていくわけですね。そのことも含めて、やはり地場産品であり何であり、やはり活用していこうと思ったら、そこで駐車場の問題も町長触れられました。僕はもっとそのことでは観光バスでも、やっぱり流動してもらえるような、いわゆるそのコースの一つとして使ってもらえるような中身で、行ってんけど何もありませんわと、こうじゃなしにね、そのような考え方を持ってね、本当に町長がおっしゃる、逆に本当にええ出店みたいなもんですわ、役所としても。そこで人材の育成から、それも皆やっていけんねんから。であれば、非常にある意味での研修の場になるような、人材の育成ですよ。接客等含めて、そのような考え方を持って、本当に細かいことは任しますけど、いわゆる本当にいろんなアイデア、今、町長おっしゃってましたわね。それも全部ええとか悪いとかこれはわかりません。ただ、本当に、もうやはりそういう専門的な人のご意見も拝聴して、いわゆるコンビニやっている人だとか、いろんなそういう人たちでも呼んででも構わん、どうやねんということで、やっぱり意見を聞くと、やっぱりプロに聞くというのも大変大事だなと。こっちで役所の考え方には限界も当然ありますからね、命がけでしゃへんからね。

しかしコンビニのやっている人、いや本当ですよ、うち来たのは、もう顔色なかった。売り上げこっだけ落ちたと言うて。セブンイレブンの店長や、西山という人や、これは個人名言うてもええ、しっかりした人やからね、頑張ってはる人やから、個人名は言うても。そういうように、物すごい現実に関っておられますから、サン・ワークのところええなど、こう言うてますわ。そこでひとつよろしく。その後のことは、細かいことは別として、そういう観点でやっていただきたいと、こう思います。

答弁は結構です。

議長 12番議員！

12番議員 簡単にいたしますが、先ほど寺前議員がやっている事業がどうなのかと、人数がどうなのかということを書いてましたが、具体的に言えば、これは数年前に比べれば、自主事業が、以前は20講座とかたくさんいろんな講座をしていたんですけども、平成18年度のこれ見ますと、13講座なんですね。ただ人数は、エアロビクスとかヨガとか、運動系のが通年でありますから、全体の人数は大変ふえているんですけども、講座が、変化に富んだ講座が企画できていないというのが実態なんです。この点はなぜもっといろいろな要望があると思うんですけども、講座をふやせないのか。この点まずお聞きしたいと思うんです。

各種の催し物につきましても、今は変わり湯だけなんですけど、以前は夏休みイベント、子供を対象にしたね、夏休みイベントとか、勤労感謝デーイベントとか、コンサートとか、また新規単発イベントということでさまざまな事業がなされていたんですけども、これも本当にシンプルになってしまっているんです。だからそういう部分で言えば、財政が厳しくなって、そして人員が減らされていく、こういう中でのスリム化ではないのかとってしまうのもやむを得ないと思うんですけども、このような自主事業と各種催し物の事業の減少については、なぜこういう状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。

とりわけ先ほどから青木議員も指摘していますように、今、サン・ワーク広陵は広陵町の施設ということでの検討をされるということで懸念を示しているわけなんですけど、これはいろいろ幅広く検討していくということで、前1件審議会か何かつくっていただきましたが、民間の方の公募で提案してもらおうとか、そういうことも考えていただくのも一つの方法だと思うんです。施設は広陵町の町内の方、中心に使って、その一方で観光バスとか大勢他市町村から人を集めて地場製品の売り場をつくるということについては、どうも何か整合性がどうなのかなという部分もありますので、そういう点は特色を明確にさせていただいて、慎重

に今後提案もされるでしょうが、案を練っていただきたいというふうに思います。これは意見で置いておきますが。

あとはいいです。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 いろんなイベントがないんで寂しいということで、儉約しているのと違うかということで。当時はサン・ワークをPR、いかにPRしてたくさんの人に集まってもらうかということで苦慮されたと思うんです。今はいかに駐車場、人を制限と言ったら語弊が出ますんですけど、適正な使用をいただくかということで苦慮しているところなんです。だから、講座につきましては過去いろいろやっておりました。だから、定員に満たない講座もございまして、その中でやはり人気のあって、皆さんに喜んでいただける講座ということで厳選させていただいております。今現在13講座でございましてですけども、さらに魅力ある講座を開きたいと考えております。

ここで一応事業計画として確定できる範囲内で載せさせていただきましたんですけども、さらに当方としてもいいものがあれば開催していく予定でございます。

施設の内容で、民間から公募という形でございましてですけども、いろんな、町長先ほど申されました内容、いろんな方面から検討させていただいて、皆様に喜ばれる施設づくりに努めたいと、かように考えております。終わります。

議 長 この件もこれで終わります。

最後にふるさと会館と働く婦人の家について質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 施設利用料金、ほかのいわゆる利用料のところですけども、これについての内訳を教えておいていただきたいと。料金値上がりした後と前とに分けてお願いしておきたいと思います。（「そんなん資料でええねやろ」の声あり）資料でもええ。（「そんなら資料でええと言え」の声あり）資料でええわ。

議 長 ほかにございせんか。 12番議員！

12番議員 1点だけお聞きしておきますけども、クレジットカード、お客さんと直接やりとりして、クレジットカード取り扱いの周知拡大ということも書いてあるんですけども、今回の事件の中で全体のそういう収納方法とか、システムを見直すということでしたが、こういうふるさと会館とかそういうところについてもきちっとチェックして見直ししていくのかどうかだけお聞きしておきたい。

議 長 助役！

助 役 町内の、サービス公社だけでなしに町内にはいろんな金銭を扱う部署がございますので、それを全体的に詳細に今、調査をいたしておりまして、改善すべき点は早急に改善するようにという通達も既に流しておりますので、それを確認作業を進めたいというふうに思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 済みません、29ページの働く婦人の家事業計画の中で。（「働く婦人の家ってない」「まだ入ってない、まだやで」の声あり）まだですか。（「そうそう。次ね」の声あり）一緒になって。

議 長 一緒です。二つ一緒です。

3番議員 いいんですね、済みません。この中で、事業計画の中で宅地ボランティアの育成及び活動の支援という項目が入っておりますが、これは新しい計画でございましょうか。また、内容もちょうと教えていただければと思います。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 自主グループ育成事業というのは、私とこの働く婦人の家で開催いたしました各種講座等でグループをつくっていただきまして、さらに内容を熟知していただくために職員・スタッフが応援するグループでございます。

以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 これも1点だけお聞きしておきたいと思うんですが、30ページ、自主グループ育成事業なんですが、現在は5グループだけなんです。でも、これも本当に数年前までは19グループとか20グループあったんですけれども、なぜこんなに自主グループが激減しているのか、そういうところへのサポートはどうなっているのか、その点についてどのように判断されているのかお聞きしたいと思います。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 先ほど山村議員さんにお答えしたとおり、講習等でできましたグループを自立できるまで応援するというのでやらさせていただいております。だからある程度自立されますと独立して、自分たちで活動されているということでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 講習を受けたグループが、その言うたら自主グループにしていくということじゃなくて、以前だったら町内で自主的にほかのところで活動されていた方もこの働く婦人の家

の場所をお借りするという形でいろいろ自主的な活動を活発になさっていたんですけれども。以前何回か指摘しましたのは、やはりこの自主グループの方が利用しようと思うと手続的に大変煩雑であり、全部利用者の名前も書き出さなきゃいけないとか、そういう中で、もっと利用しやすくしてほしいという声がたくさんあって、それが改善されないまま来ているのも一つの原因じゃないかというふうに思いましたので、従前であつたら19、20もあつたのになぜ4分の1になってしまったのかということはどう考えているかということを知りたいんです。

やはりそういう自主グループが本当に使いやすいようにサポートしていくことが大変大事だと思うんです。今、あちこちでいろんな、ここはボランティアを使うわけでもないですけども、いろんなグループがある中で、やはりもっと使いやすい方法をとっていただくことが大事なんです、その改善についてはどうかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。

議 長 安川常務理事！

都市整備部参与 松野議員さんの趣旨はわかるんですけども、皆さんが自主的に活動できるスタートができて、自分たちで活動できる状況にまでお育てして、あとは自立していただくというのが本来の目的でございますので、そういう本来の目的に戻っていただくという、たえず働く婦人の家がサポートするということじゃなしに、自分たちで自立して飛び立っていただくというのが本来の趣旨でございますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第2号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3:14 休憩)

(P.M. 3:32 再開)

議 長 再開いたします。

議 長 次に日程6番、報告第3号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

議案について報告願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第3号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第5号)の専決処分

につきまして、ご報告を申し上げます。

今回の補整予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,976万4,000円を追加し、予算総額123億3,762万3,000円といたしたものでございます。

まず議案書の11ページの歳出でございますけれども、先般の火災による書庫の焼失によりまして、現在、解体撤去工事に取りかかっているわけでございます。早々改築すべく設計委託料100万円と工事費2,900万円を計上いたしております。またアスベスト対策におきましても、飛散調査結果により、早急に撤去工事を必要といたしますグリーンライフ真美ヶ丘で740万7,000円、中央公民館で884万1,000円、中央体育館で3,351万6,000円を、合わせて4,976万4,000円の補正をいたしたところでございます。

歳入ですが、9ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ3施設の国庫補助金、合計で1,782万2,000円を計上いたしております。また、書庫の改築費用につきましては、その全額を建物災害共済金をもって充てることとしたたく3,000万円を雑入に組み込んでおるわけでございます。

町債につきましては、アスベスト対策事業国庫補助金の充当残について借り入れを予定しております。総額3,180万円を計上いたしております。

以上で平成17年度広陵町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第3号の報告は終わります。

議 長 次に日程7番、議案第2号、広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案の第2号でございます。広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

13ページでございますが、平成16年、法律第85号、地方公務員法の改正によりまして今回の条例制定となったものでございます。

内容でございますが、14ページ、地方公務員法の第58条の2の規定に基づき、人事行

政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めたものでございます。第3条に職員の任免及び職員数に関する状況から第8号のその他町長が必要と認める事項、この8項目につきまして、今回、職員の人事行政の運営に関して公表を義務づけられたものでございます。こういった内容につきましての公表でございますけれども、第4条に毎年9月末までにその状況を町長に対し業務の状況を報告しなければならないこととされておるわけでございます。

そしてまた15ページの左の欄では、第5条から8条まで書かれておりますが、これにつきましても第6条で公表の時期をうたっております。毎年12月末までにこの公表をしなければいけないという規定になっております。そしてまた公表の方法でございますが、町の広報紙に掲載する方法、その他町長が適当と認める方法によって公表の方法をうたっております。

この条例につきましては平成18年4月1日から施行いたしますものでございます。

以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 次に日程8番、議案第3号、広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第3号、広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでございます。内容につきましては16ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年6月14日に成立いたしました、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法におきましては、国は国民の安全を確保するため、その組織、機能すべてを上げて、みずから国民の保護のための措置を的確、また迅速に実施するなど、国全体として万全の体制を整備する責務を有することが定められておるわけでございます。

こうした内容を受けまして、県、町におきましても、国民の保護のための措置として、いろんな役割を背負うことになったわけでございます。町が有事における役割として対策本部の設置が必要となりましたので、本条例の制定をお願いするものでございます。

条文につきましては、第1条には趣旨、第2条には本部の組織、第3条には会議の招集規定、次のページめくっていただきますと、第4条、本部長は部を置くことができる規定でございます。そして第5条には現地対策本部、それから第7条では第2条から前条までの規定は緊急対処事態対策本部について準用するといった準用規定を設けております。

この内容につきましては武力攻撃事態対処法の第4条に緊急対処事態その他緊急事態の対

処のための措置として本部の設置についても法整備がなされておる、そういった関係で本部を設置するものでございます。

この条例は公布の日から施行いたすものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程 9 番、議案第 4 号、広陵町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案の第 4 号、広陵町国民保護協議会条例の制定についてでございます。17 ページでございます。

さきの議案第 3 号同様、国民保護法の成立によりまして、地方公共団体に課せられた平時における主な役割につきましては、国民保護計画を作成することとされております。こういった作成におきましては広く住民の意見を求め、関係者から意見を聴取するため、国民保護協議会の設置を義務づけておるものでございます。

内容につきましては 18 ページに掲げておるわけでございますが、第 1 条に趣旨でございます。第 2 条に専門委員 30 人以内ということで、委員の定数を示しております。第 3 条には会長の職務代理、第 4 条には会議、第 5 条には幹事、第 6 条には部会、めくっていただきますと第 7 条に雑則ということになっておりますけれども、この条例も公布の日から施行いたすものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程 10 番、議案第 5 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第 5 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてでございます。20 ページの内容をごらんいただきたいと思えます。

このほど 18 年度におきましては町医・歯科医・学校医など医師の報酬につきましては実質の受診による賃金、あるいはまた研修会、講演会等々の報償金により支給をいたしたく医師会と調整を図ったものでございます。こうしたことから現在うたっております非常勤の報酬でございますが、17 番の町医、年額 10 万円から 25 番、保育所嘱託薬剤師、年額 5 万円までの項目を削除するものでございます。

めくっていただきますと改正後の表になっておるわけでございますが、この中で 21 ペー

ジの上段2行目でございます。19番、国民保護協議会の委員、月額8,000円、これにつきましては先ほど説明申し上げました議案第4号との関連において、国民保護協議会の委員の方々の月額8,000円を追加させていただいたものでございます。あわせて改正をお願いいたしたいと思っております。なおこの条例は平成18年4月1日から施行いたしたく、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 次に日程11番、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。総務部長！

総務部長 議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。内容、23ページ以降に書かれておるわけですが、概略だけを説明を申し上げたいと思います

一般職の職員の給与に関する条例の一部は国家公務員一般職職員の給与に関する法律の一部の改正に伴って、本町におきましても人事院勧告制度に基づきまして、本年4月から給与構造の抜本的な改革を行うために条例の一部を改正させていただくものでございます。

給与構造の改革の内容につきましては、地場賃金を反映するための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と、職務、職責に応じた俸給構造への転換、勤務成績の給与への反映を柱としたもので、約50年ぶりの大改革となっております。

改正の主な内容につきましては、給料表をごらんいただきたいんですけども、29ページの左に掲げておるものでございます。現在の9級制によります俸給が新級で7級制に変更をいたすものでございます。そしてまたこれまで32号給の最高号給が125号給に、平均4.8%引き下げられ、特に管理職につきましては平均7%の引き下げということになるわけでございます。

しかしながら引き下げとなる職員につきましては給与は月額が保障されることとなります。さらに調整手当を廃止し、これにかわり民間賃金を反映した同率の地域手当を創設するほか、勤務実績を反映した昇給制度への改正をさせていただくものでございます。

なお附則につきましてはですが、本条例の改正等によります、関係する条例の改正についてもあわせてさせていただきたく、その条文につきましては、以降にうたわせていただいております。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に日程12番、議案第7号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第7号でございます。職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。内容は32ページでございますが、概要を説明申し上げます。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給与条例の改正の中で給料表が9級制から7級制に改正になることによる、級構成の変更及び地域手当の創設に伴う別表の改正でございます。

この中で32ページの下から6行目、第12条第1項中3号でございますが、現在、日当の支給範囲ですが、県外のみとなっておりますが、このたび職員の能率向上、士気向上を目的として、調査研究を積極果敢に出張をして努力する、研究するということから、比較的遠方となります、15キロメートル以上の市町村、いわゆる奈良市・五條市・生駒市・宇陀市・山添村・宇陀郡・吉野郡に出張をいたす場合は、半日日当を支給させていただく規定を今回改正させていただいております。

さらに平成11年の旅費法の改正に伴う改正といたしまして、32ページの上段に列記しておりますが、これはこれまでの改正について全国的なばらつきを是正するために給与条例とあわせ、準則に従い、今回、鉄道賃と船賃に関する改正も、現行料金体制に整合を持たせた内容で文言を変更をさせていただいたものでございます。

この条例につきましては平成18年4月1日から施行日となっております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 次に日程13番、議案第8号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 収納対策本部長！

収納対策本部長 議案第8号、広陵町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。34ページをごらんください。

内容としまして、第42条第2項については、個人町民税の納税者に対する前納報償金、第70条第2項については、固定資産税の納税者に対する前納報償金であり、今回の改正はこの率を本年4月より市中金利の低利にかんがみ100分の0.3から100分の0.2に改めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程14番、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の36ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の改正は介護保険法の改正、及び平成18年度から3カ年の第3期介護保険事業計画によるものであります。資料として添付させていただいております資料1、介護保険料算定に関する事項、資料2、第1号被保険者の保険料と一部を改正する条例に関する新旧対照表、25ページをごらんいただきたいと存じます。

まず第7条の保険料でございます。資料は1をごらんいただきたいと思っております。

介護保険事業計画の3年間の推定被保険者数や要介護者数、介護サービス料などを見込んで保険料額を算定いたしました。保険料算定の結果、月額基準額を4,000円、年額4万8,000円としたものでございます。

次に資料の2をごらんいただきたいと思っております。

保険料第4段階が基準額であります。年額4万8,000円、月額4,000円を基準として、所得などに応じて6段階の区分で保険料を改定させていただくものでございます。

次に条例等に関する新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第9条第3項の改正は、保険料の算定に関する基準が6段階に改正されたことに伴います生活保護に係る規定を追加するものでございます。

次の第18条中、法第33条の3第1項後段を加える改正は、新予防給付による要支援状態区分の変更の認定の規定が追加されたことによりますものであります。

次に附則の第3条は、平成18年度、19年度における保険料の特例措置であります。資料2の右上の附則第3条、激変緩和措置をごらんいただきたいと思っております。

平成17年度の税制改正、高齢者非課税措置等の廃止によりまして、世帯が非課税世帯から課税世帯となり、保険料の段階が第4段階に上昇する非課税者の場合、及び本人が課税者となり、市町村民税の経過措置の対象者とされた人で、保険料段階が5段階に上昇する場合において、保険料率を新しい段階のものよりも抑制するというものでございます。平成18年度、及び19年度において激変緩和措置を行うものでございます。

今回の改正は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 次に日程15番、議案第11号、広陵町下水道建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案の第11号、広陵町下水道建設基金条例の廃止についてでございます。

下水道事業の進捗もほぼ完了をしてまいったこともございます。下水道の建設基金からこれまで取り崩しをして下水道事業の推進を図ってまいったところでございます。この現在の基金の残額におきましては、164万5,000円という残金になっております。今後こうした下水道基金への財源確保につきましては、かなり期待薄という状況でもございます。この際、17年度の残額をもって取り崩しを、精算をいたしまして、廃止をさせていただくものでございます。

施行期日は18年4月1日からということでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 次に日程16番、議案第12号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第12号の町道の路線認定をお願いするものでございます。議案書の46ページをごらんになっていただきたいと思っております。

広陵第1号近隣公園の南東側に当たる場所でございます。正相21号線と22号線がございます。正相21号線、22号線ともに開発業者により設置された道路でございます。現在入居も終わり道路状態も確認しましたところ、町道に受けるべきと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。この21号線につきましては、起点終点が正相21番9から正相21番12であります。延長は28.94、幅員につきましては最大最小ともに6メートルでございます。

次の正相22号線につきましては、正相23番5から23番7まで、延長が28.50、幅員が最大最小とも5.5メートルでございます。

続きまして、47ページの議案書を見ていただきたいと思っております。

これも開発によりまして、奈良交通さんが開発されて分譲されたというところでございます。現地もすべて入居が済んでおられます。道路も破損もないということを確認いたしております。この部分につきましては4本の路線に分かれてお願いするものでございまして、進入導路が2カ所と、開発の内部を一周する部分が1カ所と、自転車歩行者専用道が1カ所ございます。まず3番目の馬見北132号線といたしましては、北1丁目3番26から1丁目3番、同じく26まで、延長が15.61メートル、最大最小ともに6メートルでございます。

次の馬見北133号線につきましては、起点が北1丁目3番26から北1丁目3番25まででございます。延長が293.98メートル、幅員につきましては最大最小ともに6メートルでございます。

次の馬見北134号線につきましても、起点が馬見北1丁目3番3から同じく北1丁目3番3まででございます。延長にいたしまして16.05メートル、幅員につきましても最大最小6メートルでございます。

最後の馬見北135号線でございますが、起点が馬見北1丁目3番12から馬見北1丁目3番12、延長が13.19の自転車歩行者専用道でございます。幅員につきましては最大最小ともに3メートルでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程17番、議案第13号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 同じく議案の第13号につきましては、町道の路線変更についてお願いするものでございます。議案書の51ページをごらんになっていただきたいと思っております。

51ページに記している部分は高田川左岸の部分を追加するものでありまして、もとより広瀬中の間を東西に通過しております広瀬中線に追加するものでございます。この図面の太い部分が変更増の部分になります。したがって、最終起点が広瀬1219番から終点が変わりまして中40番3になります。延長といたしましては、191.57メートルが追加され、1,250メートルのトータルの路線になります。

次に52ページをごらんになっていただきたいと思っております。

これにつきましても、古寺6号線という路線があったわけですが、北の部分に210メートル追加されます。その内容としましては、古寺6号線といたしまして、起点は古寺151番1として変わりませんが、終点につきまして、古寺640番となり、210メートルを追加しまして、距離のトータルが1,192.64メートルになるものでございます。

続きまして議案書の53ページでございます。

53ページにつきましては、この図面の下段部分の太く塗ってある部分と、図面の上部の、北側に位置しますが、黒く矢印で葛城川を横断する林口橋を新しくかけているわけですが、その部分とをあわせて追加するという部分でございます。下の部分の350メートルの変更増をさせていただく部分につきましては、もとより古寺東幹線という路線が数年前に認定されていたわけですが、今回新たな事業の変更によりまして、統一した路線名に変えるべきだ

という国の指導も受けまして、古寺中線に変更するものであります。ただし従来の古寺東幹線につきましては、その路線名で事業を今まで行っているところから、会計検査の年度が終了した後、廃線にするというつもりでございます。したがって、その間はダブルで路線認定をしていただくということになります。

その内容といたしましては、古寺中線といたしまして、起点が古寺267番1から226番1に変更され、終点が286番2から232番1に変更になります。延長といたしましては、トータルで460メートルふえまして、トータルで1,150メートルの路線となるわけでございます。

以上、3件の変更をお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

議長 次に日程18番、議案第14号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について説明願ひます。 総務部長！

総務部長 議案第14号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回につきましては歳入歳出それぞれ5億6,782万8,000円を追加し、歳入歳出総額を129億545万1,000円といたすものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。63ページをお開きいただきたいと思います。

まず基金でございますが、各基金の運用によります利子の増額補正、189万9,000円でございます。それから児童福祉費、保健衛生費につきましては、補助金と一般財源の振りかえ、財源振替の措置でございます。

64ページには葛城清掃事務組合負担金の確定による減額でございます。そして、新清掃施設建設工事でございますが、国庫補助事業の17年度前倒し採択によります5億4,907万9,000円を、補正をお願いいたしたいものでございます。道路橋りょう費におきましても関連いたします道路整備工事9,000万円、17年度国庫補助枠の増額によって補正をお願いするものでございます。

それから65ページにつきましては、下水道の今回の補正に伴います繰出金の減額、そして古寺町営住宅集会所の増改築工事につきましては再検討をする、そしてまた地元との協議の中で今回見送るというふうな状況でございまして、1,000万円減額。そして香芝広陵消防組合負担金につきましては、人件費の確定による減額、488万8,000円でございます。

他方、歳入でございますけれども、60ページでございます。

普通交付税の確定による額、512万1,000円の補正をお願いするものでございます。それから次世代育成支援対策交付金につきましては国庫補助金、それと県補助金の制度に基づく振りかえでございます。そして清掃費につきましては2億7,000万円は国庫補助採択事業増による補助金の増でございます。道路橋りょう費につきましても同じく事業増による補助金の増でございます。

それから各調書関係につきましてはですが、56ページでございますが、継続費の補正をうたっております。新清掃施設建設費につきましてはの年割り額の変更、並びに事業費の変更でございます。

それから57ページの左には地方債の補正をうたっております。今回の補正予算の事業の変更に伴う地方債の変更、そして減税補てん債、臨時財政対策債の確定分による補正でございます。

それから第4表の繰越明許費でございますけれども、57ページの各事業に伴いまして、地元交渉、その他諸条件によりまして、年度を越えるおそれがございますので、その事業につきましては繰越明許費の補正をお願いをいたすものでございます。

以上、第6号、一般会計の補正予算の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

議 長 次に日程19番、議案第15号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第15号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

今回は歳入歳出それぞれ8,115万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,723万3,000円とすることをお願いするものでございます。それでは歳出からご説明したいと思います。

72ページをごらんいただきたいと思います。

一般被保険者の療養給付費でございます。これにつきましては、当初予算におきまして1人当たりの医療費を12万9,500円程度見込んでおりました。被保険者数は6,635人ということで計上をさせていただいておりますが、現時点におきまして、人数にはさほど変化はないものの、医療費の高額化に伴いまして、1人当たり医療費が13万8,900円

ということで、約1万円の高額化が生じております。そのために6,244万3,000円の補正をお願いするものでございます。

また同じく一般被保険者の高額医療費につきましても、当初の予算計上単価、1万2,700円程度のものが1万5,500円ということで、2,800円程度上がっております。その関係で1,871万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。70ページでございます。

まず第2款の国庫支出金、国庫負担金の分でございますけれども、療養給付費負担金、これにつきましては国の負担分が当初40%ということでスタートをしておりますが、年度途中での改正に伴いまして、国の負担率を4%削減をするということで、36%負担になりました関係で、医療費総額は大きくなっておるんですけども、国庫負担金は2,495万6,000円減額になったものでございます。それと、財政調整交付金につきましては、負担率は当初10%ということで計上しておりますが、制度改正に伴いまして、1%減、すなわち9%の国庫負担ということになります関係で、医療費の増と相殺の形になりますが、増額補正でございます1,332万3,000円の増額をお願いするものでございます。国庫の、いわゆる負担率の引き下げに伴いまして、第4款の県支出金におきまして国庫からの移行分ということで増額がございまして、普通調整交付金ということで、5,946万5,000円。開いていただきまして、71ページの特別調整交付金ということで、973万円、合わせまして、県の支出金が6,919万5,000円増額補正されるものでございます。さらに県と連合会で実施されております共同事業からの交付金ということで、高額医療費増額に伴います増額分として2,163万5,000円が交付されます。なお不足いたします195万7,000円、これにつきましては、戻っていただきまして、70ページ、一般被保険者の国民健康保険税の方で補てんをしたいということでの財政調整でございます。

以上、簡単ではございますが、ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 次に日程20番、議案第16号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは議案第16号の平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。79ページの歳出からご説明申し上げます。

79ページの上段の流域下水道の負担金の減につきましては一般の家庭の方の節水努力の結果が減になったということでございます。中段の流域下水道事業負担金につきましては、

県の流域事業が最終精算されたと、今年度の最終精算によるものでございます。その下の下段の公債費につきましては、利子が3%から2.1%に変更したことによる減額でございます。

次に歳入であります。戻っていただきまして、78ページであります。

繰入金と下水道事業債が減額の主な内容であります。以上、981万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億8,748万9,000円とするものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程21番、議案第17号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第17号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の制定についてご説明を申し上げます。議案書81ページをごらんください。

本年4月から施行されます障害者自立支援法は、障害者や障害者の自立した日常生活や社会生活を可能とするために必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行うものであります。その中で支給決定手続の透明化、公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や料などを決定するための判断材料の一つとして障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的にあらわす障害程度区分が設けられるとともに、その判定を中立、公正な立場で、専門的な観点から行うために、各市町村に、市町村審査会が設置することになり、介護保険の認定審査会と同様、葛城市と広陵町、1市1町で審査会を共同設置するものであります。

それでは規約について説明申し上げます。第1条の共同設置する市町は本町と葛城市でございます。第3条の審査会の委員は5名の一般体制として、任期は2年、報酬等は葛城市の条例の定めるところによります。第4条の審査会の事務所は葛城市役所當麻庁舎に設置いたします。第5条の負担金は均等割額と審査件数割額とで負担することになっております。第6条の予算及び決算は葛城市の歳入歳出予算によるものでございます。

この規約は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 次に日程22番、議案第18号、平成18年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明を願います。総務部長！

総務部長 それでは議案第18号、平成18年度広陵町一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊の予算に関する説明書、1ページをお開きいただきたいと思います。

18年度の施政方針につきましては、午前中、町長がご説明申し上げましたとおりでございますが、本年度も三位一体改革路線の中で、当初予算編成におきましても大変厳しい状況になったわけでございます。地方財政計画に掲げられます財源移譲を期待しながら、自主財源の安定確保と、5カ年5億円節減計画の2年目の年度として、徹底した経費の節減と、事務事業の選択に努め、当面の重要課題でございます新清掃施設建設事業、及び周辺環境関連事業を初めとする数々の行政需要に対応すべく、平成18年度一般会計予算総額を103億4,000万円と定めさせていただいたところでございます。なお、前年度に比べまして15%の減額予算となったわけでございます。

それでは主な歳入の内容を説明させていただきます。

16ページの町民税でございますが、平成18年度の税制改正は景気対策として講じられてまいりました定率減税の半減、生計同一妻の均等割非課税及び高齢者控除の廃止等を初めとする規制改正により、町民税においては約1億1,651万円の増額を見込んでございます。

固定資産税についてでございますけれども、平成18年度の評価がえ年度に当たり、本町におきましては土地の下落状況が続いていることもあり、そして新たな評価がえ作業の実施等によりまして、評価額の減少が予想されます。そして家屋等につきましても、新增築分の増加を見込んだものの、新築軽減措置等によりまして、約9,655万円の減額につながったわけでございます。

町税全体といたしましては、平成17年度と比べ、4,104万円の増額を見込んでおる状況でございます。

次に18ページの所得譲与税でございますけれども、税源移譲3年目の暫定措置ということで、6,238万円の増収を見込んでおります。

22ページの地方交付税でございますけれども、普通交付税では平成17年度の交付決定額に比べまして、財政需要額の経常経費分で2.6%の増、投資的経費分で7.9%の減、公債費の算入分で5.1%の増となっております。なお一方の財政収入額におきまして3.3%の増となっておりますので、差し引き普通交付税の予算額は2%の減額となっております。

それから28ページの衛生費国庫補助金、これは継続事業であります新清掃施設建設費におきまして、大幅に事業量が減少することから、4億9,733万1,000円の減額とな

っております。また周辺道路整備事業におきましても、事業量の減額によりまして、1億円程度の減額となっております。

それから39ページでございます。基金繰入金でございますけれども、不足する自主財源の補てんといたしまして、本年度もルール繰り入れ以外に財政調整基金、2億6,000万円、新清掃施設建設基金、1億100万円、ふるさと基金の繰りかえ運用として、1億9,640万8,000円の取り崩しを予定することといたしました。

次に41ページでございますけれども、下段の雑入でございますけれども、新たに自動車通勤者の駐車場の使用料負担ということで、480万円を見込んでございます。

続きまして、42ページの町債でございますけれども、恒久減税の実施に伴う減収の一部に対処するための減税補てん債、地方一般財源の不足に対処するための臨時財政対策債につきましては、それぞれ所要の見込み額を、また、主要事業に係る各事業の町債につきましても、それぞれ目的別に計上をさせていただいております。本年度につきましては、新清掃施設事業量の減少、また、借換債等の予定がないことから、発行額は大きく減少しているものでございます。繰越金につきましては、平成17年度としての繰越金、4億円を見込んだものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思いますが、主要な事業の明細書、別添でお配りをさせていただいております。それに基づきまして説明をいたしたいと思っております。

別添の平成18年度主要事業の一覧表をごらんいただきたいと思っております。まず、議会の放映システム設置の事業でございますが、議会の本会議を役場庁舎内でカメラで放映をいたし、広く町民に公開するための予算として200万円を計上させていただいております。

自動体外式除細動器の設置につきましては、不慮の事態に備え、公共施設に設置するものでございます。役場を初め、各小学校・中学校にも設置を予定をいたしております。

官学連携によるまちづくり事業でございますけれども、前年度に引き続き、町と大学が連携のもと、まちづくり、文化などの分野において調査研究、そうした協働によるまちづくりのための経費、継続的に50万円。

それから人にやさしいまちづくり推進事業でございますけれども、幅広く「人にやさしい人がやさしい元気なまちづくり」ということを目的に、さまざまな地域福祉に寄与することを目的として、各費目に計上をさせていただいております。

それから耐震性の貯水槽の設置でございますが、例年、防火水槽につきましては設置を計画的に実施してまいってきております。

それから事務事業評価システムの導入ということで、一般行政経費の節減を目的に、より住民サービスの効率的な提供を目指して96万7,000円の新規予算を投入しております。

それから人にやさしいまちづくり事業、心の電話相談室の継続ということで、引き続き40万円。

それから幼保一元化実施計画の策定ということで、庁内検討委員会の設置とともに、統廃合並びに幼保一元化に向けた計画策定、10万円。

不法投棄の撤去、継続的に200万円。

それから今年度内に有料化への検討とともに、ごみ指定袋の作成費、1,600万円。

それから火葬炉の大規模修繕といたしまして、継続的に630万円。

新清掃施設整備事業、ごみ燃料炭化施設及びリサイクルの施設整備を行う継続事業として、平成18年は9億8,234万円を計上いたしております。

それからグリーンプランに伴う周辺環境整備事業でございますが、周辺大字、4大字の継続事業として、2億4,300万円余り。

それから次のページに移っていただきますと、ワンダーランドの施設整備に伴う工事がございます。進入路工事、そして地方道路交付金事業で2路線、そして地方特定道路事業で1件、合わせまして4件で、1億4,600万円を計上いたしております。

それから広陵東部地区都市再生整備計画でございますが、新清掃施設の建設と地域資源を活用した環境、健康を通じての多世代の新旧町民が集う地域づくりの推進、これにつきましては総務費、それから清掃費、都市計画費、3カ所に事業費は計上しておりますが、合わせて4,500万円。

それから水と農地活用促進事業ということで、県事業で新規事業となっております農道整備による事業費でございます。

それから交通安全施設等整備事業、これにつきましても百済赤部線、清掃施設関連事業であります歩道設置、継続的に3,000万円を投入しております。

それから大規模地震の発生に備えて、倒壊の危険性のある、あるいはまた可能性のある建物の木造住宅の耐震診断支援事業といたしまして、新規に国庫補助事業として計上をさせていただきます。

それから広陵町の農産物直売所の整備事業でございますが、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指すという新規事業でございますが、80万2,000円。

ごみ処理施設の周辺環境整備事業ということで、広瀬地区の農業研修センターの改修費、1,000万円。

地場産業PR看板の設置でございますが、靴下を初めとする地場産業のPRをするための看板設置でございます。5カ所設置で1,000万円。

それから女子トイレにウォシュレットを設置するという状況の中で、各小学校にウォシュレットの設置をいたすべく540万円。

それから真美ヶ丘第一プールの改修。プール内の老朽化に対応するために平成19年度全面改修に向け、設計費を計上をしておるわけでございます。

それから特別史跡の巢山古墳の保存修理事業でございますが、町のシンボルでございます施設整備を継続的に行っております。毎年2,000万円の補助事業の計上をさせていただいております。

第1回の野村杯柔道大会の開催、これにつきましてもオリンピックメダリストを迎えて、少年柔道大会の開催を予定しておるものでございまして、200万円。

総じて主要事業、建設事業と言われる事業費、総額ですが、15億4,700万円余りとなっております。補助金につきましては、合わせて4億7,800万円。起債につきましては6億4,400万円、その他の特定財源、1億300万円、一般財源投入額、3億2,000万円ということで、主要事業を送らせていただいております。

その他予算書につきましても歳出の項目につきましても、相当数に及んでおります。各費目ごとに人件費、あるいはまた物件費、その他、扶助費につきましても、各費目ごとにも計上をしておるわけでございます。大変乱雑な説明になったわけでございますけれども、以下の項目、事業費等につきましては、ひとつ予算説明書の方でご高覧をいただくということでお許しをいただきたいと思っております。

以上、一般会計の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長 次に日程23番、議案第19号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第19号についてご説明をさせていただきます。説明書の179ページからでございます。

平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,5

80万円をお願いするものでございます。

まずこの会計につきましては、去る2月20日の国民健康保険運営協議会におきまして、ご審議、ご承認を賜りましたことをご報告させていただきます。

それでは予算の主な内容につきましてご説明いたします。188ページ歳入をお開きいただきたいと存じます。

まず国民健康保険税でございます。一般被保険者に係る税につきましては、まず現年課税分ということで、人数は8,714人。世帯数にいたしまして3,952世帯という見込みをいたしまして、6億6,310万4,000円を計上させていただきました。

介護納付金につきましても、対象者、2,778人、1,890世帯という見込みの中で、4,552万7,000円を計上しております。

医療給付費に対する滞納繰越分におきましては3,321万5,000円。そして介護納付金の滞納繰越分につきましては285万3,000円を見込んでおります。なお徴収率につきましては、現年の医療給付費分で94%、そして介護納付金におきましては95%を見込んでおります。

次に退職被保険者の税でございます。これにつきましては、医療給付費の対象者が1,844人、767世帯という見込みで、1億6,375万4,000円を計上させていただきました。介護納付金につきましては、対象者が820人、561世帯ということで、1,056万7,000円を計上しております。なお医療給付費の滞納繰越分につきましては197万1,000円。そして介護納付金の滞納分につきましては18万円の計上をいたしております。合わせまして、税におきまして、9億2,117万1,000円を計上したものでございます。退職者の徴収率につきましては、医療に関する部分で98%、介護納付金におきましても98%を見込んでいますものでございます。

次にその下の国庫負担金でございます。これにつきましては、平成18年は療養給付費の国庫の負担割合が100分の34になります。そういうことで、5億5,302万6,000円を計上させていただいております。

その次の高額医療費共同事業負担金につきましては、町が負担して負担分の4分の1を国庫からちょうだいするもので、1,037万3,000円を計上しているものでございます。

さらに財政調整交付金ということで、9%の負担をいただくものでございますけれども、これにつきましては1億3,861万6,000円を計上いたしております。

次のページの特別財政調整交付金につきましては、啓蒙事業、いわゆる啓発事業のみが対象になるということで、今年度におきましては20万円の計上をさせていただいたものでございます。

第3款の療養給付費の交付金でございますが、これは退職者に係る社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございますが、4億9,731万9,000円を計上いたしました。

第4款県支出金の高額医療共同事業負担金につきましては、先ほどの国と同様、4分の1の負担をいただくもので、1,037万3,000円を計上しております。第4款、同じく県支出金の財政調整交付金でございますけれども、これは昨年はこの項目がなかったわけでございますけれども、国庫からの移行分ということで、普通財政調整交付金、1億13万7,000円、そして特別財政調整交付金、509万5,000円を計上いたしました。昨年度までございました財政健全化補助金というのがなくなっております関係で、財政調整交付金のみ、1億523万2,000円の計上でございます。

第5款の共同事業交付金につきましては、県と国保連合会が実施される事業からの交付金ということで、本年度実績を見据えまして6,000万円の計上をさせていただきました。192ページの繰入金でございます。

一般会計からの繰入金につきましては、保険税の軽減分に係る安定繰入金ということで6,489万9,000円。そして、保険者支援分といたしまして1,991万円、職員給与、あるいは出産一時金、財政安定化支援事業繰入金と、そしてその他の一般会計からの繰入金ということで計上させていただいておりますが、この中で出産育児一時金繰入金につきましては、本年度の上半期、4月から9月までは一時金が30万円ということで30件を見込んでおります。下半期、10月から3月の間におきましては、一時金の額が35万円という見込みで30件、合わせまして事業費としましては1,950万円でございますので、町からの繰入金として、一般財源からの繰入金といたしまして1,300万円を計上させていただきました。これが昨年までと内容の違う点でございます。

第6款繰入金、いわゆる基金の繰入金でございますけれども、この基金につきましては17年度におきまして繰り入れをさせていただきました関係で、基金の残がなくなりましたので、繰入金はございません。あと、財産収入、利子等でございます。予算取りの範囲で計上をさせていただいております。

それと194ページの諸収入でございますけれども、これらにつきましては17年度の実

績をベースに、第三者納付金、いわゆる交通事故等の第三者納付でございますけれども、一定の見込み額を計上させていただいたものでございます。

歳出の方へ移らせていただきたいと思っております。

歳出でございますけれども、一般管理費におきましては、できるだけ支出を抑えるという趣旨でほぼ昨年並みの計上をさせていただいているものでございます。総務費におきましては、いわゆる国保運営協議会の委員報酬、36万円。一般管理費では、戻りますけれども、2,178万4,000円ということで計上をさせていただいたものでございます。

第2款の保険給付費でございます。これ一般と退職と交互に記載をさせていただいておりますが、一般費保険者の部分についてまとめて申し上げたいと思っております。まず一般被保険者療養給付費といたしましては、対象者数を6,650人、そして療養給付費の1人当たりの額でございますけれども、過去3年間の平均に対しまして10%の上昇があるだろうという想定をいたしております。さらに国が進めていただいております医療費の適正化ということでの3.2%の減額というようなことも含めまして、実質で7%余りの上昇を見込みまして、1人当たり14万3,364円という単価で計算をして計上をさせていただきました。9億5,337万1,000円でございます。

1段飛んでいただきまして、療養費につきましても、人数は同じく6,650人と見込みまして、1人当たりの費用額が4,477円ということで、2,390万1,000円を計上させていただいております。

一方、退職被保険者の療養給付費でございますけれども、対象となる人数は2,100人、そして1人当たりの医療費は24万5,000円という想定をさせていただきまして5億1,450万円を計上いたしております。

同じく退職被保険者の療養費でございますけれども、コルセット、はり・きゅうの費用でございます。これも同じく人数は2,100人、そして4,477円という見込み額で計上をさせていただいたものでございます。

審査支払手数料につきましては、大体レセプト点検の審査の手数料でございますけれども、これにつきましては、約9万件のレセプトを想定いたしまして749万円の計上をお願いするものでございます。療養給付費で合わせまして15億866万4,000円という額になっているものでございます。

次の高額療養費でございますけれども、これにつきましては、一般被保険者で1人当たり1万4,500円程度を見込みまして9,684万4,000円を計上いたしております。

退職被保険者に係ります高額療養費につきましては、1人当たり1万7,500円というように見込みまして3,675万円の計上をさせていただいたものでございます。

次の移送費でございますけれども、これは17年度、16年度におきましても発生はいたしませんでしたが、科目取りということで、それぞれ10万円と5万円の計上をさせていただきました。

出産育児諸費につきましては、先ほどご説明いたしましたように、年度途中で30万円から35万円に額の変更がございます。

葬祭費につきましては3万円の120件ということで、昨年同様360万円の予算をお願いしているものでございます。

老人保健への拠出金でございますけれども、これにつきましては、医療分で5億642万円、そして事務費拠出金ということで505万円、合わせまして5億1,147万円を計上させていただいております。

次の介護納付金につきましても1億8,352万2,000円を計上したものでございます。

また共同事業拠出金につきましては、高額医療の共同事業に出資をする分でございますけれども、4,149万6,000円の計上、そして、その他の共同事業ということで3,000万円の予算を計上いたしておりますが、これにつきましては、被用者年金受給者の一覧表作成をお願いする費用として計上しているものでございます。

次の保健施設費につきましては、例年実施させていただいております健康家庭の表彰事業、あるいは医療費通知の事業、そして長寿者記念事業、人間ドックの助成など、合わせまして695万7,000円を計上させていただきました。

公債費につきましては、一時借入金の利子ということで計上をさせていただいております。

諸支出金でございますけれども、これは保険税の還付金ということで、一般被保険者で100万円、そして退職被保険者で10万円の、合わせまして110万円を計上したものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございましたけれども、ご審議よろしく賜りますように、お願いを申し上げます。

議 長 お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定しました。

議長 次に日程24番、議案第20号、平成18年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは議案第20号、平成18年度広陵町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ24億7,470万円と定め、お願いをするものでございます。それでは216ページの歳出の方からご説明申し上げます。

まず総務費、一般管理費につきましては、事務経費、電算業務の委託料、レセプト点検など、合わせまして1,216万3,000円を計上しております。

次の医療諸費でございます。本会計の大部分を占める部分でございます。1人当たりの医療費の見方でございますけれども、国保分では前年度医療費に対しまして6.3%、社保分では4.7%の増加を見込みまして、国保加入者分で1人当たり84万7,000円、人数にいたしまして2,050人。社会保険加入者で1人当たりの費用が83万6,000円、750人と見込み、計上をさせていただきました。

また、高額医療費分といたしましては、1人当たり1万7,800円のトータル2,800人ということで、予算総額で24億1,319万円を計上させていただいているものでございます。

2項の医療費支給費でございます。これははり、コルセットの分でございますけれども、これにつきましては、国保分で5%、そして社保分では10%の増を見込みまして、4,034万円を計上したものでございます。

審査支払手数料につきましては、国保加入者で月4,300件、社会保険加入者で1,800件を見込みまして、800万7,000円を計上しております。

歳入にお戻りをいただきたいと思います。212ページでございます。

まず支払基金交付金でございますけれども、これは支払基金の方から交付を受けるものでございますけれども、4月から9月分まではその負担割合が100分の54、そして18年10月以降につきましては、負担割合が100分の50ということで計上をさせていただきまして、13億4,237万4,000円を計上しているものでございます。

第2款の国庫支出金でございます。これにつきましては、先ほどの支払基金との関係にお

きまして、応分の負担が生じてきます。いわゆる18年の3月から9月までの診療分は支払基金が100分の54、国庫負担金は600分の184、県及び広陵町は600分の46ずつという負担割合になります。10月以降につきましては、支払基金が100分の50、国庫負担金が600分の200、そして県及び広陵町が600分の50ずつということになってまいります。すなわち、10月以降におきましては、公費負担割合が制度改正の目標でございました5割負担ということになるわけでございます。その結果、国庫支出金では7億4,070万3,000円、事務費補助金で80万5,000円、県支出金につきましては1億8,517万5,000円、そして一般会計からの繰り入れにつきましては1億9,753万6,000円を計上させていただいたものでございます。

第三者納付金として、科目取りの意味におきまして10万円の計上をしております。

以上、簡単な説明で恐縮ですけれども、ご審議の方、よろしく願いをいたしまして、説明は終わります。

議 長 次に日程25番、議案第21号、平成18年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第21号、平成18年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書の219ページをごらんください。

まず初めに、平成18年度から第3期介護保険事業計画、3年ごとに作成する計画の最初の年度の予算でございます。急速な高齢化に対応し、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築するため、予防重視型システムの転換、新たなサービス体系の確立など、改正後の介護保険を着実に進めるため、新たな介護予防サービスとして地域支援事業を導入するとともに、事業の拠点となる地域包括支援センターを設置いたします。この支援センターでは新予防給付、要支援1、2の方のケアプランの作成を行ったり、要介護状態になる前からの一貫性、連続性のある介護予防、総合的な相談支援活動の地域支援事業を円滑に実施するものであります。それでは平成18年度の介護保険特別会計、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は13億円と、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は290万円となっております。

予算につきましては、230ページをごらんいただきたいと存じます。

まず歳入の第1号被保険者の保険料でございます。保険料率は介護保険条例で3年に一度設定することになっております。平成18年度から20年度までの3年間の保険料の率の基

準月額を、月額4,000円、年額4万8,000円を基準として計算いたしました。保険料率の所得段階別被保険者数は第1段階が53人、第2段階469人、第3段階549人、第4段階2,106人、第5段階1,635人、第6段階571人、計5,383人を見込んでおります。また、平成17年度の税制改正によります保険料段階の上昇に対する激変緩和措置者は4段階で32人、5段階で951人を見込んでおります。年金から天引きして納めていただきます特別徴収の保険料、2億4,021万9,000円、普通徴収の保険料は2,669万1,000円、滞納繰越分の普通徴収の保険料で93万9,000円を見込み、全体保険料といたしまして、2億6,784万9,000円を計上させていただきました。

次の使用料及び手数料の督促手数料でございます。これは普通徴収の対象者に対する督促手数料として4万円を計上しております。

次に国庫支出金の国庫負担金の介護給付費負担金でございます。介護負担割合の見直しが行われまして、保険給付費の在宅サービスに要する費用の20%と施設サービス等に要する費用の15%、総額2億1,947万3,000円を計上しております。

次の国庫補助金の調整交付金につきましては、標準算定率が5%となっておりますが、本町の場合は介護サービスを受け入れるリスクの高い75歳以上の後期高齢者率は全国平均よりも低く、また第1号被保険者の所得水準は全国平均に比べて高い水準ということで、算定率を3.74%の率で4,597万2,000円を計上いたしました。

続きまして新しく実施します要介護状態になる前からの一貫性、継続性のある介護予防を推進する地域支援事業に対する交付金として、介護予防事業に要する費用の25%、17万3,700円と包括的支援・任意事業に要する費用の40.5%、712万3,000円を計上しております。

次の232ページ、支払基金交付金の介護給付費交付金につきましては、2号被保険者、40歳から65歳未満の医療保険加入者の介護保険料を社会保険診療支払基金から受け入れるもので、保険給付費の31%、3億8,105万2,000円と、地域支援事業の介護予防に要する費用の31%、215万4,000円を計上しております。

次に県支出金の県負担金の介護給付費につきましては、保険給付費の在宅サービスに要する費用の12.5%と施設サービス等に要する費用、17.5%を受け入れるもので、総額1億8,001万7,000円を計上しております。

また県の補助金の地域支援事業交付金の介護予防事業に要する費用の12.5%、86万8,000円と、包括的支援・任意事業に要する費用の20.25%、356万1,000

円を計上しております。

次に寄附金は予算科目取りでございます。

次の歳入の介護給付費繰入金につきましては、町としての負担分で、保険給付費の12.5%、1億5,365万円を計上したものでございます。

また次の地域支援事業繰入金の介護予防事業に要する費用の12.5%、86万8,000円と次の234ページ、包括的支援・任意事業に要する費用の20.25%、356万1,000円を計上しております。

次に職員給与費等繰入金につきましては、事務費分と葛城市・広陵町介護認定審査会共同設置負担金との総額、3,193万5,000円を計上しております。

次の基金繰入金は廃目としております。

次の諸収入、預金利子及び雑入の第三者納付金、返納金、雑入につきましては予算科目取りでございます。

続きまして236ページ、歳出に移らせていただきます。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の実施に伴います関係経費で、総額756万8,000円を計上しております。

次の連合会負担金につきましては、サービス提供事業者に支払われる介護報酬の審査及び支払いに関する事務費を県の国保連合会に委託する負担金でございます。87万3,000円を計上しております。

次に介護認定審査会の認定調査等費につきましては、審査及び判定業務に要する費用として1,025万2,000円を計上しております。

また次の介護認定審査会費につきましては、葛城市・広陵町認定審査会の負担金として690万4,000円を計上しております。

次の238ページ、趣旨普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため、各種のリーフレットや制度改正のパンフレットなど周知促進費用として129万9,000円を計上しております。

次の介護保険事業計画策定委員会費は廃目としております。

次に保険給付費につきましては、第3期介護保険事業計画の保険給付費見込み額等を基礎に算出して計上しております。介護サービス等諸費として10億7,488万4,000円、新予防給付の介護予防サービス等諸費として8,227万1,000円、高額介護サービス等費につきましては、1割の利用者負担の合計額が一定額を超える場合に負担軽減を図るた

めに行う給付費で、1,414万8,000円。特定入所者介護サービス等費、補足的給付につきましては、介護施設等の居住費と食費が自己負担になったことにより、所得の低い方には上限を設け、差額を保険から給付するもので、5,570万8,000円を計上しております。

次のその他の審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託します給付明細審査に要する費用で、1件95円としております。総額として219万9,000円を計上しております。

次の240ページの財政安定化基金拠出金につきましては、県が実施主体となって、国、県、市町村が3分の1ずつ負担する財政安定化のための基金。保険者の財政不足資金の貸し付けを行うために県が設置する基金への拠出でございます。拠出金額、136万8,000円を計上しております。

次に地域支援事業費は高齢者の方が要介護状態になる前から、一貫継続の介護予防総合相談支援等の事業でございます。地域支援事業総務費、一般管理費としては、包括支援センターにおける運営協議会委員謝礼、コンピューター機器の賃借料、システム保守料として316万9,000円を計上しました。

次に介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、介護認定を受けていない虚弱高齢者の方に、筋力向上トレーニング事業、転倒予防事業、栄養教室、訪問指導、食の自立支援事業を行う事業として、625万円。

次の242ページ、一般高齢者施策事業費につきましては、健康づくり教室、健康相談、健康お話会の費用として70万円を計上しました。

次の包括支援事業・任意事業費として、1,759万1,000円を計上しております。

次の244ページ、基金積立金は3年間での保険給付費、保険料を設定したことによる剰金を積み立てるものでございます。

次の公債費の利子は借入金に対する利子でございます。

次の予備費は200万円を計上しております。

次に諸支出金、第1号被保険者保険料還付金につきましては、予算科目取りでございます。

次の247ページ、248ページの介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。

これは地域包括支援センターにおいて保健師が中心となって、要支援1、2の新予防給付の認定者の介護予防サービス計画、介護プランの作成業務を行います事業所としての勘定でございます。

250ページをごらんいただきたいと思います。

歳入として、新予防給付サービス計画の作成料の収入として290万円を計上しております。

次の252ページの歳出でございます。

事業費の一般管理費として、サービス計画の事務関係費用、及びサービス計画委託料として290万円を計上しました。

以上で平成18年度介護保険特別会計歳入歳出予算の概要の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 しばらく休憩いたします。

(P.M. 5時09分休憩)

(P.M. 5時25分再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に日程26番、議案第22号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは議案第22号の下水道特別会計予算についてご説明させていただきます。

1月現在で下水道の普及率は96.9%であります。供用開始総数は1万210世帯であります。水洗化率は84.8%となっております。さらなる水洗化率の向上に努め、より効率的な事業効果が上がるよう努力するものであります。

それでは18年度の事業の主な内容について、資料からご説明申し上げます。

別添の資料にも添付いたしておりますが、18年度の主要事業といたしましては、公共下水道事業は補助、単費とも合わせまして7,500万円。特定環境保全公共下水道分が、補助、単費合わせて2億8,000万円。合計3億5,500万円を計上いたしております。

そのほか主要なものを申し上げますと、事業の内容といたしまして、269ページでございます。一般管理費でございますが、その中の委託料といたしまして、下水道使用料業務委託料として1,000万円、マンホール点検清掃委託料として464万4,000円、管清掃費といたしまして500万円。また、流域下水道維持管理市町村負担金といたしまして、1億7,421万円を計上いたしております。

その次に273ページでございますが、流域下水道事業負担金といたしまして、1,57

1万6,000円でございます。

次に公債費であります。公債費の元金、4億4,575万5,000円、利子分といたしまして3億3,537万3,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に歳入でございますが、265ページでございます。

下水道使用料といたしまして、2億5,539万5,000円を予定いたしております。

次に事業の国庫補助金といたしまして、1億4,500万円を計上いたしております。

次に一般会計からの繰入金として、6億4,011万2,000円を見込んでおります。

町債であります。公共下水道債、流域下水道債、資本費平準化債を合わせまして、3億4,990万円を予定いたしております。

最後の諸収入の雑入であります。935万円を見込んでおります。

以上、平成18年度下水道事業特別会計歳入歳出それぞれ14億100万円を予定いたしております。特に18年度予算といたしましては、単独分の事業費を減額しておりますが、効果的な内容で事業を進捗する内容としております。

まことに簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 次に日程27番、議案第23号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは議案第23号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算の説明をいたします。279ページでございます。

まず墓地の整備状況についてご報告をいたします。現在で1,070区の整備をさせていただきました。そのうち1,060区につきましては現在販売済みでございます。町長の施政方針の中では残り9区画というご説明がございました。これにつきましては予算計上時点とのタイムラグによるものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは歳入からご説明をいたします。

286ページでございます。

墓地使用料といたしまして、管理料、529万4,000円、そして墓地使用料といたしまして、10区画の販売を予定しております。970万円。合わせまして1,499万4,000円を見込んでおります。

次の手数料でございますけれども、これにつきましては、許可証の再交付、あるいは相続

に伴う承継許可証の発行手数料として6,000円を見込んでいるものでございます。

次の288ページに歳出の説明を行わせていただきます。

人件費1人分を見込んでおりますことと、需用費につきまして水道、電気代等、あるいは修繕料で、需用費として73万8,000円を見込んでおります。

墓地の管理の委託料といたしましては、シルバー人材センターの方に17年度同様、年間の草刈り、あるいは剪定、ごみ集め、あるいはトイレ清掃等々含めまして、同額の199万円を見込んでおります。

墓地永代使用料の返還金といたしましては、年間に10基程度の返還があるものと見込み、6割分を返すということで420万円を計上しております。合わせまして、平成18年度の墓地事業特別会計予算は歳入歳出いずれも1,500万円をお願いをするものでございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 次に日程28番、議案第24号、平成18年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第24号、平成18年度広陵町学校給食特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算に関する説明書、293ページをごらんいただきたいと思います。

平成18年度当初予算の総額は歳入歳出それぞれ2億750万円でございます。

歳入からご説明を申し上げます。300ページをごらんいただきたいと思います。

給食費保護者負担金でございますが、給食食材費につきまして、季節的な食材の価格変動が予測されるものの、平均価格が、平成17年度と横ばいに推移するであろうと想定いたしまして、18年度、給食費保護者負担金を1カ月3,700円に据え置くことといたしました。全体の児童数は2,377名を予定いたしており、給食月数は11カ月で、給食費合計、9,674万3,000円を計上させていただいております。

次に一般会計繰入金でございますが、賄い材料費に充てます牛乳、米飯給食補助、給食調理員の人件費、事務費、備品費等の繰入金を合わせまして、1億382万8,000円を計上させていただきました。昨年度より児童数は減少しているものの、備品購入費が増額となり、前年度より309万9,000円の増となっております。

次に諸収入の雑入でございますが、教職員170名分の給食費、691万9,000円を計上し、次の繰越金では科目取りとして1万円を計上させていただきました。

次に歳出でございます。302ページをごらんいただきたいと思います。

給食調理員16名の給料、諸手当、共済費等の人件費関係で、7,585万3,000円、学校給食パート調理員6名分の賃金、610万8,000円のほか、需用費、1億1,860万6,000円で、そのうち賄い材料費で1億1,598万5,000円を計上させていただきました。その内訳は給食材料費、1食平均251円と試算し、年間の給食実施予定日数は181日といたしてございます。

このほか備品購入費として199万5,000円を計上いたしております。備品購入の内容といたしましては、主に真美ヶ丘第一小学校、並びに真美ヶ丘第二小学校の給食釜の購入代でございます。

次に負担金補助及び交付金の退手組合負担金で411万円を計上させていただいております。

学校給食特別会計につきましては以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次に日程29番、議案第25号、平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第25号、平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては2,000万円でございます。317ページをごらんいただきたいと思います。

平成15年度と平成16年度に新清掃施設関連のコミュニティ用地として先行取得をしております起債償還元金、利子についてを計上させていただいております。元金で1,536万2,000円、利子で463万8,000円、合計2,000万円でございます。なお歳入の収入財源につきましては一般会計からの繰入金2,000万円でございます。どうかよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に日程30番、議案第26号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは議案第26号の平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

昨年7月に出発をいたしましたこの事業でございますが、本年度も昨年度の実績を踏まえまして計上させていただいております。現在120店舗の登録から常時機動しておられるのは9店舗ぐらいの実績となっております。また、事業の内容といたしましては、役所の各課といえますか、九つの課の中から19事業について現在発行をいたしておるところでございます。それとは別に職員の方、また一般の方、社協、施設管理サービス公社、大字自治会、商工会、婦人会等の団体も使っているということでございます。今年度の予算といたしましては、18年度の予算といたしましては、商品券交付事業で、商品券事業交付金といたしまして、歳出は3,300万円。商品券売払収入といたしまして、歳入は3,300万円の予算を計上いたしております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長 次に日程31番、議案第27号、平成18年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願ひます。 水道局長！

水道局長 議案第27号、平成18年度広陵町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。333ページの平成18年度広陵町水道事業会計予算実施計画をごらんいただきたいと思います。

まず3条予算であります収益的収支についてですが、水道事業収益といたしまして、9億1,274万9,000円。一方水道事業費用として、9億401万9,000円、差し引き873万円の黒字予算となっております。収入におきましてはその大部分を占めます水道使用料が、人口は増加しているものの1人当たりの使用水量が依然右肩下がりの状況にあり、ほとんど増収を見込めず、前年度に比べ、37万1,000円増の8億3,741万円を見込んでおります。

次の受託工事収益につきましては、新清掃センター建設に伴う水道管の埋設工事、並びに下水道工事や県の河川工事に伴う移設工事負担金として5,712万8,000円を計上いたしております。

次のその他の営業収益におきましては、下水道使用料徴収事務手数料及び消火栓維持管理負担金を計上いたしております。

次に営業外収益の189万2,000円につきましては、預金利息や真美ヶ丘配水場内の用地及び建物の貸付料等を計上いたしております。

次に支出に移らせていただきます。

営業費用としまして8億9,009万4,000円を計上いたしておりますが、その内訳

の主なものにつきまして、まず1目の原水及び浄水費5億567万4,000円ですが、県水、282万立米分の受水費として4億2,934万5,000円、修繕費につきましては取水及び用水等のポンプや水質計、流量計等の計器類の点検整備費用、急速ろ過器のろ材の入れかえ費用等としまして、3,341万円を計上いたしております。

次の2目配水及び給水費5,221万7,000円につきましては、1名分の人件費を初め、配水場の草刈りや漏水調査、毎日水質検査業務、管路情報管理システム保守等の委託料としまして953万9,000円、修繕費としましては、真美ヶ丘配水場配水ポンプの整備や配水管の維持修繕費用等としまして1,493万8,000円を計上いたしております。

次の3目受託工事費6,498万2,000円につきましては、下水道課、都市整備課、近畿農政局等からの受託工事費用を計上いたしております。

次の4目総係費8,740万円につきましては、人件費として6名分で5,619万2,000円、委託料につきましては、事務機器及び料金システム、企業会計システムの保守料、宿直検針集金業務の委託料等として1,552万2,000円を、賃借料467万2,000円につきましては、事務機器や会計システム、料金システム等のリース料を計上いたしております。備品購入費につきましては、固定資産システム購入費163万4,000円を計上させていただきました。

次の5目の有形固定資産減価償却費につきましては、18年度における予定額として、1億7,471万7,000円を計上させていただきました。

続きまして335ページの4条予算であります資本的収支についてご説明申し上げます。

収入額8,452万5,000円、支出額3億403万9,000円、差し引きで2億1,951万4,000円不足いたしますので、この不足分につきましては全額過年度損益勘定留保資金で補てんさせていただきます。

それでは収入から説明させていただきます。

1目の工事負担金8,452万5,000円ですが、下水道工事に伴う水道管移設工事の工事負担金として1,890万円、給水分担金として223件分で5,355万円、施設分担金として50件分で1,207万5,000円を計上いたしております。

次に支出についてですが、1目の排水施設費として、2億8,205万8,000円を計上させていただいておりますが、その内訳につきましては、人件費として2名分で1,721万7,000円、工事請負費は2億4,397万7,000円で、その主なものにつきましては、道路整備や管末での濁り水解消のための排水管布設及び石綿管を除く老朽管の布設

がえ工事、距離にしまして、1,940メートル分で1億1,084万円や、石綿管の布設がえ工事としまして、1,338メートル分で5,655万円。下水道工事に伴う排水管の更新工事費としまして2,100万円。大野配水場排水タンク補修費としまして3,341万1,000円。真美ヶ丘配水場周辺フェンス取りかえ工事費320万円。舗装復旧費500万円。その他用水ポンプ、流量計、水位計等の取りかえ工事費用等となっております。

次に委託料2,069万円につきましては、真美ヶ丘配水場の配水タンクほか5カ所の耐震診断費用として1,569万円等を計上いたしております。

次の2目固定資産購入費1,520万1,000円につきましては、万に備え、給水車及び移動式給水タンクの購入費用としまして1,354万円や、水道メーター等の購入費用を計上いたしております。

以上でまことに簡単ですが、説明とさせていただきます。終わります。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。議案熟読のため、3月3日から5日までの3日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって3月3日から5日までの3日間は休会といたします。

3月6日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5時46分散会)

平成18年第1回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成18年3月6日

平成18年3月6日広陵町議会

第1回定例会会議録（2日目）

平成18年3月6日広陵町議会第1回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 皆さんおはようございます。

4日の日には馬見丘陵公園で市町村対抗子ども駅伝大会が開催され、広陵町も参加されて、20位と健闘されました。

また、役場では、文化財保存センターで巢山古墳から出土された木製品を、4日と5日と一般公開し、大変大勢の人が見学に来られ、熱心に見ておられましたことをご報告いたします。

きょうは議案質疑と一般質問を行いますので、簡潔にお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:06開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第 2号	広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
2 議案第 3号	広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
3 議案第 4号	広陵町国民保護協議会条例の制定について
4 議案第 5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
5 議案第 6号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
6 議案第 7号	職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
7 議案第 8号	広陵町税条例の一部を改正することについて
8 議案第 9号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
9 議案第11号	広陵町下水道建設基金条例の廃止について
10 議案第12号	町道の路線認定について
11 議案第13号	町道の路線変更について

- 1 2 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度広陵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 3 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 4 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 5 議案第 1 7 号 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置について
- 1 6 議員提出議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する決議について
- 1 7 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度広陵町一般会計予算
- 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 平成 1 8 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 1 8 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度広陵町水道事業会計予算
- 1 8 一 般 質 問

議 長 まず日程 1 番、議案第 2 号、広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 番、議案第 3 号、広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 2 番議員！

1 2 番議員 まず、この国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例なんですけれども、

これは本当に町民にとっても重大な条例になるわけなんです。従来、今まで国の方が、このような有事立法を制定するときにも、国の話、遠い話という話で、皆さん耳を十分に傾けていただけなかった経緯があるわけですが、有事立法が制定された中で、国の方の国民保護法に基づいて、県、そして市町村もそれぞれに計画をつくれとか、条例をつくれとか、こういうことになってきているわけなんですけれども、こういう国の言いなりに、このような条例を今回出してこられたわけですが、この点が大変重大な問題だというふうに思います。

まず一つお聞きしたいのは、この趣旨第1条の中で、武力攻撃事態等における国民の保護のためということなんですけれども、武力攻撃事態を、どこから攻められてどのように対応する、何年ぐらいにそういうことが起きると、そういう危機感を具体的に持っておられるのか、具体的なそういう想定がなかったらば、この条例は必要ないわけですから、広陵町住民全部の方が納得できるような、この武力攻撃事態を具体的に教えていただきたいというふうにまず思います。

それから、この国の国民保護法を、当然十分理解していただいていると思うんですけれども、この国の方の保護法なんですけれども、これは非常に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということで、180何条から90条ぐらいにある、大変多い中身の、大変具体的にしている条例なんですけれども、ここをかいつまんで言いますと、国民の協力ということをきちっとうたっているわけなんです。この国民に対する協力については、市町村もそういう指示を出すわけですが、それを超えて、やっぱりトップ、総理大臣が直接こうこう国民に命令を下すことができる、そして、その命令に従わない場合は、これに対して罰則があると、こういう条例の中身になっているわけなんですけれども、例えば、情報の提供というところであれば、新聞、放送、インターネット等々、これを迅速に国民に提供するというところで、そういう関連の事業者についても、この法律が適用されていくわけです。

そしてまた、市町村の実施する国民の保護のための措置ということも規定されているわけなんですけれども、この規定の中には、警報の伝達とか、それから救援の実施とか、これは大まかにしか言っておりませんが、退避の指示とか、それから水の安定供給とか、武力攻撃災害の復旧に対する措置だとか、本当に細かく決めているんですけれども、今、このような具体的なことを広陵町で決めないと、本当にそういう攻撃から守れないということになるのかどうか。これは、こういう具体的なところについては、こういう具体的なものまで決めないことに対する説明ですね、それについても広陵町に置きかえて説明をしていただきたいと思います。

それと、まだちょっと条例の順番に行ってるわけなんですけど、飛ばしながらですけれども。ここにも広陵町の条例の中でも、本部長を置くとか、いろいろまた後にも出てくるわけなんですけれども、こういう中で、市町村に当たっては、助役、それから教育委員会の教育長、それから消防とかの職員ですね、そういう人が、そういった対策本部の組織に組み込まれるわけなんですけれども、なぜ、教育委員会の教育長がこういうところに位置づけられなければいけないのか、これも大変理解できません。これについても教育長が重責を負うことに、どういう役割を果たすということを期待されているのかお聞きをしたいと思います。

それから、警報の発令とかも判断しなきゃいけないわけなんですけど、どういうときに警報の発令を判断できるのか、そういうところも同じような中身になるんですけれども、私は大変疑問に思うわけですので、トータルという形でもいいですが教えてほしいと思います。

それから、武力攻撃事態等の現状及び予測までしなきゃいけないんですね、警報を発令するときには。そんな予測、自治体でできるんでしょうか。その点もお聞きしておきたいと思います。

それから、避難住民、全町民が避難するスペースなんて絶対にできませんし、その全町民を避難するための計画って、どういうことを考えておられるのかということも聞きたいんですが、この避難するに当たって、道路上とか、いうたら場所について、車両の撤去とか、またいろいろな物件の除去、そういうことを講ずることができるだけじゃなくって、こういうところに命令に従わなかった場合は、最後の方の第10章が罰則になってまして、188条以下、ずっと国の方では、懲役とか、それから罰金とか具体的に違うんです。これは国の方の保護法を言ってるんですけど、こういうことを皆さんが全然ご存じなくて、それを国の言うままに、こういう町の保護条例を制定するのに、理解しないで賛成されるというのは、大変重大な責任を負うわけですから、私は皆さんにこういうことについて決めていくわけですから、具体的に広陵町でね。だから、知らないで、青木さんもあっち向いてるから聞きたいんやろうと思って、だから、そういうことを知らないで、やっぱり安易にこういうことを決めていったいいのかというところが、やはり議員の調査して、責任を持って調査をしながら賛否を決めていくと、こういう大きな責任あるわけですから、恐らくご存じの方も少ないんじゃないかと思って、条例の方を私は全部ちょっと読んで、これはとてめにかいつまんだ形で質問をしているわけです。これを踏まえてのこれは条例制定ですからね、広陵町の。そういう部分について、指示に従わなかったら罰金とか書いてますけど、具体的には一々つけ合わせはしませんけれども、罰金、それから懲役もあるわけですね。それから、物資の売り渡し

の要請とかなんですけれども、これは81条にあるんですけれども、食料品だとか、また油とかガソリンとか、いろいろな部分で、そういう物資を売り渡しの要請があったときに、これに拒否しても、また罰金、罰則があるんですね。だから、お米、食べ物がちょっと大変になってきたというときに、お米屋さん売るなど、保管しとけということで命令が行くと、その命令に従わなければ懲役、罰金があるわけです。こういう本当に戦前にもなかったような、具体的な厳しい国の法律になっているわけなんです。そして、家屋とかも、物資の状況、お米どんだけあるんかということを立て調査、拒んでも罰金、罰則があります。だけど、国のそういう条例が、例えば、この広陵町にもお米屋さんもあるし、ガソリンスタンドもあるし、それを町長がそれを売るなどという命令を出す、こういう事態になることを想定して計画つくるわけなんです、この条例に基づいて。だから、それを十分議員の皆さんも職員さんも全部理解した上でしなければいけないわけですから、本当にこの法律そのものは、是か非か、広陵町にとってプラスかマイナスかということも十分考えなきゃいけない問題なんですね。答えようがないんだったら、条例つくる責任能力ないということですから、答弁なかったらそういうことですから、議員の皆さんは賛成すべきではありませんね。そういういいかげんな条例を国の言うたままに出してきて、答えることもできないのであれば賛成したらいけませんね。これを踏まえて具体的につくるんですね、計画を。この条例に沿って、国の法律に沿って、広陵町が具体的な計画つくっていくわけですから、それは知らないで済まされるような問題では一切ありません。重大な責任が伴う問題ですから、それを繰り返し言っているわけなんです。

それから土地の収用もできるわけです。その収用に従わなかったら、また罰金、罰則あります。

それから、大勢人の亡くなることも想定されておりますから、埋葬とか火葬の特例ということで、大勢の人が一遍に亡くなったときは、簡単にもう埋葬していいわけ。そういうところまで踏み込んで法律つくられていて、それもみんな広陵町で具体的に考えていかなきゃいけないわけですよ。

それから、あと、いろいろあるわけなんですけれども、そういうような大変重大な中身で、電気通信とか放送とかの有線利用を、国とか、あるいは自治体がやれば、本当に放送の自由とか、そういうことも課されるわけです。この中には、思想信条を侵さないといいますが、ただし、命令に従わなかったら罰金、罰則あるわけですから、そんなことは守れないわけですね。この法律の中にも、大変そういう厳しい自由、基本的な人権を侵害する、思想の自由を

侵害する、こういう中身が含まれているわけなんです。ですから、今のこの、私はどう考えても、今、本当に具体的にどこが攻撃してくるのかということは想定できません。北朝鮮とかよく言われるわけなんですけども、本当に武力的にはそれほど持っていないくて、韓国ですらそういう武力的には隣り合っていますが、全く心配していないというような状況の中で、それでアメリカの軍隊要らないということを、韓国、自分たちだけでもできるということを言っているこういう状態の中で、なぜ、日本がどこからの攻撃、そしていつぐらいに、そんな差し迫った問題なのか、ことしじゅうなのか来年なのか、こういう差し迫った問題なのか、こういうことも含めて、どうやって想定されて、住民の皆さんに説得するのかということを教えていただきたいと思います。

まずお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 本議会にこの条例を提出させていただきましたですけども、まず、国民保護法と地方公共団体の責務というふうな観点から、一応6項目等々ご質問いただいておりますけれども。国民保護法そのものが国民の安全を確保するために、国において相当な議論の中で有事法案の成立を見たという状況の中でございます。その中では、やはり国民の保護のための措置を、的確、あるいはまた敏速に実施する、そういったことが、国全体としての万全の体制を整えるというふうな責務を有すると定められておるわけでもございまして、こういったことを受けまして、その国の法律に従って、県、あるいは町におきましても、国民の保護、県民の保護、町民の保護といった立場で、その役割を担うこととなっておるわけでもございます。その役割の一たんというふうなことで申し上げますと、地方公共団体の責務としては、事態対策法の5条に、住民の生命、身体、財産を保護する使命を有するというふうな項目、あるいはまた、国民保護法によりましても、国民の保護のための措置を総合的に推進していく責務を負うというふうな、地方公共団体に課せられた責務がございまして、その責務に従って本条例を提出させていただいたものでございまして、武力攻撃事態、あるいはまた、国民保護法制というものについてのご議論をいただいておりますが、武力攻撃事態等につきましても、対応についても、想定されるべき四つの事態を想定をされておるわけでもございます。いわゆる武力攻撃、我が国に対して外部から武力を攻撃を受ける。そしてまた、武力攻撃事態、そういう事態になったという、切迫していると認められる事態。あるいはまた、武力攻撃予測事態、武力攻撃には至っておらないけれども、予測されるに至った事態。そして、緊急対処事態ということでございまして、多くの人を殺傷する行為等が発生された事態については、

危険な切迫していると認められるに至った事態ということで、この四つの武力攻撃事態等を想定した中で、住民をどのように守っていけばいいかというふうなことについて、国民保護法に基づく条例を定めさせていただくわけでございます。当然、こうした条例につきましては、住民の身体、財産を守るための対策本部。そして緊急対処事態の対策本部、こういったものも必要不可欠になってくるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。当然、本部の本部員につきましては、大きくは消防と大きくかかわってまいります。消防長の責務から、消防そのものの体制、そういう体制づくりも加味した内容となっております。そして、大きくは自主避難、あるいはまた、避難場所の問題も言っていたいておりますけれども、緊急の場合の避難ということについては、到底、町の方針だけでは守ることができません。各地域の防災組織、そういったものを活用しながら、武力攻撃に遭った際の生命、身体を守っていこうという状況になるというふうに考えておるわけでございます。

そしてまた、今後、計画をつくっていくわけですが、その計画の中にも、そうした具体的な内容を盛り込んだものというふうに思っております。各地域の企業、あるいはまた個人、そういったことについて、守るべき場所、避難場所、そしてまた機材、機器、そういったものについても、自主防災組織の関連において、総合的に国、県、町、そして国民、県民、町民、こういったことでお守りをしていくというふうな角度で、この条例を提案させていただいたものでございますので、ひとつどうぞよろしくご理解いただきまして、適切なるご判断を賜りたいというふうに思います。

12番議員 特に期日を答えてもらってないんですけど、非常事態ということについて、具体的にどういう想定をしているのかということとか、それから、なぜ教育長がそのメンバーの重要な位置づけにされるのかとか、それから、そういう罰則規定とかいろいろあるわけなんですけど、それについてどういうふうに考えているのか、その不足分も1回質問の答弁としてお聞かせください。

議 長 総務部長！

総務部長 国民保護協議会構成員と防災会議構成員の比較表というふうな状況の中で、当然教育長も市町村の防災会議、あるいはまた国民保護協議会というふうな観点で、教育長も入っていただいております。これは、県、国、そういったことで、その第5号委員というふうな内容で盛り込まれております。平和を守る意味で、中立、公正の立場の教育というふうな観点でも、やはり住民の平和を考える中では議論していただくべきものだというふうに理解しております。罰則規定につきましては、個々に国の罰則規定によりまして、

この条例で罰則規定を設けてはおらないんですけれども、関連性につきましては、今後研究してまいりたいと、このように思っております。

12番議員 具体的な事態を、わからないならわからないと答弁下さい。

議長 総務部長！

総務部長 緊急処理事態の内容につきまして説明を申し上げておきたいと思えます。（「聞こえん、ちょっと待って……から」の声あり）ああそうですか、もう一度申し上げます。緊急処理事態の4類型、こういったことについて少しお話をさせていただいております。緊急処理事態の4類型としてまとめられておりますのは、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態ということで、具体的には原子力発電施設等の破壊、石油コンビナート都市ガス貯蔵施設等の爆破。二つ目、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、具体的には、大規模集客施設、ターミナル等の爆破、新幹線等の爆破を想定されております。それから、三つ目ですが、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、三つ目に入っております。放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射性の拡散、炭疽菌性の生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源池に対する毒素等の混入。それから四つ目でございますが、破壊の手段として、交通機関を用いた攻撃が行われる事態です。航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロと想定をされておるわけでございます。

議長 12番議員！

12番議員 今、結局、私が聞いていることに答えることができないんですね。それは国の方の類型を説明しただけであって、そうしたら、だれがいつどこへ攻めてくるということを想定してるんでしょうか。それがなかったら、別に新幹線爆発とか、そういうことにならないわけですから、ソ連とアメリカと、大変なあの冷戦時代のときですら、そのときは、いろいろとソ連の方から攻めてくるとか、そういうふうに言われていた時期がありましたけれども、そう言うたら、そういう想定も今はなくなった中で、何もそういう心配要らないのに、なぜこの法律が要るのか、条例が要るのか。だから、具体的に想定できないんやったら要らないということでしょう。だから、それが一番根本の問題が答弁できないんだから、この条例を今回慌てて制定する必要は全くないということなんです。だから、そういうことについてどう思っているのかということをお聞きしたいと思えます。

今回の中で、相当なやりとりがあったということですが、本当に密室の中で進められた、そして強行に決められたと、こういう経過があるわけですね、2004年だったんですけれ

ども。十分国民にこんなに重要な問題なのに知らされて、国民巻き込んだ議論、例えば、郵政民営化の問題とか、ああいう形で国民を巻き込んだ議論には全くなっていないくて、広陵町の住民の皆さんも、この国のこの法律、国民保護法があるということ、内容について知っているという方が何人いらっしゃるのでしょうか。この議会の議員の皆さんでも知らない人の方が多いと思います。ですから、いわんや、町民の皆さんの方は知らない、そういう中で、なぜこういう条例を制定しなきゃいけないのか。その必要性について、それと事態について、再度、具体的なことを言えないなら言えない、想定できてないんならできてない、はっきりとまず答弁していただいて、その上で、なぜこの条例を制定しなきゃいけないのかということとを二つ目に答えていただきたいと思います。

私は、やはりこのような煙も立っていないようなところで、そういう武装を強め、そして戦争に参加していくときには、そういう事態になったらどうしようということ、今、決めるのではなくて、今、本当に平和のために、広陵町が何ができるのか、何をなすべきなのかということこそ、真剣に考えなければいけない問題ではないのでしょうか。世界的な動きの中では、本当に核廃絶の方向へ世界中の世論が強くなってきて、アメリカにも最近は厳しい世界的な批判がありますし、そして、日本の国内でも、広島とか長崎の市長さんは、本当に一生懸命になって世界中に平和を訴え、核廃絶を訴えて努力なさっているではありませんか。広陵町は、その国民の中の一部ですから、同じ国民として連体をして一緒になって、平和のために積極的に頑張っていく、このことが今、一番大事だと思うんですが、これについて町長どのお考えなのでしょうか。それが三つ目。

それで、先ほど言ったように、命令に従わなかったら、町長が一生懸命頑張って、町長がその国の方から言われたのも放置していたとしても、国の方のこの法律では、総理大臣の方が直接命令できるということで、本当に余りにもひどい、地方分権といいながらも、そういうことに全くなならない、上からの直接命令を個人的に下せるようなひどい内容なんですけれども、そういうことを具体的に今していく必要が、本当に全くないと思うんですが、今回、この中身を、やはりもっと広陵町として、住民の皆さんにも周知徹底相談してから提案していくということが望ましいと思うわけなんですけれども、こういう点を踏まえて、この条例を引き続き検討していくということ、議会の方で決めていくべきなんですけれども、そういう考え、あるのかないのかということも含めてお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 こうした日本に対する武力攻撃が迫った場合、国については、その状況を把握して、

国民に警報を発令するというシステムになってございます。こうした有事法案の中には、避難の必要があると認めた場合は、やはり住民の一番安全を大切にというふうな観点から、避難措置の実施についても都道府県知事に指示がなされる仕組みとなっております。この指示を受けた知事は、やはり市町村長を経由して住民の皆様方に対して避難の指示を行う。市町村は消防等を指揮して、その避難住民の誘導を行いますということで、やはりそうした攻撃に遭ったときに、広陵町に対してのそうした余波というふうなものもぬぐい切れないというふうな状況も想定されるわけでございますので、こうした国の法律に従って、そして、知事、市町村長、そういったことについては、やはり条例でこれを定めると。国民の保護計画をきちんと定めて、そして住民のそうした安全を確保していくという観点の大きな役割、使命感があるわけでございますので、そうした意味でこの条例を制定させていただいておるわけでございます。当然平和で、そして世界中の核の絶滅、そういったことについても、恒久平和の実現のもとに平和憲法を遵守していくという大前提に立ってのことでもあろうというふうに考えるものでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

12番議員 ちょっと待って、答弁になってないんですけど、具体的にどういう、どこの国がいつぐらいに攻めてくるのか。わからないんならわからないって答弁してくださいということなんですよ。

議 長 町長！

町 長 いろいろ心配をいただいているようでございますが、今、世界が、また社会が不安をどんどん増している状況でございます。平和を考えない国や、また一部組織、個人がテロ行為などを、いろんなことを頻発がしているわけでございます。国は国民を守る、私たちは町民を守るということが一番大事なことでございまして、国の法律に従って町が定めるものでございます。備えあれば憂いなし、事が起こってからでは遅いのでございまして、無防備、また有事には動けない、そんな状況を招くのではないかと思います。慌てないで、きっちりと事前に決めておくことが自治体としての責務だと思います。今回は防災組織に加えて確かなものにするために、住民の安心・安全を守っていこうと、そういう大きなねらいで着目をいただきたいなと思います。どこの国が攻めるか、そんなことはもう全くわかりません。だれがするのか、これもわからないわけで、わかってあれば、ちゃんと国が解決をしてくれるわけですが、非常事態に備えての法律と、条例ということで、ご理解をいただきたいと思

議 長 6番議員！

6 番議員 今、全国でこの国民保護法の条例が審議されている最中です。この問題については、各自治体の長が、非常に悩みを持って訴えておられるところも多数あります。昨年12月には、国立市は、この問題に関しては期限が定められていないということで、2005年度の条例提案を拒否しました。このような事態も起こっています。

そして、これは去年9月の2004年、地方議会人ですけれども、去年の9月号です。こういうところにも国民保護法制の特集が書かれているわけですが、各自治体が、なぜ今こういう問題を自治体に強制するような方策を国がとるのか、こういう疑問の声も、非常に全国で少ない数でない自治体が疑問の声を上げているわけでありまして。広陵町の議会では、当たり前の話だとか、当然のことだとか、あるいはまた、意味がわからないまま、国の言っていることだから仕方がない、こういうような思惑で意見を述べられている方がいるわけですが、こういう問題の中に、具体的にこの条例制定後の内容を書いているんですね。現場の警官は何をし、自衛隊はどう対応するか、消防の救急医療をどうするか、区長や区長会長は何をするのか、一人一人は何をするのか、近隣の住民は避難所へ動いた方がよいのか、家にいて動かない方がいいのか、検討すべきことはたくさんある。この保護条例のもとにおける対応の問題なんです。

またはこういうことを書いてるんですね。幾つかの自治体で国民保護担当部局が設置されているが、規模もレベルも内容もまちまちだ。条例づくりには、専門家の知識が欠かせないから、この際退官したばかりの自衛隊を計画立案や訓練実施のアドバイザー、または職員として採用することが得策である。こういうような、これはいわゆる東京都の参与、災害担当が書いてる文章ですが、こういうことで、広陵町町民にとって、これがただ単なる国から言われたから仕方がない問題だというような問題ではないんです。非常に広陵町民を危険に巻き込む、あるいはまた、戦争というものに対する認識をこういうところで押しつけようとしているわけなんです。何を押しつけるかといえば簡単です。これは、いわゆる有事法制のもとにおいて、武力攻撃事態法、国民保護法、米軍支援法、特定公共施設利用法などの一つとして、ここにあらわれてるわけなんです。いわゆる、アメリカの軍隊が、今までは集団的自衛権は日本は認めていませんから、有事法制の中でどういう形で行くか、アメリカ軍が先制攻撃をした場合、有事事態だということで先制攻撃した場合も、これに含まれると、いっているんですね。だから、この条例にうたわれているような、攻撃があった、あるいはおそれがあるという問題だけではないんです。アメリカ軍の行動に対してのお墨つきが語っていることなんですけど、こういうことについてもご存じですか。もうこれはまず第一の質問

の一つです。

もう一つは、先ほど担当者は、日本の憲法に基づいて行っているとおっしゃいました。しかし、この有事法制は、第9条の自民党が提案した憲法を、私たちは改悪だと思っているわけですが、第9条の改悪に対する一連の先行した条例改正だということでもあります。公務員は当然憲法を守らなきゃならない、これはもう当たり前のことなんです。こういうような事態の中で、今、議論されているわけですから、少なくとも公務員は現憲法に基づいて、本当に平和、あるいは地方自治、こういうところに認識を深めて、この条例が、今、国が提示している条例に対してどう認識を持つのか、このことも真剣に考えなければならない問題なんです。そういうことについて、本当にこの条例提案について、各部局で、広陵町の条例ですから議論をされたことはありますか。これが第2点です。

それから既に福井県では、原子力施設がテロ攻撃に遭うということで訓練されたということがテレビで放映されました。千葉県の富浦町ですか、ここでは、落ちついて行動せよというような帽子をかぶった小学生のイラストを配って、小学生まで動員してこの訓練を行ったと。弾道ミサイル発射などの緊急訓練を行ったというんですね。こういうようなことについて、広陵町では何らかのこういう問題について認識を持って、あるいは考えているんですか。これが第3の質問です。

そうして、また四つの想定をされています。しかし、政府自体も着上陸攻撃、いわゆる、どこかの海外から日本に上陸するという想定ですね。それから、航空攻撃、これについては、全く想定していないというのが実際だというように言っているわけなんです。そうすると、次にあるのは弾道ミサイルとゲリラ特殊部隊による攻撃、この二つについてどうなのかという問題なんですけれども、広陵町で先ほどから出ているように、この法律が想定しているテロやその他の問題に対して、この条例を制定しなきゃならないほど、これは差し迫った問題だという認識で提案されているわけですから、認識を今持ってるんですか。全国の自治体では、そういう認識のないまま苦慮しているところが多いんです。それ率直にそのことを表明している自治体も多数あります。そういうことを抜きにして、この条例に対して率直に国から、県から言われるままに条例提案をして、この中身については一切関知しない、存ぜぬ、知らぬという形で、先ほどの答弁のように町長が述べたような、いつ何が起こらないかわからないからするんだという、漠然とただで条例を制定しようと思っておられるんですか。そして、この後に続いてくるのは、町民への訓練なんです。これは防災会議があります。防災会議はそういうための訓練をしています。今度はわざわざ広陵町でも、次の条例の中で3

0人以内の委員をつくって、そこに報酬を8,000円日当を与える条例まで提案しているわけなんです。これは次の条例のときの議論ですけれども、そういうような法律が想定するような内容を、広陵町の住民に訓練をさせるというような認識まで条例を制定するわけですから、議論をしていますか。それとも全く言われたままに条例だけを制定して、国や県の想定しているということは、広陵町ではまだ思いもしていないという認識に乗った形で現在おられるんですか。そういうことについて、この条例制定に当たって具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 いろんな角度でご議論をいただいておりますけれども、先ほど来言っておりますように、まずは住民の安全を認識としては、私どもは消防の防災の係として、こうした研究をしてまいりました。国民の保護対策本部の設置に関する条例、あるいは、また奈良県国民保護対策本部等に関する条例、こういったことについても加味して、平成17年3月に県の方で条例化なされ、そして、今回1年で市町村の条例化をさせていただこうという、県の方の重要であるという認識は、すべての職員してるといふふうに思っております。当然、条例を提出しておりますので、すべての職員、ここに来ておる条例の説明はさせていただきます。

それから、憲法の方の議論も言っていただいておりますけれども、当然、地方公務員そのものは、憲法を守らなくてはいけない。そしてまた、いかなる法律も守らなくてはいけない。有事法案が即座に憲法9条の改正につながっていくというふうな理論についても、その動向を見守りたいというふうな立場でしかご答弁が申し上げられないわけです。そして、全国でそういった千葉県事例も言っていただいておりますけれども、本件、本庁としては、現在、こうした条例化に向けてお願いをすべきだという判断をしておるわけでございます。（「だから、その後の住民の訓練とか、そういう問題についてまで議論してるかどうかという問題や。してなかったらしてなかったでいい」の声あり）今後、国民保護計画の作成において、十分議論を交わしていきたいというふうに思っております。時期については、尚早とは思っておりませんが、国民保護計画の中で、そうした慎重なる審議をしていただけるものというふうに認識をしております。

議 長 町長！

町 長 ご懸念をいただいていることは、重々わかっておるわけでございますが、日本の国は、やっぱり平和を望んでいるわけですが、有事の場合はどうするかということ、今、ご議論

いただくわけでございます。総務委員会等でいろいろご議論を交わしていただいて、議会でお決りを、そこで十分ご協議をいただいて、適切なお決りを賜りたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 地方自治の問題についても質問したんですけれども、今、全国の基地を抱える自治体、これはすべてです。米軍の再編成に関して、非常に強い意見、反対意見を述べています。岩国市では、この問題に限って住民投票をします。これは、いわゆる先ほどから共産党だけだというような言い方をされていますけれども、全く別の視点で、その市民、党派を超えて、米軍基地のあり方について問われている問題でやっているわけなんです。先ほど、国立市の話をしましたけれども、これは期限が定められていない法律で、そういうことから、今年度中の条例提案を見送ったというように言っているわけなんですけれども、こういう点については、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それと、地方自治という問題に関して、これはもう憲法に定められた問題であります。そして、戦争やその他の問題というのは、国家がかかわる問題だということは重々わかるわけなんですけれども、この中で地方自治の中で、今、想定されている次の法律の協議会設置の問題等も関連するわけなんですけれども、みずから自治体が危険という認識があるかないかが非常に大きな問題になろうというふうに思うんです。そういう点で、こういう事態について、現時点で、国が言う非常事態の認識というものを持っているのか持っていないのか、これは広陵町の自治体を預かる方々、町長を初め、教育長や助役、部長、責任ある立場の方々がどう認識を持つのかというのは、非常に重要な点ですので、その点についてどのように思っているのか、あるいはまた、議論を交わされたことがあるのか、この点について再度お伺いをし、総務委員会で質問したいと思います。

議 長 町長！

町 長 他の自治体の、国立市の事例をお挙げをいただきましたが、それぞれの自治体は、自衛隊があるとか、米軍基地があるとか、または原子力、エネルギー関係の施設がある、さらにまた交通の要所、または日本を指揮するそういう大勢の人のお集まりをいただいている都市的な施設。まずこうしたところについては真剣に議論を交わされているところがございます。いろいろ事例が、その地域地域、特色があるかと思いますが、私どもは、奈良県は、ある意味では平和な県でございますが、国の方でお決りをいただいたことを、県の方でもご議論をいただいて制定をされたところがございますので、私どもは、この平和なところであってこそ、やはり非常時に備えてしっかりさせていただこうと、そんな思いでございます。

議 長 はい、もうこの件に対しましては、委員会でやっていただきます。これで3号議案を打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第4号、広陵町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 引き続き、これは協議会をつくるという条例なんですが、先ほども指摘いたしました、教育長が国の方の指示では入っているわけなんです、それに対する答弁で、中立、公正の議論をしていくということだったんですけれども、既に今、教育委員会ではこのような立場で、戦後一貫して平和教育、中立、公正の立場で貫いてきていただいているところありますから、あえて今さらに、そういうことを強調するという必要性は全くないというふう思うのですが、この点についてどのようにお考えなのか、まず1点お聞きしたいと思います。

そして、先ほどからの質疑、答弁を聞いておきますと、やはり、今回のこの条例制定に対しては、全くその非常時の事態が想定できない、空想の中でつくる条例であるということが明らかになりました。今、本当に具体的にしなきゃいけないのは、放射炉とか、またいろんな部分でしなきゃいけないのは、地震対策とか、そういう防災対策なんですね。これは具体的に何十年の間に地震が起きるんじゃないかということが具体化されていまして、それに対して、また広陵町でも努力をされている。こういうことであれば十分理解できるわけなんですけれども、ところが今回は、先ほど言いましたように、全くどこの国がどういうときに攻めてくるんか、いつぐらいに攻めてくるんかということをも全く想像して、空想ですら言えないような状態ですから、全くこれは全然それはおかしいです。いや、そんなことはありません。それはもう一方的にそうやっておっしゃってますけれども、そういう具体的な、理事者の方は全く想定できないし、国の方も想定できないで、新幹線がどうだとか、そういうことでしか言えないような状態なんですね。ですから、ちょっと私が質問してるんですから黙ってください。質問があれば質問なさってください。それで、そういう空想の状態の中で制定し

て、また具体的に今度は協議会を立ち上げていく、それも30人ということなんですけれども。こういうところにばかげた支出をすることは、30人でしたら、三八、二十四、これ年何回やられるんかわかりませんが、そういうところにばかげたお金を使っていくことも、本当にむだ遣いだというふうに言わざるを得ないというふうに思いますが、そういう点で、この30人というのは、具体的にどなたを想定しているのかということも、私、助役と教育長言いましたけれども、これは国の法律の中で入っているもので、それは当然入っていく中で、具体的に広陵町では、もちろん消防とか職員とか中心になるというふうに思いますけれども、一般住民の方がここに入るのか入らないのか、入るとすればどういう方を入れていくのかということを知りたいと思います。

それから、なぜこういう協議会をつくって具体的に訓練とかいろいろしていくのかというと、まずは、やはりそういう訓練を毎年1回なりしていくと、戦争ってもう起きて当たり前なんや、そういう意識を国民、住民の中につくっていく役割を果たします。戦争に対して、違和感なく受け入れていくという状況をつくるために、このような条例が具体的にできてきている、そこがねらいだということをごどのようにお考えいただいているのか。この果たす役割をどのようにお考えいただいているのかということも確認をしておきたいと思います。

そして、このような協議会を設置するのではなくして、やはり先ほど町長の方にも質問しましたけれども、平和の取り組みを強化することが大事なんですけれども、例えば、無防備地域条例とかつくることを検討したりしている自治体もあります。議会で否決した自治体もあります。そういう形、具体的に本当に平和を存続するために、平岡町長、今後、どういう取り組みしていただけるのか。以前には、町長が助役のときには、平和の、何のときやったかな、キャラバンのときだったと思うんですけれども、広報にそういう特集しますとか、いろいろおっしゃっていただいて前進した経緯がありますので、私は平岡町長も平和に対しては熱心に取り組んでいただける町長だというふうに認識しているわけですが、さらにこういう憲法も変えられていこうという、こういう事態の中で、広陵町の独自でできる平和施策、具体的に何をしていただけるのかということもお聞きをしておきたいと思います。

それから、専門委員なんですけれども、この専門委員というのは、具体的にどういう方を想定しているのか、先ほど寺前議員も自衛隊とかそういうことも言っていましたけれども、本当に自衛隊がこういう中で行政に関与をし、監視をしてくる重大な干渉になるわけですが、その辺についてもお聞きをしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

寺前議員、静かに。

説明できませんので。

総務部長 国民保護協議会条例の設置の提案させていただいておる状況でございます。まずもって、国民保護協議会というふうなことにつきましても、国民保護法の成立によって、地方公共団体にかげられた、いわゆる、備えあれば憂いなしと、先ほど来、町長が申ししておりますように、平時における主な役割について、国民保護計画の策定を義務づけられているところでございます。したがって、これらの作成につきましては、やはり広く住民の方々の意見を求め、そして関係者から意見を徴するために、国民保護協議会の組織を設置をいたしたいというふうに考えておるものでございます。その組織の中で国民保護計画の議論をいただくよう、町は諮問をすることになってございます。そうした中で、協議会の構成メンバーにつきましても、国民保護法の第40条にうたわれておりまして、会長は町長とされております。

1号から2号、ずっと順に8号までの、いわゆる構成メンバーの委員となるべき職種を掲げられております。まず1号は、指定地方行政機関の職員でございます。そして、2号は、自衛隊に所属する者。3号は土木事務所長と保健所、警察署長等。4号は助役。5号は教育長、消防長。6号は市町村職員。7号はその区域において業務を行う指定公共機関、指定地方公共機関の役員。そして、8号は国民保護措置に関し、知識、または経験を有する者というふうな形で、8号対象者まで、いわゆる協議会の構成メンバーになっていただくというものでございます。人選につきましては、今後、検討をさせていただくわけでございますけれども、防災会議構成員との調整を必要といたします。防災会議構成員との調整をしながら、新たに国民保護協議会の委員選出について、ご議論をいただくというふうに感じておるところでございます。

8号委員としては、国民保護措置に関し、知識または経験を有する者ということで定められております。これは、消防本部を置く市町村におきましては、消防団長、市町村議会議員の皆さん方、そして自治会長などというふうな観点で、人選を考慮していくという状況になるかと思っております。

議 長 教育長！

教 育 長 先ほどから言われてますように、国民保護協議会のこの法律、成立したことは知っておりますし、また、その法律に基づいて、県の方、また市町村もそれを遵守していかなくてはならないということも知っております。

もう一つは、やっぱり戦後平和教育を行ってきたわけですから、それも続けていかななくてはならないわけですが、こういう非常時のことについても考えていく必要が今迫ってきているんだと、そんなように考えております。

以上です。

議 長 町長！

町 長 平和の取り組みはどうかというご質問でございまして、だれしもが戦争は嫌でございます。しかし、日本は敗戦国なんですね。そうしてまた被爆国でもありまして、こうした状況から、世界をやっぱりリードしなければいけないと思います。無謀な国、地域、または一部のテロリストがあるわけでございますので、こうしたことに対しては、やっぱり防ぐ努力も必要ではないかと思っております。きょうまで行ってきた平和行政であります。広島市の平和の祭典に小学生を現地へ送っています。続けたいと思っております。ここへ行った子供、少人数であります。家へ帰りますと、家族に、または友達に、また学校でも平和のとうとさをしっかりと理解をしていただいているところでございます。

それから先ほどおっしゃいました、いろんな団体のキャラバン隊が町にやってまいります。私たちが激励をしておるところでございます。また、平和展の催しでございますが、十分な平和展を催すことはできませんが、いろんな資料をいただいて、極力、人の集まるところで催していきたいと思っております。

また平和教育の推進は、これは学校教育でもお取り扱いをいただいているところでございます。

それから核実験をした国に対しまして、抗議活動を私どもいち早く、その情報が伝えられますと、大使館に抗議文を送っております。また、広報等で積極的に呼びかけて、資料の提供をいたしているところでございます。平和行政につきましては、年々推進をしてまいりたい、その積極的な姿勢を持っております。

以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 具体的な想定については、ほかの議員さんも何かテポドンとかおっしゃっているようですけれども、先ほども言いましたように、本当にテポドンも別に危険性といいますが、今、迎撃ミサイルがあるとか何とか言っているわけですが、国の方ですらそういうテポドンが危ないとか言える危険な状態にはないわけですね。国も言えてないわけ。そういう中で、それがあるとかいうことについては、私は本当に一方的な被害妄想になるだろうという

ふうに思いますので、まずもって、その点は間違いのないようにちょっと言っておきたいと思います。

その今の答弁の中でなんですけれども、まず一つは、教育の問題でいえば、先ほど言いましたように、訓練を重ねたりしていく中で、本当に戦争がいつ起きても当たり前なんだ、戦争が起きて当たり前、そのときはみんな協力しよう、こういう前にも繰り返したことのあのような、危険な方向へ国民の考え方を持っていく、こういう部分が非常に懸念されるわけですが、少なくとも、本当に今、教育長は今の教育基本法に基づいて、平和教育、公正中立な教育を一生懸命推進していただいているところですが、少なくとも子供に対してこのような影響が及ばないように、その点について、子供を学校での避難訓練とか、そういう過剰な、そういう戦争に対する認識を植えつけるような教育としないようにしていただきたいんですが、その点について、ひとつ、最低限これはできることだと思いますので、確認させていただきたいと思います。

それから、やはり、中には、今、説明いただいたように、今、40条の中で決まっているということで、自衛隊とか、そういう方も参画してくるということになるわけですが、自衛隊の方は特殊な教育を受けてきているわけですね。そういう中で、そういう方が大きな発言力をその地方自治体で持ってくるとなると、これは大変大きな懸念があるわけで、恐らくそれを理解していただいている町長初め職員の方も、一定の懸念はされていると思うんですけども、そういう点では、ここに書いてあるからといって、この方を入れなきゃいけないということはないと思うんですね。自衛隊に所属する者ですから、これ現役ですよ。任命に当たって防衛長官の同意を得た者に限るですから、やはりそれは特殊な任務を帯びて、意識をして入ってこられるわけですから、そういう懸念については、どのように考えていただいているのかということもお聞きをしておきたいと思います。

また、専門委員についてというのは、このことなんかな。ちょっと私はわからなかったんですが、専門委員は調査が終了したとき解任されるということですから、これはどういう方を想定しているのかということも聞いておきたいと思います。

以上、本当はもっといろいろ聞きたいのですが、とりあえず、また総務委員会の中で議論をしていただくようお願いしておきますので、今の質問について、答弁再度お願いいたします。

議 長 教育長！

教 育 長 平和教育の中身の話をしていただいたわけですが、私自信も、今、子供たち

に一番今言ってきたことは、たしか、ユネスコ憲章の中に載っていると思うんですけども、やはり人の心の中に平和のとりでを築け、こういうことをやっぱり押し進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 いろんな分野から委員の選出する8号委員までの規定はございますが、それぞれの分野で専門委員になっていただけるかというふうなところまでは詰めておりません。ただ、この人選に基づく中で、国民保護計画を真剣に設定をしていっていただくというふうな考えておるわけでございます。

議 長 町長！

町 長 いろいろ、これはモデル的ケースで条例化をお願いしていますが、委員を委嘱する場合は、また議会とよく協議をさせていただいて、その取り扱いについては慎重に期したいと思えます。

議 長 12番議員、もうよろしいですか。 11番議員！

11番議員 この議案第4号は、議案第3号の関連議案であります。したがって、先ほど議案第3号は、総務委員会に付託することが決まりましたんで、そういう意味で、議長におかれましては、この議案第4号も総務委員会に付託するというのでいいんじゃないかと思えます。

それから、これは私の私見ですけども、国会で、国会といいますのは、国民の総意の最高決議機関であります。そこで、この決まった法令に基づいて設置するわけであります。したがって、国で決まった法について云々と言われるんでありましたら、総選挙において多数と党を担い、そしてこの法律を廃止されたいのでありまして（「町村会だって議長会だって幾らだって国に行ってるじゃない」の声あり）それはそれ、あなたも私がしゃべってるときは黙っててください。そうでしょうじゃあ黙っててください。ですから、この第4号議案は、総務委員会に付託されて、お二人の議員が心行くまでその場で討論されることを希望しまして、総務委員会、一人の方が一心同体のようなご意見ですから、そういう意味でひとつ総務委員会で議論されることを希望しまして、この4号議案も総務委員会に付託されるよう、議長において決定されることを私は希望します。

議 長 これは、3号議案と4号議案が同じことですので、総務委員会でやっていただきます。

質疑はこれにて打ち切ります。 14番議員！

14番議員 先ほど来聞いておりましたら、同じような質疑が延々と続いているように思いますので、質疑は打ち切りの動議を出しました。受けてください。

議長 はい、打ち切ります。どうしますか。

賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長 起立多数であります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程4番、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 本会議では十分に議論する必要があると思いますが、大変無謀な、横暴な、先ほどの動議には、厳しく反対をするものであります。

では、この条例について質問をいたします。今回、町医さんのところを変えられたわけなんですけれども、この近隣の状況と見まして、広陵町がどのような位置づけとといいますか、金額的にどうなのかというところが、ちょっと私は把握してないわけですが、その点を少し教えていただいて、この全体の見直しというものが必要ではなかったのかなというふうに思うんですけれども、この点についてはどうなのかをお聞きしたいと思います。周りとはほとんど同じということであれば、また、それはそれで広陵町の考え方はどうかということになるわけですが、それとあわせて、19番目の国民保護協議会の委員に月額8,000円ということなんですけれども、この費用については、私は出すべきではないと思いますが、この点について、どのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

議長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今回の町医・歯科医の報酬等につきましては、非常に支出根拠、明確ではないということで、支出の明確をするということで報酬を廃止して、実働に対して費用を支出にさせていただきます。要するに賃金とか報償費で支出をするということでございます。

近隣の市町村の方の調査はしております。近辺の市につきましては、医師報酬というのは出しておりません。あくまでもそのいろいろな検診に対する賃金ということで出されております。それ以外にも、医師会等に補助金的なこういうのを出されております。本町はそういうことは行っておりません。ただ、町村におきましては、報酬という形を出しておられるところもあるわけでございます。ただ、現在、医師等につきましては、検診等につきましては、一応賃金という費用負担をしております。なお、今までという形で、報酬というふうな形で、相談料というような形だったのかどうかはちょっとはつきりはわかりませんねんけども、非常に不明確なところがございます。やはり住民に説明するという形では、きちっとした支払い方法をとるべきだということで、医師会等にもお話をさせていただいて、ご理解をいただいたという経緯でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 過去には比較検討をした経緯もあるわけでございますけれども、見直しの時期だというふうな認識も持っておりますので、今後、見直したいというふうにも考えております。

それから、19号の協議会の委員の追加でございますが、国民保護計画を作成することにつきまして、町長がその協議会の委員に諮問をされることというふうな内容になってございます。計画策定の折に、そうした協議会の開催をされたときに対する非常勤特別職の報酬でございますので、他の報酬、特別職と均衡を持たせた中で、今回追加させていただこうというものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 いろいろまた今後も比較検討しながら、改善の方向お示しいただいたのでお願いしたいと思います。

最後に、国民保護協議会の委員は、大部分は役職とか職員とか、そういう方ですし、一般の、例えば、区長さんにいたしましても、区長の手当とは言いませんけども、そういう方に対する配慮も既に違う部分でされているので、これは必要ないというふうに思うんですが、再度検討してほしいんですけども、その点の、それとの中身についても、国民保護協議会が本当に町民に対して有益な仕事ができるかといったら、そういう協議会でもありませんし、私はこういうところに税金投入することは要らないというふうに思いますが、再度、最後にお聞きしておきたいと思っております。

議 長 総務部長！

総務部長 当然、重複支給というふうな立場のお方も、その委員の中にはおられると思います。

議会議員につきましても、議会行革の中で検討をしていただいておりますというふうにも認識しております。支給につきましては、十分慎重に対応してまいりたいというふうに考えます。

議長 もうよろしいですか。質疑はもうありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程5番、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 今回の、ちょっと大変複雑で、これ読んだだけで大変わかりにくいんですけども、具体的にこれによって職員さんの給与が横滑りで行くのか、それとも、一定の上げ下げがあるのかどうか、その辺のところはお聞きしておきたいのと、それと、大変細かいランクになってるんですね。従前の倍以上になってるんですかね、この号級のところが。これは、今後、先ほどの質問、ちょっとようしなかったわけですけども、職員さんの評価とか、そういう部分を入れるということを前提でこういうふうになっているのか、そのあたりのところをお聞きしておきたいと思います。もし、そういうことであれば、大変ややこしい状況になるなというふうに懸念をした上での質問です。

議長 総務部長！

総務部長 今回の内容でございますけれども、幾つか概略だけを申し上げておきたいと思えます。まず、新給料表への移行でございます。現在、9級制の体制でございますけれども、新給料表では7級制の対応といたします。別表のところ、対照となるべき新旧の表は、29ページの左の表ということになってございます。旧の1から9を、新の1から7にいたすものでございます。旧の1、2を1に。そして4、5級を3級にいたし、9級を7級という読みかえでございます。そして、内容につきましては、26ページの職階制の職務内容ということになっております。26ページの左に掲げる、1級から7級までの職階制による給料表でございます。その給料表に移行をいたすものでございます。この給料表そのものは、今回の

改正で、平均で4.8%の引き下げになるわけでございます。部長職等につきましては、7%の引き下げになってございます。したがって、部長で2万8,000円程度の給料の減額になるわけでございますが、その減額につきましては、現行の給料を、いわゆる今の給料を措置するということになってございますので、実質は減俸はないわけでございます。

それから、現行の号級を4分割ということで、職員の給与における、最高の号級を超えて昇給はしないというふうに規定がなされております。

それから、18年度から21年度までの間、4年間、新給料表6級以上の職にあつては、昇給欄を1号級の抑制がなされている状況になります。

それから、55歳昇給停止措置、これは本町では未設置でございますけれども、55歳以上の昇給については、勤務成績で良好なもので、2号級の昇給に抑制がされるということでございます。号級の増加によりまして、1年の良好な勤務成績で終えた者の初期分の昇給は、一度に4号級が上がるわけですけれども、55歳の昇給につきましては、勤務成績、良好なもので2号俸の昇給に抑制がなされるという状況でございます。

それから、地域手当の支給につきましては、18年度からの導入でございまして、現行の調整手当にかえての地域手当ということで、この辺につきましては、差がないものというふうに理解をしております。

主だった内容につきましては、以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 今回は部長職とか、引き下げの部分については、措置されるので変わらないということだったんですが、この措置は、いつまで措置されるのかということも聞いておきたいと思えます。

それから、結局はこの給料表を変えることによって、やはり給料を引き下げていこう、抑制しようというところが目的の、今回、条例改正だというふうに言わざるを得ないんですけども、この4.8%の引き下げ、部長級であれば7%、2万円ということでしたが、もしこれ、4.8%の引き下げ、平均してなると、金額としたら幾らぐらいになるんでしょうか、影響額ですね。それと、勤務状態が良好な場合は、4号俸上がるとかということなんですけども、この良好という物差しは、だれがどのような内容で判断するのかということもお聞きしておきたいと思えます。

議 長 総務部長！

総務部長 給料表の平均4.8%の引き下げという状況になりますれば、人件費支給明細書の

総給料の4.8%の掛け合わせた額でもって推測はできるわけですが、実質には給料表を下回る場合は、現給保証をされておりますので、給料は昨年度と変わらないというふうな状況で予算組みをしております。

引き下げになった後において、新本俸に達するまで、その昇給がストップになるということでございます。新給料表に追いつくまで昇給がないということでの改革案でございます。最長は、もし部長級にありましては、現給保証もされますので、退職まで追いつきません。中堅職員につきましては、7,000円程度の幅で1号級が昇給いたしますので、2万円下がれば3年かかるかな、そういうふうな、ランクによって少し、下にやはり厚いそういう措置でございます。高齢職員につきましては、現給がもう保証されて退職を迎えてしまうという状況でございますので、新給料表まで追いつくには、先、定年が参ります。

それから、今回の、やはりこうした改革につきましては、国の総人件費改革の中でもうたわれております、過去5年間の実績である地方公共団体の総定員については、4.6%を上回る純減目標をされておるわけでございます。地方公務員の給与につきましても、住民の厳しい目が向けられておるわけでございます。住民に対する徹底した給与の情報の公表、あるいはまた、給与構造の抜本的な見直しによって、こうした住民の皆さんにも理解していただけるものというふうな考えるものでございます。よろしくご理解をお願いします。

（「その評価はだれがしている」の声あり）評価につきましては、当然、勤務評価に携わるものとして、人事担当部長、特別職といったことで、調整をしていきたいというふうに思っております。

議 長 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第7号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第8号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まず、今回の条例で、今後3年間の保険料が決められるわけですが、大幅な値上げになっているわけですが、この部分については、広陵町の場合、前回の場合については前町長が、私たちは不当にという言葉を使っていたわけですが、1,000万円の保険料をアップしたと。その部分に対して還元するという意味で、現町長が保険料を抑制をされたわけであります。つまり、そういう広陵町は、特別な流れが介護保険料の決定過程ではあったわけですが、今回、そのような広陵町の流れに対して考慮をされたかどうか、まず1点お願いします。考慮されたとすれば、どのようなところで考慮をされたのか、考慮をされてなかったらされないで結構です。

それから2点目、今回の場合の条例で、複雑な条例の設定の仕方になっているわけですね。つまり、18年度の保険料は、第7条1項の規定にかかわる、これは37ページですけども、

3行目ですね、上から。次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするという形で、これは暫定措置、いわゆる、これは普通の値段、軽減措置やな。いわゆる、急激な値上がりに対する暫定措置をとっているわけですね、この条例ね。それを聞いているんですけども、そういうことになっているという理由ですね、いわゆる、この間、老年者控除の廃止、あるいは今年度でいうと、6月から住民税には、定率減税の半減が実施されると。所得税については、当然、去年から行われていると。あるいはまた、老年者控除の縮小が行われたと。またいわゆる、その他税法上は、非常に年金所得者に対する激変があるということから、これが実行されるというように理解しているわけですけども、その具体的な中身ですね。該当者がどれだけいるのか、あるいはまた、どういう形でこのものに対する最終的に上がるという点についても、非常に影響が大きいというふうに思うんですけども、そういう税法上の改正で、負担が急激になるということに対する暫定措置だけではなく、その他の救済措置があつてしかなるべきだというように思うわけですが、こういう国にあつて、なお激減する方への緩和措置をとっているわけですが、自治体にあつてはこの緩和措置に対応して、減免制度などの制度充実が求められると思うんですが、そういう点についての考え方はないのかどうか、これは一般質問も出ているわけですが、お聞きしておきたいというように思います。

それから、3番目ですけども、先ほどの料金設定の作業の中で、今後3年間の想定しかしていない内容で決められているわけですから、自治体としては、想定する内容に対して国や県の指導にかかわらず、広陵町自体で決められるということが想定されていると思うんですけども、そのような作業に対して、国、県は、一体どのような指導をするのか、あるいはまたしたのか、そういう点に対して、介護保険料の決定過程の透明性ということが問われるわけでありまして。検討委員会等で議論をして決めるというように、提案するというようになってはいるのに、国、県の関与が非常に強いということに対して、どのように考えておられるのか、その決定過程における、国、県との作業上のかかわりについて、具体的に説明をしていただきたいというように思うわけでありまして。

あと、あと何があるかな。あと、4番目ですけども、4番目については省略しておきます。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問にお答えを申し上げます。

まず、大幅な値上げというふうなことでございます。前回の第2期につきましては、保健

施設か何かの関係で、3,000万円の基金を充てたわけでございます。今回の保険料の算定につきましては、非常にご存じのように伸びが大きかったということで、これは策定委員会の中でも資料で出ささせていただいております。一部の議員さんはご存じかと思えます。これ、第2期の計画のときの計画数値と、実績の数値をこうやって示させていただいております。その中におきましても、居宅の訪問介護とか、通所介護、通所リハビリテーション、こういうところが非常に伸びておると。それから、施設につきましては、計画のほぼどおりであるというふうなことで出ておるわけでございます。急激に、本来2,500円から4,000円ということで、大幅な値上げということでございますが、実質的な給付につきましては、やはり近隣市町村とも余り変わらない給付の伸びで、保険料も同じぐらいの程度の保険料というふうなことを聞いております。これにつきましては、やはり制度が十分に住民の方に理解していただいと。それから、サービス提供の施設も、町内及び周辺にも多く出てきたというふうなことで、十分な利用をいただいと。ということでは、制度としてはいい傾向ではあろうかと思うわけでございます。この保険料につきましても、実質4,053円というふうな形で出てきたわけでございます。やはり、担当としましては、やはり安全というふうなことで、4,100円というふうなところで思っておったわけなんですけども、町長の方からも、やはり4,000円というふうなことで、それで今回は決定させていただいたと。その中にでも、町長の方から一般関係からの持ち出しとか、いろいろ議論があったわけなんですけども、そういう中で、今のところはそういう対応は、この3期においては考えないというふうなことで、結論として4,000円というふうな設定をさせていただいたというふうなことで、ご理解をいただきたいと思えます。

激変緩和につきましては、これは非常に議員さんがおっしゃいましたように、税制改正で、非常に負担がふえるというふうなことで、このような対応をするということでございます。まず、人員についてでございます。まず、1号の7条の第1項、第4号の人が、もしこういう税制改正がなかったら、7条の第1項の第1号に該当すると。このような人については、これはあくまでもうちが算出しただけでなく、国の数字をもって理論的に算出したわけでございます。一人、個々ずつの分析はしておりません。それについてはゼロ人。第2号については16人。第3号については16人。それから、第5号の方になられる方で、この場合につきましても、4号についてはゼロ。それから、5号についてもゼロ。6号については511人。7号については440人というふうな数字が出ておるわけでございます。いろいろな救済措置とかいろいろおっしゃっているわけでございますが、減免も奈良県下では少ないと

思いますけども、他府県においてはされているというふうなことも聞いております。この辺につきましても、今のところは、国の施策で軽減と。保険料自身が6段階というふうなことでございますので、こういうのも軽減措置をやっておるわけでございます。そして、今の激変緩和措置も軽減の対象というふうなことでございますので、今のところは、特別に町独自の軽減というのは考えておらないということでご理解をしていただきたいと思います。

第3番目にありました保険料の作業でございます。当然これは町が15年、16年、17年の3年間の実績。それから将来伸びるという推測をもって算出をしているわけでございます。ただ、県におきましても、当然県費というふうな形で負担はしていかなければならない。当然、県の方にもヒアリングというのがございます。余りにも低い保険料とかいう場合には、県の方から指摘を受けるというようなこともあるわけでございますので、その点でご理解を願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 6番議員！

6番議員 もう少し詳しく聞いてほしかったなと思うんですけども、一つは、今まで配食サービスは一般会計でやっておられたわけなんですけれども、職能自立、今後は周辺介護ということで、予防介護ということで、この介護保険料に含まれるというようになったわけなんですけれども、それはどれぐらいの影響があるのか、今までと違う予防措置ということになってくるわけですから、今まで配食サービスを受けてきた方々への影響、どのような影響があるのか、そういうところもあわせて聞いておきたいというふうに思うんです。

また、予防措置ということから、今までは一般会計で見ていたものが、介護保険の算定の中に入れられてしまったというものは、その他、どういうものがあるのか教えておいていただきたいというふうに思うんです。それと、先ほど出ていたように、軽減措置について、県に広陵町としてもやっぱり要望をしたいということを示されていたわけなんですけれども、そういう点について、町長は県に対して、軽減措置を県段階でやってほしいということに対する要望を県に行うのかどうか。これは町村会長の段階で議論をされているのか、そういうことも含めて教えておいていただきたいというふうに思います。いわゆる県、国への介護保険に当たっての近々の要望事項というものは何なのかということについて、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、一般会計の繰り入れというのは、国からは絶対にそれは法律上だめだという制度上の問題になっているのか。それとも、再三これは聞きながら、やっているところはある、

ないとかいう形で議論がすれ違ってるんですけど、法的にできるのかできないのか、その点の確認をしておきたいというように思うんです。そういう点をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど4号、5号ですね、もらった資料では、第1段階については、いわゆる生活保護受給者、全世帯が市町村非課税の方ということ。第2段階については、全世帯が市町村民税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方。第3段階が、全世帯が市町村民税非課税で、2段階に該当しない方ということになって、4、5について緩和措置がとられているという数字になってるんですが、この計算の根拠ですね、いわゆる、非課税から課税世帯になるということの中身ですね。先ほど言った、それは委員会でちょっと具体的な例をいろいろ挙げていただいて、広陵町での該当の問題というのがやっぱり深刻になってくると思いますんで、できる範囲での典型例、人数まで把握できるかどうかかわからないですけども、典型例を数例挙げていただいて、老年者控除が50万円廃止になった人らの、そういうモデルケースを数例挙げていただいて提案していただきたいというように思います。これは委員会で結構ですんで、そういうことでお聞きしたものであります。そういう点でよろしくお願ひします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、1点目のご質問でございます。配食サービスの件でございます。今回、こういう地域支援事業というふうな関係が新たに創設されたわけでございます。これはもともと老人保健事業、訪問指導とか健康相談とか行っておりました。それと、介護予防の地域支え合い事業、これが配食サービスとか家族支援というふうなものでございます。それから、在宅介護支援センターの運営と。こういう一般会計の方でやっていた事業を地域支援事業で実施いたしますと。これはあくまでも高齢者をすべて、特に元気な高齢者が要介護者にならないように、予防を中心型にやっていくというふうな形で取り入れられた制度でございます。その中には、予防事業と包括的支援事業、任意事業ということがございます。これによっても、負担の財源の割合は違うわけでございます。今、寺前議員さんがおっしゃいました配食サービスにつきましては、これは元気な方の配食ということで、今現在やっておる事業でございます。これにつきましても、当然、これは予防の関係上、2号の被保険者の方も負担をしていただくというふうな形になっておるわけでございます。影響いうのは全くない、そのままのことを実際にやっていきたいと。それから、予算書の中にはあると思うんですけども、現在、介護認定を受けておられる方についても配食のサービスはやっていきたいと、このようには思っておるわけでございます。

2番目の、県への要望ということで、町といたしましては、本来、減免制度について、介護保険というのは、どのところでも同じように受けられると。こういうものであるべきだということで、他府県の方では、いろいろと減免施策をやっておられるわけでございます。この辺につきましては、町独自でというよりも、県下でこういう減免施策を、以前もあったわけでございますので、そういう形でやってもらいたい。これは当然、我々事務レベルといたしましても、県との会議等にも申し上げていきたいし、町長の方では、町村会を通じてお話をさせていただくというふうなことでございますので、この点はそういうことでご理解をしていただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰り入れ、原則はやはり議員さんが言ってますように、介護保険の中には入れられないと、こういう我々は認識をしております。ただ、一般会計という中で軽減施策をやっておられる、要するにいろいろな軽減を、その一般会計でやっておられると。利用料の問題とか、そういうのをやっておられるというふうには認識をしておるわけでございます。

以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第11号、広陵町下水道建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:55 休憩)

(P.M. 2:03 再開)

議長 長

それでは休憩を解き、再開いたします。

議長 長 次に日程10番、議案第12号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 長 次に日程11番、議案第13号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 古寺6号と古寺中線との関係なんですけども、何かダブってきってくるので、完成後廃線する云々の話なんですけど、土庫川の左岸、右岸に町道があってもいいという意味ではないのか、ちょっと意味がわからなかったの、その二つの関係だけ教えていただけますか。

議長 長 都市整備部長！

都市整備部長 説明申し上げます。

この変更の部分についてですが、古寺中線というのは、土庫川の左岸に新しくつけている道路でございます、古寺6号線といいますのは、いわゆる土庫川の右岸に接している、従来からある道路でございます。2本の道路が右岸と左岸に町道があるわけです。それはもう何ら問題ないと思います。古寺6号線につきましては、いわゆる、林口橋を新しくつけていますけども、そこからの中へ入ってくる進入路として、今回ふやしていただくという意味で上げさせてもらいました。古寺中線につきましては、いわゆる、古寺と中を結ぶ路線になるわけなんですけども、ダブってるどうのこうのという話につきましては、この図面の位置図の5

3 ページですけども、もともと左岸の部分で、350メートルの部分だけを、3年ほど前でしたか、古寺東幹線という名前で認定いただきましたが、今回、中の方まで路線を延長するに当たって、路線の名前も古寺中線としていただきたいと。整合性といいますか、中まで行く道路という意味で、古寺中線としていただきたいという国とのヒアリングの結果そういうことになったわけですが、古寺東幹線がもともとありましたが、その続きでよかったですけども、ルートの中で、これ同じ事業の中で舗装もしたり、全部一緒にやりますので、もともとの起点から、もう古寺中線としてほしいという協議をやっている関係上、もともとの起点から古寺中線と今回いたしたいという思いで上げさせてもらいました。古寺東幹線につきましては、廃線にすればいいわけなんですけども、古寺東幹線という部分でも事業をやりますので、そういう会計検査とかいう部分が終わるまで置いとこうということでございます。

議 長 13番議員！

13番議員 町道認定で少し聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以前は議案に上がる町道認定は年に2回、6月議会と12月議会があったように記憶しております。約2年ほど前から、緊急なときは、笠の川沿いのところやったかな、リサイクルの置き場のときに、緊急なときには3月議会でもこれは出すというお話を聞いたんですが、これからまたどのようにされるのか、こういう今の古寺の場合には、少し緊急なことかなと思いますけれども、もう1点、笠のところであれば、今、実際出すのが本当なのかなと。この辺の中で、町としての、どういうようにこれからされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 以前はそういう形で年に1回、2回という形をお願いしておったわけなんですけども、いわゆる、こういう開発絡みの部分につきましては、いわゆる、開発業者が手を離れますと、道路の管理にしても、そこへもうめったに来ないというような状況にもなりますので、開発が終わって、入居が終わりますと、道路としての形態がはっきりしておりますので、これはいち早く町道として、むしろ積極的に認定してあげて、町道として道路管理をする方が、付近に住んでいる方のためにはいいのかなという思いで、その行為が終わった都度上げさせていただいてるという状況でございます。

議 長 13番議員！

13番議員 ということは、これから町道認定に関しては、4回の定例会のときには出していくということですね。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 はい、そういう形でお願いいたしたいというふうに思います。どうぞよろしく
お願いします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第14号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 まず1点が、61ページなんですけれども、都市整備寄附金3,160万円が、
どこから寄附を受けたのかということをお教えしてもらいたいと思います。

それから、歳出の方でいいますと64ページなんですけど、ごみ新清掃施設建設にかかわる
補正が上積みされているわけですので、順調に進められているなというふうに思うんですけ
れども、今の進捗状況と見通しについて説明をしておいていただきたいと思います。

それから、65ページの古寺の町営住宅の集会場が1,000万円の減額なんですけど、こ
れは大幅な減額になるわけで、これで工事の変更等どういう状況なのかということも教えて
おいていただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 61ページの都市整備寄附金につきましては、馬見中3丁目の都市整備公団の
民間卸の部分の、いわゆる昔の開発負担金に相当する、今は寄附金というふうに呼んでおり
ますが、その1戸当たり40万円でしたか、40万円の寄附金のトータルでございます。

それと、事業の進捗でございますが、事業の進捗につきましては、今、現場の方で、率で
いいますと、現場そのものは15%から20%の間ぐらいじゃないかと思っております。それ以外
に、各工場でいろんな機械もつくってございまして、職員が直接もう検査をしている機械が幾
つもあります。一部だけ、一カ所だけ現場で機械が座っているという部分もございまして、金

額的な面からいきますと、約3割の内容ができていうふうに理解しております。

それと65ページの町営住宅の件であります。これは、前回の本会議の質問の中でもお答えいたしましたように、内容について住民の方といろいろ思いの違いがございましたので、一応、古寺の町営住宅の住民の方から、もう少し今のままで使うと。今度、改装するときは、一からやり直してほしいという中で合意ができましたので、今回、改装を予定していた分は取りやめということで、減額させていただいております。

以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 中3丁目の開発負担金、1世帯当たり40万円というところでの3,160万円なんですけれども、今回、補正の歳入で、また数字的な部分では、ここの適切な使い方いう部分は当然出てこなくて当たり前と思うんですけれども、やはりこういう開発負担金、前、徴収していましたそういう部分の用途は、やはり一定の条件のもとに限定されて当然ですし、根本的には、やはり都市整備公団が関与するところについてのみ負担を共用するという、共用というのは語弊があるかもしれませんが、もらうということについては、やはり広陵町全体の中で、前も言いましたように、大変バランスを欠く状況になるわけですね。ですから、そういう、今後も特にまた在来地域は、いろんな特区ができてきた中で、住宅開発も一層進むだろうというふうに思われますし、そういう点でいえば、在来地域こそ、そういう開発に対して、広陵町も下水道の整備とかいろいろな部分で、道路の整備とかも含めまして、やはり大きな負担も必要な場合が出てくるだろうと思うんですね。そういうところを見ますと、やはり全町民の負担の声という観点から見れば、大変大きな問題を残していると言わざるを得ないわけなんですけれども、私は逆に、これをなくすというよりも、条例化をしてきちっといただくと。どういう建物というか、対象の部分については、業者を選ぶのではなくして、やはりきちっと規模を決めて、すべての開発について負担をお願いしていくということの方が適切ではないかということが一貫して主張してきているわけなんですけれども、財政が大変だという中で、そういう貴重な収入源になるこういう点について、なぜ、きちっとした検討を加えていただけないのか大変疑問に思うわけですが、その点についての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 取るのがいいのか悪いのかという議論になるわけなんですけれども、いわゆる開発負担金としていただくのは違法性があるといえますか、負担金としていただくのは、余りい

いことではないという中から、あえて公団のおろしの分につきましては、事前の協議の中で真美ヶ丘の部分についてのみご協力願えないかという話を以前からさせていただいて、その中であくまでも寄附という形でご理解いただいているという状況でございます。ただ、それを一般の在来の地区にも、そういうことを当てはめていかどうかというのは、非常に難しい問題でありまして、それによりまして、個人の方にいろんな負担を上乗せされるという、小さな会社であっては、そういうことも懸念されますので、開発を抑制することにもなりかねないという部分もございます。いろいろ寄附をいただいて財源がふえるということは、町にとってはいいことではございますが、個人の負担にはね返ってくるという部分もありまして、それと開発の規制になるということもありまして、いい方策があればそれに越したことはないんですけども、今のところ、いわゆる法の流れからいきましても、負担金はよくないというふうに指導を受けておりますので、現在のところは、もう真美ヶ丘の、今、給付金をいただいていることで、そういう開発絡みの部分は終わりかというふうに思っております。また、今後は違う形で、その部分のお金のかわりにいい道路をつくれとか、いい水路をつくれとか、そういう形を変えて指導をするということは当然のことですので、その辺の部分で厳しくやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第15号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!

6番議員 これは18年度の予算と密接に関係するわけですがけれども、いわゆる保険給付費が1人当たり12万9,500円から13万8,900円にふえたということで、補正予算の必要性が出てきたわけなんですけれども、この約1万円をふえているという中身について、

やはり時間、あるいはまたいろいろかかるでしょうけれども、今までの蓄積されてきたコンピューター化等から、こういう内容について、瞬時にというわけにはいかないでしょうけれども、相当数コンピューター等から、その変化が出るというようになっていないのか。何のためにデータベースをしてきて、それを把握しやすいようになってきたのかという問題とを含めて検討をしながら、広陵町の特異性など、一般的には全体の問題ですけれども、県単位でいうと相当な違いが日本全体で出てくるわけですから、そういう特異性も踏まえて、1万円増という中身についての検討というのは必要ではないかというように思うんですね。

それとレセプト点検などで、非常に費用を使っているわけなんですけれども、そういう中から、いわゆる不正受給というようなことに関して、目を引き光らせてきているわけなんですけれども、単純な間違い等いろいろあるのは、これはもう人のやったことですからあるわけなんですけれども、そういうレセプト点検等からあらわれる、いわゆる医療請求の間違いやすい部分とか、そういう問題についての把握というのは、やっぱりあろうと思うんですね。そういう点については、真摯に医療機関等と話し合いをするという、あるいはまた通知を出すということなどについてはしやすいわけで、これは国保連合会なども一定やっているわけなんですけれども、そういうことの分析を通じて、広陵町の医療費を減らしていくという問題に取りかかれたいかということについて、もう少し詳しく教えていただきたい。あるいはまた、委員会でも結構ですけれども、資料を出していただきたいというふうに思います。

それから、去年、財政調整交付金が国の部分1%減って、その1%が県に配付された。その配付を1%の分について、どのような配付の仕方がいいのかという問題について議論があったかと思うんですけれども、結局は1%、広陵町でいうと、今、6,919万5,000円が、県から財政調整交付金としておりてくるわけなんですけれども、この配分の仕方、基準というのは、どういう形で決められたのか、そういう点について教えておいていただきたいと思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お答えをいたします。病気の傾向とか広陵町の特徴ということについて、システムを十分活用して、把握して、その上で広陵町のいわゆる医療費の削減に努めるべきだというご意見でございます。おっしゃるとおりで、従来は、大体県単位で統計等でやっていたのが、丸々1年ほどおくれるという集計でございます。ただ、送られてまいりますデータを、逐一把握はしようと思えばできることはできるんですけれども、なかなかそれが日常業務の中ではままならないという点がございます。今後、高齢福祉の方とも十分協議を

しながら、ご意見に沿うような把握に努めたいと思います。

それと、レセプト点検の効果につきましては、我々報告を聞く中で、やはりいわゆる薬剤の重複、あるいはその病気によっては、そういう薬剤の使用が余り適切ではないのではないかと、こういった点検結果も相当ございます。これはやはり効果が点検していただくことによって上がっているという認識をしております。

それと、3点目の、いわゆる国費4%、あるいは1%の負担割合が減少になった分、県の方から、今回上げております財政調整交付金という形でちょうだいをしておると。それで、これにつきましては、県下の各市町村、保険者の意向をアンケート調査されまして、従来の国の制度の中での応分の負担のあり方をベースに、できるだけ平等な拠出をお願いするという意見が、各市町村からアンケートの結果出てまいりまして、それに基づいて配分をされているということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を厚生委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第16号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 6番議員!

6番議員 昨年、全員協議会に下水道料金の値上げ案が提案されました。こういう問題についても、非常に下水道特別会計として見ていく場合に、多くの問題、矛盾がはらんでいるように思います。一つは水道料金との比較で見ますと、非常に下水道については、莫大な投資が必要であったと。これ今後も、この維持管理については、莫大な費用が要ということがあろうと思うわけです。こういう問題を考えてみると、下水道料金の設定の仕方という問題を、ただ単に特別会計の基本に戻って投資対、そして投資を受益者負担という考えで負担をさせていくという考え方は、どこかにきちんとした理論的な線をつけないと、大変な負

担の増加につながるの明らかだというように思います。

そういう点でお聞きしたいわけですが、当初、第2浄化センター、奈良県には処理場が第1と第2があります。広陵町は第1と第2にまたがって処理されているわけですが、第2処理場の計画について、当初計画から考えた場合に、現在の進捗率というのは、人口あるいは世帯数、あるいは供用開始地域と、基本的に進捗率というのは、第2浄化センターに流入する自治体については計画どおりなのか。広陵町については、私は奈良県下でもトップクラスの下水道の地域だというように認識しているわけなので、そういうところから来る不公平感が、おのずと利用者のところに負担があってはならないというように思うわけですね。そういうことからいって、当初計画から見た場合の第2浄化センターに絡む自治体の進捗率等々について、お答えを願いたいというように思います。

それから、どうしてもその場合に見なければならぬのは、いわゆるくみ取り処理費用と一体となっているのが、この下水処理の問題であります。御所に処理場を持って、相当莫大な先行投資を行ったわけでありまして。そういう点からいって、年々減っていくくみ取り家庭の問題というのは、下水道処理が進む自治体にとっては、逆に負担になってくるということになるわけです。日本共産党が、この間、御所の自治体の負担の割合を、今井県会議員とタイアップして、その改正について御所市長とたびたび交渉を重ね、また、町長自身も努力をいただいで、大幅な負担軽減の実現をしていただいたわけなんですけれども、そういう点からいって、し尿処理施設のままの方がよかったというように思われてはたまらんわけですね、広陵町の住民が。下水道を利用したために、莫大な多大な利用料が課せられるようになった。これでは環境の問題について一生懸命に広陵町がやってきたというのは、一応住民にとってはあだになるわけですから、そういう点との比較もあわせて、公共下水道利用者の負担を考えていくというのが必要だというふうに思うんです。そういう点で、この問題に関連した両方を統一的に考えた上での利用者の利用料というものは、一体どのようにして決めるべきなのかという点についての考えを聞かせたいと思います。

それから79ページには、そういう点で流域下水道維持管理市町村負担が減額になっております。それと、大和川流域下水道事業負担、これは事業負担の問題ですが、こういう点について、今後もこの事業というのが進んでいくわけですが、当初予算との兼ね合いからいって、進捗率はどのような状況になっているのか。利用料の負担している、いわゆる負担金ですね、下水道維持管理負担金ですが、これの割合、第2浄化センターに加入している負担の割合は、比較検討をした数値というのは出せると思うんですが、どうい

うようになっているのかと。これは当初の進捗率と、あるいはまた水洗化率等々との兼ね合いとリンクされてくるだろうと思いますので、そういう問題を系統的に示していただきたいというふうに思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、料金のことをご質問いただいたので、寺前議員さんのおっしゃるとおり、下水道料金については、いわゆる下水道で自立できるような料金にさせていただきたいのが担当としては本音でございまして、この将来においては、下水道、今の水道並に下水道も自立できるという料金に徐々に改正していただきたいというのは本音でございまして。それはその回答にさせていただきますが。

あと、流域の話で、いつまでこういう負担をしていかなんのかというご心配だと思っておりますが、当然のことだと思います。毎年、奈良県の下水道という、毎年この冊子が出るわけですが、その冊子からいきますと、第2処理区の部分だけを今おっしゃいましたので言いますと、もともとの処理計画人口は、今、51万人からスタートしております。51万人の処理をするために、第2浄化センターができていっているわけなんですけど、工事をするためにはいろいろ5年ごとに区切って事業認可をとっていくわけですが、全部の事業認可の範囲としてカウントしてますのが、処理人口といたしまして32万人です。ですから、当初51万人の処理人口のうち、事業認可されているのが32万人ということですので、そのぐらいの進捗だというふうにご理解いただければいいとは思いますが、ただ、浄化センターそのものにつまましては、見ていただいたらわかると思いますが、今、全体の敷地のまだ当初の5分の1ほどの部分しか施行されておられません。といいますのは、流量がふえるたびに、その都度建て増ししていくというシステムでやっていますから、そうしなければもったいないですから、ですから、まだまだこれから接続する家庭がふえるにつれて浄化センターも増設していくというふうになりますし、また、今、ある施設も、年限が来れば補修をしたりやりかえをしていかななくてはいけないということもありますので、下水道を使う家庭がある限り、何らかの工事は起こってきます。ただ、いつまでかといいますと、それはちょっとお答えしにくいような年月になると思っておりますけれども、奈良県の下水道が始まって40年近くになるわけなんですけども、あと20年かかるか30年かかるかといいますけども、ゼロになるのはならないというふうに思います。

それで今、進捗率と言われますと、51万人のうち、今、32万人の分の事業が認可されているということで、ご勘弁いただきたいと思っております。

それと、先にくみ取りの部分につきましては、担当部長の方から言っていただきます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 くみ取りの状況でございますけれども、平成16年度末現在のくみ取り世帯数は669世帯。そして、浄化槽の設置世帯数は1,311世帯というように把握をしております。この数字につきましては、17年度におきまして、若干下水道接続が進んでおるものと思われま。ただ、くみ取りの状況を個々に私拝見をいたしますと、やはり古い木造アパートというんですか、相当古い時期に建てられた、いわゆる賃貸アパートなんか、なかなか下水道接続のための取り組みが進んでいないという実態ということで認識をしております。一方、葛城地区清掃事務組合の負担のことでございますけれども、やはり広陵町は、下水が普及が相当進んでおるものの、やはりなしにはいかないというところで、町長以下、前任の各担当が、費用負担の割合等につきまして重量制によるものと、それと、いわゆる均等割によるもの。均等割につきましては全体の10%。そして、従量制、従量割りですね、処理量の割合でやっておるのが90%ということで、広陵町といたしましても、組合の中での地位、あるいは負担の状況については、適性な範囲ではないかなという認識をしているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 それと、最後のご質問にありました率でございますけれども、維持管理費の部分につきましては、ご存じのように一般排水が58.8円、中間が92円とか、特定が121円とか、その量によって料金は設定されております。

あと、建設の部分の負担につきましては、いわゆる、第2処理区につきましては、11の市町村がともに負担をしているというベースの中で、広陵町としては、負担率は補助事業と単独と二つあるわけなんですけれども、ともに4.6%ですか、4.672%を受け持っているということでございます。

以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 今の説明で、現在51万の事業計画で、32万が事業認可を受けているということですが、現在、利用している人口というのはどれぐらいなのか。

それと、結局は当初計画どおりに進めば、各市町村の負担もあらわれてくるわけなんですけれども、利用料ですよ、維持管理費の方ですよ、維持管理負担金についてあらわれてくるわけなんですけれども、維持管理負担金の状況というのは、当初計画から見た場合にどのよ

うな割合になっているのか。これが、広陵町だけが進んでいけば、極端に言えば、広陵町とその他の自治体だけで維持管理負担金を持つとなれば、莫大な費用になるわけですね。これは極端な話ですけども。ということは、いわゆる事業計画に基づく進捗率が、広陵町が進み他町村がおくれているとなれば、広陵町の、いわゆるその維持管理負担金が割高になっていくということになるわけですね。こういうことからいって、広陵町民にしわ寄せが大きくなるというのは、これは許されないことだというように思います。これは県の責任でもあり、各自治体の事業計画の問題でありますけれども、第一義的には県の責任だということになるわけですから、そういう点からいって、広陵町の維持管理負担というのは、当初の計画、いわゆる、現在32万ということでも結構ですけども、事業認可を受けてきた状況の計画からいって、適性な負担になっているのか。それとも、事業がおくれている自治体の負担までも、これは利用している、処理している量は、当然、広陵町は広陵町で一番多いというようになるわけですから、その点についての問題ではなく、当初計画との関係での問題で、広陵町が32万、事業認可の枠の中で負担を多く強いられるというようなことがあってはならないという意味から、各11市町村の当初計画から見た場合の32万体制の負担、そして現状の負担という問題について、これは資料をちょっと調べてみないとわからないかわかりませんが、答えていただければ、今、答えていただくと。答えられなければ、また資料を提出していただいて、検討させていただきたいというように思いますので、その点について、よろしく願いいたします。御所の処理場の先行投資の費用等については、また別途のところで議論するというようにさせていただきます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今現在、使っておられる人口は、今、ちょっと私の方でまだ把握しておりません。さきの施政方針の中でも町長が申しましたように、現在1万210戸ですか、広陵町では接続されたということを申し上げましたが、ちょっと、今、他町村の分までは数字は持っておりません。

それと、維持管理の部分について、今、決められている料金を広陵町がそのまま今支払っていること自体が不公平になっているかどうかというのは、ちょっと乱暴な言い方かなと思いますねんけども、これは今現状を流下している流量によって、それぞれの中で決めている単価ですので、今現在、そのものは、何も特別、よその分まで広陵町が負担しているというつもりはないんですけども、ですから、流域の中でプール計算をやっているということでご理解いただけないかなと思いますので、よろしく願いします。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程15番、議案第17号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 今回、早く質問書を出さなきゃいけなかったものですから、一般質問にも取り上げているわけなんですけれども、この審査会について、議会にも奈良県の手をつなぐ育成会から意見書を要望してほしいという形で出ているんですけれども、また、新聞記事にも載っていたんですけれども、この認定審査会といいますのは、高齢者の方も本当に慎重にやっていくということではいただいているわけですが、とりわけ障害者の方の認定については、かなりさまざまな状況があるわけですし、経過もあるわけですし、背後にある環境もさまざまな状態が、高齢者の介護に対する判断よりも、大変複雑な要素を慎重に検討していただかなきゃいけない、そういう審査会になるというふうに思われます。ですから、このような手をつなぐ育成会、奈良県の。それと、広陵町手をつなぐ育成会あわせて、この審査会には、医療に偏ったメンバー構成にするのではなくして、やはり、もっと専門職、障害者に関する専門分野の方も入れてほしいとか、それと一番強く望んでおられるのが、やはり当事者、障害者あるいはその家族を審査会に入れてほしいということを強く要望されているんですね。やはり、これは私は本当に切実な問題だというふうに思います。障害者の場合は、生まれてからとか、あるいは若いときに障害になるわけですから、障害になったら仕事もできない状態の方が本当に多くて、重度のそういう方がサービスを受けるということになるわけですね。そういう方を、従前、やっぱり家庭で面倒を見たりとかしてこられている中では、家族も本当に仕事にきちとつきにくいという状況の家庭もありますし、そうしますと、本当に財政的な面で、長期にわたり、また将来の部分考えても、本当にそういう財政的な面での不安とかも含めて、あるいは対応の仕方も、本当に一律に痴呆とかいうような状況ではなくって、

本当にLDとかもあつたりとか、いろんな状況がありますので、それを本当にわかってもらうというのは、そういう直接携わっておられる方が一番よく理解し、わかっておられるということから強く要望されておりますので、ぜひ、そういう障害者、あるいはその家族の方を審査会に入れていただきたいんですけれども、その点の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。まず、この障害者程度区分というのは、障害者のサービスの必要性を明らかにするというふうなことで、障害者の身体の状態を総合的に区分するということで、サービス料とか決定する際の勘案事項ということで、この区分が絶対的ということではないので、その点をご理解を願いたいと思っております。

そしてメンバーにつきましては、審査会で、今当然、委員さんにつきましては、障害の実情に通じた者のうちから障害保健福祉の学識経験を有する者であつて、中立かつ公平な立場で審査が行える者を任命しなさいと、こういうことで、現在5名というふうなことで、葛城市ともう話し合いはできております。その委員さんにつきましては、ドクター、それから精神の保健福祉士、知的障害者の更生施設の施設長、それから理学療法士、看護師、この5名の方で審査をしていただくということとなっております。

この障害の支給決定の方法というのは、まずは申請者から、当然利用される方から申請あります。それに基づいて、介護保険と同じように区分の認定調査というふうな形で、本人、または保護者の面接を行います。当然、職員が主として、業者委託というのものもあるんですけども、訪問して、いろいろと106項目の調査をお聞かせいただきます。それを1次判定としてコンピューターにかけて、次に医師会の医師の意見を求めて、審査会で2次判定をします。その2次判定で障害者の区分は決定いたします。それについて、申請者に区分はこうですよということを連絡させていただくわけですけども、その後、サービスの利用の意見聴取ということで、ご本人さん、家族から意見を聞くというふうなことになっております。それに基づいて、最終的な支給決定をするということで、当然、ご本人さんとか家族の意見は十分に聞き入れられる体制をできていると、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 考え方として、十分に反映できるというふうに考えているという答弁なんですけれども、やはり、これは大変複雑な状況というのは、先ほど言ったとおりですし、それと、

障害者の自立とか、社会参加を向上させて充実させていくとか、そういう思案も入れた形でサービスが求められるわけなんですね。そういうことも含めて、やはりどういう方に審査会の委員になっていただくかということは、そういう障害をお持ちの方に対して、やはり本当に安心感を与えることができるかどうかという部分の、大きな一つの問題になってくるわけですから、そうしましたら、ぜひ、広陵町にも手をつなぐ育成会があるわけですし、そういう障害者の方の会がいろいろあるわけですから、そういう障害者の会の方と、この審査会のメンバー選定についてとか、また、そのほかにも支援費制度の問題はいろいろあるわけですが、協議をする場を速やかに持っていただけるのかどうかということを、最後に1点お聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今のご質問でございますが、協議をする場というのは、どういうふうに解釈させていただいたらいいんですかね。

12番議員 協議をする場というのは、そういういろいろな障害者のそういうグループがあるわけですから、そういう方と自治体の職員さんとで、今度、制度いろいろ変わる中についての話し合いの場を、一度きちっと持っていただいたらどうかと。そして、その中で認定審査会のメンバー選定についても相談していただいて、よく理解、協力できる体制をつくっていただきたいということなんですけれど。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 メンバーは既に5名ということで、先ほど申し上げましたように決定しておるわけです。当然、障害者の方と、当然、役所の方とは、お話というのか、意見聴取とか、いろいろな形で十分にそれはさせていただきたいという。この辺は十分心得ておりますので、その点をご理解願いたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 この認定審査会の問題、松野議員が言った内容の引き続いてなんですけれども、現実問題として、今度の4月から定率1割負担になると。施設利用やグループホームの利用者は、食費と居住費も全額自己負担となって耐えがたい状況が生まれてくると。今現在95%が通所で無料なんですね。大体1,000円が今現在の平均的な負担なんですけれども、それが平均で1万9,000円になるという試算があります。一応1.9倍になるんですね。これに対応して、政府も低所得者に対する負担割合の上限を決めていくとかという改正は、昨年法律の中では非常に行われたというところなんですけれども、それでも大変だという

ことです。つまり、障害年金、基礎年金の2級の人で6万6,000円ですね。これの大体2割の負担が出てくるということになるわけなんです。こういうような状況を踏まえて、これは広陵町手をつなぐ育成会から出てる、先ほど松野議員もおっしゃったし、議会運営委員会に出てきた内容ですけれども、ここで、やっぱり先ほど委員の方々の方向性が出たわけなんですけれども、ここに去年の10月13日の参議院厚生労働委員会における法案の附帯決議事項ですね。この中で、やはり申し入れ事項という形で出ているのは、先ほど言った認定審査会の委員に、障害者の実情をよりよく反映させるための問題について、当事者、障害者または家族の中から選んでいただくと。またはそういう点で、その委員の選任については、当協議会の意向や意見に配慮して任命されるように強く求めますというのが要望として上がってるんですね。これについては、この条例案を検討する中で、議論をしていただいて、その問題に対する認識を深めていただいているのかどうか、先ほど松野議員が指摘した内容ですけれども、それを明確な形で、審査会の委員を選任する場合の基準という問題について考慮されているのかどうかという問題を明確に答えていただきたいと思うんです。

それと、やはりこれも介護保険と同じですけれども、利用料、助成など、特段の配慮をしてくださいと、こうあるんですね。それは契約制度になる、これは介護保険と一緒に、措置制度から契約制度になるということで、知的障害者や重度心身障害者が不利になるんですね、これ当然契約ということになってくれば。そのための後見人制度等々が非常に重要になってくるわけなんですけれども、そういうことについても、円滑に事業ができるような形での利用料の助成制度などは必要だと思うんですけれども、その点についてもお答え願いたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今、おっしゃいました審査会のメンバーについては、障害者も入れることも可能であるというふうなことでございますので、絶対というふうな国の方針ではなかったと記憶しております。

今、おっしゃってますねんけども、障害者の1人ずつを委員会に入れるということは不可能な話でございますので、（「1人ずつ違う、代表」の声あり）代表ということで、だから、経験のあるそういう方を、いうたら実際に現場の人も、先ほど申しました障害の施設の人も入れるということですから、その辺は十分に反映していただけると、こういう認識はしてま

それと、手をつなぐ育成会につきましては、十分にお話も協議もさせていただくという考

え方は変わっておりません。

それと、いろいろと自立支援法につきましては、10月に大きな改正があるわけです。4月からは自己負担の1割をいただくということ。これも持続する制度としてやっていかなければならないので、できるだけ低所得者の人についてもご負担をお願いしたいと。しかし、低所得者対策については、かなりの介護保険とは違って、減免制度があるわけですので、その辺で当然進められるということでございます。特に、そういういろいろな問題にありましては、当然それは個々に相談窓口としてお話をさせていただいて、できるだけ、その方に不自由をかけないような方法で対応したいと、こういう体制で、今、望んでおるということで、十分にご理解をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を厚生委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程16番、議員提出議案第1号、予算審査特別委員会設置に関する決議については、長濱君から提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題といたします。

本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。長濱君！

7番議員 それでは、予算審査特別委員会の設置に関する提案の趣旨説明をいたします。

本日、提案させていただきました特別委員会の名称は、予算審査特別委員会でございます。設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条によるものであります。委員会の目的は平成18年度の予算審査、委員会の活動は本定例会の期間中でございます。委員会の定数は、先般の全員協議会で選出されました8名であります。それでは、その8名の委員を発表いたします。なお、順不同、敬称は略させていただきます。山田光春、山本 登、寺前憲一、山本悦雄、松野悦子、吉岡章男、青木義勝、笹井正隆。

以上の8名であります。

これをもちまして、予算特別委員会設置についての趣旨説明を終わります。ありがとうございました。

議長 これより、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論はないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には山田議員、副委員長には寺前議員と決定されましたので、ご報告いたします。

議長 次に、日程17番、議案第18号、平成18年度広陵町一般会計予算。議案第19号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算。議案第20号、平成18年度広陵町老人保健特別会計予算。議案第21号、平成18年度広陵町介護保険特別会計予算。議案第22号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計予算。議案第23号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算。議案第24号、平成18年度広陵町学校給食特別会計予算。議案第25号、平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算。議案第26号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算及び議案第27号、平成18年度広陵町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について、総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 12番議員！

12番議員 1点だけ簡単にお聞きしたいんですが、町長の施政方針の最初なんですけれども、町長は2期目初年度におきまして、ぬくもりのある関連施策を引き続き幅広く推進しながら、夢と希望のあるまちづくりに私は命をかけて取り組みますということ、最初にうたっていたわいなんです、私は大変、この言葉はびっくりし、重く受けとめているところがございます。一般的には政治生命をかけてという表現になるんだらうと思うんですが、命をかけてまで取り組んでいただける決意に大変敬意を表するところがございます、その

命をどこにかけていただけるのか、ちょっと私はよくわかりませんが、そこまでの思いで広陵町を守っていただくのだとすれば、やはり先ほどの保護法とかでも、やはりきちっとこの広陵町の住民を命をかけて守るという立場で、国の政治、県の政治にも、正しくないところについては、命がけで反対をして頑張っていたらいいんですけども、その点、1点だけお聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 お褒めいただいているのか、しっかりやれ言われているのかわかりませんが、私はこの体でございますので、休むことなく、体力の続く限り頑張るということでございまして、いろんな分野で命をかけて頑張りたい。私一人頑張ってもだめでございます。職員こぞって、ともに頑張るということでございます。どうぞ議員のお力添え、よろしく願いいたします。

議 長 6番議員！

6番議員 施政方針の7ページと8ページのところです。施政方針についてです。7ページの交付税の不足の問題で、財政臨時云々で、平成17年度に対して9.8%の減少というようになっているんですね。17年度、交付額決定に対しては、約9,000万円、3.6%の減額になっておりますと、こうあります。

それと、8ページ、上から3行目ですね。税制改正は経費対策として講じられてきた定率減税の半減、生計同一妻の均等割非課税及び老年者控除の廃止を初めとする、政策減税等の改正によって、広陵町民税において、1億1,651万円の増額ということになっているんですけども、これ資料請求でも出している内容で、それが数字と出てくれば結構ですけども、出てくるということであればその内容で了解いたしますので、この問題について聞いておきたいと思います。資料が出てくるということであれば結構です。

議 長 総務部長！

総務部長 資料の方を提出させていただく予定をしております。

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。

本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号を予算審査特別委

員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3:10 休憩)

(P.M. 3:33 再開)

議長 休憩を解き、再開いたします。

議長 次に日程18番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に。また、答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により、3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以後、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により、議席で1問1答方式によるものとします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくをお願いいたします。

まず、八代君の発言を許します。

11番議員 それでは議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

一番最初に質問するのは、たしか2回目かと思えます。非常に緊張しております。よろしくをお願いいたします。

きのう、おとついで、3月4日、5日、巢山古墳から木製品が出まして、新しい広陵町文化財保存センターで展示が行われまして、町外から非常にたくさんの来町者、来館者がございました。ここにおられる町長、助役以下、幹部職員の皆さんは、2日間休日出勤をされました。本当にご苦労さまでございました。

それでは一般質問に入ります。三つございます。非常に今回は心優しい質問ばかりでございまして、理事者の方で極めて好意的なご回答をいただけるよう期待をしております。

国政ではBSEとか耐震強度偽装とか、そういう俗にいう4点セットで、小泉改革の影の部分が国会の焦点に当たるか、若干当たったんですが、永田議員の発言で民主党は自爆してしまいまして、4点セットはそれも一緒に吹っ飛んだ感じがございます。本町においても火災、不祥事故、交通事故、言うてみりゃ3点セットでございます。これにおいて、町長は、各会合におきまして、冒頭必ずおわびの言葉を申されております。私もかなりの回数お聞きいたしました。管理責任、本庁の最高責任者でありますから、責任といえば管理責任、監督者責任ということであると思えますけども、大変ご苦労さまなことだと思っております。その後、巢山古墳から葺石の件でかなりの全国紙に掲載され、またせんだって木製品の出土

で、また全国紙、あるいはテレビで大々的に取り上げられました。そういう意味で、これは
巢山古墳2点セットと。まあ広陵町が新しい明るい雰囲気になったかなど。しかしこれらは
我々の功績じゃなしに、先人の残された遺物がたまたま運よう我々、特に町の理事者を救っ
てくれたんだなど。そうしますと、きのう、おとつ、頑張られたんもむべなるかなと私は
思っております。まことにめでたいことで、小泉さんと同様、平岡町長も何か難局がある
と珍しい、いいことで救われたんじゃないかと思えます。何か4点セット、2点セット、3
点セットとか、セットでなるようでございます。

これから今回の議会におきまして、介護保険の値上げといひますか、負担、増加の問題。
それから、ごみの回収費用の負担、有料化の問題。そして、下水道料金の値上げ問題、これ
が見え隠れしておりますのも、皆さん方ご存じのとおりでございます。一言で言えば、暗い
話ばかりやなど、こういうのが率直なところであります。町民にとっては、余り愉快な話
がないと私は思っております。町長は常に申されている、人に優しい、人が優しい、元気な
まちづくり、広陵町に産まれてよかった、住んでよかったと実感してもらえるようなまちづ
くり、このようなことを申されております。これを明るく町民にアピールするような夢を語
れないのか、厳しい財政状況は十分承知しておりますが、地方自治というのは、これからは、
私は前にも申し上げましたが、金を使わずにアイデアが勝負であると思えます。そのような
意味におきまして、苦しい財政事情ではあります、18年度予算において、どのような諸
施策を実施するのだろうかとお聞きするつもりで用紙に書いておきましたら、きょう、席に
つきますと、1枚のパンフレットが置いてございました。もう皆さんも先ほど見られたと思
います。それ、手元にありますので読みませんが、平成18年度予算の概要重点施策、
こういうことでございます。

私もこういう趣旨のことをお尋ねしようと思っておったんでありますが、例えば、平成1
8年度の新規事業を見ると、これも町の平成18年度主要事業一覧表、1番から32番ござ
います。その中で、ナンバー1番、2番、5番、6番、8番、19番、21番、22番、2
4番、25番、26番、28番、合計で4,356万8,000円の新規事業が計画されて
おります。なお、清掃センター関係の大きなやつとして、7番、18番で6,400万円と
っておられます。それと、この朝配られた重点施策、これを中心にしてでも結構であります
し、具体的なことはここにありますから、一般論でも結構でございますが、町長は施政方針
の最後のページで述べられている新年度におきましても、人に優しい、人が優しい元気なま
ちづくりをさらに進めます。広陵町に産まれてよかった、住んでよかったと実感していただ

くまちづくりを進めますとともに、この町を選んでよかった、そして、訪れに値する町として、職員とともに頑張ります。先ほど松野議員の質問で命をかけて取り組むと申されました。もう一度改めてこの問題に関してお答えをお願いしたい、このように思います。

次に2番目の質問に移ります。きのうの巢山古墳からの出土しました木製品の展示場所に、現在改修中の広陵町文化財保存センター、これをいかに運営するかでございます。同センターの工事はおおむね完成してきました。時あたかも、重複しますけども、2月23日の全国紙、各紙で、巢山古墳から大型木製品の出土が大々的に報道されました。暗いニュースの多かった本町にとって、大変明るいグッドニュースであります。同センターの会館に花を添えるグッドタイミングなことを、非常にうれしく思っております。そこで、以下のことをお尋ねいたします。

こういうこのセンターで出土品の展示を当然されると思います。美術館とか博物館というようなところでは、常に来館者に来ていただくと、こういうために、魅力ある常設展示と、それから特別展示、この俗に言う企画展ですね、こういうのをタイミングよく企画して、話題を呼び、広陵町をできるだけよいニュースで新聞紙上に飾るようにしていただければありがたい。そこで、例えば、広陵町から出土した、現在、国の収蔵物になっております三角縁神獣鏡、30数面あるとか、いろんな国宝級のものがたくさんあります。現在、宮内庁所蔵になっております。これは出土された吉川家の問題もあろうかと思えますけれども、これを大きな目玉として展示することができないのか、あるいは、もし不可能ならば、レプリカ、レプリカはあるようでございますが、こういうようなものを展示するとか、これも、この質問では個人的に前もって申し上げたんですが、牧野古墳の駐車場のとりにある寺戸地区から出土しました石棺の底石が飾ってあります。飾ってありましても、議員の方でも知らない方もあろうと思えますが、あれも文化財保存センターの入り口のところに保存する、非常に大きな長さ2.5メートル、幅70センチほどある石棺の底でございます。香芝市では、市民文化ホールの前に、あっちはふたの方ですが二つ展示してあります。そういうことで、このような迫力ある展示品を展示してできないか、また広陵町の町内で、いろんなところで散発的に散在的に残っている文化財を、このセンターに集めて保存、展示することはできないか。例えば、牧野古墳から出たやつは、当然これは牧野古墳に保存する、これは当たり前のことでありますが、先ほどの石棺のふたは、牧野古墳じゃなく、あれは昔聞くとところによりますと、置くところがないからあっこに置いたと、こういうようなことでございます。そういうような文化財が、ほかにも、つまり、そこにあらねばならないものであれば、これは当

然ですけども、たまたま置いたのがそこにあるとか、あるいは人知れず放置してあるものも
もしあるとすれば、調査をしていただいて、そういうのも文化財センターの前面のところに
置くとか、そういう点もひとつ考えていただけたらいいなど。これも質問ではなしに要望で
ございます。そういう点、お願いをしたい。

3番目の質問でございます。表題は、紙類、はがき、封筒、メール、文書等々を可燃ごみ
から資源ごみにしたらどうか。そのために補助金、あるいは一種若干の金を使いまして、そ
ういう手段を講じたらどうかということでございます。町はこういうパンフレットを住民各
位に配っておられます。ここで、まぜればごみだ、分類したら資源ごみになるということ
を述べられております。そして、可燃ごみの中に約20%布類と紙類がある。平成15年度で
は、可燃ごみ7,871トンのうち20%、約1,560トンぐらいになりますか、これが
資源ごみの紙、布であると。紙と布とどっちが多いか、紙の方が圧倒的に多いんであります。
紙、新聞とか雑誌なんかはまとめて出しております。ですから、これには該当しておりませ
ん。これらの紙類は、くしゃくしゃになったやつとか、細かい小さなはぎれのような請求書
とかメモ類のようなものとか、はっきり言いまして、請求書とかダイレクトメールとか、は
がき、文書であれば、自分自身の住所、電話番号、電話番号は若干あるのかな。名前は書い
てあります。非常に処理に困るんであります。

最近の新聞とかテレビで、シュレッダーのコマーシャルを見ました。どこの家庭でもそう
いうことが、やっぱり頭の中の一つの面倒なことになるとるわけです。広陵町はごみの処分
に対しまして、町民に対していろいろなお願いをしております。つまり、ごみの分類、原料
の徹底であります。そこで、この一番大きな1,560トンのうちの6割としましても、約
1,000トン、このごみになっておる紙をシュレッダー等によりまして資源ごみになれば、
可燃ごみ処理費用がなくなります。運賃その他等合わせまして、1トン約4万円とすれば、
1,000トンで4,000万円。800トンでも3,200万円の金が浮きます。広陵町
はいろんな補助をしております。家庭用生ごみ処理機、EM菌生ごみ処理容器、コンポスト、
これらには補助金を出しております。そしたら、極端に言いますと、シュレッダーを買うの
に補助金を出してごみを資源ごみにする。生ごみをコンポストに利用してする、どちらもご
みの減量化、資源化では同じことであります。片一方では処理費用を補助金を出しとる。今
回は、今まで出せなかったか、補助金を出している理論的な裏づけは何か、こういうことを
考えていただきまして、シュレッダーに対してやったらどうかと。

手始めに、町内の役場、接客、来客いうんか、住民が来られるカウンターの横に、あるい

はさわやかホールとかグリーンパレスとか、それから町内の地方公民館とかいろんな施設に、住民が座られる横手にシュレッダーを置いて、そして住民各位に、家庭にあるシュレッダー、こういうはがきとかメールとか文書、こういうのは、ここでシュレッダーにかけてくださいというようにすれば、かなりの可燃ごみが資源ごみに変わると思います。また、大字とか自治会の会長、区長さんにご協力を求めて、各自治会の会館、公民館、体育館に1台設置する。建物の中に置きますので、管理上の若干の問題が残りますけども、例えば、第1月曜日はシュレッダーの日とかして、公民館、あるいは自治会館、区長会に持ってきてシュレッダーかけるとか、こうしまして資源化を図ると。シュレッダー1台、家庭用の小さいやつは5,000円でも量販店で売っておりますけれども、やや業務的なやつでも、5万円、10万円でも、これは値段いろいろありますけども、10万円として、各自治会、町内施設、全部で50台買っても、10万円として500万円です。50台の大量注文であれば安くなるかもしれん。たとえ250万円から500万円かかっても、可燃ごみが250トンから500トン資源ごみに変われば、その分は即処理費用が浮くわけですので、ぜひとも、これも考えてみられたらどうかと、こういうことでございます。非常に財政が逼迫しておりますので、新しい事業も取り組んでおられますが、これはごみ処理費用が必ず浮くと、そういう面で、全面的採用じゃなしに、例えば役場のカウンターぐらい、せめて10カ所ぐらいですね、これであれば職員さんが使っておられるシュレッダーを前へ持ってきて、住民も使えるようにするとか、ひとついろいろ創意工夫をしていただきまして、住民にいろんな面で協力や負担を呼びかけると同時に、役場の方もひとつお金がないから頭を絞って、いい答えが出るようなひとつお答えをお願いしたい。

以上であります。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 八代議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

八代議員は町のイベント行事には、必ず顔をお見せをいただいて、本当にありがとうございます。その際、いつも私どもにご意見をちょうだいをいたしているところでございます。

今回の質問は三つでございまして、答弁としまして、平成18年度施政方針についてを1番でございまして、まちづくりは地域住民の皆さんとともに、心を合わせて取り組むことが重要であります。私は人の優しさと心の大切さを強調しながら、人に優しい、人が優しいまちづくりをスローガンに邁進してまいりました。こうした矢先の、連続する暗いニュースに、責任者としてまことに申しわけなく思っております。一日も早い町民の皆さん方の信頼回復

に全力を投入いたすべく、所要の対策を講じています。

こうした中で、古墳の町、日本一の顔でもあります巢山古墳の発掘調査では、平成15年10月の島状遺構の発見時において6,000人。今年1月の良好な葺石面の検出時において1,100人。さらに一昨日、昨日の出土木製見学会において2,500人を超える、全国各地から見学者を迎え、大きな感動を与えるとともに、町をPRいたしました。単に考古学ファンだけでなく、広く町民の皆さんにも先人の偉大さを実感すると同時に、我が郷土の誇りを加えていただける明るいニュースとなりました。

本年度の取り組みにつきましては、施政方針でも詳しく申し述べましたが、本町の重要課題であります新清掃施設は、来年の2月完成を目指して順調に進捗しております。また、その他では、人命救助施策として、AED自動体外除細動器であります。これらを、役場を初め、出先の各施設及び小・中学校に設置するとともに、既存木造住宅耐震診断支援事業を実施し、並びに農産物の直売所の計画やイベントといたしまして、6月4日にテレビでおなじみの「なんでも鑑定団」、そして、10月1日には金メダルの町としての「第1回野村杯柔道大会」の開催を予定しております。その他多くの具体的施策につきましては、お手元に配付しております、平成18年度予算の概要重点施策に掲げるとおりであります。お申し出ありましたので、担当課に早速作成をさせました。5分類にした施策の項目でございます。ご確認をいただきたい。そして、ご支援をいただきたいと思っております。

財政状況でございますが、国の三位一体改革路線の中にあつて、地方財政も大変厳しい状況となっておりますが、経費節減を図りながら、やりくりした行政展開を、町民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。与えられた任期、体力、100%完全燃焼します。知恵を出し、汗を流し、まさに命をかけての行政取り組みでございます。ご理解くださいますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

次に2番でございますが、広陵町文化財センターはいかに運営するかということでございます。文化財保存センターは、多くの人たちに活用を願う場として、また、職員や技師が働きやすい環境づくりにしなければなりません。春とか秋とか時期を限定することなく、今回のような遺物が出土した場合は、速報展示コーナーを設ける等、柔軟に対応し、この施設を文化財の発信基地に位置づけたいと考えています。

また、広陵町の古文化財を守る組織、古文化会があります。昔は1,500人近くの大勢の会員さんが、勉強会、会の打ち合わせの拠点として活用願うことになっていました。また、新山古墳から出土した銅鏡などは、現在、宮内庁や東京国立博物館に展示されておりますが、

博物館、そして保管施設があれば借り出しは可能であります。現時点では、本町に借り入れることは困難と思われませんが、将来、出土品が里帰りできるよう協議してまいりたいと思います。レプリカは、檀原考古学研究所附属博物館建設時に、約20年前でございますが、県博物館と一緒に作り、現在、中央公民館に展示しております。なお、ご提案をいただきました寺戸の石棺については、河上所長とも協議し、地元及び古文化会の声も聞いております。要望については実現に向かって進めています。ご提案まことにありがとうございました。竣工式以後は、保存センターで展示いたしたいと思っております。

次に3番目でございます。紙類の可燃ごみから資源ごみへ切りかえよというご提案でございます。現在、可燃ごみのうち紙類につきましては、循環型社会構築のため、資源ごみに分別し処理しているところでございます。また近く、各公共施設に白色トレイの回収ボックスを設置し、プラスチックの資源化についても努めているところでございます。

ご提案いただいております、シュレッダーの設置につきましては、まずはご家庭で細かく破るとか、はさみで裁断をお願いしたいわけでございます。その上で、なおシュレッダーを必要とされる場合は、各公共施設で使用しておりますシュレッダーの利用を呼びかけ、利用状況を見ながら前向きに取り組むべき課題と認識しております。そのためのPRを充分行いながら、紙類の資源化を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

貴重なご提案、ご意見ありがとうございました。終わります。

議 長 11番議員！

11番議員 質問の1番と2番は、私の希望とか要望とか、そういうものでございますので、1番につきましては、明るい広陵のまちづくり。今はトンネルの中やけど、あそこの入り口を出たら明るい町が待っていると、そういうような住民に希望が持てるような施策をやりたいし、たくさん新規事業が書いてあります。いいことはどんどん広報紙、その他を使って、住民に周知徹底されまして、苦しい財政事情の中から捻出した金で施策を行うわけでありまして、有効裏に使えるように頑張りたい、このように思います。

それから、1番は返事は結構でございますので、2番目の質問でございますが、これも先ほどのご答弁の中で、牧野古墳の石棺の底のような、ああいうような貴重な文化財が、広陵町の町内にほかにはもうないのか、その辺の返答だけいただいて、もしあるとすれば、その調査、あるいはそれにふさわしい、僕は何にも、その文化財保存センターにみんな持ってこいというわけじゃないんですが、そのふさわしい場所に展示すると、そういう意味で、そうい

うような、ほこりにまみれて、だれも顧みないようなところに、そういう貴重な文化財がないのかあるのか、その辺の調査を一遍やられたらどうか、これも提案であります。したがって、1番、2番はご答弁は結構でございます。

3番目の紙の件でございます。先ほど、ちょっと質問で申し上げましたが、家庭用の生ごみ処理機では、補助限度額は5万円と書いてございます。購入価格の2分の1でございます。EM菌生ごみ処理容器は1,000円でございます。コンポストは購入価格の70%補助をしますと、こういうことでございます。いずれも、これ、ごみを減らすということで、その分がこの補助金が出た金は、可燃ごみの処理、あるいはその他のごみ処理の費用が減るという前提でつくられてると思います。その理論的なはっきりした裏づけは何かということ改めしてお伺いしたい。そして、それが例えば、各家庭にシュレッダーを購入したときに、町が、例えば、100台か200台、一遍にたくさん買う必要はないわけですが、例えば、民間で個人であれば、先ほど言いましたように5,000円前後からあります。それを購入したら、町を通じて5,000円を、大量に買えば1万円のものも五、六千円で買えるかもわからん。それを1,000円か2,000円を補助すれば、案外普及するのかもわからん。この補助金とコンポストとごみを減らすという理論的な裏づけは違うのか一緒なのか。一緒なのであれば、そういうことを採用することも考えてええのではないかと思います、その辺ひとつお願いしたい。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ごみの減量ということで、貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。生ごみ処理機、コンポスト等の補助と、シュレッダーの補助の違いは何かあるのかという、八代議員の確認といえますかご質問でございます。ごみを減量させるという意味においては、全く私も同様であろうと認識はします。ただ、生ごみにつきましては、やはり病気とか悪臭とか伝染病とか、そういった対応が、やはり生ごみの場合重要でございますので、これは奈良県下だけでなしに、全国的な補助制度というのが定着をしております。八代議員からご提案をいただきましたシュレッダーについても、今後の課題として、できるだけ前向きに検討はさせていただきたいなという思いで今おりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議 長 11番議員！

11番議員 もう答えは結構ですが、最近、先ほど言いましたように、新聞広告とか、それから大手電気量販店の大きなチラシですね。それから、テレビコマーシャルで、シュレッダー

の広告をよく見ます。見るということは、これは量販店からみんな売れたと、売れた反応があったからやってると。ということは、住民に個人情報に関係もありますので、自分の住所、氏名書いた分が、そのまま外へ出すのは不安があるということもありますが、やはり需要がそこにあると。つまり、ごみの資源化に対して関心があるという証拠でもあろうかと思えますので、ぜひとも検討していただいて、よろしくお願ひしたい。もう私はそれで結構でございます。ひとつよろしくお願ひします。

議 長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

次に山田君の発言を許します。

1 番議員 時間もありますのでやらさせていただきますが、簡単に、また答弁もよろしくお願ひしたいと思っています。

では初めに、まちづくり交付金の活用についてであります。まちづくり交付金制度は、平成16年3月、都市再生特別措置法の改正により創設されました。現在、全国で506の市町村、742地区で実施されているようであります。平成18年度予算において公明党が力を入れている課題の一つである、地域再生、都市再生の推進策として、この制度の拡充の推進を図り、前年度に比べ、1.35倍の2,600億円が計上されているのであります。まちづくり交付金は、市町村が主体となって、個性あふれるまちづくりを実施し、都市再生を効率的、効果的に推進することを目的とした交付金であります。12月定例会において、18年度新規事業は何かを考えているのかとの私の質問の中にも、町長は広陵東部地区のまちづくり交付金事業などを検討したいと言われたのであります。では、交付を受けるには、町が都市再生整理計画を策定し、国土交通大臣に提出するとなっておりますが、策定はできているのかお尋ねいたします。

まちづくり交付金の大きな特徴として、自主性の尊重、利便性の向上、目標、指標の設定が挙げられ、町の提案に基づく事業も記載できるなど、地域の創意工夫を生かした、オーダーメイド型の計画を作成することができるとなっておりますが、どんな事業を考えているのか、計画しているのか、説明をしていただきたいと思います。交付対象事業費には、どのぐらいの金額を立てているのか。交付金の交付限度額は、交付対象事業のどのぐらいでできるのか、お尋ねいたします。都市再生整備計画では、一つ基幹事業、二つ提案事業、三つ関連事業の3事業に区分している、その三つの事業内容を説明し、その三つの事業の中で、何を広陵町はやろうとしているのかを問うのであります。

二つ目であります。広陵町の農業振興についてのアンケート調査から尋ねるわけでありま

す。平成17年9月に、近年の安心・安全、新鮮な農産物を求める商品ニーズの高まりや、広陵町の農業振興策の一つとして、農産物の直売所の整備を検討しております。直売所の整備に当たっては、地域農業者の積極的な参画が不可欠であり、その第一歩として、本町の農業者にアンケート調査をされました。そのアンケートから何がその先に見えるのか、コンサルによって集約されたとは聞いておりますが、特に問9の、現在、役場では二、三年後の目標に、地域の農産物を販売する直売所の整備を検討している。どう思われるかとの問いに、その結果において、町は何を望み、農家の人は直売所に何を望んでおられるのか、また、直売所開設に向けての、地元、いわゆる広瀬区との協議を進めるとは、どんなスケジュールでやろうとしているのかを尋ねるのであります。

三つ目であります。広陵町における税のコンビニ収納の検討についてであります。私たち広正クラブは、先月、2月14日、15日、和歌山県の白浜町と上富田町を視察してまいりました。白浜町では、幼保一元化の取り組みについて、なぜ一元化か。その背景、目的、効果、今後の課題、白浜町における幼保一元化の取り組みが構造改革特区に平成15年に認定されたことなどを話し合っただけでまいりました。または、白浜町の行政改革に取り組んでおられることも勉強してまいりました。現場の係長、課長が、町内検討委員会の組織下で、行革を全職員の共通課題として政策、形成、能力向上のため、11項目による委員会を設けて検討され、それぞれの積み上げたのが、白浜町行政改革懇話会の発足をし、この平成18年度に計画されているようであります。そこにかけて、そして町長に答申されるようであります。下からの職員の意見が、どう行政改革に取り組んでおられるのか、その姿勢がよくわかり、頑張っておられるなど実感をいたしたところであります。

また、ごみの有料化についても勉強してまいりました。資料については、広陵町の担当部長に渡しておいたので、また、町長もごらんいただければ結構かと思っています。明るる日15日には、上富田町に視察してまいりました。一つは平成17年7月1日に施行された、上富田町、町税の滞納に対する制限措置に関する条例制定までの取り組みについて。二つ目は、上富田町におけるコンビニ収納業務実施までの取り組みについて勉強してまいりました。先ほど言いました、平成17年7月1日に施行された、上富田町、町税滞納に対する制限措置に関する条例等については、後で吉岡議員が質問される予定になっております。私は、上富田町における、コンビニ収納業務実施までの取り組みについてお尋ねするわけであります。私はこのコンビニ収納業務が広陵町でも検討に値するかどうか、過去から現在に至るまで、担当部署でいろいろ検討されてきているようではありますが、何が壁になっているのかわから

ない点もありますので、まず、その辺を説明していただければ幸いです。徴収委託、すなわち、コンビニエンスストアでも収納が可能になった、減免、課税分の収納を上げるための対策として、法改正を利用して、コンビニ収納を検討する必要もあると思っているのであります。コンビニ収納で納税者の利便性を図り、忙しい支払えれないなどの滞納理由を排除し、コンビニを使ってもらい、税込確保になればと思っているが、その考えを聞かせていただきたいと思っています。

四つ目であります。一軒一灯運動を提案するものであります。昨年来、子供を取り巻く環境が著しく悪化し、安心・安全な居場所が崩壊しつつあるのではないかと。今までは私たちの地域から遠いところの話としていたわけではありますが、子供の誘惑、そして殺害事件が、今ではもう私たちのほんの近くまで、そうした犯罪にかかわる事件が来ているように思う昨今であります。私たちの地域は、私たちで守ろうということが、全国各地で子供の安全確保のために、いろいろなことに取り組み、提唱し、地域の方々の知恵を借りて協力し、守っている姿が、ニュースと、または新聞等で報道されている昨今であります。

例えば、私立小学校がICタグ、電子荷札を使って、児童の登下校の登下校時刻を記録し、保護者にメール通知するシステムを導入して、IT情報技術を活用して、子供たちの安全確保を進めている地域もあります。近年、危機的な治安の悪化、治安回復を求める町民の自主防犯意識の高まり、安全パトロール隊等でき、地域の安全・安心を守ろうという機運は高まっているのであります。町長も施政方針の中で、登下校時の安全確保と犯罪から子供を守るためには、地域の目が最大の抑止力となり、地域が一体となり、取り組みを行うといわれた、今回提案する一軒一灯運動も、地域の安全は、住民がいろいろな場所で協働して知恵を出して守ることが必要と思っているのであります。今、子供たちを守る一つの運動として町全体を明るくすることが、犯罪を減少できる。そのためにも、住民に協力してもらい、玄関の明かりを夜間つけてもらって、地域を明るくする方法であります。地域が一体となって、この運動に取り組んでいただけるならばいいと思っておりますが、その考えを聞かせていただきたいと思っています。

五つ目であります。広陵町の文化財保護を広く知ってもらうために提案するものであります。2006年3月4日、5日、先ほども町長述べられましたように、国の特別史跡巢山古墳で出土した長持形木棺のふたなど、一般公開が、この4日、5日、町文化財保存センターで開催されました。全国から2,500人が訪れ、遠いところは、東京、九州の方からも見られたそうであります。古墳時代に遺体を運ぶために使ったと見られる舟形木製品、器具、

木の人形など15点、当時の葬送儀式の様子を伺う貴重な資料とされると、毎日新聞等が報道していたのであります。広陵町の文化財保存センターがオープンするにふさわしい、貴重な文化財のある町として、全国にPRできたのではないかと考えております。町内には、重要文化財、特別史跡、国史跡指定、県指定の文化財を多く有しているのであります。我が広瀬区も与楽寺のある地域として、先日、11面観音立像が重要文化財に指定され、文部科学大臣からの指定書を町長から2月2日にいただきました。非常にありがたいと感謝し、重要文化財のある地域として誇りにも思うところであります。

ところで、こうしたすばらしい文化財はありますが、それを伝達し、観光に、見学に訪れた人たちに、正確に説明する人も限られております。本当は、肉声で訪れた人に案内するのが本来の姿とは思っておりますが、なかなかそうはいかない状況ではないかと考えています。テープに録音していただいて貸し出す方法もあるのではないかと。ひとつ考えていただきたいと思い、提案させていただきます。

以上であります。

議 長 お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後5時20分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は、午後5時20分まで延長することに決定いたしました。

ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山田議員から5項目のご質問をいただきました。東部地区の整備計画について、事前にご研究をいただいてのご質問でございまして、しっかりと答えてまいりたいと思います。

まず、まちづくり交付金の活用についてでございまして、広陵町の都市再生整備計画の策定はできているのかというのがイでございまして、答弁として、現在、新清掃施設の周辺環境整備事業を中心に、このまちづくり交付金交付要綱に基づき、都市再生整備計画として広陵東部地区を策定しています。18年度から22年度までの5カ年事業として、国土交通省に要望しているところであります。

次はロでございまして、どんな事業をやっているのかということでございまして、この事業に対する広陵町の特徴は、広陵東部地区として新清掃施設に関連した環境、リサイクルの町民学習会や新旧住民の交流拠点として、活用を目的とした整備事業を考えています。

次、ハでございます。事業費は一体幾らかということでございます。まちづくり交付金事業は、交付率40%が限度額となっており、交付限度額算定式に基づき、限度額の率が決定されます。事業期間は3年から5年となっていて、おおむね総額1億円以上で複数の事業を行うことが条件となっています。広陵東部地区は、現在のところ40%であります。

次に二でございますが、3事業の中身は何かというご質問でございます。整備内容は、基幹事業としてコミュニティ施設内多目的広場の整備、百済寺公園の整備、パークゴルフ場整備、集落間道路の整備となっています。提案事業として、コミュニティ施設用地のスポーツ施設等、民間活用整備推進調査、環境リサイクル町民学習会、コミュニティバスの運行調査となっています。関連事業として、現在、整備を行っています百済赤部線交付金事業、交通安全整備事業、古寺中線交付金事業、古寺環濠水環境整備等が関連事業でございます。

次、2番の広陵町の農業振興について、アンケートの調査からということでご質問がございました。平成17年11月現在で、アンケートにご協力いただいた約500戸の農家のうち、2割を超える、約100戸でございますが、出荷の意向を示され、また、さらに2割の方が、栽培指導によっては出荷の可能性があるとの調査結果が出ています。周辺の市町村での農産物直売所の設置状況にかんがみ、19年度中の開設に向けて努力を続けております。今後も農家の方々の意向に十分配慮しながら、より多くの農家の方々が直売所を活用し、消費者のニーズに即した生産地の育成につながる計画でありたいと思っています。直売所開設に向けては、農家の方々とともにいろんなところを見て、最終的にどのような形でやるのか、意見を集約したいと考えています。

次は3番でございます。広陵町における税のコンビニ収納の検討についてでございます。まずご勉強いただいた白浜町、上富田町、ご報告をいただきましてありがとうございます。白浜町は、職員の声を集約して行政改革懇談会をやっている。また、ごみ減量化にも言及をいただきました。上富田町でのごみ収納実績が上がっているようでございます。勉強させていただきました。答弁として、住民の皆さんの利便性を考慮し、社会インフラとなりつつあるコンビニで、税金、水道料金などを収納できるように、地方自治法施行令第158条の改正が行われたことから、コンビニ収納を実施する自治体がふえています。奈良県内では県内での実施状況は、生駒市が平成17年11月から、市県民税、固定資産税、都市計画税、国保税、軽自動車税を実施し、県が5月から自動車税を実施する予定であります。議員ご提案のコンビニ収納につきましては、実施に当たっての検討課題として、プライバシーの保護やセキュリティの確保、徴収率に見合う手数料の設定、納付書へのバーコード印刷及び仕様の

変更、コンビニ用帳票の仕様変更、過年度分及び30万円を超える額は納付できないこと、収納日と入金タイムラグから催告書、納税証明書交付にどのように反映するかなど、現行行っている金融機関での納付手続と異なる点が多いこと、また、システム変更費用、専用パソコン、プリンター等の設置など、その実施に向けては、費用対効果を十分に検討しなければならないと考えております。本町としましては、コンビニ収納、クレジット決済、インターネットバンキング等、納税者の利便性を向上させるべく、種々の調査研究を行っております。携帯電話料金、国立病院機構の診察料、電気、ガス等の公共料金などを、クレジットカード決済で行っていることから、ビザ・インターナショナル、三井信託カード等が、収納業務の効率化、住民の利便性向上を目指して、神奈川県藤沢市において、軽自動車税について実証実験を開始したところであります。大阪府においても、平成19年度に実証実験的に行うところで、システムの実用化には、今しばらく時間がかかるものと考えております。

次に、インターネットバンキングであります。さきの2点にもまして検討課題が多いと考えております。本町では、県下に先駆けて口座振替制度を取り入れ、現時点での口座振替率は55%から60%で、県下で最も高い口座振替率であります。安全性、経済性から見て有利であり、更なる口座振替率向上のため、口座振替40周年記念事業として、記念品を予算化し、強力で推進していく所存であります。IT技術の進歩は目覚ましく、今後、先進自治体の研究調査を行い、収納業務の効率化及び住民の利便性向上を図ってまいりたいと思っております。

次の4番でございます。一軒一灯運動でご提案をいただきました。一軒一灯運動は、地域の夜間における防犯体制の充実並びに意識の高揚に対して、意義のある方法であると考えます。何としましても地域に住んでおられる方々の協力を求めることが前提となりますので、山田議員お述べいただいた、私たちの地域は私たちで守る、地域を明るくして、地域の力をつけていただくよう、今後、区長さん、自治会長さん提案をしながら、優しいまちづくりとして協力いただけるような、まず、モデル地区の設置について協議を進めたいと考えます。

次の5番は教育長がお答えします。

終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 山田議員からご質問ありました、町内の文化財保護のためについての答弁をさせていただきます。ご存じのように、町内には、重要文化財3件、特別史跡1件、国史跡指定1件、県指定6件の文化財を有しております。ご提案の件につきましては、文化財保

存センター所長の河上先生や地域の人々、広陵古文化会の皆さんとともに、文献を参考に説明内容等よく相談申し上げ、できるだけ早い時期に作成してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 では初めのまちづくり交付金について2回目の質問をさせていただきます。まず、都市再生整備計画として、広陵東部地区を策定し、平成18年度から22年度の5年間まで、5カ年事業として国に要望しているということ。新しい清掃施設に関連した、環境、リサイクルの町民学習会や、新旧住民の交流拠点としての活用を目的とした整備事業を考えていると、今、答弁があったのでありますが、全体の事業費を含む計画内容について説明していただきたいと思います。まず、金額を説明していただきたいと思います。整備内容の基幹事業として、百済寺公園の整備、パークゴルフ場整備等考えているとの答弁がありましたが、百済寺公園の整備には、予算として、このまちづくり交付金を使って整備しようとしているのでありますが、全体として幾ら金額と面積とを含めて、詳細に説明していただきたいと思っています。

ただ、机上の話、大ざっぱな、考えてまんねんというだけじゃなくして、次の質問ができないわけでありますので、ひとつお願いしますね。案は案ですから、案で結構ですので。案は必ずつぶれるわけですから。提案事業として、コミュニティ施設用地のスポーツ施設等、民間活用整備推進調査、環境リサイクル、町民学習会、コミュニティバスの運行調査となっているようではありますが、地域の創意工夫を生かしたオーダーメイド型の計画を作成することができ、よいとは思っているわけであります。それだけに、目標、指標の明確化が必要ではないのか。コミュニティバスの運行についての調査するのも、提案事業の中の一つであるわけでありますが、目標、指標の明確化をする必要があると思っているし、調査研究する必要もあるが、何をどうやろうと計画し、提案事業として考えているのか。まず、2回目にお答えいただきたいと思っています。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えを申し上げます。まず、事業費の中身を申し上げる前に、後でご質問ありました、目標といいますか、事業の趣旨等を先に答えさせていただいてから、中身を申し上げたいと思います。

この本事業につきましては、いわゆる新清掃センターを建設した、今までの過去の経緯を

踏まえまして、その周辺にかかわる区域をいかに整備するかということが課題であったわけ
でございます。その課題を解決するべく、新清掃センターにどうかかわりを持って、新しい
事業を展開していくかという中で、清掃施設そのものが、この迷惑施設ということという
らえ方をしないで、逆にそこを交流の拠点とするという、そういう施設で利用していこうと、
将来はそういう施設でありたいということが大前提でなっております。ですので、このまち
づくりの交付金事業の目玉としましては、環境と、それにかかわる人々の健康を大きな二つ
の柱としております。その環境と健康について、多くの世代の方、また新旧の住民の方が集
う地域づくりにしたいというふうに思っております。環境といたしますのは、いわゆる地球環
境も踏まえまして、この町の廃棄物の処理行政にかかわることもございます。また、健康の
部分につきましては、高齢化社会になっておる現在、高齢者の方の生きがいの健康対策。ま
た、それに、その町の文化財や町並み、その風景というのも整備していくことが目標にな
っております。そういう意味でのまちづくり事業というふうにご理解いただければと思います。

ご質問の内容でございますが、基幹事業といたしましては、あくまでも先ほど言いました
ように案ですので、ご了解願いたいんですけども。基幹事業としては、百済寺公園、それと、
集落間道路、多目的広場、古寺における小公園、パークゴルフ場が主な内容でございます。

提案事業としましては、コミュニティバスの運行、それと地域スポーツ、それプラス環境
学習センターなどの民間活用の整備推進調査、それと高齢者の地域雇用システムを構築する
事業、それと、環境のリサイクルにつきましてはの町民学習会などが提案事業でございます。
それに関連しまして、関連事業といたしまして、先ほども答弁でありましたような道路の整
備が関連事業となっております。この事業そのものは、5カ年でトータルして行うというふ
うになっておりまして、それぞれ平成18年度から始まりまして、平成22年度までの5カ
年を計画としております。主なものといたしましては、いわゆる百済寺公園が全体として3
億5,000万円、また、あと大きいのでいきますと、集落間道路が1億6,500万円と
か、パークゴルフ場が1億1,000万円だとかいうのが、主な内容になっておりまして、
先ほど言いました基幹事業と提案事業の5年間の合計が、8億8,600万円という事業に
なっております。これは、今、国の方で、国会で予算を審議されておりますので、国の予算
が通れば、この5年間の8億8,600万円の事業が5年間担保されるということになって
おります。もちろん、町の予算が通ればのことですけども。内容としましては、5年間で8
億8,600万円の事業を行うという内容でございます。

以上でございます。（「ことしは何ぼになるの」の声あり）ことしの部分につきましては、

本予算の中にあります4,500万円が事業の総事業額となっております。4,500万円の内容につきましては、百済寺公園の測量、古寺公園、パークゴルフ場、コミュニティバスの運行調査、スポーツ施設の民間活用の調査、それと、環境リサイクルの町民学習会に予算を充当しております。

以上です。

議 長 1番議員！

1番議員 これ3度目やな、もう終わりやな。

今、全体が8億8,600万円ということで、その5年間でこのようなことを要求されたと、やりたいと。そのうちの、ことは4,500万円。初めに思っていた要求よりも、はるか遠い数字ではないのかと思ってるんですが、その点どうだったのか。この調子でいけば、この8億8,600万円の5カ年計画、この初年度でたった4,500万円しかつかない。そして百済寺公園を、今、3億5,000万円の予定をしていると。今現状、あの百済寺公園を見ると、あの全体で考えると5,100平米を、これを含んで、現在合わすと5,100平米のこの公園の敷地を予定されているようであって、そしてこの間、今、部長が答弁したように3億5,000万円を、この土地含む家屋等も含んで、このために整備すると。そうすると、本当に厳しいのではないかと。いわゆる、まちづくり交付金事業の40%が交付金として出るとおっしゃっているわけですが、全体の8億8,000万円、9億円として4を掛けると、四九、三十六、3億6,000万円ぐらいしか出ないと。そのあとの、この残りはどうするのか。もちろん起債を起し、そしてすると。特に私何が言いたいかというところ、このまちづくり交付金を使うのは別にいいわけですが、今ある現状の百済寺公園が、この開発公社でも、先日、きのう、質問しましたように、先行投資して、2,900平米を買って、1億6,000万円ですまず買って、そして、あとは町で買い戻して、このまちづくり交付金を使うと。これが今、初めにないところの公園をつくるんだったらいいわけですが、今、あの公園で地域の人もある程度十分満足されているのではないかと私は思ってるんですよ。あれ以上のものを、そら地域との約束事だからせないかんという、町長、理事者側の考えはわかるわけですが、この現状から見て、あの土地、家屋を買ってまで、このまちづくり交付金を使ってまでもする事業かなとは、私は疑問を持ってるんですよ。そういうことですね。

それから、まちづくり交付金は基幹産業、今、公園等の公共事業プラス提案事業、コミュニティバス、パークゴルフ場に、最大4割の交付金が出るようで、この交付金は、どの事業にどのように充当しても自由であると、4割はですね。例えば、公園だけに全部使うてもい

いと。コミュニティバスに全部使うてもいいと。この提案事業と基幹事業をプラスして、その今、8億円を要望してるんですが、その4割をすべてどこかに使うてもいいと。ここだけを均等割で、五つの事業のうちの五つを均等割にしてじゃなくしても、この事業にはこの4割のうちの半分以上、8割を使うてもいいというような、これがまず特徴のある、このまちづくり交付金の使い方でありますので、そうすると、この百済寺公園については、8億8,000万円のうちの4割、約3億6,000万円というのは、ここへすべて投資するのとかと。そんなことはない、先ほどの部長の話にもありましたように、コミュニティの今回のことしの予算は、コミュニティバス運行の試運転のための調査をするとか、それから古寺の調査とか、いろいろなことが述べられたわけでありますけれども、もう少し百済寺公園も含めて、もう少し全体を考えていただければなと思っております。あとの残りの、例えば4割の残り6割を、どのような資金調達をして、このまちづくり交付金に生かすことを考えておられるのか、その点を聞かせていただきたいと思っております。

議 長 助役！

助 役 ただいまの、まちづくり交付金事業を活用して、新清掃施設の環境整備事業を進めようということにつきましては、地元と、この4地区と、いろいろと協議をさせていただく中で、地域の整備がおこなわれているという感想を非常にお持ちでございました。いろんな事業を要望されて、協定を締結をさせていただいたわけですが、これを1年でも早く事業を進めたいという思いから、いろいろな制度を研究をいたしまして、まちづくり交付金、国土交通省の方から、こういう制度ができたという説明がございましたので、これを活用したいということで県と相談を申し上げました。国土交通省まで出向いて協議をした結果、提案内容については、基本的には承認をいただいたものでございます。この40%の補助率を獲得するには、基幹事業、提案事業をバランスよく配置をしないと、この40%の補助率が低下いたしますので、片方にだけ補助金、交付金を回すというわけにはいかないというふうに思いますので、提案した事業については、やはりその計画どおりに進めていかなければならないというふうに考えております。

百済寺公園につきましては、百済区の願いでございまして、広陵町の宝であります百済寺をいかにして皆様方に活用願うかということで、百済寺公園そのものは早くから都市計画決定をされておりました、今、改めて区域を拡張するものではないということは議員皆さん方ご存じいただいていると思います。そんな中で、百済区としては、公園のみではなしに、やはり資料館等、地域の皆様方が活用できるものというご意見もございました。今後、整備内

容については、地元と相談をしていかなければならないというふうに思っております。

先ほど部長が、百済寺公園については、3億5,000万円程度の予定をしていると申し上げましたのは、用地だけではなしに、工事費等も一応計画として上げております。現在、国の方と協議をして、ことし、18年度に本申請をするわけでございますが、過日、県庁へ出向いたときも、一応基本的な内容については、県の都市計画課長も評価をいただいているところでございますので、今後、基本的には、この内容に沿って進めてまいりたいと思います。町としては、この事業を進めるに当たって、財源調達の手段の一つとして考えております。4地区の環境整備を進めることとして進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

百済区だけでなしに、広瀬の直売所も事業費の中に参入をいたしておりますし、いろんな地域の道路整備等も含めてございますので、今後、内容については、確定いたしましたらご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 交付金を使ってやられるのは何もいいわけですが、後の後世に、やはり借金だけ残らんように、きちっとしていただきたいと思う。ですから今年度は、もっと2億8,800万円ぐらい要求されたんじゃないですか。それが4,500万円しかつかなかったと。やはりその辺から、出足がちょっとつまずいているのではないかということも、私は懸念はしてるんですけどね。じゃあ後で、いや、首を振ってはるんですけども、そうじゃなかったのかとは思ってるんです。

じゃあ、次の質問に入ります。農産物のアンケート調査から尋ねるわけでありましたが、2割を超える人が出荷の意向ということ。また、4割の人が直売所には出荷しないだろうと。また、栽培指導など十分にしないと農産物が集まらないように思うが、2割の人がおられると。このような調査結果が出ているようでありましたが、この数値は、町として、こんなもんだったと読んでいるのか、それとももっと違った数値と思っていたのか、考えを聞かせていただきたいと思います。というのは、2割の人が出荷すると、4割程度の人が出荷しない点を踏まえて、この数値が妥当だったのか、こんなもんだったのか。

それから、19年度開設に向けて努力をしたいとの考えのようでありましたが、直売所ですね。より多くの農家の方が直売所を活用し、消費者のニーズに即した生産地の育成につながる計画であると思っていると回答があったが、頑張ってもらいたいわけでありましたが、特に

広瀬区との清掃センター周辺整備する約束の中にもこの直売所があるわけであり、まず、そこから初めに話し合いをする必要があると思っているのであります。そのスケジュールを地域に示す必要があると思っておりますが、どうでしょうか。その点をお聞きしたいと思っています。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 このアンケートにつきましては、昨年9月に、町の農業委員さんのご協力によりまして、広陵町の中でも、農家戸数といいますか、カウントされる戸数は1,000軒を超える戸数があるわけなんですけども、農業委員さんの日ごろの判断の中で、野菜を現在実際に栽培されておられるというような農家にのみアンケートを出させてもらいました。その中で、690件ほどのアンケートの中で484件ですか、返ってきまして、約7割の方から返ってきたわけなんですけども、その7割の中で、当初、委員会の中では、かなり2割もないんじゃないかなという、実際に予想はしておりました。ただ、返ってきた答えが2割出すというので、100件なんですけども、意外にあるというふうなとらえ方をしております。また指導によっては、あとの2割の方が、合計で200件の方が、指導によっては出すよと、こう言ってくれていますので、これは直売所に向けて心強いアンケート結果だなというふうにとらえております。

あと、地元の広瀬地区との今後のスケジュールとかいう話でございますが、先日も広瀬地区の集会に参加させていただきまして、この直売所について、いろいろ協議させていただきました。その中で、18年度といいますか、これから18年の1年間かけて、いろんなスタイルをどういう形でやるか、一緒に勉強させてもらいましょうということをお願いしたところでございます。早速ですけれども、今月の17日でしたか、地元の方からも早速行きましようかという話がありまして、うちの方も、県内の、今、どこを行けば一番、県外を含めて行けばいいか参考になっているところでございます。17日にその第一弾が始まるということになっております。ですので、地元が一番大切にしなければいけないというふうには、認識十分しておりますので、これから一緒に勉強していきたいというふうにとらえております。

以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 初めて広瀬区としての、この17日ですか、どっかの研修行くということは、まずスタートとしては結構かなと。町長、いろいろこの直売所については、町長の口からもあのサン・ワークでやってみてはどうかという案。それから、JAの方から大きな道の駅のよう

な考えもありますよと。また、この清掃センター絡みにおいて、その地元と約束してきた件。この意見が、いわゆる三つぐらい今あるんですね。町長の口から言うと、サン・ワークでやって、あの今の町の施設になったんだから、やろうじゃないかと、やってみてはどうかという声も、私たちにも直接聞きましたし、それからJAの方も、経済センターの跡地を利用して、大きな農産物の直売所をつくってみてはどうか等を含めて、それから、今、言いましたように、広瀬区においても、この清掃センター絡みの約束事であって、せないかんと。ですから地元としては、まず町長、初めに三つかけ持ちするんじゃなくして、やっぱり1本に絞っていただいて、広瀬区と協議し、そして、いろんところで、やはりこれはやっぱりだめだなど。やはり広瀬区においても、今、出荷する農家が2割とか、アンケート、全体で2割と言われてるんですが、広瀬区においても直売所を、じゃあ自分のところで1から10までノウハウを持って運営、そして品集め、そんなんでできるなんで、だれもほとんど思っていないと思いますわ。やはり大きな参加の中に、この広瀬区コーナーでも設けていただいて、そしてやればいいなと。しかし場所だけは、葛城川のその横の広瀬区の中に置いてほしいというのは、100%間違いないと思っていますので、その辺をやはり調整しながら、次の段階に入ることが必要ではないかと私は思ってるんですが、町長、どうでしょうかね。その点を踏まえてお願いします。

議 長 町長！

町 長 農産物の即売所については、いろいろ積極的にお取り組みをいただいているところでございまして、JAさんは、基本的には大きな施設づくりを応援をしていこうということで、基本的には広瀬区につくる施設づくりに応援をいただくようでございます。また、私たちのその計画に、よく協議に乗っていただくことと思います。ただ、サン・ワークの施設づくりについては、北校区のコミュニティ施設として、高齢者の施設、また、ちょっとした農産物を、または地場産品をそこで即売をすると。町民の皆さんにご利用いただけるような、そんな施設づくりを、今、利用策を考えているところでございまして、大々的に、よその町から、または、道の駅のように沿道サービスの、そんなことは考えておりません。地域の人がお集いをいただいて、帰りにキャベツでも持って帰ろうかと、そんな感じでやってもらったらと。これは私、地元の皆さんにも申し上げているところでございまして、そんな先やったら、後々できないというようなご意見もあるようでございますが、よく協議を進めていきたいなと、そのように思っています。

議 長 1番議員！

1 番議員 じゃあ、それでもう、よろしく協議していただきたいと思っています。

それから、3番目の広陵町における税のコンビニ収納の検討については、答弁もありましたように、広陵町における口座振替等の高い率もありますし、また、今後の課題として、またできるときに考えていただければなど、このようにしておきましょうか。

それから、一軒一灯運動を提案するわけではありますが、やはり町長のまちづくり、人に優しい、人が優しいまちづくりを、一つのテーマでありますので、これも一つ、どっか自治会等の、本当は本来の村の方がいいわけ、旧村の方が。ぜひ広瀬の方で、1回、広瀬とか沢とか暗い町、暗い町言うたら怒られるけどね、助役の住んでいる寺戸も含めて、どうぞ向こうに座ってはる皆さんの町、大体暗い地域に住んでありますので、率先してお願いしたいなと思いますので、ひとつ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、安心メールについても、教育委員会の方で、広陵町の安心メールについても、昨年からやられているようではありますが、この機会に、どんな成果が出て、どんな結果があるのか、あれば、わかっておれば、事務局長、わかっておればお答えしていただければなどと思っています。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 現在、安心メールの加入者は650人と聞いております。そして、平成16年度ですか、悲しいことに痴漢出没とか、露出行為の報告とか、学校長、そして幼稚園長、幼稚園の園児や小・中学生が、そういった事件、事故にかかわったというような報告が、16年度で29件、私どもに報告が参っております。これに基づきまして、私どもは安心メールをもって、650人の方々に園児や子供たちを守ってほしいと、こういうことうたわせていただいております。現在、2月末で、平成17年度、私、聞いております話では、既に41件の事件、事故が、園長、校長から報告を受けております。2月末でございますので、まだ3月ございます。この件からいけば、昨年の1.5倍の増加率でございます。地域のみんなが子供たちのために頑張っていた中で、1.5倍の事件、事故があるということは、大変悲しいことでございます。今後もできるだけ皆さんのお力をお借りして、こういった事案が少なくなるよう願って、現在の報告とさせていただきます。

議 長 1番議員！

1 番議員 本当に事件においても、ほんま遠いところの話のようですが、今の報告にもありましたように、いろんな事件が、ちょっとしたことですが、身近まで来ているかなと思うと、こうした安心メールも、ことしもらえるようですが、多くの人にメールを聞いていただける

ように、ひとつ頑張りたいなと思っています。

それから、5番目の広陵町の文化財保護を広く知ってもらうために、早速、早急に取り組んでいただくことを感謝したいと思っています。やはり、これは何でこんな話が出たかという、これは1月8日、我が村の天神社の縄打ちのときに、田原本の方から多くの古文化会の皆さんが20人ぐらい教育委員会を通して見学させてくださいよと。そのついでと言ったら怒られますが、与楽寺の11面観音を見せてくださいよという話がありまして、じゃあ、古文化会の守る会の広南先生にもお願いしたところで、そのときは広南先生も気持ちよく、じゃあいいよと言うて出ていただいて、案内していただいたんですが、何分、本当は先ほど言いましたように、そういう内容ですよ、肉声であるのが本来の姿だと思っています。けれども、やはり高齢化、そして見学、観光に来たときに案内もないようでは、やはり寂しいなと思ったところが、その地域の人も1回そういうテープがあったらなという、ちょっと雑談の中の意見なんです、これが公明党のちっちゃな声を取り上げると、一つのテーマでございますので、これは山村議員のテーマかわかりませんが、（「いや、少ないやん、もっとあるやないか」の声あり）それもっとありますけど、寺前がやいたらあきませんので、このぐらいで置いておきますが、ひとつ、このちっさな声を拾い上げていただいて、感謝したいと思っていますので、ひとつ、この文化センターもできますので、これをきっかけに、どうかすばらしい文化財がある町ですので、どうかよろしくお願ひしたいなと。やり方については、また工夫、検討していただければ結構かなと思っていますので、ありがとうございます。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。

本日の議会はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日行われなかった一般質問につきましては、7日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日は、これにて延会いたします。

（P.M. 5：07延会）

平成18年第1回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成18年3月7日

平成18年3月7日広陵町議会

第1回定例会会議録（3日目）

平成18年3月7日広陵町議会第1回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書記 上 田 勝 代

議長 皆さんおはようございます。きょうは一般質問でございますので、簡潔にお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一般質問

議長 まず日程1番、一般質問を行います。

6日の一般質問に引き続きまして、これより坂口君の発言を許します。 坂口君！

9番議員 またまたトップバッターに立てたこと、皆様方のご協力に感謝するところでございます。

今議会、まず大きな問題が三つばかりあります。何が大きな問題。三つばかり早速一般質問に取り上げているところでございます。

高齢者福祉、いわゆる介護保険、介護保険法がことしの4月から変わる。これが大きな問題点の一つ。二つ目は障害者福祉、これの障害者福祉、4月から自立支援法、このような法律の名前になって、障害者福祉も大きく変わる。三つ目は、ちょっと残念なことが広陵町に起きたということで、今回は重大な点を三つにまとめて質問したいと思います。

その一つ、介護保険法。これがいよいよ4月から変わります。改正が変わります。4月よりの改正に対しては完璧にとれたか、このような質問をしたいと思います。

このバックグラウンドには、介護保険料、本年の4月から大幅な値上げに対する、町体制の完璧さを求めます。このような言葉で書いております。今回の介護保険、どのように改正なるのか。これを詳細に取り上げますと、ここに私、資料持っているんですが、これは県からうちのNPOに送ってくるんです。こんだけあるわけです。こんなもん一々ここで取り上

げてたら、こんな1日で終わりません。そこで、この中の重要なところからポイントを取り上げて、二つばかり、二つばかり取り上げたい、このように町の体制はどうなるのかというのを聞いてみたいと思います。

介護保険は、大変に変わるんですよ。今回、介護保険が改正されますと、利用者にとって何が一番変わるのか、利用者にとって新しいサービスが始まる。ここが一つの大きなポイントであります。今までのないサービスが始まります。この利用者にとって新しいサービス、今回改正で始まるんです。新予防給付、このようなことを言っておるんであります。新予防給付、これが始まります。国もこれからは予防に力を入れなければいけない。予防ということに力を入れなければいけない。このようなことで大きく力を入れております。しかし、これは利用者の立場に立ちますと、今回この利用、予防に回される人はどんなサービスをしてくれるのか、このような期待と正直な話不安もあると。どう変わるのか、非常に変わることに心配だ、このような声が私もたくさん聞いているところであります。

一番大きなポイントは、役所の体制が変わります。4月から新しい体制、地域包括支援センター、これ今までこんなもんなかったんですけどね。4月から地域包括支援センターをつくり上げて、体制をつくりなさいと、このような法律になっているところでございます。この地域支援包括支援センターの役割は、非常に重要な体制になるのであります。職員の体制や運営協議会の体制、これなどはどうなったのでしょうかということについて、ひとつ聞きたいと思います。

これは、なぜ私がここで力を入れるかと、去年の10月に介護保険一部改正になりまして、いわゆるホテルコストとか、食費とか自腹と、こうなって、10月のときも混乱がありまして、私も利用者から小言をちょうだいしたんですね。役所行って、これどうなってんのと聞きに行くんですけど、なかなか役所の人は専門家ですから、わかったことを言うんですが、なかなか利用者にとって、これはわかりにくい。もうちょっと親切に説明してくださいと、こういうふうな小言を、私もちょうだいしたことがございます。ほかの議員も当局に言いに行っただと思うんですが、こういうことであると、非常に私も大変つらいということで、今回の4月からの改正、多分4月に入るとどっとこの問題について出てくると思います。保険料の値上げもあるし、この新しい体制もどやと、こういうようなことで大幅な質問なり、不満なり、苦情なり、意見なりがいっぱい出てくるということが予想されますので、利用者には保険料の大幅な値上げをお願いすると、こればかりじゃなくて、役所の体制もしっかり頼みますよと、このようなことを、対応不足にならないようお願いしたいということでございます。

いずれにしても4月から大きく変わるんが、一つは地域包括支援センター、こういうことが一つ大きく。

もう一つは、今まではこういう許認可の書類というのは、県からどっとどっと来るんですわ。ところが4月からは市町村が独自にやりなさい、小規模多機能とかですね。市町村がこれから、これからが本来の介護保険やと、市町村が力を入れてやっているか、やってないかがそこでわかるんやということで、市町村が音頭をとって地域の基盤を整えていきなさいと、このようなことも改正になってます。これが大きな介護保険の改正点、この辺についてまずは聞きたい、お聞きしたいということでございます。

二つ目、自立支援法。これも今は余り聞いたことないんですけどね、障害者福祉といった方が私はわかりやすいんですよ。これも障害者福祉、法律通ってこんなどっさり書類来たんですけど、こんなもんとでも読んでられませんので、簡単に言いますと4月からこういうふうなことが始まります。

障害者、御存じのことで、障害者といっても、身体障害、知的障害、精神障害、こういう障害あるんですけどね、いよいよ4月からいろいろ区分に分けていこうと、1から6までと、こういうふうになるんですが。これ当然認定作業とかせなあかんですね。きのうも言うてたように、何か審査会がどうかこうとか、メンバーがどうか言うてたんですが、いよいよこれはスタートささないかと、こういうことになります。これも全く新しい内容です。この内容読んだら長々書いてあるんやけど、大変でした。大変私もちょっと興味を持っております。当然こういうことには調査は、調査がだれか等級入れて調査して、この人はどんなランクやとか、この人はこうやとかああやとか調査します。また、審査会。審査会のメンバーは、きのうは町内のメンバーもちょっと出てましたが、審査会のメンバー、ここで最終決定するよと。

ところがこの内容をよく読みますと、身体障害とか知的障害とかあるいは精神障害、今までのランク別とはまた違うランク別になっちゃうと。このようなことで、実際当事者とか、当事者の親の方は非常に不安を持っている。私はどのように判定されるのやろうか、あるいは軽く判定されて今までのサービスがなくなるのではないか、あるいはちゃんと私の苦しみとか、ちゃんと職員の方は知ってくれるのかと、非常に心配やと。こういうようなことが非常に私も耳に聞くところであります。

当然、この役所の体制も、それぞれ身体障害に詳しい人、知的障害に詳しい人、精神障害に詳しい人、ベテラン職員が当たるとは思いますが、その体制は果たしてどうなのか。自立

支援法といいますからね、自立に向かった体制をとっていただきたい。当然、いろんな親の方もいろいろ言うてると。こんな審査会、何か審査会されると、こういうことやけど、本当にわかってる人してくれるんでしょうねと、こういう不安とか不満がありまして、いろいろ申し込みしてると、こういうようなこともなっているところでございます。

その中でも、今までは、国あるいは県が責任を持ってするような対策、事業というのがありました。この4月から変わるのは、市町村が独自に責任を持ってやりなさいと。出てきましたね、地域生活支援事業。これも新しく聞く耳でございます。これは市町村が責任を持って事業をきなさい。たくさん事業があります。本庁の考えているメニューはどういうものを考えているのか。あるいはこれ市町村勝手にやりなさいとって、市町村が基盤整備なり、いろいろ体制とらんとこんなんでできないんです。今までは、これは県とか国がやったたんですけどね、いよいよ市町村に、はいやりなさいと。これは交付税、いわゆる一般財源をどっと渡すから、自分とこで独自に運営きなさいと、このようなことで、いよいよ福祉についても広陵町の独自性を発揮するような時代になってきた。このような時代になってきたところでもありますね。今までは国の言うとおりにやるときゃいいんや。しかし、そういうこともいよいよ4月からできない。10月から本格的な施行です。広陵町でも大丈夫と、福祉の広陵町やと、このような、当然町長の姿勢も示されると思いますが、そのような基盤整備はどうかと。いろいろ名前も新しい名前が出てきます。いろいろな自立支援に向けての協議会とか、いろいろな体制もどんどんとっていかなあかんじゃないか、このようなことも出てるところでございます。

この辺について、自立に向けての町の支援体制、あるいは市町村が中心となって、この障害者福祉はつくり上げて運営せいと、このようなことになってますので、その辺の体制についてお聞きしたいというのが2番目でございます。

3番目、リニューアルということで、町体制の確立をということで取り上げてみました。

4月から、大きく介護保険にしろ、障害者のこれにしろ、大きく変わる。当然、役所の中でも組織でありますから、机動いています。さわやかホール見に行ったら、今までいてるところの、あれ何でどこ行ったかなと思ったら、机が動いて場所が変わっていると。私は言うんですよ、ことしの4月になると、そういうことをどっと役所に聞きに来ます。予防になっちゃうとわからない、金をようけ払わないかん、保険料何でこんな上がるの、カウンターの上にもちゃんと介護保険係とか、障害者のご相談をここでしてますよと、つりなさいと、私言うてるんですよ。きょう初めてちょっと正式に言いますけどね。ぱっと来た、受付なんか

カウンターあるよ、だけど職員さんは机座っていると。果たして私は右のカウンター行ったらええんか、左のカウンター行ったら、これわからない。ちゃんとおるんやから、ここは介護保険のもろもろ相談ここへ来てください。ここは障害福祉の方、ここへ来てください。ここは何か社会福祉協議会で、ちょっとカラオケ貸してくれと、申し込みはここへ来なさいと。このぐらいの配慮をしてあげて、ちゃんとカウンター要員もふやして、数百人の予防の方にはうり込まれると、こうふうなことを聞いてますので、このようなの来たら実際どうなるのかという心配もしてますので、そういうふうなことを一つ取り上げて。

職員の体制もまさかの幹部職員の不祥事があったということで、これもいろいろ聞かせてもらおうと、うまいことやっています。わからないように、ばれないように、まさしく盲点をついている。これは知っている人がするからこうなんです。私ら知らないもんで、そんなすぐにばれることようせんわと、こうなるんですけど。知ってるがゆえに盲点を突いてきたと、このようなことになっております。

これを肝に銘じて、改正点など、取り組みはどうなのか、この辺についても町長の考えをお聞きしたいということで、今回簡単に三つにまとめさせていただきました。これについてよろしくお願いたします。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 坂口議員の御質問にお答えをいたします。

このたびは、やっぱりNPOの職務経験から、社会福祉を中心として三つの質問でございます。まず、初めの介護保険、改正される体制は完璧にとれたかという御質問でございました。

答弁として、要介護認定における軽度の認定者である現行の要支援者と、要介護1の6割程度、高齢者の増加を反映して、人数にして約350名が新予防給付サービスの対象となる予定です。

これは、要介護度の重度化を防止することと、軽度の認定者のサービスは必ずしも本人の自立支援になっていない事例等を見きわめ、必要かつ妥当な課題分析によって、給付の適正化を図る意味も含んでおります。

具体的なサービス内容は、デイサービスの場合、筋力向上トレーニングに代表される運動器の機能向上や、口腔清潔、栄養改善指導等が選択サービスとして盛り込まれることとなります。

人材派遣を含む直営方式によって設置する専門職を配置した地域包括支援センターは、介護保険事業計画等策定委員会の委員構成を基礎とする運営協議会の設立によって、その担う

べき業務の公平性、中立性を担保することができると考えております。

また、今般、平成18年度から平成20年度までの、第3期事業計画期間の保険料の基準を月額4,000円とさせていただき、体制整備とあわせて、法改正の趣旨に沿って各種介護保険サービスの円滑な運営に努めてまいりたいと存じております。

次、2番目でございます。自立支援法が4月より始めるが、体制はどうかという御質問でございます。

障害程度区分判定の調査につきましては、現時点では県の事業所指定を受けた、相談支援事業所に委託することも可能とされておりますが、制度創設に際して、実態把握やあらゆる情報等を収集するため、当初は極力職員で実施することが好ましいと考えております。

市町村審査会の委員につきましては、介護保険の認定審査会と同様に、葛城市との1市1町での機関の共設置とし、身体、知的、精神の3障害のサービス統一の観点から、医師を初めとする理学療法士や、看護職の障害保健福祉の学識経験を有する専門職5名とさせていただく予定であります。

地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村が実施することとされている地域生活支援事業に関しましては、本年10月施行となっており、いまだ詳細の取り扱いが示されていないことから、体制を含めて具体的な内容について言及することができません。しかしながら、法定化される相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援関係につきましては、本町のサービス利用の実態を勘案し、利用者優位の考え方に立って福祉の後退とならぬよう、県を初めとする関係機関、サービス提供事業所等と調整してまいりたいと存じます。

地域自立支援協議会につきましては、現在、具体的な方針等が示されておりませんが、方針が示され次第対応してまいります。

次、3番目でございますが、リニューアルの町体制の確立をということでございます。

このたびの職員の不幸事が明らかとなり、今まで築き上げてきた行政の信頼を大きく損なうことになりました。まことに痛恨のきわみであります。今後は、二度とこのようなことのないよう、職員はみずからの姿勢を正し、特に管理職の地位にあるものは、部下職員の指導、監督に当たっては、日常細心の注意を払い、職員の服務規律の確保等、綱紀粛正について、部課長に対し通告いたしましたところであります。また、監査機能を充実させ、職務内容について、抜き打ち検査も検討してまいりたいと思います。早急に事務システム改善体制を確保し、町民の信頼回復に全力を注いでまいりたいと存じます。

以上のとおりでございます。

議長 9番議員！

9番議員 それでは1番目、介護保険のことから、ちょっと再質問したいと思います。

先ほど具体的な数字が出ました、350名。350名ばかりが地域包括支援センターが管轄するところに行くのではないか、このような予想がされたところでございます。

私、毎日の実活動からよく聞かれるのが、現在要支援の人、あるいは介護1の人、私たちは4月1日からどのようになるのでしょうかという問題。4月1日からどのようなところに相談に行ったらいいのでしょうか。4月1日からそのようなことになったら、実際、具体的な担当の方にはどなた様に相談したらいいのかと、このような声が私の耳に聞こえてくるところでございます。このような実際の利用者の不安、あるいは新しいものに対する期待も半分あるんですよ、期待もあるし、不安もあるしというようなことでございます。本町の広陵町、今回こんなん始まって以来、これらの人に直接的にサービスの相談なり、サービスの提供なりすると、これは行政にとっては初めてというふうなケースと思います、介護保健については。今までは全部ケアマネさん、はいどうぞと、こういうようなことでやってたんですが、今回はいよいよ具体的な町による予防介護のシステム、あるいは町の方針による予防介護、このようなことに力を入れてきたというようなことでもってることでございます。

そのとき、普通の実務から心配するところ。例えば今の、要するに質問に出てくるの、質問の心配する人は、相談とか、役所に相談するとなると、すぐ言うのは土曜日休みです、日曜日休みです。時間外、きょうは祭日で役所休みです。電話も通じへん。これが、介護保険やと、ケアマネ全部携帯持っているんですよ。ところが、この350名の方の一括的な管理をすると、私が一番心配しているのは、そのような連絡体制、休日出勤、当然盆正月もないんですわ、介護の話になっちゃうと。今、当然そういうこともいろいろされていて、職員も大幅にふやされるやと、ベテラン職員もふやされると思います。それは、役所が開いている間はそれはいいんですよ。こういう話はすぐに晩とか、家の人は当然、晩に帰ります。昼間、独居の人多いですからね。そないなるとどないや、あないや、こないやと、相談しようと、7時や8時やと、そんならどこへ電話したらええ、役所は閉まってるんやということになりやすいんです。

しかし、今回のこの地域包括支援センターは直接管理しなさいと、これが非常に一番大きな改正点。行政にとっては、これは大変なことなんです。直通の夜間電話でも1本や2本。あるいは、包括支援センターに係る職員全員携帯を持たせて、何らかの連絡体制とれる、そ

こまで考えないと、これは非常に大変なことが出てくるのではないかということ、今ちょっと危惧しているところでございます。具体的な運用になったら、その辺はどうされるのか。

一番心配な、高齢者の人の心配なのは、常に相談できる相手がいて、これが一番安心するんですわ。受ける受けないで、常に話しする人がいて、これが一番心配なんです。この辺の具体的な論に入りますと、非常に個々に細くなるんですが、果たして今までのような役所の管理体制でいいのか、時間どおりに来て、時間で帰るといったような体制でいいのか。当然職員さんは一般職員の方が入ると思います。管理職じゃないですからね、はい、時間来たら終わり。当然そうなるんです。残業もしたらあかんと、こんな時代になっているんですが、この辺もちょっと職場の管理者が頑張っていて、非常に休み、祭日いろいろございます。24時間無休の介護体制と役場の、今言うた時間の間の勤務体制のこの乖離をどのようにして埋めていったらいいのか、その辺が非常に実際活動してるものとしては心配するということで、この辺の管理体制、職員体制、連絡体制、ちょっと考えられてるのは、ちょっとお聞きしたいと思います。

同じく、介護保険に関連して。先ほどちょっと保険料のことも言うたんですけどね、周りの市町村の保険料どんなんでしょうね。きのう4,000円やと、こういうような話を聞いたんですが、やはり、この問題も一番みんな頭にくる話です。2,500円が4,000円や。2,500円が3,800円になったら許したと、こんな話じゃないですよ。3,800円も4,000円もそんな五十歩百歩なんですわ。いずれにしても大幅に上がるということになってますのでね、周りの市町村の状態どうなのか、そのような体制についてもちょっとお聞きしたいと思います。

いずれにしても、介護保険4月からこのまま、4月1日はゴーになりますので、頑張ってやっていかなあかんと、このようなことを思っていますので、ちょっと不安な点が私自身感じています。その辺はどういうようにされるのか、されてなかったら、これお願いするということになるんですが、その辺は非常に気づけてしないと、たちまち不平不満のあらしになるということが、今現実、私かていっぱい聞くので、ちょっと前もって、老婆心ながら、老婆心ながらちょっとお聞きしたいということでございます。お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、ご答弁をさせていただきます。

議員さんも事業所でされておられまして、非常に御存じだと思います。特に危惧されていることも十分わかるわけでございます。

まず、新予防給付につきましては、今度新しくできます地域包括支援センター、そこで保健師及び社会福祉士、それから主任のケアマネジャー、これにやっっているいろいろな事業をやっっていくわけでございます。ケアプランにつきましては、今までのように介護の事業所でケアプランを立てていたのが、この包括支援センターで立てなければならない。当然、そこに保健師がおりまして、そこで計画を立てていく。一部委託もできるというふうなことでございます。その辺は今後考えていかなければならないと思っております。

ただ、問題にされてます24時間の対応というふうなことでございます。当然、包括支援センターでは、時間が来ましたら夜の業務はやっておりません。ただし、このところには、主任ケアマネジャー、これは各事業所から派遣をしていただく、大和園とか、それから竹取の丘のケアマネジャーさんを派遣していただくと。当然、今現在、在宅支援センターというのは、そのまま存続をしております。当然、24時間体制の中では、その在宅支援センター等で相談をしていただいて、それに必要に応じて、また平日この包括支援センターで協議して、ご相談にお答えをしていきたいと、このように思っておるわけでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、保険料につきましては、近隣市町村、今のところ、聞いておるところでは、ほぼ4,000円台ぐらいの数字と、安いところでも三千七、八百円ぐらいの月額で、4,000円を超えているところもあるというふうに聞いております。

以上でございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 この4月からの改正の問題でございます。具体的に4月になるといろいろな問題が出てくる場所であると思っております。今の予想される場所の、危惧される場所の体制は十分にとっていただいて、4月からスムーズに運営していただきたいと思いますというようなことを思っております。

いずれにしても、本議会が終われば、たちまち保険料、これ通達も出すんですよ、あなたは保険料こっぴごだけになりますよということで、当然通達も出ていくと思っております。それに対する問い合わせもどっと来ると思っております。今までこっぴごだけやのに、何でこんななんなんねんと、その説明だけでも大変な作業になると思っておりますが、ひとつ頑張って、難しいのは国の改正とともに、実際のサービスも4月1日から変わる、保険料も変わる、一遍にこの話が出てきたと。一遍にスムーズに起こさないといけないというところに非常にしんどさはございますが、担当部も池田部長以下頑張って毎晩9時10時に残ってるの、私知ってるんですよ。ち

ちゃんと電話してるから、残ってるかとか言って、ああいませちゅうて。別に嫌みで電話してん違いませ、用事があるから電話してるねんけどね、ちゃんと電話通じます。8時や9時やったら。そのような熱意で、一つこの問題非常に広陵町の高齢者の人もだんだんと高齢化が進んできてます。高齢化が進んでくるのに非常に不安に思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいということで、また問題が出たら6月議会でいろいろ考えていきたい、このように考えております。

以上が、高齢者福祉関係でございます。

2番目の障害者福祉。これについては、ちょっと私も言われております、いろんな知的の団体の方、身体障害の方、一つが先ほど申しました判定作業に付随して、決して不利にならないようにお願ひしたい。今まで使ってるサービスでお願ひしたい。今のを守られると。当然改正ですから、改正のところがぼろっと落ちる人が出てくるかわからない。あるいは改正で外れてしまう人がおられる。あるいは非常に軽い判定がされる人がいてるかもしれないということのおそれがあるんですが、ここで先ほど町長が、今の現行の後退にならないように頑張っていきたい、私、この答弁聞いて非常に心強く思っているんです。なぜかと言うと、今までは国、県が事業として直接やっていたんですよ。今回、自立支援法になって、市町村独自のいろんな地域生活支援事業ってあるんですけどね。これは、国からはある一定の決められた補助金しか出ませんよと、あとは各市町村独自のお金でやりなさいと、こういうようにころっと変わってしまっているんですわ。だから国、県がする事業は当然国庫補助等でいろいろあるんですが、それはいいんですが、半分以上は、市町村が独自で自分のところの予算を組んで、ある基準値しか国は払わない。たちまち今具体的な名前になるのはなるんですけどね、すみれ作業所というのがあるんですよ。これは市町村独自でこういうふうな運営に入っていくんですけどね。ここの話も聞くと、あそこで働いてる人件費も大変やと、また人がいづかないと。これが今まで以上がったらどうなんのやろと、こういうふうな心配。あるいは今まで受けてるサービスが大丈夫なのか、こういうふうな心配。心配ばかりしてるんですけどね。法律が変わるということによって私心配しているんです。法律が変わっても市町村独自で、そんなもんはちゃんとうちの町でやりますよということになったら、私は何の心配もないんです。心配すなど、今までどおりや、ちゃんとやっていこうと、このようなことを聞かせていただければいいんですが。

いずれにしても、今言うていますように市町村独自の事業、たくさんの事業があります。これについては徐々にしていきたい、あるいはこれからしていきたいと、こういうよう

なことを聞きますが。私はちょっとすみれの人に聞かれていますので、今までの体制ちゃんと大丈夫でしょうかと、ちょっとこれこれ聞いてくださいよと。

何でか言うとね、うち2カ月に一遍作業所の会議を持ってですわ。うちも作業所ありますからね。次は4月4日に会議をするんですよ。最初は1月にやって、ちょっと福祉課の担当者も立ち合っただけというたら、ちょっと忙しいとか言われて、それはいいんですけどね。非常におそれを持っている。ぜひとも議員さん一遍確認しておいてくださいねと、私言われていますのでね、私も聞かなあかんけど。

今の話によりますと、そういう作業所関係は市町村独自の事業の中に入っていくと、こういうふうに予想されますので、その辺の心配点はないのか、どうなのか。具体名は出さんとわかりませんのでね、その辺はどうか、考慮していただけるのか、この辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今、障害者福祉ですか、身体障害、知的障害、精神障害、一体本町ではどのくらいいてるのかというのが、これあったらちょっと教えていただきたい。いかにたくさんの方がおられるのかというのが、よくわかると思います。ちょっとお願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 大変ご心配をいただいておりますのでございます。

大変、この改正というのは、今4月からは個人負担が1割と、応能負担であったのが応益負担になったと、このような問題で非常に障害者の方は負担のことでご心配はされておるわけでございます。当然、国におきましても、この軽減低所得者に対する対策というのは、いろいろな施策をとっておるわけでございます。また、10月につきましては、体制が今まで二つの体制が三つの体制、特に議員さんが心配しておられます地域生活支援事業、これが市町村でやっていかなければならない。この辺につきましては、我々もまだ国の方から示された状況が十分でないわけで、ちょっと心配はしておるわけでございますが、当然これがはっきりして示されたときには、10月には十分に間に合うように、また障害者の方には十分に対応していきたいと、このように思っております。特に心配されております作業所につきましては、今のところ我々の情報としましては地域活動支援センター、そういうところに移行というふうなことで、NPOとかそういうものを立ち上げて法人化しておるといふふうなことで、これにつきましては当然今まで県補助とかの対応をしてまいりましたので、この辺は県とも十分に協議して対応していきたい。すぐにこの制度にということではないと。経過措置があるかどうか、このようには我々は考えておりますので、当然作業所の

方々とも十分に協議はしてまいりたいと、このようには思っております。

それから、対象者の人数でございます。身体障害者で児童の方ですね、これを合わせますと現在868人、一応これは平成17年4月現在でございます。それから知的障害者が154人、内訳がAの方が80人で、Bが74人ということでございます。精神障害者が160人というふうなことでございます。ただ、この精神障害者160人おられますけども、自立支援の医療に今度変わってくるわけでありまして、実際に請求されている人はさほどではないというようなことですが、この辺についても周知を徹底して、利用されるようにはしていきたいと、このようには思っておるわけでございます。

議 長 9番議員！

9番議員 今、具体的な数字をお知らせ願いました。身体障害868人、知的が154人、精神が160人、合わせて約1,300名、非常に多くの方の障害者がいてると。かつては広陵町少なかったんですわ。ニュータウンできて人口ふえまして、かつては知的障害でも数十人やったんですよ。ニュータウンがふえて、どんどん人口ふえて、今160弱までふえてきている。当然、精神障害、いろんなご時世ですからね、町会内、知的障害ふえてきてる。千二、三百人はいてると。この新しい体制はすべて3障害、3障害について福祉活動を進めていかないと、これこれになってますので、これも4月からスタートです。具体的な問題はいっぱい出てくると思いますので、その具体的な問題、諸々問題出てきたら、個々にいろいろ話をお願いして、現在は今のままで一生懸命やっていただきたい、頑張っていたいただきたい、このような期待とともに、また6月議会になって、ここのふぐあい出てきたら、またいろいろお聞かせ願いたいと思います。これについても4月、もう間もなく目の前でございしますので、担当部門の、またまた池田部長のところになるんですが、大変と思います。毎日毎日、大変なことで、残ってられるんですが、その辺も気合いを入れて、よろしく作業をお願いしたいということで、この2番目の障害者福祉については、4月からの具体策を持って、次のステップに新しく移りたいと思いますので、これで結構かと思えます。

続いて3番目でございます。これは非常に心苦しい問題。しかし、どうしても取り上げなくてはいけないと私は思っております。何を取り上げる、その人が悪いということじゃないんですわ。そのシステムにほごがあった、システムに欠陥があったということが一つ。

もう一つ、これはどこでも職員の交代時には必ず前のした仕事をチェックする、これ当然普通は全部民間企業はそうなんですわ。だから、民間企業は定期異動というのがあって、本社行ったら、ある日突然工場へ飛ばすと。工場にいた者が、ある日突然どっか飛ばす。

これは、表向きは定期異動なんです。実態はその間に前のしてた仕事全部洗い流しやってくるんですわ、どないなってるねやと、こういうことなんです。だから、当然異動になりました、工場へ、どっかへ行きまんねんという、行ったとたん本社でやってたことを全部調べられてると。こういうことが、これが常の作業でございます。人間罪悪論ね、悪人論じゃないんですけど、ちょっとした心のすき間をつかれてしまうというのが、今回の事件だったのではないかなということ、私、非常に危惧しているところでございます。そのように4月に、当然、また4月で4月異動あると思います。

交代時、異動時、この時期、異動時、交代時が一番大きなチェックをやりやすい時期でございます。この辺の体制、先ほど一生懸命やるというようなことなんです、具体的には、この交代時、あるいはダブル管理体制、あるいは下から、下が上司のものを管理するということもあるんですよ、民間の場合はね。このような、今までない発想になっちゃうんですが、この辺の新しい取り入れ方はどうなのかということ。私も家に電話かかってくるんですよ、こんなもんなんやねん、新聞に出てるということを、非常に耳の痛いことばかり、非常に大変苦しい立場ではございます。その辺についてもはっきりとした、広報では1回出てたんですけどね、知りたいのはこのチェック体制はどうなってるんですか。そういうことをはっきり示してくださいということでございますので、3番目の質問にしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 今回の事件は大変町民の皆様方にご心配、ご迷惑をおかけしたと思います。

議員おっしゃるように、システムについて、チェックを十分に行っていなかったんじゃないかということがございますが、現場においては、それなりに対応をしていたということでございます。ただ、職員は町の公務員として正しい仕事をするということを常々研修に努めているところでございます。もちろん、そういった悪い心を起こさせないシステムをつくり上げなければならないということも肝に銘じて、今システムの改善について検討をいたしているところでございます。もちろん、人事異動、定期異動も必要でございますので、いろんな角度からこの問題の再発防止に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 9番議員！

9番議員 今、山村助役から決意のほどを聞かせていただきました。町長からも決意のほどを聞かせていただきましたので、この問題はこの分として、4月からは大変忙しくなります。

一生懸命職務に邁進していただきたいとお願いをするとともに、私の質問は終わりたいと思

います。どうもありがとうございました。

議長 以上で、坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉岡君の発言を許します。

13番議員 議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。

約2年ぶりの一般質問でございます。私は割と一般質問に関しましては簡潔に、また答えをする方も簡潔にさせていただきたいと。また、これからもそのようにするとか、考えてますとか、このような言葉だけはできるだけ避けていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、町税の滞納に対する取り組みの質問をさせていただきます。

私たちの町は人口も3万3,500人を超える、県下でも有数の増加の道をたどっている町ですが、地場産業の靴下、各種家内工業不況の中、よい面悪い面を多数持った町だと考えています。その中で、平成18年度の施政方針の中にもありました、ごみ手数料、また18年度中に値上げされるという下水道料金、国民健康保険税。確かに町民の皆さんに平等なる負担は理解できますが、そこに生まれる滞納者による公平感がなくなることによって、町民の皆さんの行政への不信感を生むのではないかと心配するところでもあります。広陵町は合併問題についても、いまだ計画もなく、単独でいく限り、今後の行政運営には税収確保が大きな課題であると考えております。

そんな中で、私たち広正クラブは、2月14日、15日の2日間、和歌山県白浜町と上富田町へ研修に行っていました。研修目的は、きのうの山田議員が一般質問の中で報告してくださいましたので、省略させていただきますが、私はこの中で上富田町の町税の滞納に対する制限処置に関する条例に取り組む職員の姿に感動を覚え、これを重点的に質問させていただこうと思って、今回の一般質問をさせていただきました。

上富田町は、和歌山県の白浜の近くにありまして、合併の話がなくなり、単独で生きていくと。人口的には1万5,000ぐらいで、その中で職員の方々、その中でも税務課長がやはり税の公平性からいって、滞納者の税を、できるだけ滞納をなくすという観点から、きのう山田議員が言われました、コンビニからの振り込みですね。このようなことを考えたときに、全国的にされているところを数カ所聞かれて、その中で研修に行かれました。その中で、税務課長が中心になり、各課の課長級ですね、課長というか、実際広陵町では部長級に当たると思うんですけども、その各課の委員さん十五、六人でメンバーをつくり、税に対しての勉強の取り組みをされたということです。その中で、コンビニ収集に始まり、これにつけ

て、制限条例、これはよくうちの町長も今までからよくお話を聞いておりますが、滞納者に対しては広陵町の委員にはなかなか抜てきはしない。また、入札業者にも抜てきはしないというお話はよく聞いておりますが、これを条例化されたということが、僕は一番大事じゃないかなと。やはり、口だけで言うよりも、やはりこういうことを町民にわかっている。きちっと税金を払っていただいている人間が、やはり滞納者のためにやっぱりどうなっているのかと、心配をなくすことが大事ではないかなと。それと、滞納者が自分で自覚をしていただくというための、私はこういう制限処置条例だと思っております。この辺で、後も、2回目にも詳しく聞かせていただきますが。

この中で、私たちの町広陵町も一般的な質問でございます。ここにも滞納状況の資料を出していただいておりますが、1番目に、平成15年度、16年度の滞納状況。2番目に、少しちょっと僕わからないけど、その辺を教えてくださいなんですけども、分納契約者。また定期的入金、この辺の人数、金額わかりましたら教えてください。それと、この3番目に、納税に対する職員の取り組み。これ滞納者に対してですね。これは、税務課だけではなく、あと、ほかの課とかもどのようにされているか。よく全協とかいろんなところで、委員会とかで聞かせていただきますが、もう少し詳しくお教え願いたいと思っております。それと4番目に、誠実に納税の義務を履行する、大多数の町民の皆さんの税に対する公平感を阻害しないように、滞納者に対しての町長の対応、この辺を特に聞きたいことであります。

次に2番目の質問をさせていただきます。

これは、私がいつも一般質問ではほとんど入れていることなんですけども、防災と防犯の対策。これは、町長、1番と2番と3番は町長。4番、5番は教育長になるんですけれども。

まず第1番目に、馬見川の改修の件でございます。数年来から馬見川の改修の件は、町の方へ頼み、県の方へ頼んでおります。町の方も国の方へ、補助金の対象とする工事の方をお願いはしてござっておりますが、いまだ決着、返答が来ておりません。県の方に対しましては、馬見川に対しまして、河川の底を広げていただいたり、ごみの掃除をしていただいたりしておりますが、まだ、極端な大雨のときとか、長く雨が降ったときとか、やはり馬見川の水かさが増しまして、そこへ流れ込むところの溝があふれるという状態でございます。町の方もわかってござっておりますけども、馬見川の改修はやはり疋相あたりで一本抜いていただき、下水、もともとの都市下水河川ですね、そこへ一本流していただきたいというのを以前から申し立てておりますので、できるだけ早急にしていただきたいと、もうこれ3年越しになります。ただ、以前から、特に清掃センターの件では、町の方もお金もやっぱ

り厳しいという状況もわかっておりましたので、余りきつくは言いにくかったんですけども、もうそろそろやっていただきたいと。やはり、自分の公約として、これしておりますので、できるだけ、やはり馬見下郷の方を、水つくことも多いですので、この辺のことは特にやっていただきたいということで、質問をさせていただきます。

2番目の町道の点検につきましては、アスファルトの点検ではございません。側道のことでもございません。前から言っておるのは、防災のときに、その町道が、生きにいくのか、火災のときに消防車が通れるのか。また、細い町道の中で、旧村では細い、道幅も狭うございます。その中で、電信柱も立っているところがあります。これは以前から何回も質問させていただいておりますが、今までに電柱の移動、また道幅の拡張、またされたところ、その辺もありましたら教えていただきたいのと。やはり、これからそういう地震、火災のためには、道幅が大事だと思いますので、この辺の町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、火災、地震の対策であります。これは、職員の対応と書いておりますが、1月24日でしたかね、25日でしたかね、町の裏の書類の倉庫が燃えました。このとき私は、サイレンが鳴ったのは12時55分ぐらいだったと思うんですけども、消防団として1時ごろに役場庁舎へ来ましたが、そのときの職員の対応をちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。これは、火災に対してはどの位までくるのか、管理職で、どの位までくるのか。職員まで、まあ言うたら部長が来て、課長が来る、係長が。これはどのような仕組みになっておるのか、それと地震でも同じですね。地震は防災マニュアルというのが町ではあると思いますので、その辺でどういうようになっておるのか。この連絡網も。ただあのときの火災では、顔を見た中では、部長級、参与級は、ここにおられる方はほとんど来られていたと思います。ただ、その以下、係長、課長とかいうのが見なかったように。ただ、どこの企業でも同じやと思うんですけども、自分の会社がもしぼやを起こしたら、どうでしょう、自分の会社であればやっぱり連絡網があって、自分がその現場へでも駆けつけて、どんな状況やというのは知るのが当たり前じゃないかなと思っております。その中で、役場としては、火災ではこういうマニュアルつくっている。地震ではこのマニュアルというのが、この辺を少し教えていただきたいと思っております。

それと4番目ですねんけども、最近長浜市で、幼稚園の子供が2人、幼稚園の保護者の方に殺されたという事件がありました。この中で、今、世間では単独で、単独というか、個人で送るのか、それとも集団で登校下校さすのかという中で、意見は割れていると思います。私もほんまにこの事件を見てびっくりしたところでございます。ただ、いろんないきさつも

あるかも知れませんが、特に最近そういう小学生を使った通園、通学のときの事件がふえているように思います。私たちも、広正クラブも去年12月、僕はたまたまその日お葬式で行かれなかったんですけども、残りの9人の方々に広陵町の校区、幼稚園、小学校、中学校の通学路、防犯灯、また危険箇所の点検をしてくださいました。これは、教育委員会の方も知っておられると思いますけれども、一緒に。その辺の中での、これからの教育委員会としての対応をどのようにされるのか、各園、各校に任すのか、その辺、基本的なことをお教え願いたいなと思っております。

それと5番目ですけども、これは痴漢対策と書いてありますが、これは昨年度から始まりました安心メール、僕も去年に登録させていただきまして、年間どれくらいの安心メールが来てるのかなと、僕メールなかなか余り使わない方なんですけども、ほとんどが安心メールがずらっと入ってます。きのうもここで本会議の途中に安心メールが入ってきました。それは、西小学校の方の子供さんのところに、友達の電話番号とかを知りたいという不審者という電話があったと書いてましたけれど、その中で特に多いのが痴漢。単車でよく通学のとき、特に中学生、小学生あたりですねんけども、単車で行き違いざまのときにさわられるとかいうのがよくあります。このときに、教育委員会、どのような対応をされておるのか、僕、昔からよく、よくというか、小学校のときも2年、中学校もPTAの会長もさせていただきました。ただ、夏場によく人けの少ない、家の少ないところで痴漢があるというのは、数件は昔よく聞きました。1年間でこれほど多くあるというのは、実態は知りませんでした。ただ、このように安心メールをいただいておりますが、これをきっかけにどのような対応をされておるのか。また学校も、PTAもどのような対応をされておるのか、この点を聞かせていただきたいと思っております。

余りうまく、よくしゃべれませんが、気持ちいっぱい質問させていただきましたので、できるだけいい返答をしていただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 吉岡議員の御質問にお答えをいたします。大きく二つの項目の御質問でございます。まず、町税の滞納に対する取り組みについてということで、15年度、16年度の滞納状況をお尋ねでございますが、別紙の資料のとおりでございます。

2番の分納誓約書及び定期的入金的人数・金額につきましては、今現在、納税誓約を交わしている件数は83件で、税額は約5,000万円でございます。また、定期的に入金され

る税額は分納全体で毎月約350万円でございます。

3番でございますが、納税に対する職員の取り組みでございますが、特に滞納者についてご質問でございます。

滞納者に対する職員の取り組みにつきましては、分納者に対しては増額を要請し、誓約不履行者、その他滞納者には重要催告、差し押さえ予告を出し、それにも応じないものには差し押さえの強制手段を行っています。また、役場管理職による納税推進委員会を配備し、滞納者リストを配布しているところでもあります。さらに、物品納入業者、建設業者の登録には納税証明証の添付を義務づけ、各種の行政委員等をお願いする場合にも、役場の管理職に配布しているリストのチェックをさせているところでもあります。

次に、公平感を阻害しないよう、滞納者に対しての町長の対応はどうかということですが、国税局の徴収経験豊富な方を指導者に迎え、現在大口事案、100万円以上であります。につきまして事務の流れを指導いただき、職員とともに直接滞納者と交渉を行っております。また、不動産調査を始めとして各種財産調査を行い、差し押さえできる資産等があるものについては随時差し押さえを行っており、できる限り善良な納税者との不公平感を生じさせないように対応していくところでもあります。

2番目の、防災・防犯の対策はということでございます。

特に馬見川の改修について、お述べをいただいております。答弁として、馬見川の改修については、従来より県に対してお願いしているところでもあります。また、町としましては、広陵西地区雨水排水対策として、大塚から大垣内までの間において調査・検討を行っています。

今後の方策としましては、県道河合・大和高田線東に南北に設置しております、馬見都市下水路に接続して雨水の流れを分散する方向で現在、広陵西地区の雨水排水対策事業として、国の補助事業に採択されるよう要望しているところでもあります。

次に、町道の点検でございます。

現在、都市整備課の元気な作業隊において、道路パトロールを行っております。危険なところがあれば修理を行い、日々安全管理に努めております。さらに点検整備に充実したものとするため、郷土愛豊かなシルバー人材のお力をかり、違法看板やチラシの撤去、ガードレールの補修、カーブミラーの清掃等、町の美化対策を含め、簡単な修繕等は施工することとしています。シルバーの方の作業拡大の一助になればと思っております。

次に2の3でございます。火災・地震の対策。

本町における災害発生時の職員の対応につきましては、広陵町地域防災計画に規定されております。また、震災に関しましては、職員一人一人に初動マニュアルを配布し、迅速な対応が取れるよう周知しているところであります。

また、各施設の火災に対しましては、施設独自に消防計画が策定されており、有事の際には、この消防計画に基づいて職員が対応することになっております。

過日の火災の職員出動についてお尋ねいただきましたが、部長級と担当課員。担当課は総務課と文書担当課であります、呼びました。有事に備えて今後も考えてまいりたいと思っています。

こうした計画に基づく職員の連携強化につきましては、毎年計画いたしております地域防災訓練への積極的な参加とともに、こうした機会をとらえ、与えられた役割分担の自覚と行動につながられるよう研さんしてまいりたいと存じます。

次に2の4、幼稚園・保育園・小学校・中学校の通園通学の対策は、教育長がお答えを申し上げます。

次、最後、痴漢対策であります。

痴漢対策につきましては、未然防止、発生後の早急な対応が求められますが、防犯パトロールの強化を図るため、現在、公用車に搭載する2基の青色灯の購入を予定しています。この運転には、車両登録申請と運転講習を必要といたしますが、5名の運転手が既に講習を終えており、車両認可後においては、不審者が発生しやすいと思われる場所や時間帯での巡回が可能となり、抑止効果を発揮できるものと思っております。

また、こうした対策におきましては、地域の協力をおかりしなければ防止できないと考えております。これまでも、生活安全推進協議会、防犯委員・広陵交番連絡協議会、地域安全推進委員などの方々による巡回啓発活動や、学校関係におきましても、地域PTAのお力をおかりし、通学路を中心に、自転車や徒歩によりタスキをかけて啓発活動を展開していただいておりますが、職員の公用車による外出時や、シルバーの人々の作業活動時、また郵便局員の配達時など、町内すべての人々、お互いが情報源となり、地域の力で安心と安全を確保いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、発生時の対応につきましては、直ちに警察への通報とともに、安心メールにより即座に連絡体制を整えております。

以上でございます。

議 長 教育長！

教 育 長 吉岡議員の防犯対策について、幼稚園・保育園・小学校・中学校の通園通学の対策についてのお答えをいたしたいと思います。

園児・児童生徒の登下校の安全確保については、地域に信頼される学校づくりの重要課題であると位置づけ、その取り組みの成果が、地域の教育力の回復と向上につながることに大きな期待を持っています。

具体的には、現在各校・園で教職員とPTAが協力し、通学路の点検実施を行い、通学路地図の再訂正を実施しております。

そして、各校区で地域の実態に即した団体やサークル等に協力を願ったり、個人やミニサークルに通学路の地図や基本的な下校時刻を配布し、協力を願いたいと考えています。現在、園児・児童生徒の登下校の安全確保に協力を申し出ている団体は、各PTAを初め、区長自治会長会、老人会、民生児童委員会、社会教育委員会、また関係団体などがありますし、個人的に協力を願っている町議会議員、また役員等もあります。

個人やミニサークルには、お買い物、自宅付近の清掃や水まきや草取り、犬の散歩、ジョギング、農作業時でも積極的に登下校の時間帯にあわせていただくように働きかけていきたいと考えています。

各校・園では、少人数の下校にならないように複数下校を実施しています。

この児童生徒の登下校の安全確保運動から、大人や地域のコミュニケーションが広まり、地域の教育力の回復と向上を願っています。

以上でございます。

議 長 13番議員！

13番議員 どうもありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

1番目の町税の滞納に対する取り組み、この中で1番目、2番目はいいとしても、3番目、4番目について質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中に、納税に対する職員の取り組み方、これは、委員会をつくられて、そういうリストとかを行ってるというような返答でございましたけども、これはどういう、月に1回やられているのか、1年に1回なのか、どういう取り組み。ただ、収納対策本部などの滞納者のところだけを行っておるのか、その辺のことをもうちょっと詳しくお教え願いたいなど。それと、先ほど言いました、制限処置に関する条例ですね。これ上富田町の条例は山田議員も資料を提出してくださっておりますから、見ていただいておりますか。一

応三役の方は見てもらえる。

それでは、一々説明はしませんけれども、このような条例を最終的に広陵町としてどう考えていくのか、その辺のところもお教え願いたいなど。それと、ここにおられる管理職の、特に三役のけての、部長から参与、この辺に対してね、滞納者に対してどのような考え方を持っておられるか、全部聞くというのは難しいかな。その簡単に、簡単にではないですけども、結局、今、上富田町というところは、税務課長からの発信で皆さんの、各部長さんです、全員が委員会をつくられて、皆さんの意見を聞いて、やはり一番自分の町をよくしていきたい、自分の町を守っていきたいという認識のもとでやられてますのでね、そのような中で認識、これをどのように考えておられるのか。ただ、公務員でやっていって、ただ、そう思っておられるのか、広陵町を愛してくださっておられるのか、その辺のことですね。それと、これから、こういう例もありますので、まだまだもっと違うところにいい例もあると思います。その辺ももっと調べていくのが当然じゃないかなと思いますけれども。

その辺の中で、どのようなお考え、代表で何人か。一応、収納対策本部長もおられますのでね、そこへ総務部長、あと参与あたりで、水道局長と、水道局長は納税もやりますので、二、三人何かお答えいただけたらなと思います。

2回目の質問はこれをお聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 私の方から、納税推進委員会の件につきましてご報告を申し上げたいと思います。

納税推進委員会は、役場の職員、課長補佐以上、いわゆる管理職全員で組織をいたしております。滞納のリスト、滞納の内訳、滞納状況は資料としてお配りしておりますが、5億円を超える金額が滞納として発生しているわけですが、この中にはいろいろな事情が含まれておりまして、一様でないということもご承知いただいていると思います。職員が全員、この滞納解消に向けて取り組むということで、収納対策本部を中心として、役場職員全員が同じ意識を持って対応するというので、以前から組織をいたしております。滞納解消協調月間ということで、去年も4月、5月に取り組んだわけですが、ことしもそれに向けて準備を進めているところでございます。今後もこの滞納者のリストを課長補佐以上全員が保有して、いろいろな事務事業についても進める中で、滞納の解消に向けて場面場面でそれぞれ働きかけが可能でございますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

また、制限条例の件につきましては、町長が以前から申し上げている内容を、上富田町は条例として施行されておられます。これは、町民に対してのPRという効果が当然あると思

いますので、これを、また我々も参考にさせていただいて、職員の中でも議論をしてみたいというふうに思っております。

税の滞納の内容については、それぞれ事情があると思います。生活が苦しいという、いわゆる失業、事業の縮小等によって、払いたくても払えないという家庭もあるかと思いますが、我々が滞納整理をする中で、全職員一番頭にくるのは、資力がありながら払っていただけないと、いわゆる町に対して何らかの不服を持っておられるというケースが多いようでございますが、そういったものは事情は事情であれ、許せないというふうに思います。こういった部分については、収納対策本部が今滞納の整理のために、執行官もお越しいただいて、強力に滞納整理、いわゆる差し押さえを進めようということで取り組んでおりますので、いずれ効果を発揮していただけるものと思っております。

吉岡議員は、それぞれの職員の感想をとということでございます。何名か発言をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

議 長 収納対策本部長！

収納対策本部長 吉岡議員の先ほどの質問で、本町としまして、制限条例ではないですが、各分野におきまして、制限した内容をお答えいたします。

それには、人間ドックの助成、高額医療費の返還金、犬・猫の去勢手術、生ごみ処理機、コンポスターEM菌、住宅のリフォームで、または、中小企業の債務の保証、それと土木建設の指名願い時、それと物品の指名願い時、また、町営住宅の入居、この部分は各分野で条例化はやっております。そのほかに、助役が申し上げましたとおり、職員の採用、臨時職員の採用に関するところ。それと、各委員の役員を選任、そういうものは既に広陵町もチェックをさせていただいております。

それと、善良な納税者にどう思われるかという形で、やはり住民が本当に大事な血税を持って、我々役所の方におさめていただいておりますと、その中で我々は給料をもらったり、町民サービスをやっていると。やはり、大切な税金なので、滞納者と、それと優良な納税者と区別することなく、公平な形でやはり滞納整理を実際やっていかねばならないという形で、不転の気持ちで今日まで来まして、この後、あす資料に出ると思いますが、一応差し押さえ件数としましては、25件もう既にやっております。給与とそれと不動産が主です。ただ、それに行くまでも、差し押さえ予告というところで50名ぐらいやって、それで応じない方は差し押さえをやっていると。しかし、その中で応じて来られた方に対して全納、全部を払えと。また、分納せよと、そういうような話で今日まで来て、実際に差し押さえやってい

るのは25件ということでございます。

以上でございます。

議 長 総務部長！

総務部長 何名かの部長にご指名がございましたので、発言、答弁を申し上げたいというふう
に思います。

当然、滞納の額のそれぞれの事情につきましては、実態把握に努めておるわけでございますけれども、当然、現在までの課税、あるいはまた徴収事務におきまして、いわゆる町内に長年おられない、そういった方につきましては滞納も残っており、不納欠損の取り扱いにつきましても、もう既に5年を経過した中で、不納欠損として、いわゆる滞納額として残っており、そういった状況を見受けられますと、やはりこれを整理をして、そしていつの時期か滞納を減少するように持っていくというふうなことに繋がりたいというふうに思っております。

それから、やはり滞納整理を行う際に、住民の皆さんの気持ちを温かく接することも必要ではないかなというふうに思っております。本人の態度、そしてまた服装、そういったものにつきましても、やはりひたむきな姿勢で納税をお願いするという気持ちで接することも必要だというふうにも感じておるところでございます。

いずれにいたしましても、いろんな面で行政に対する不満によって滞納しておられる方につきましては、助役も申しましたとおり、やはり義務と権利ということで、事情はあれ、別の義務として果たしていただくというふうな形で、やはりお話を深めていくというところで徴収事務に当たってまいりたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

議 長 水道局長！

水道局長 水道料につきましては、使ったものは払っていただくということで、給水停止を前提に今は滞納交渉をさせていただいておりますので、払わない場合は必ず給水停止をするということで臨んでおります。

議 長 13番議員！

13番議員 2回目の答弁どうもありがとうございます。

最後は答弁は結構です。3回目の質問をさせていただきます。

今日、広陵町も財政の方が特に厳しく、今、監査させていただいておりますが、基金の取り崩しとか実際、財政難で財政の事情はすごいなというふうに感じております。その中でやはり

一番の問題は滞納ではないかなと。今、助役さんからも、各部長さんからも聞かせていただきましたように、危機感を持って、特に管理職の方々は危機感を持って、特に今いいことばかり言われておりますが、数字的にも、将来的に、数字的にこんなによくなった、こういうことをやっているというのが議員でもよくわかるように実態を出していただきたいと。言葉で言うのは、いつもよくいいことを、特に上手な方ばかりですのでね、しゃべりにおきましては。ですから、できましたら、その言葉よりも数字と行動をあらわしていただきたいと、最後のお願いとして、これはお願いとしてさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、2番目の防災・防犯の対策。

1番目の馬見川の改修ですねんけども、町長さんは全部ご存じで、答弁していただいたとおりでございます。

ただ一つだけ、1点だけ。国の補助事業に乗せていただくために、お願いをしておりますが、なかなか、約2年ほどになると思います。これを最終的に町が補助事業に乗れないときに、1級河川で高田川、国の川ですけれども、町単独でやるという考えはあるのかないのか。今すぐ違いますよ、先のことですけれども、できたらそのような方向でやっていただきたいというのが、私の願望でございます。その辺1点。

町道の点検、先ほども町長さんも言われましたようにやっていただいていると。できるだけ、火災・地震のときの害にならないような町道、認定した限りは町の管理のもとですので、できるだけ災害のときにスムーズに行くような道の管理をしていただきたいと思います。まとめていきます。

3番目の火災・地震等の職員さんの対応ですけれども、一度、総務部長ちょっとお聞きしたいんですけども、防災訓練はいつも町全体では2年に一度、ことしも5月21日かな、予定されておると思いますが、それ以外に各校区ごとでもされてます。町職員としてね、もしか地震があったときに、こういうのを一遍設定してね、今のマニュアルができておりますよね。実際そのことを一度でも訓練されたことがあるのか、そういう訓練ですね、それされたことあんのか、またこれからされようという意思はあるのか、予定ですね、その辺をお聞かせ願いたいと思います。この2点。

議 長 町長！

町 長 馬見川の改修については、早くこの事業化しなければいかんわけでございますが、国の補助事業に採択を根気よく、できなかつたら代議士までお願いをしてでも運動を展開を

していきたいと思います。しかし、いつまでたっても、可能性が薄いようであれば、これはもう当然町独自で事業を実施をしなければいけないと思います。そのつもりで頑張っております。

議 長 総務部長！

総務部長 今回の火災について、非常時の職員の対応、出勤状態、そういったことをご質問いただいております。

火災の件に関しましては、今回は本庁舎書庫火災ということで、職員につきましては状況を判断し、部長職、そして、担当課長以下、担当課全員というふうな形で出勤を要請をさせていただいたところでございます。当然、各施設のそうした有事の際につきましては、各施設の職員全員が自分の建物というふうな観点で出勤体制を整えているものでございます。本庁の場合は人数が多いということもあります。消火活動に、やはり専門的な技術を要しない職員が駆けつけるということもどうかというふうな思いで、片づけの作業では全員で、朝から出勤体制をとって、そして対応をさせていただいたところでございます。

こうした有事の際の防災対策につきましては、年に一度、ご指摘いただいておりますように総合防災訓練、そして各校区の訓練、そういったことで、今後も地元の職員につきましては参加要請をしてまいりたいなというふうに思っております。

そして、地震のことにつきましては、初動マニュアルを各職員にお配りしております。震度4の地震が発生したときには、1、警戒態勢。5弱ということになりますれば、各班長、責任者。そして震度6弱以上の地震の発生時には、庁内全職員に出勤を命じるという初動マニュアルになってございます。さりとて、そうした地震が発生したときに、役場まで来れるかどうかというふうな職員も出てくるかと思っております。そうしたときの対応としては、いわゆる自宅から役場まで何時間で、どの程度かかって役場まで来れるかというふうなことにつきましても、私の記憶の限りでは、一度自宅から本庁まで徒歩出勤をした経緯があるというふうにも認識しております。

今後、こうした有事の際の出勤体制につきましても、各自宅から各施設、あるいは本庁までどの程度の時間を有するかというふうなことにつきましても、再度改めて機会を設けていきたいなというふうに考えるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 13番議員！

13番議員 どうもありがとうございます。

先ほど町長の方からは、いいお返事をいただきまして期待をしております。総務部長の方

からは、いつもどおりの言葉、うまいことだまされたような、何を言われてるかわからないような、自分では気がしております。

私は、先ほども言いましたように、一度やはり職員さんで訓練、そういう総合訓練を、町長さんもいてもうて、本部長としていただいておりますが、職員さんだけの訓練をやったりやるべきではないかなと。ただ、今すぐに違いますよ。先にはやっぱりそういうことも設定、あと東南海地震というのも起こるとというのが、間違いなくあるということは言われておりますので。今起こらないとしても、やっぱり何年かに一度は職員さんという人の、そういう訓練をしたらいいなと思いますので、その辺だけお願いをしておきます。

あとは、4番目、5番目、教育委員会の方に対してのあれですねんけども、先ほども教育長の答弁の中に、各自治会、老人クラブ、いろんなどころをお願いしていると、通園、通学、帰るときとか、そのときには、できるだけそのところへ出ていただきたいというお願いもしてくださっているということで、対策としてはそれで僕はいいんじゃないかなと。ただそれを、これはちょっとあれですねんけども、この前五條市も消防団と提携を結んだと。子供安全パトロールですね。そういうのを五條市は奈良テレビでやってましたけど、消防団の団員の皆さんと提携を結んだとか。ほかでもよく、そういう自治会、自治会と老人クラブと、そういうシール、今よく、学校の方のPTAの方はたすきとか、自転車に安全パトロールとかいうのをつけておられますよね。そういうもんを、せっかく手伝っていただけるのであれば、そういうシールでもしていただいて、自転車等、車等につけていただいて、していただいた方がいいんじゃないかなと思います。

ただ、お願いだけであって、なかなか実際前に進むのかわかりませんのでね。その辺であとは要望だけですけれども、痴漢対策も同じです。できるだけ、教育委員会が中心になり、学校と協力し、できるだけ防いでいただくように持って行っていただきたいと思います。

これで、私の質問は終わります。

議長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。

2番議員 議長のお許しをいただきまして、2番議員の松浦敏信が一般質問をさせていただきます。

5回目の質問でありますので、余りなれておりませんので、聞きづらい点もあると思いますので、よろしく願いいたします。

18年の最初の議会に入りまして、この時期は学生の皆さんは忙しく、卒業の準備や、心

構えに余念のない日を迎えています。また、一方では胸を膨らませ、入園、入学、進学に向かって受験勉強に頑張っておられることでしょう。皆さんの家庭の家族の周りにもおられると思います。

私ごとですが、これは余り言わない方がいいと教えられておりましたが、私の孫も1年生で、また、大阪市立大学大学院に息子が入学いたします。

そして、山々の外の木々には新しい芽吹きが始まり、人々に躍動の様子が喜びも見えております。我々の喜びを思っております。我々の人間社会にもこのような明るい日差しがあるだろうか、また、ありました。

まず、最初に紀子様にご懐妊の、おめでとうございます。あわせて、荒川静香さんの日本一、唯一の金メダル、心よりたたえ感謝いたします。日本の人々に勇気と希望を与えてくれました。これも本文の一つの中に入っております。ほかの選手もよく頑張ってくれましたが、外国人に比べて、日本人はハングリー精神が少し不足していたように見えました。スターになると、テレビや新聞で騒がれると、有頂天になる弱い面が強くなり、日本人にはあらわれた傾向が出たようであります。今、私たちの目に飛び込んで来るニュースは悪い方が圧倒的に多い。BSE問題、ライブドアから始まり、メールの信憑性の問題に至り、そして国会での党首会談、内容は45分間に、一般に国民が関心を深めておりました問題につきましては11分です。これも、いかに関心のできない、結果は釈明会見。お粗末も甚だしい。国民の税金のむだ遣いと言われても過言ではないと思う。国民を裏切るのもこの辺で、自分の言動について何の責任も感じない討論は、弁論大会ではないので、しゃべり上手でなくてもいい、真実が本当にほしいです。この代弁者が政治を担う人だと思えば残念でなりません。我が広陵の町の人たちは、大切な時間を金をむだにするような議会ではないと思っておられると思います。

そこで、私はこの町の不祥事についてお尋ねします。

町の方では不祥事再発防止にどのような対策を、先日、全体協議会においての出火の事情説明が不透明であったと思う。私が説明に理解していなかったのなら申しわけございません。私のお尋ねすることは、出火当時の、先ほど吉岡議員もおっしゃりましたが、出火当時の職員さんの行動であります。

管理の最低条件が厳守されていきましたか。管理責任者の執務は言うまでもなく、正確に役務を継承されるのが当然ですね。一つは、当日1月25日、倉庫のかぎが発見されたのはいつの日でしたか。私は、起こったことの責任を追及しているのではありません。今後、この

ような事態の発生を案じるからのことです。現在の管理体制のあり方の再確認を正確にしたい。

さきの1番の質問と重なりますが、ここでも言える管理体制とチェック機能、特にチェック機能に重点を置いて質問をします。

不祥事に直接にかかわっている人は3人ですね。当事者は13年10月から17年1月まで業務に当たり、17年2月から17年10月まで2人目の人です。3人目は17年10月から現在に至っております。私が申したいのは、17年2月の時点で、なぜかの疑問がなかったのか、この件にかかわっている人たちは、部課長、参事クラスの人たちで、どなたが業務のチェックをしていたのか、これでは管理の体制が確立されていても、機能は絶対働いていない。だから、このようなことが起きたのです。形式が置かれていても、ないに等しい。机上の空論にすぎない。今後はチェック体制を強化してください。公務員は、地方公務員法によって、身分や生活には最低限の保障をされている。このことをよいことにして、仕事に向かう姿勢が欠けるように見える。職員は、住民に対して奉仕者であることを忘れないで勤務に従事してほしいです。

私が言いたいのは、再度起きた不祥事について責任を求めていることではない。人の愛情があるんなら、事が起きる前に厳しい指導があり、チェックするのが人の道であると思います。物事をあいまいにするのは一番悪いことでひきょうな人間になる。

この2点について説明をお願いをいたします。1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松浦議員から、我が家のことからオリンピック、また皇室までお述べをいただいたところありがとうございました。問われているのは、町の不祥事の再発防止のことです。大変厳しいお言葉をたくさんいただいたところありがとうございます。

まず1番の、管理面における物品保管場所の固定と責任の所在。このことをお答えを申し上げます。

ご質問いただいております、鍵の保管場所並びに責任の所在につきましては、各施設の出入口、室、倉庫、車庫、機械類等の維持管理及び、公用車にあつては、総務課で一括管理、保管しております。また、各部署におけるキャビネット、書架等の備品についても管理監視体制を整えたいと考えております。

2番の、日常業務に対する責任と自覚の追及でございますが、議員からは厳しいお言葉がございましたが、課長クラスもきょうは控室でしっかりと聞いてくれております。職員は地

方公務員法に基づき、身分は保障されています反面、自覚認識の上に立って、公僕として信頼を失うことなく、職務に専念する義務を負っております。

今回の職員の不祥事を、二度と起こさせることのないよう、綱紀肅正を喚起いたすとともに、公金管理システムの構築を図り、今後こうした事故を起こさせない職場環境づくりに努めてまいります。

以上のとおりでございます。

議 長 2番議員！

2番議員 通告書には申し上げておりませんでした。倉庫の構築に対しまして、保険金で充當をいたしますという、全体協議会で聞いておりますが、保険金の内容について、どこの保険会社であり、また、補償額とかそういう点についてもわかりましたら教えていただければと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 建物共済保険として加入しております、全国市町村共済組合保険というふうに認識しております。全国町村会の建物保険というふうに認識しております。

額につきましては、改修費用ということで、全額が負担されるものというふうに思っておりますけれども、現状復旧の改修費における補償を行ってくれると。現状復旧を主体とする保険金額がおりるというふうに思っております。新たに増設する分につきましては、その対象にはないというふうに考えられますので、ご認識いただきたいというふうに思います。

議 長 2番議員！

2番議員 認識不足があったかもわかりませんが、大体建物に対する補償金って、どの保険会社でも限度はあると思うんです。だから、2,000万円の物件の値打ちがないのに、3,000万円も4,000万円も保険金は掛けれるわけじゃないですね。その点をもう一度書類上で、今、専決問題で3,000万円という数字は挙がっておりますが、その点がわかりましたら、保険会社の目、いろんなもんを理解しておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

2番目の問題につきまして、この原因はなぜ起きたか、先ほど町長からもお話を聞きましたが、なぜ私がこういうことをお尋ねすると言いますのも、部課長会議でこういう不祥事が起きた場合には、部課長会議があったその夜に、私の方へ不祥事のあったことが耳に入っております。そういうのは、個人情報保護法で言われた、少しの問題で職員さんに聞きますと、それは個人情報保護法で話せませんという形があるのかかわらず、こういう大きな問題が

町外に広がるというのもどうかと思います。その点について、またお考えがあったら教えていただきたいと思います。（「もうちょっと具体的に」の声あり）

具体的にといいますのは、個人情報保護の中で、一つ職務上で職員に聞きますと、それは困りますと、具体的に、内容的にはちょっとご勘弁願いたいんですけれども。今、私ちょっと感じましたのは、2月のいつごろに不祥事が発生いたしましたということは、助役の方からも電話いただきました。ところが、その前に町民の人たちがみんな知っておりますということが耳に入ってきております。そういうのが、やはりこれからも謹んで、部課長会議ってそんなものなのかと思うんですけどね、話が外へ広がるのが。ちょっとわかりにくいですね。がせねたやいうことじゃないんですけどね、そういうのをまた聞かれたら、こっちも困りますけども、何と言うんか、町の中で起きた機密問題を町民が先に知っているという状態があるんですよ。議員よりも。だから、だれがみんなを信頼して仕事に携わっていただいていると思いますけどね。

議 長 助役！

助 役 この不祥事の、いわゆるチェック体制を十分に行っていたのかという点についてでございます。

もちろん、通常の業務の中で、それぞれ管理職が公金の管理についてチェックを行っているわけですが、今回のケースはそのチェックを免れるためにだましのテクニックでそれをやっていたということで、結果としてはわからなかったということは、チェックの仕方が不適切であったという結果に終わってしまうと思います。もちろん、そのことを念頭において、今後システムの再構築を進めてまいりたいと思います。

それから先ほど申されました、部課長会での会議の内容について、十分守秘義務、個人情報については口外をしてはならないということは職員みずから知っているわけですが、広陵町個人情報保護条例の規定の趣旨からして、漏らしてはならないこともあるかと思えます。ただ、今回の事件につきましては、いろいろな風評が飛び交っていたということも承知をいたしております。議員の皆さん方にご報告をさせていただく機会が結果としておくれて、町民の方が先にご存じだったということも、何人かの議員さんからもお聞きをいたしておりますので、この点につきましては、職員の指導を徹底してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 2番議員！

2番議員 もう一度だけ聞かせていただきたいんですけども、もう私の耳に入ってきておりま

すのは、被害届けですね、金額が幾らということも、83万円とかという話よりも、もっともっとあるんじゃないかというのが町民の、私のとこに聞かれていることなんです。これもわかれば、やはり議員の方に金額がどれだけの損害があったかと、それもよろしく願います。

議 長 助役！

助 役 その件については、ほかにもあるだろうという推測でおっしゃっていると思いますし、我々もまだほかにあるのではないかというふうに思っておりますが、現在調査中ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:55 休憩)

(P.M. 1:35 再開)

議 長 それでは休憩を解き、再開いたします。

次に、山村君の発言を許します。

3 番議員 3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、ご質問させていただきます。

梅の花も咲きほころび、吹く風に春を感じる季節となりました。ことしに入り、広陵町に突風が吹き荒れました。大悪起れば大善きたるという言葉があります。たび重なる不祥事が起きたことを教訓として、平岡町長を初め、職員の皆さんお一人お一人が心一つにして、いま一度町民の皆様の公僕としての原点に立ち返り、信頼回復への新しい息吹の風を吹かせていただきたい。私も議員をさせていただき、丸2年がたとうとする、大事な折り返し地点です。どこまでも大衆とともにの立党精神を忘れず、これからも精進してまいりますので、よろしく願います。

1番目の幼保一元化についてご質問します。

視察に行かせていただいた白浜町では、昭和50年代後半からの児童数の減少と、共働き家庭の増大という背景のもと、平成4年に幼保一元化推進委員会を設置し、平成7年には幼保についての行政窓口を一本化して、幼児対策室を設置され、平成9年には白浜第一幼稚園と、白浜保育園で一元化を始められました。幼保の法的な位置づけが違うため、クラス編制や職員配置は幼保別々になるなど効率化が課題でしたが、平成16年4月に国の特区認定を受けたことで、クラス単位で保育ができるようになりました。同じ地域に暮らす子供たちが

親の事情にかかわらず、一緒に遊んだり、生活できる、ゼロ歳から5歳まで系統立った一貫した保育が受けられるなどの効果を上げられておりました。幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園を整備するための、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案がまとまり、近く閣議決定され、今国会に提出されることになりました。認定こども園は、10月からスタートする予定であります。

広陵町の平成18年度主要事業の中に、幼保一元化実施計画の策定が掲げられております。幼保一元化についての考え、取り組みをお聞かせください。

2番目の、犯罪から子供を守るための対策についてですが、一昨年、奈良市、昨年、広島、栃木と2年連続で下校時に幼児殺害事件が起こったことを重く受けとめ、広正クラブでは昨年12月16日に校区別に通学路点検を実施し、教育長に意見書を提出いたしました。また、奈良県下の公明党女性議員が各地域の安全対策を調査し、公明党奈良県本部女性局として、スクールガードリーダー、地域学校安全指導員の大幅増員と、全小学校への配置、また、子供自身の防犯意識を強化するため、すべての児童生徒が防犯教室を受講できるようにすることなど、8項目からなる子供の安全対策の強化を求める要望書を、2月13日、奈良県矢和多教育長に提出いたしました。

広陵町でも、登下校児の安全確保のため、さまざまな取り組みをしてくださっておりますが、さらなる安全対策のための通学路の安全マップの作成状況はいかがでしょうか。また、青色回転灯を装備した自動車での自主防犯パトロールの実施をすることで、より一層の防犯効果が期待できると考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、防災・災害復興の分野において、男女共同参画の推進についてですが、第2次男女共同参画基本計画の中で、新たな分野への取り組みとして、男女のニーズの違いを考慮した、防災対策が盛り込まれております。過去の震災時、被災者女性の数に比べて、行政、ボランティア共に支援する側に、女性の担当者が少なく日中、避難所にいるのはほとんどが高齢者と女性と子供です。家事、育児、介護など、さまざまな要望に答えられる女性相談窓口の設置や、女性の視点に立った総合的な支援体制づくりが大切ではないでしょうか。広陵町の対応はいかがでしょうか。

4番目に、公園にドッグランの広場をについてですが、広陵町には26の都市計画公園があります。特に真美ヶ丘ニュータウンに多く公園が設置されておりますが、犬の散歩はご遠慮くださいの看板が掲げられています。公園によっては余り利用されていないところもあります。広陵町の犬の登録数は1,729匹です。愛犬家がふえている中、リード、ひもなし

で自由に走らせ、遊ばせることができるドッグランを設置してはどうでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山村議員のご質問にお答えをいたします。

このたびの不祥事について言及をいただきましたが、思いを新たにして、わざわい転ずる行政を、取り組みをいたしてまいりたいと思います。

このたびは4項目についてのご質問でございまして、まず初めの幼保一元化についてでございます。

現在、国においても検討されており、幼稚園と保育所の機能を一元的に提供する総合施設、仮称認定こども園を本年10月から本格的にスタートされることになっております。

本町においても、これまで一元化に対する研究経過がありますが、こうした国の動向を見据えながら、小学校就学前のすべての子供に対する幼児教育、保育のあり方を再検討してまいりたいと考えております。そのためには、担当部局との連携を深めながら、特区制度を活用して一元化を実施されている先進地等に積極的に学びながら、さらに研究を進めてまいります。

2番目は、教育長がお答えします。

3番でございますが、防災・災害復興の分野において男女共同参画の推進をということでございます。

第2次男女共同参画基本計画が、平成17年12月に改正されたところであります。今回の改正の中で、新たに取り組むべき分野としてご質問いただいております。防災分野における女性の参画の拡大及び、防災現場における男女共同参画等でございます。

本町の今後の方針といたしまして、防災分野におきましては、町の地域防災計画の改正の際には、女性の意見を十分に取り入れた中での改正を進めてまいりたいと考えております。

また、防災の現場における活動につきましては、本町には女性消防団の定数を充足しており、28名の消防団員として専門的な知識及び技術を習得し、年間を通じて防火啓発や訓練に励んでおります。災害が発生した場合には、地域の女性リーダーとして活躍する体制が整っております。

今後は、地域の婦人会やボランティアを中心としたリーダーの育成に努めたいと考えております。

次に4番目の、公園にドッグランの広場をというご提案でございます。

公園は子供から老人まで幅広く利用され、園内には遊具や広場、また、植栽等を配し、みんなが憩い、触れ合い、くつろぐことのできる空間でございます。したがって、現在公園での犬の散歩は、犬嫌いの方への配慮、衛生面、子供への危害が考えられること、犬同士のけんか等を考えて、ご遠慮願っているところであります。

ご指摘のドッグランについては、最近、各地で設置されつつあり、民間の有料施設もあるようでございます。設置基準や規模、利用内容等を今後研究していきたいと考えます。

以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 山村議員の、犯罪から子供を守るための対策についてにお答えいたしたいと思えます。

通学路の安全、通学路マップにつきましては、吉岡議員の答弁と同じでございます。

青色防犯パトカー並びに青色防犯公用車につきましては、午前中、町長が吉岡議員の防犯対策の中で示されたとおり、既に実施する方向で高田警察署と細部にわたって協議もし、協議も終えております。現在、申請許可がおりれば、すぐに実施できる状態になっております。

以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 まず、幼保一元化についてでございますが、今のご回答の中で、担当部局との連携を深めながら研究を進めていくとの回答をいただきましたが、私はそのためにも、まず、行政窓口の一本化をぜひしていただきたいと思えます。これは、前議会でも提案いたしましたが、少子化の進行や、共働き家庭の増加、教育、保育ニーズの多様化、育児不安の増大といった課題に対し、現行のままでは対応し切れないのではないのでしょうか。

未来の宝物である子供たちを広陵町で大切に育てていただくためにも、ぜひよろしく願いいたします。国でも少子化対策大臣が誕生しております。ぜひ、広陵町でも少子化対策のためにも、子供専用の行政窓口をよろしくお願い申し上げます。

また、広陵町では、園児の人数に地域格差がございます。南保育園の園児数は29人、東幼稚園は30人、西幼稚園は44人、片や真美ヶ丘第2幼稚園は220人という状況です。近隣の町では、園児の減少に伴い保育園を統合し、スクールバスを走らそうとの検討をされているところもありますが、その辺、広陵町はいかがでしょうか。

議 長 助役！

助 役 幼保一元化についての窓口を、一本化まずやってほしいというご要望でございます。

町といたしましても、以前に幼児対策室というのを設置いたしまして、そのときも幼保一元化について研究を進めていたところでございますが、なかなか機が熟さないというところから、実現をしなかって、最終的には解散をしてしまったわけでございます。

問題点は、やはり保育行政が町長部局であり、幼稚園行政が教育委員会の部局であるということで、権限が2局に分かれているという点も、なかなか整合性を取りにくかったというのが問題であったと思います。今後、そのあたり十分調整をしながら、窓口一本化に向けて協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 助役から本当に前向きなお答えをいただき、本当に早い実現を期待しております。

この新聞に載っていたんですけども、保育システム研究書の吉田正幸代表が、その総合施設ですね、総合施設は保育所機能、幼稚園機能、子育て支援機能という多様な機能をあわせ持っている。しかし、さまざまな機能を担う肝心の保育所について、必要な十分な配置ができるかといえば財政面、その他の事情からどうも難しいのではないかと考えられる。それだけに、総合施設がすべての機能を背負い込むのではなく、基本的な機能を充実させながら、地域のさまざまな社会資源との連携を深め、そのネットワークを生かすことで、結果として多様な機能を発揮することが期待される。また、親の就労の有無、形態で区別することなくという考えに立って、すべての子供に対して、質の高い教育、保育が提供できるよう、その内容、方法を工夫し、保育者の資質を高め、親の育ちを支援するという、まさに子供のための総合的な取り組みが求められている。そして、それを常に検証しながら改善していけるような評価の仕組みや、充実した情報提供も必要となる。

総合施設が今後地域社会に不可欠な存在となるためには、単に総合施設自体のレベルアップにとどまらず、子供や子育てに優しいまちづくり、あるいは地域の生活文化の再構築という視点から、地域社会の活性化につながるような役割を果たすことが何よりも重要になる。もし、総合施設がそういう存在になれば、既存の保育所、幼稚園もいずれ総合施設化していくことになり、それが結果として、子供のための一元化ということになるのではないだろうか。これから、今後研究を進めていただき、幼保一元化に向けて進めていただく中で、本当に子供のための一元化という、そういう視点に立っての施策を進めていただきたいことを、切に希望いたします。

また今、サン・ワーク広陵の有効利用が考えられておりますが、これも一つの有効利用ではないだろうかという思いになります。そこが、本当に子育ての発信基地になればいいのに

なという、私個人的な意見も申し添えておきます。これは、ご回答は結構でございます。

2番目の犯罪に対することですが、これは吉岡議員のときに、丁寧にお答えをいただきましたので、その中で一つだけなんですけども、地域安全マップということで、今、教職員とPTAが再検討してくださるというお答えをいただいたんですが、子供の視点というのも大事じゃないかなと思うんです。子供とともにそういう地域の方、またPTA、教職員の方々が歩いていただいて、危険場所とか、ここは注意しなければいけないというチェックを、ともにしていくということも大事ではないだろうかと思います。子供自身の防犯能力を高める教育効果があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長 教育長！

教 育 長 先ほどお答えいたしましたように、昨年度議員の方々も一緒に回らせていただきまして、地図を頼りに行ったわけなんですけども、残念なことに新しく開発された地域もあったので、やっぱり通学路がまだ十分でなかったということは、皆、全員一致したところです。そういうところから、もう一度各学校にその地図を戻して、そしてPTAと職員が一緒になって点検をしていただく。そのことの中から、そのところから次に子供たちにおろしながらやっていかないと、すべて一つにしてしまおうとなってきたときには、やっぱり地域の事情もあると思いますので、それはやっぱり段階を追いながら、おいおい進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

3点目に、防災の男女共同参画の視点をということでございますが、女性消防団員が28名広陵町にはいらっしゃるということで、名簿も見させていただきましたが、北校区の団員さんが2名しかおられないですけれども、もし災害というか、非常時になったときに、その校区別の人数の配分というのは問題にはならないのでしょうか。体制的には大丈夫でしょうか、そこを1点お尋ねしたいのと。

2月25日に、奈良ボランティア研究集会に参加させていただきました。その中で阪神大震災の体験を通じた、松浦悟朗さんという方の講演をお聞きしたときに、本当に、その方教会にお勤めなんですけれども、その教会の敷地を若いお母さんがお借りしたいと言ってこられて、生まれたての赤ちゃんの、避難所にいらっしゃる生まれたての赤ちゃんのおしりを洗うお風呂をつくってあげたいという、そういう申し出があったって。ボランティアというの

は行政の手の届かないすき間に入って、手を差し伸べてくださっているというのがこのボランティアなんですけれども、本当に阪神大震災でも、唯一の足が自転車で、その自転車がパンクしたり傷んでくるのを、自転車の修理だけをするボランティアがあらわれたりとか、またその中で、いろんな全国からボランティアが来てくださるのを、まとめて連携を取りながら、ネットワークをつくってくださるボランティアを立ち上げた方もおられたということをお聞きしました。やっぱり、広陵町でもこういうボランティアのネットワークづくりというのが、いつもいつも申し上げますが、必要であると、また強く感じましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 総務部長！

総務部長 女性参画の新たな機会に防災の現場の男女共同参画社会についてご質問いただき、女性消防団28名の活動についても関連質問をいただいております。

女性消防団員の場合は、消火活動に町内全域に出動いたすことなく、主に啓発活動等を行っております。校区的なバランスに少し差があるようでございますけれども、地域防災計画に従った地域防災訓練に際しまして、その現場で指導に当たっていただいております。こうした地域における訓練のときの、地域の女性、あるいはまた高齢者が参画していただくことによりまして、女性消防団員がリーダーとなって、消火器に対する消火訓練。また、けが人の応急手当など、そういったときに訓練によって地域の皆さん方がご経験を積んでいただくと。そして、地域でリーダー的な人となり、輪を広げていこうという思いでおるわけでございます。

また、ボランティア等につきましては、社会福祉協議会で人材登録センターというふうなものも立ち上げております。こうした中で、広陵町でそうした協力をいただけるという申し出に対して、登録をさせていただいております。また、NPO団体、あるいはその他福祉団体とのネットワーク化についても、今後、社会福祉協議会を中心にその活動を推進してまいりたいと、かように思っております。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 3番議員！

3番議員 では、4番目のドッグランについてお聞きします。

これはお聞きしますというよりも、私が本当に真美ヶ丘の方を歩いているときに、犬を散歩していらっしゃるおじさんに出会しましてね、その犬が歩けなくなっているんです。それ何でかなと思ってお聞きしましたときに、公園で遊んでいたときに、子供たちのボール遊び

のときに当てられて、それがトラウマのようになって歩けなくなったというのを聞いたときにね、本当にかわいそうだなと思ったんです。やっぱり、人間も子供たちもちろん公園で伸び伸びと遊ばせてあげたいんですけども、やっぱり犬にも伸び伸びと、そうやって思いっきり遊ばせてあげられる公園というのを、広陵町はたくさん公園がありますので、そういう中の一つでも、そういう犬に解放してあげたら本当に喜ばれるんじゃないかなというのをね、本当に思いましたので、またご検討をよろしくお願いします。

既にいろんな情報は知ってくださっていると思うんですけども、長崎市に昨年3月6日にオープンしたドッグランは面積が2,200平方メートル、フェンスに囲まれたフリーゾーンと、小型犬ゾーンと大型犬とか、そういうフリーゾーンと小型犬、二つに分かれていて、トンネルとかハードルなどの遊具も備わっていて、利用するには事前登録が必要で、犬の登録済みで、過去1年間以内に狂犬病予防接種をしていること。2点目に、飼い主が18歳以上、3点目に、飼い犬が生後6カ月以上の三つのクリアしていることが条件で利用していると。朝9時から夕方5時まで、今は試行期間となっているので、無料で利用できるということですけども、本当に伸び伸びと愛犬家たちが利用されているときに、伸び伸びと遊ぶ愛犬を見ながらドッグランの完成を心待ちにしていた、思い切り遊ばせたいなどの喜びの声を寄せていたということで。また、こういうドッグランをつくっておられるところは、犬のマナー教室というしつけを、そういう犬を飼われている方たちが集まって、中心者の方がきっちり犬のしつけ教室をしているという例もございます。

今、本当に犬のふんというか、その被害が住民の方々から多く寄せられて、本当に町当局の方々も苦慮してくださっているところではございますが、やっぱり、こういうものも一つ考えていただいて、しっかり犬の飼い主のマナーアップを図ることはもちろんですが、こういうきっちりしつけというか、そういう犬を飼っておられる方たちに対して、お互いに、行政が指導するんじゃなくて、愛犬家同士のマナーアップを図ることも大事ではないかなということを感じております。

これは返事のしようがないと思いますので、以上で私の質問を終わります。

議長 以上で、山村君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

14番議員 美声の後でやりにくいなという感じです。そして、またこれ、私、教育長に質問するの初めてですので、緊張しておりますので、よろしくお願いします。

それでは議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

何か前段のことで恐縮ですが、しばらくお聞き願いたいと思います。

今の日本の国民の風評は、かなり大きい割合を占める、ややこしい言い方で失礼ですが、その占める一部、特に若い世代と年配の世代との、多面的に価値観の隔たりが大きいように私は感じております。

いわゆる実像と虚像、いわゆる実像、実際のあれ、虚像、鏡に映っている。鏡というのはうちの鏡もそうですがね、男前と美人に見えるようにできてますので、そやから実像と虚像というのと。そして実業、仕事ね、汗かいてする実業と、虚業が入り乱れて、その上悪い現象であると思いますが、額に汗して働く実業より、パソコンの画面を見てできる株式の売買等による会社の乗っ取りは虚業のビジネスであります。その方がもてはやされて、あたかもそれの方がいかにも大きくもうけ、勝ち組。そして格好よくヒルズ族とマスコミにも持ち上げられて、ほんの一握りの一過性の成功者が象徴であったホリエモンと呼ばれる、ライブドアの前社長の堀江容疑者であります。多数の人は、私もそうですが、当初のころは既成のビジネス界に、まさに果敢に挑戦する時代の風雲児であると驚嘆をしていました。しかし、株式売買ビジネスのモラルを放棄して、違法すれすれのグレーゾーンでの取引をして、法に示されてなければ金もうけは、その会社乗っ取りの回収のためには手段を選ばずしてやるというモラルに反する行為が、最後は株式公開企業で絶対にしてはいけない犯罪行為であります、粉飾決算という反社会的行為をしてしまいました。そして社会を混乱させてしまいました。私は、この結果が逆に、特に若い人たちに実態のない虚業の会社、特別ばくち性の濃いビジネスの恐ろしさ、むなしさを浮き彫りにされたことで、社会全体に与えて、特別若者に対しても大きな警鐘となったと思います。

残念なことに、先ほど幼稚園の問題、いわゆる園児の登下校とか出てましたが、このごろは幼稚園児、小・中学校生の保護者の一部には校則等に、規則に明記されていないから行ってもいいんじゃないかというような形として、社会的な現象、モラルの欠如があるように感じます。一つの例といたしまして、商売柄ちょっとあれですがね、大体ヘアダイ、毛染めね。これも普通、幼稚園、小学校というのは、ほとんどそんなこと絶対しないだろうというのが前提であるわけですので、まさか校則とか、入学時や入園時にそんなことは言うておられません。ところがヘアダイをした子供さんが多々あるわけですね。そのときに先生なりが注意されたら、いや、何にも書いてあれへん、入園のときにも聞いてないし、私余った薬でしての何が悪いのというようなお話があったと聞いております。そういうことでございますので、大変秩序が著しくなくなっているように思います。一々規則で明記しなくても、最低

限の社会的常識、モラル、そしてその向上が大切であることは言うまでもないことであります。保護者の皆様方に失礼ですが、再教育が必要と思われれます。そして、特に実業と虚業、額に汗する実業の大切さを、中学生の職場体験学習の結果を踏まえて質問に入りたいと思います。

どうでしたか、中学校職場体験学習。いわゆる英語でよう読みませんので、未来に向かっての自分探しという副題がついております。その目当て、事業所、職場の選択と、そのことの生徒の自主性の尊重の割合はどうでしたか。受け入れて協力していただいた事業所の内訳。断られた事業所がありましたら、その理由を聞きたいと思います。実施後の生徒の感想、そして意見を含めて調査された結果についてお聞きしたいと思います。

これは、広報に3月号でかなり感想とかは載せていただいておりますが、いわゆるええことだけざっと載ってるように感じますので、その本音の部分は特に何も広報に載せてもらわなくてもいいけど、また学校で担当の先生なりに詳しく聞いていただきたいなど、また、そういうこともお願いしたいと思います。そして、協力をしていただいた、いわゆる事業所への後の対応をお聞きします。また、今後の計画についてもお聞きしたいと思います。

それとね、教育とは全く別で、次の広陵町を担う中学生の若い視点で、本町の現在の産業の状況がどう映ったか。そして、事業所、地域、職場、その上、接客業においては、いつもは自分らはお客さんという立場でやっていたわけですが、店員としての、逆の立場で、当のお客様との人間関係はどう感じられたかなということでございます。

実業の大変さ大切さを見て、触れて、感じてくれたと思います。体験の感想、意見を聞くことが将来の本町のまちづくりの大事な指針になると思いますが、どうでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 青木議員の広陵中学校が実施いたしました、職場体験学習のことについてお答えいたしたいと思います。

本年2月8日、9日に実施いたしました、広陵中学校の職場体験学習をできたのも、関係各位の皆様方のご理解とご協力のたまものであると感謝いたしております。

特に、質問の青木議員には3名の生徒がお世話になりました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回の職場体験学習は、広陵町の未来を担う子供たちに、働くことの喜びや厳しさ、そして社会のルールやマナーを体験しながら、自分の将来や生き方を考えさせ、郷土を愛する心

を育む目的で実施いたしました。それらが、地域に信頼される学校づくりにつながることを私は願っています。今回の実施に当たり、受け入れていただいた事業所は53カ所、226名、当該生徒は184名でした。おおむね生徒の希望をかなえられたのではないかと考えております。生徒の事後指導については、各自の感想文と学校からのお礼状を添えて、お礼にかえさせていただきました。また、感想文も含め総括したレポートを作成し、3月中に配布する予定です。お世話になった生徒が伺いますので、励ましのお言葉をおかけしていただければありがたいと考えております。

事業所、保護者にアンケート調査も行いました。事業所からは来年度も受け入れの快諾をいただいています。

また、町行政からは、広報広陵3月号に、表紙を含め5ページを割いて掲載していただきました。一部、写真や当該生徒の感想文の掲載されております。ご一読願えたらと思っております。

以上でございます。

議 長 14番議員！

14番議員 まず、答弁ありがとうございました。

まず最初、教育長にちょっと、後で、全体のことで町長、ちょっと町長にも質問しますので。ちょっと心がけてください。どうも失礼しました。

この企画というのか、一つ一番大事ななという、本当に今までは中に入って、いろんな意味での勉強というのは、これは机上、机の上の話ですわね。また、先生なりの体験談というあつたと思います。以前、うちの息子の同級生が、當麻の中学校か何かで先生をしておりますので、その関係で、いわゆる講師で呼ばれて、各、いわゆる専門家、職業の専門家が学校で、教室でいろいろお話をさせていただいたというのを、うちの息子行っこりまして、その経験もちょっと聞いてましたし。今度は今言うように職場の方へ生徒が出向いて行くと、そして職場体験を通して未来の自分を見詰めようという、まさに、本当に私すばらしい企画だなと、こう思っているわけでございます。

そこで、私ごとで恐縮ですが、先ほど教育長もおっしゃっていただいたので申しますが、うちの店も3名来ていただきまして、最初は、これちょっと事業所の人に全部かどうか知りません。事業所にとっても、やはり受ける、いわゆる決意というのが要るわけですね。やはり、余り来ていただいても、自分の業務に差し支えたら、これかなんけどね。その意味でうちの商売は、あんまり来てもうても、そう大してならへんなどと思ってましてね、一時はお

断りしましてんけどね、ぜひ生徒の方で、そのような業種に行きたいんだという人がおられるということで、受けさせていただいたという経緯があるわけ。ということは、事業所にとっても、大変刺激になっていると。ということは、若い中学生が自分の事業所へ来て、自分の商売、業務を見ていただく。不細工なことできない。やっぱり、余りにも暗いというのめいかんということで、やはり、経営者においても、また従業員さんにおいても、担当の社員においても、かなり気合いが入られたように私は伺っております。その意味では、お互いに刺激になったんかなというので、私はこの企画は非常によかったなと思います。

それと、今、先ほど協力していただいた事業所に対する後のフォロー、また、いろんなアンケートの問題出てましたわね。それはそんでええと思いますよ。そういう意味で、若い、中学生が本当にいろんな今の時代、今の中学生問題も起こっておりますし、広陵中学においても、卒後生ですがガラスを割ってしまったとかいう、いろんな不良行為というのかね、そんなお方もおったと思いますが、しかし、そのような形で職場体験をしていただいた子供たちを見たら、ある意味で中学生らしいというような感じと、また行儀の方も、私の方に来たのは野球部と聞いておりましたし。行儀の方もなかなか、礼儀も正しいなという印象も受けまして、その意味でやはり集団での、いわゆる器の中でいてのと、いわゆる温室から出て、学校から出て、社会という大きな一つの流れの中で組み込まれていく、最後はそうなります。社会人になり、大学を出て就職をすれば社会人になるわけですわな。そこの世界に組み込んで行くわけですわな、組まれていくわけですわな。その意味で、フリーターとかニート族とかいろいろおっしゃってるところもありますがね、やはり最終的にそういう一つの企業なりに、また職場なりに就職していただくというの、一つの目的になっていると思います。

そういう意味で、今後、先ほど広報にもかなり3月号に、皆さんも読んでおられると思いますが、いわゆるその子供たちの写真と、そしてまた感想文、ずっと皆書いてますね。優等生的に皆書いておられます。そこで、先生、教育長にお願いしたいのは、表向きのこれはこれでよろしいです。そこで、いわゆる教室で体験された人たちを集めて、お互いにフリーターキングで、いわゆる町のこと、仕事のこと、将来のこと、いろんなことをそのような形でお話し合いを、討論というのか雑談というのか、そのようなことはされたんか、担当の先生にされたんか、それは知りませんが、全体にどういように皆集まってどやったこやったのいう形で、そういうような場をつくられたんか、つくられてなかったんか。今後、私はそういう方で、子供さんの世界でいろいろ語ってもらいたいと、こう思うわけでございます。

なぜかという、それをする事によって、やはり生まれ育った町に対する愛着、そして

自分が住んでいる、また自分がいろんな意味で、いろんな商売、仕事に触れなかったけれど、今触れたと。また、お父さんに近い職場へ行かされた人もここに書いてますね。家の仕事がこの仕事やから、私はそっちへ行きましたとか書いてます。うちも来てくれた一人は、美容院の人やっと思ったけど、子供さんあったと。そういう子たちが来ていただいたわけですから、その意味で家の仕事を、またそれをある意味でも理解もしていただいている。お父さん、お母さんこんなしんどいことしてやんねんな、お金もうけて、学校へ私らは行ってるけど、こない大変な、頭ペコペコ下げて、商売してんな、金もうからへんねんなということも、家ではわかりませんが、実感していただいたかなと、こう思うわけで。

そういう意味で、そのような機会をつくっていただいて、また、そのような話し合いをして、本音でいろんなことをして、それで次のステップで、また考えていただきたいなど、こう思うわけでございます。今後の計画として、どのようにまたやって、これを反省点も踏まえて、いわゆる精査した中でまたやって行かれるのであれば、今後はどのような形でやれるのかという形で考えておられるのかということ、まず2回目にお聞きしたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 一番目の、事後指導のことについてなんですけども、私は今実際に中学校へ行って、どういうホームルームをやったり、体育館でやったりというようなことは聞いておりませんが、実のところ、この当該学年には私と一緒に職場体験学習をした先生が2人います。そういうことですので、恐らくそういうホームルームとか、それとかまた総合的な学習の時間を利用して、子供たちのお互いに反省をしながら、自分の体験をお互いに話ししているんじゃないかなと、このように思っております。

それから、もう一つは、子供たちにはまだ見せてませんが、こういうような形で一人ずつ主な体験内容、学んだこと、伝えたいこと、それから感想、こういうようなものも書かせております。それからもう一つは、保護者あての、体験学習についての保護者の方のご意見といいますか、そういうものも書かせてもらっております。そういうものを一応全部集約いたしまして、本にしながら、子供たちにもこのこと、全体を見ていただきたいために、そういうものを出していきたいと、このように思っております。

それから、もう一つは、先ほど議員がおっしゃっていただいていたように、いろんな方、私たちは子供を出す立場でお話をさせていただいてたわけなんですけども、私はこの体験学習を始める前に、学校の方に受け入れていただく立場というのはこんなだよということを話し

させていただきました。その内容は大きくまとめて二つなんですけども、他人の子供さんを預かるんですから、大変げがとか、それから事業内容とかがわかるので、大変受け入れにくい場面もあるんだと。しかし、次の世代を担う子供たちをやっぱり町の中で育てていくためには、そういうことをすべて乗り越えてやっていただいていると。そういうこともしっかりと踏まえて、考えて生徒を送り出してほしいと、こういうことと。もう一つは、先生方の勉強にもなるだろうと思ひまして、やっぱり先生方が職場に行かれる前に、教師である前によき社会人であればと、こういう話もしておきました。そういう中で、このことが実施できたんじゃないかなと。これはやっぱり学校も地域に対してそういう協力と言っていいんですか、そういうことをしていかななくてはならないと思うし、また、受け入れ体制の中の受け入れていただく事業所の方も大きな気持ちで受け入れていただいたんじゃないかなと。それが、双方がうまく話が合致して、していただいたんじゃないかなと、このように思っております。

それから、今後のことについてなんですけども、これは今のまま2回ないし3回はしていきたいんですけども、あとは、私としてはもう一つは、自分でその職場を、期間とかは学校の方で決めていきますけども、自分たちで探して、それに行く。そのためにはしっかりと自分が行く意思を持って、そしてそれに対するお願いの仕方も考えて、そういうことをしていかななくてはならないんじゃないかなと、このように思っております。

そういうことと、もう一つは、やっぱり職場というものをもう少し開拓しても、自分たちで開拓させてもいいんじゃないかなと思っております。といいますのは、私もことし何回か寄せていただいた中で、例えば高田の中学生を受け入れてますよとか、香芝の学校を受け入れてますよと、そういう方もありましたし、全く初めての方もありました。そういう中で、やっぱり広陵町だけというんじゃないなくて、少し広げてもいいんじゃないかなと。それは自分たちでやっぱりそのことを見つけさす、そういう努力もさせていくと同時に、それは積み重ねの中に出ていくんじゃないかなと、このような考え方をしております。できるだけ、このことについては、発展しながら続けていきたいと、このように思っております。

以上です。

断られた職場というのは、今回最初ですから、うちの方で期間とか時間とか、それを決めてしまひまして、そして、このことについてお願いしますので、ご協力の方はありませんかと、こういうことの何しましたんで、断られたというような考え方はしておりません。また、時期とか方法とかが合えば、また受け入れていただいておりますので、学校も教育委員会の方も、断られたという意識は全く持っておりません。

以上です。

議 長 14番議員！

14番議員 断られたと、私の言い方がまずかった。いわゆる、なぜそれを聞いたかと言うたらね、やはり今おっしゃるように、日にちにしろ、何にしろ、当然学校教育の一環やから、バラバラで自分らの好きなときに行けて、それはあかんのわかります。それは受け手としても、また一番忙しいときのところもあるやろし、また、暇な仕事のところもあるでしょうし、いわゆる業務に差し支えのあるようなところではいかんというのは、これはあると思います。現実に2月というのがどういう設定であったか、それは知りませんが、今後のことは課題として、できるだけ一つの事業所、一つ一つ多く協力をしていただけるといいんじゃないかなと思うわけですね。

それと、内容については、これは答弁は結構ですが、いわゆる一人、また二人、三人、また大勢でとかいう、いろんなばらつきがあったと、もちろん職場によって大勢来ていただける、受け入れるところもあるやろうし、一人しか受けられない職種もありましようが、できるだけ団体というより、本当は一人が、いろんな職場へお願いするというのが一番いいわけです。というのは、やはり何人かになれば、群れるという形で群れるからね。どうしても自分らの世界を、その日その日でもつくってしまう可能性があるということを思いますので、できたら単独、一人で行っていただけるような方が一番いいんじゃないかなというのが、これは私の一つの考え方の一つです。

そこで、いわゆる断られたという言葉は大変、ちょっと語弊があったかわかりませんが、いわゆる受け入れる事業所にとって、本当に、いわゆるある意味で隆盛をある程度極めていっているというのも一つですし、逆に大変厳しい状態のところもあると思います。そのことも含めまして、今後それをどっかでチェックできたらなというような、何もそういうことを、経済的な意味じゃなしに。そこで、これは私の提案ですんけど、いわゆる学校で後の反省会なり、いろんなことをもちろん先生を中心とか、またいろんな立場の人を中心というより、まず子供さん方でざっくばらんに、また、子供だけでリーダーもおおると思いますので、そのことでいろいろ話し合いの場をつくっていただいた方が、やはり先生なりに入ってくださいというのも普通ですが、そうじゃなしに、子供ばかりでフリーでやらせていくという結果が、それでどれが生まれたというのは、そんな精査する必要はありませんから、そういうのも必要やないかなと、これは私が思っているだけのことで、それは学校当局なりと、また教育委員会といろいろお話をさせていただいたらなと思いますので、よろしく願いをいたし

ます。

これから、町長にお尋ねします。というのはね、町長。町長いつもおっしゃってる、人が住んでよかった、人が住みたい広陵町やというのが、いわゆる広陵町にいろんない人に転入していただくというのも、これは一つの町おこしですわね。そういうことで、言葉は語弊があると思いますが、ある意味での立派な人たちが一人でも多く広陵町に住もうかと言うて、居を移していただくのが一番いいわけです。それについて、いわゆる結局自分が生まれ育った町を目の当たりに、職場というものを通して、いわゆる商売、企業、経済を通して見ていただいて、若い目の視点の中で、純粹に広陵町って本当に町長がおっしゃる、いい町の途中であるのか、今が一番ええ町であるのか、将来どうなんのかな。子供にとって将来しかありませんからね。私は将来ありません、もう亡くなるだけですわ、後は。そやから、中学生にとったら将来があるわけですわね。そやから、この町は、おれ生きてて、ここで住んだ方がええのかいな、いや、そやけどおやじさんとけんかしてでも構へん、外へ出て行ってよそで生活した方がもっとおもしろいの違うか、もっとええ町があんの違うかと思わはってもしゃあないと思いますわね、子供ですからね。中学生はまだま長生きしやんなんですよってね。

その意味で、そののところね、町長。いわゆる、今現在生まれて育ってくる人が広陵町に夢、嫁さんもうてもここで買うて、家で分家してもという形をつくってもらいたいなど、私は思うわけで、町長もそうだと思いますよ。その意味で、いわゆるこの一つの企画を通してね、大きな視点でとらえていく。中学生というのは一番感受性の高い年だと思います。私も中学生のことありましたからね、その時代は。そのときにちょっと、物すごいデリケートですわな。それが一番未来のことなり、将来のことに一番不安も持っているわけやしね、親のことも含めて。親の商売大丈夫かいなど、うちも思うとだと思いますよ。そういう意味で、そんなようなことですから。

そういう意味で、その辺の視点で将来を広陵町で生まれて育った人が嫌やと言われたらいかんねんから、そういう人たちが分家してでも、年いってもここで住みたいという、ほんなら、そこへ勤めて行ったら、大阪なりどこなりからも、おい、広陵町、おれとこええ町やぞ、住んでくれと、こうなってきたら町が大きく器が広げるわけですわね。そういう意味を持ってね、町長も、ただ中学校の職場体験だということじゃなしに、どういうように、今後それを吸い上げていって、やっていったらどうでということ。そやからわし、うちに来てくれた子にかて、どうやねんと聞いてましたわな。役場に来はった人も聞いてくれてはんのか知りません。お前らどない思うてるの。おっちゃんこやと、いろいろ言うとりましたわ、ええ

ことも悪いことも。そういう意味で町長はどう考えておられるのか、大きな器ですよ、視点ですよ。ちょっとお聞きしたいな、私の最後の答えで結構ですよ。

議 長 町長！

町 長 このたびの中学生の職場体験学習を通じて、大変有意義な学習会だと思っています。私は議長さんと一緒に5カ所回らせていただきまして、レストラン、ガソリンスタンド、靴下製造、スーパーマーケット、この5カ所を副議長さんも一緒だったと思いますが、一緒に回らせていただいたところでございます。

どんな仕事をやってんのか、子供たちはどんな思いでやってんのかどうか。また、その職場の指導をなさっている人たちの感想も聞かせていただきまして、お昼ごろ寄せてもらいましたので、大体、子供との対話ができたとようでございます。本当にしっかり学んでいる、またいろいろ気遣っている様子がよくわかったと思います。子供たちはきっとこれからの人生にも生かしてくれるのではないかと思います。

実は、私も高校時代、もう今から50年ほどになるんですが、50年前に大阪の近鉄百貨店、また三越、夏と冬に体験研修会とか、研修生ということで行ったことがあるわけです。いまだやっぱり、そのときに教えていただいたこと、やっぱり学生気分を取り除いて、一生懸命汗をかいたことが忘れられない、我が人生に生かしていると、このように思っています。

今、青木議員がおっしゃったように、常に私も申してますが、生まれてよかった。また、この町で住んだ、嫁に来られた人、また転入をなさった人はやっぱりちょっと文句言われるんですね。私はいつも生まれてよかったって、おれはここで生まれてないという人、中にへ理屈言う人おりますので、住んでよかったというように言ってるんですが。

そしてまた、せんだってのように、観光のために、また文化財を見るために、この町を訪れに来られるわけございまして、いろんな人がこの町においでをいただく、町を選んでいただいているわけございまして、そうしたお方にしっかりと耐え得る町の体制を固めなければいけないわけです。どうしたら、この町がよくなっていくのかということと言及されておりますが、私はやっぱり、多分郷土を愛する心が一人でも多く持っていただくように進めることが一番よくなると思います。数人だけで町を幾ら引っ張ってもだめだと思いますが、町の根底にあるこの町をいい町にしようと、この町好きやからと、そういう人が各家庭から、また隣人が、また地域で、さらに広がって広陵町ということになっていくわけですが、一人一人が郷土を愛する心をはぐくんでいただくように、私たちは指導していかなければいけないと思います。

高齢者に幾ら言ってもだめやと言うたらしかられますが、やっぱり若い人、今の中学生に郷土をしっかり知ってもらう。このたびの体験学習を通じて郷土を愛していただく。そういう心がちょっとでも持っていただければ、私は大きな成果があったと、これは私自身そういうように理解をしておりますので、どうぞこれからも若い人、議員さん、お育てをいただきたいと念願しているところでございます。

議 長 以上で、青木君の一般質問は終了しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2:38 休憩)

(P.M. 3:04 再開)

議 長 それでは休憩を解き、再開いたします。

次に、乾君の発言を許します。

10番議員 ちょっと風邪引いて声の方が出にくいですから、聞き苦しい点が多々出てくると思いますが、よろしくをお願いします。

山本議長のお許しを得て、登壇しました10番乾 浩之でございます。今回は、4項目10点の質問を通告しておきましたので、ご答弁よろしくをお願いします。

1項目は、地域交通活性化協議会の設立を早急にしていただきたいためです。

今から約1年9カ月前の、平成16年5月26日に、バス迂回路線増設の請願を全員一致で採択していただき、町当局は関係諸機関と種々協議と研究を重ねてきていただいています。私も陸の孤島が解消のためにも、3回、定例会で質問してきましたが、請願の進捗は困難。その上、2月15日には、奈良テレビで奈良交通バスの22路線廃止の予告報道もあり、バス交通問題はますます深刻化の予想を呈してきています。

地域住民の利便性や、地域の活性化のためにも、広陵町独自で都市計画マスタープランとともに、町内の循環バス、コミュニティバス、100円均一バスなどの導入と、少子高齢化社会を予見してのアンケート調査を実施して、地域交通活性化協議会を至急に設立するお考えの有無を知りたい。

次に、2項目めの、収税不祥事の事件に関しまして5点お聞きしたい。

町長初め、職員も2月15日の不祥事件報道に心を痛めておられると思いますが、私も心を痛めています。

1点目は、今後の収納業務が円滑に進められるのか、きょうまでに寄せられた苦情があれば、その中の二、三例を参考までに聞きたい。

2点目は、なぜ、このようなことが起きるのか。いろいろな要因やケースもあると思いますが、私は庁内でのチェック体制と、その機能によると思いますが、収納対策課のチェック体制や機能はどうなっていたのか。なお、関連質問として、事務の引き継ぎ文書の有無を聞きたい。

3点目、懲戒審査委員会には大変なご苦勞を煩わせて、正しい決断をされたものと思っています。内部でおさめるものなら、あえて公にしたくない心も理解できます。同僚間の話し合いがないのが、事を公にし、事を大きくしたと思っています。各業界でも同じような事件が起った場合は、罪人を出さないためにも、罪を憎んで人を憎まず。八方うまくいくように、最大限の方策を講じ、行政が主体的に自助努力ができるような職場づくりにご努力くださいますようお願いいたします。

4点目、役所内での綱紀肅正についての、きょうまでに実施してこられた、研修、指導、指示などの有無は。

5点目、広陵町での滞納業者や合計金額を知りたい。

3項目めは、地元業者育成のため質問を1点だけいたします。

過去3回の定例会で、一般質問をして行政当局はその都度、入札制度の改善に努力していただいていることに感謝しています。また、1月25日の役場書庫火災に伴う新倉庫設置で、一般競争入札を採用しての業者決定は、まことによいことと喜んでいますが、しかし、長年、随意契約で同じ業務を継続している業者が多少おられるそうだが、その実態を知りたい。

4項目めは、安心と安全のまちづくりのために、サン・ワーク広陵に関して3点質問したい。

1点目、2月上旬に、サン・ワーク広陵を利用していたのだが、怖そうな人も来ているので利用しにくいと聞きましたが、暴力団関の規制の有無は。

2点目、サン・ワーク広陵の16年、17年度の利用者数を知りたい。

3点目、黒字経営への改善方策の有無は。

以上、お聞き苦しいところも多くあったと思いますが、壇上での質問を終わりますが、長時間ご清聴ありがとうございました。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁お願いいたします。 町長！

町 長 ただいま、乾議員から4項目10点のご質問をいただいたところでございます。順を追ってお答えをいたします。

まず、1番の地域交通活性化協議会の設立を早急にせよと、また、その考えはどうかとお

尋ねてございますが、12月の定例会においてもご質問いただきました、公共交通システムについてでございますが、これまでもお答えしているとおり、奈良交通においても、経営の合理化から、ご指摘のとおり今年度に22路線を廃止する方針を打ち出しております。

平成18年度におきまして、コミュニティバス導入調査委託の費用を計上させていただいておりますので、今後、調査結果を踏まえ、運行構想を具体化してまいりたいと存じます。

また、障害者、要支援者、要介護者など公共交通機関の利用が困難な、移動制約者においては、現在、NPOなど営利を目的としない法人により運営を可能とする、中和8市町村広域地区福祉有償運送共同協議会の準備会において協議を重ねているところであり、早期実現に努力したい考えであります。

2番目でございます。収税不祥事事件に関してでございます。

このたびの町税徴収事務に不祥事が生じたこと、まことに申しわけございません。心より深くおわびを申し上げます。

徴収事務の流れといたしましては、徴収員が納税者のお宅を訪問する際に、領収書及び納税通知書を持参し、税を収納するものです。徴収員は、1日の業務終了前に、納税者から徴収してきた現金と、納税済通知書を徴収日報で集計して、徴収金引継簿とともに管理職に引き継ぎ、入金するシステムになっています。

今回の事件は、参事という管理職の要職にあり、公務員として絶対にしてはならない信用失墜行為であります。事件の概要は、管理職に引き継ぐ前に、現金と納税済通知書を抜き取る、あるいは金額を少なく改ざんしていたものであります。

事件後の改善策としましては、納税者宅訪問での収納は一連番号を打ってある、手書きの3連納付書での納付を義務づけるとともに、納税者のサインと押印をもらっているところがあります。4月からは、システムで発行する納税通知書を3連に変更するとともに、各担当者ごとにIDパスワードを付与し、各担当者が行った納税通知書の発行履歴を管理できるようにシステム変更を行う予定であります。

また、口座振替40周年の節目でもあり、さらに口座振替の推進及び金融機関への自主納付の強化もあわせて行ってまいります。

職員の綱紀粛正につきましては、事件発生以降、部課長会、課内会議等の機会を通じ、服務規律の徹底を促しているところであり、再発防止に努める一方、住民の皆様への信頼回復に、職員一丸となって全力で取り組むよう通達し、指導を行っているところであります。

なお、広陵町での滞納者数は、18年1月末現在、実人数で1,282人、未納税額5億

8, 000万円であります。

3番目でございます。地元業者育成のために、また永年随意契約で同一業務を継続している業者があるが、その実態を知りたいということでございます。

随意契約につきましては、地方自治法の定めにより履行しております。特に業務内容によっては、実績や経験、業務の特殊性にかんがみ、結果として数年同一業者との契約実態も有しているところであります。お申し出いただいた、清掃センター資料、お手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

今後、改めてこうした実態を分析いたすとともに、指名可能な業者も育てていると思しますので、競争入札を重んじてまいりたいと考えております。また、こうした契約事務における競争入札の結果、高率請負額については、現に賠償を求められているケースもあることから、疑わしきは入札保留や再入札の方法も視野に入れなければならないと思っております。

また、私は正当な競争を願うことが基本であり、それによって設計見積りをする業者自身が体力をつけることとなります。例えば、95%以上の高率落札をさせないモデル方策を担当に研究、指示しているところです。極めて難しいようですが、談合事犯とならないよう、地元業者育成、そして行財政改革のためにも全国に先駆けて実施したいと思っております。

次に4番でございます。安心と安全のまちづくりのためにということで、ご答弁は、ご質問にある怖そうな人と外見で判断することは、差別になる等の理由から原則としてお断りいたしておりません。そのような人は見受けられないわけでございます。しかしながら、サン・ワーク広陵は皆さんに利用していただく施設であることから、他の利用客に迷惑がかかるようなことがあれば、職員の指示に従っていただくことがあります。

サン・ワーク広陵の利用者数については、平成16年度は12万4,721人。平成17年度は、1月末現在で9万1,687人です。

改善方策についてのご質問でございますが、答申書に基づき地域の皆様に喜んでいただけるような、高齢者のための福祉機能を持った施設や地場産品の直販所、そして地域のコミュニティセンターといった複合的な施設づくりを考えており、早期に実現すべく議会はもちろん地元にもご相談してまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。

議 長 10番議員！

10番議員 2回目の質問に入ります。

いろいろ町長、いい返事をいただきありがとうございます。

毎回、バスの件については、私もしつこいほど言わせていただいておりますねんけども、今、町長の答弁にありましたように、コミュニティバス導入調査委託料ですか、それがこの今回予算に計上していただいております。100万円となっているんですけどね、この100万円で、どういうふうな使い道の中で振り分けをしていくのか、どういうふうに使おうとするのか、ちょっとその辺聞きたいのと。

それと税のことですけど、不祥事件の件（「2問目いったらあかんよ」の声あり）あかん。まず、それをお願いしますわ。

議 長 総務部長！

総務部長 今年度に100万円の調査委託料を計上させていただきます。

まず、広陵町のバス交通再生計画といった内容につきまして、まず調査を始めたいというふうに思っています。内容的には、広陵町の区域の交通路線の状況、あるいは現在まで試行してまいりました、バス路線の試行した経過を持って、新しくどのように設定すればいいかと。そしてまた、交通形態、道路の状況、それから、バスに関するアンケート調査も実施してまいりたいというふうに思っております。それから、いわゆる地域によりまして、今までの移動手段が変わっているというふうに思われますので、真美ヶ丘地区、あるいはまた百済地区、そういった地域性によりましての一部聞き取り調査、そして、バス再生事例の整理、バスの事業をどのように手法を凝らしていけばいいかと、そしてまた、バスの支援の制度、これにつきましては福祉バスとの関連性の調査も行っていきたいというふうに思っております。それから、今、公共体系として区域にどのような状態で、近隣市町村が交通形態を持っておられるかというふうな、近隣町との調査もやってみようと思っております。

こういったことを総合的に考え合わせの中で、バスの大きさ、あるいはまた福祉タクシー、そういったことも考えられますし、要望にこたえるべくシステム、あるいはまた定期的に巡回できるシステム、それらを総合的に調査研究をまとめまして、最終的な計画書をつくってまいりたいと、このように思っておるわけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 ありがとうございます。

私も生まれは百済ですんけども、前回のまちづくり交付金、そういう基金で百済の公園と、また国宝の三重の塔ですか、あれに力を入れて、あの辺を活性化するようにしていくと、町長のお考えを聞きましてんけども、山田議員も言われたように、広瀬の方にもそういう重要な文化財が出ました。また、遺跡も出ました。そやから、今後、そういう観点から1日で

も早く路線を復活して、そういう巡回めぐり、広陵町の巡回めぐりのバスを走らせていただくようなことにしていただけたらありがたいと思います。そのバスの件につきましては、ありがとうございます。

次は2番目の項目に入ります。

職員の不祥事事件の件ですけれども、2月1日に職員が引き継ぎで、次の人間に変わったと。そのときに、そういう話は聞いていたと。なぜそのときに、上司にそういう報告をしなかったかと。私はそれは、ちょっと今になって不信に思っていますと。そのときに、上司に報告していたら、こんな話にはならなかったと思いますねんけども。また、その今事件になって、その人がお帰りになったか、まだ、事情聴取を受けられているのか、その辺も聞きたい。それと、今後、町長がおっしゃいましたように、税務の受取書の件ですけれども、そういうふうなことをしていただければ明確にわかってくると思います。

今、手元に今までのサンプルですわね。これやったら絶対に改ざんもできるような形になると思いますわ。複写にさせていただき、相手さんに判こもいただいたら、間違いは100%起こりません。その方法で、また町長、それは4月からやってまいりますんかな。

それと、その次にまた引き継いだ人がおられると聞いてますねんけど、そのときに引き継いだ人間が、前回の人間がちゃんと説明してなかったと、それは職員の仲間の仲間意識として、なぜそこでそういうことを、こんなんやでという、やっぱり優しく包み込んで、やっぱりいけないことはいけないんですけどね、もうちょっと職場でうまいことおさまるように持っていけばよかったのになと思ってます。それと毎回この職員の異動が多過ぎるから、こういうことが生じていくのかなと、そういうことを思うんですわ。前回、10月17日ですか、異動になってますわね。そのやっている期間というのは、2月1日から10月17日の間、その短期間しか仕事をしてない、やっとな今覚えてきてるのにまた課が変わるというのは、ちょっとなぜか私には納得できない点があるんですけどね。その辺また答弁よろしく願います。

議 長 助役！

助 役 17年2月1日に引き継いだものが、10月17日にまた異動で変わりました、1年も経過していないわけですが、なぜそのように短期に異動させるのかということでございます。

職員の異動に当たりましては、適正を見ながら、経験も見ながら、常に全体の状況を見ながら異動を決めいくわけですが、今回も特別に、特に短期で異動させたのに特別な

理由があったわけではございませんで、人事の都合で短期で変わるものも出てまいりますので、その点今回、その問題があつて異動させたものではないということだけご理解いただきたいと思ひます。

ただ、2月1日に引き継いだときに、そのことを承知しながら上司に報告をしていないということは事実でございます。そのときに担当上司に報告があれば、町長にも報告をし、協議をして、問題は解決できたのかもわかりません。今となつては、その報告をしなかったということも大きな問題であるというふうに思つております。

異動につきましては、やはり金銭を扱う部署については、余り長期に勤務をさせるというのも好ましくないというふうにも思つております。もちろん事務システム、チェック体制をしっかりすれば、長期に経験豊富なものが徴収に回ってくれる方がいいという面も確かにあるわけですが、できるだけ一定期間に交代をしていただくという人事方針を持つて臨んでいる状況でございます。

ただいま、議員にもお示ししました集金に回ります領収書、領収済通知書は2枚ものがございます。片一方は領収書で、片一方が領収済通知書でございます。納税者のお宅に行きますと、現金をちょうだいしますと、一方領収書を相手さんにお渡しをして、現金と領収済通知書を上司に引き継ぐということでございます。例えば、5万円預かつてまいりますと、この領収済通知書に5万円と書いてありますので、現金と領収済通知書を引き継ぎ、消し込みをするということになってございます。この現金と領収済通知書を上司に引き継がなければ、全くわからないということになっておりまして、今回、横領事件もそういった扱いで横領したということが明らかになっております。

今後、そういったことの起こらないように緊急対策として、領収済通知書に相手さんの印鑑、署名をいただいでくるようにということで、今、とりあへずの対応をいたしてあります。4月からは新しいシステムで問題の起こらないように取り組んでまいりたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 そういうシステムでやっていただければ、そういう重大なことは起こらないと思ひます。

それと、先ほども助役の方からおっしゃいましたけど、新聞報道によると83万円という金額が出てましたんですけど、今後先、そういうふうなことは、金額が変わつて、もっと大きな金額になると、予測されるのかされないのかと。それと出てきた場合は、どういうふう

な対処をしていくのかと。それと今、収税に当たってた人が、今まで回っている範囲というのは当然確認できると思いますわ。今、そのところには足を運んで、役場の方からは調べに行ってもらったのかなと、それも聞きたいです。

それと、80万円が何ぼかなんのかわからんのやけども、そういうふうなことがあったら、当然、また新聞にも、報道にもなりかねる話です。その辺はもっと今の話が大きくなる前に、ここでうまいことみんなの知恵をかりて、おさめていったらいいのかなと。みんなで力を出し合って、この場を乗り切って、また、町長の足を引っ張ることのないように、また全員が襟を正して頑張っていくような方向で、一丸となってお願いします。

議 長 助役！

助 役 新聞報道で出ましたのは、納税者1件で83万8000円という被害額でございます。今現在、警察の方で調査をされておまして、納税者のお宅を訪問したのは、この事件になりました1件のみ訪問をいたしております。その他については、警察の方から確認をされておりますので、町の方が出向けないという状況でございます。今後、警察の調査が終結いたしましたならば、町としては納税者のお宅を個々に回りまして、おわびを申し上げなければなりませんし、その被害額も確定をして、弁償をしていただくという手続に入らなければならないと思っております。今の段階では、スケジュールは決まっておりますが、警察の捜査が終結次第、そのように対応してまいりたいと思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 お願いしときます。

次は、3項目めに移ります。

1月25日の書庫の火事についてですけども、その解体業者と、今度一般競争入札でやっていただくということ、この前、全員協議会でおっしゃいましたけども、今急いでいるから随契で建築業者にさせていただいていると。そのしていただいている業者が云々言うてるんと違いますねんけども、なぜ、その建設の方で出してあげるとか、建設でも解体もできる業者もおられるわけですわ。地元業者であり、また、それも近くだったら、もっと早く処理できると思いますわ。それをなぜ建築で、また、回り回って業者が、櫃原の方から来ている業者が下請をしていると、それ皆さんも把握していると思うんですけどね。なぜ、そういうところにもっと目配り気配りと、また町に迷惑かけてんから、町の業者にまたしていただいて、また、今後、災害あれば建設共同組合の方が一丸となって頑張って、その災害が起きた場合には、やっていただく業者が広陵町には多々いてるわけですわ。そやから、今この災害で、

一番先にしてしまうのは、広陵町の共同組合にしてもらうのが、これ妥当な話と違いますか。それをなぜ、そんな災害って、これも災害ですよんか、火事も。水害も災害になればね。そやのに、そんなときはほかのどこから来てもうて、ほんで、水あふれて困っているときには、地元業者早よ走ってきてくれと、それは余りにも勝手な話で、やっぱり町の業者もこれは怒り心頭やと思いますけどね。

ちょっと、その辺答弁よろしくをお願いします。

議 長 助役！

助 役 ただいまの件でございます。

この書庫の建築をしていただいたのが、村本建設でございまして、火災発生と同時に、この対策について、後の処理について協議もいたしております。一番建築について精通をしている業者をお願いをするということで、建設も含めて当初は随意契約でお願いしたいということで、議会の方にも申し上げたところでございますが、諸般の事情によりまして、やはり解体だけ先行をさせていただくということで、今回、解体部分のみ随意契約で村本建設に発注をさせていただいたところでございます。

建築に当たりましては、今後、一般競争入札と議員おっしゃっていただいておりますが、指名競争入札で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願を申し上げます。この庁舎建設が村本建設であったということから、村本建設が一番適当であろうということで、解体の方をお願いしたという事情でございます。よろしくお願を申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 よくわかりました。

そういうふうなことを、やっぱり地元業者は考えているということ、やっぱり理事者側も頭に入れて、随契ですることに対して、私は急いでいるから、村本がしたからという答えは、それで私は納得しますけどね。そういうことを、今後、災害となったら一番先に来てくれるのは、地元の業者が広陵町を救ってもらうと、救ってくれているわけですから、今までからね。その辺を頭に入れて、今後ともやっていただきたい。

それと、今、資料にいただいたように、清掃センターの業務委託関係の件ですけど、これも長年、平成4年より随契でずっと出てるわけですから。名前は私もしいて、ここでは伏せておきますけどね。そやから、このときに、毎回毎回金額の設定とかはどうなってるのか、それとプラスチック処理でも、スクラップとかでも出てきた場合、毎年毎年違って、1日1日が単価が変わっていくような業種です。それをこれ、1年間通して何ぼとかいうのは、これ

どういうふうな委託の仕方してんのかなと、毎日毎日、日々変動してるのが、こういう業界の、鉄の関係の業種はなってますわ。その平成4年よりずっと随意契約でやって、こんだけの金額を業者に払って、そんだけの仕事をしていただいているから当然払っているんですけどね。またここでもうちょっと考えれば何ぼか安くなって、やっぱり町に税収が入ってくるん違うかな。

その辺もひとつよろしくお願ひしますわ。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 清掃センターの随契の状況にお尋ねをいただきました。

議員おっしゃるように、業界の単価といいますか、費用面の積算は日々変動をしているということは理解をしております。

例えば、資源を引き取っていただくという業務につきましては、年間の変動が相当あるというときは、その都度単価を見直し設定させていただいているところでございます。それと、金額のセットについて、なぜ一つの業者に随契でやっているのかということでございますけれども、業務によりましては機械操作、あるいは場内とのいわゆる連携プレー、そういったことがある中で、現場の希望として随意契約が長年行われてきたということの認識をしております。

今後は新しい施設もできます。システムも変わる部分もございます。そういったことも踏まえて、やはり競争原理の働く方法に移行をしまいたいと、このように考えております。それと、私どもも現場を拝見して、やはり連携プレーというんか、業者の側の、いわゆる業務に対する経験、そして実績、そういったことも大変重要であると。それと、この機会でございますので、あえてお願いをしておきたいと思ひます。広陵町から発生いたします不燃ごみ、あるいはプラスチックごみ、可燃ごみの、いわゆる残渣ですね、灰。そういったものにつきましては、資源もあわせまして、最終どこでどういう形で処理をされたというところまで追跡調査をして、それをしっかりと町として把握をして処理をしているということでございますので、今後もその辺のところは十分しっかりやりながら、競争原理の働くような方向で検討をしまいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

議 長 10番議員！

10番議員 今後は、新しい清掃センターもできるわけですから、当然、新しくまた業者選定して入札を行っていくというやり方でやっていただければよろしいです。お願ひをしておきます。

それと、最後になりましたけども、サン・ワーク利用についてです。私もこの前もちょっと言わせていただきましたけども、暴力団関係の方が出入りしていると、そういうことを聞いたから、また、入れ墨の方が出入りしていると、そういうことも聞いたわけですね。それによって、町民の方が怖いから入んの要らんと、行くのん要らんと、そういう話やったから、今後は看板立てて、お願いしますと、入らんようお願いしますと、優しく書いていただき、また、そういう方向でひとつ、町の皆さんが安心しておふろに入れるように、またよろしくお願いしておきます。

またほんで、黒字経営に、サン・ワークは今赤字になっていると思いますねんけども、黒字経営になるためにも、コミュニティセンターや地元の野菜とかの、そういうふうな展開に持って行っていただいて、ますますあの周りが活性化になるように、またひとつよろしくお願いしときます。

以上で、私の質問を終わります。

議 長 以上で、乾君の一般質問は終了いたしました。

次に、松野君の発言を許します。

1 2 番議員 では、一般質問をいたします。

いつもどおり、1回目は簡単にしていきたいと思います。

まず、1問目が障害者自立支援法実施に向けての町の対応策についてでございます。

昨年秋の特別国会で、障害者自立支援法が成立しまして、この4月から段階的に実施されることになりましたけれども、先ほども部長の方から説明があったように、坂口議員の質問に対してですね。応益負担ということで、本当に利用料が心配な状況でございます。

まず1番目、福祉サービス利用料に、町独自の軽減制度を設けていただきたいということです。介護保険ではおよそ600の自治体が利用料の軽減制度を設けておりますので、介護保険制度を見習って、町独自の軽減制度は十分つくるのが可能だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番目、実態に見合った障害認定と支給決定を、また、審査会に障害者もということですが、これは議案にございましたので、ご答弁は当然用意されておりますので、していただいたら結構ですが、再質問からは議案質疑の方で進めてまいりたいと思います。

3番目、地域生活支援事業の充実を、これは10月から実施されるもので、6月議会には条例が提案されてくるのではなかろうかというふうに思いますが、この地域生活支援事業は、本当に町独自のやり方も十分に取り込むことができる。こういう内容ですから、障害者、あ

るいは障害者家族の方のご意見を十分に聞いて、地域生活支援事業を充実させていくことが大切だと思いますが、どのような形でどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

4番目、すみれ作業所への補助を継続することですが、平成18年度の予算書を見てみましたら、昨年度、平成17年度と比べまして100万円減額になっている状況でございます。今後は、この小規模作業所への補助が打ち切られていく方向を、国が出しているわけですが、そうなりますと、段階的という、据え置き期間ということも言われておりますけれども、大変政策的にも不安定な状況になっております。広陵町が率先して、どのような状況になろうとも、すみれ作業所への補助を、安定的な補助を継続することをお願いしたいと思っております。

2番目、さわやかホール内のふろの利用時間の延長についてでございます。

さわやかホール内のふろの利用時間は、近隣と比べましても極めて短くなっております。利用されている方々は、生の声として、もっと遅くまで利用時間を延ばしてほしいと、このような声が幾つも聞いているところでございます。せめて役場に職員さんがいらっしゃる5時までは、延長することは十分可能な状況だと思いますので、5時まで延長していただきたい。

3番目、アスベスト対策についてでございます。

公共施設につきましては、速やかに公表、そして補正予算で早速改善されることを、本当に速やかにしていただいて、評価をすることでございますが、まず、一つ目、沢・大野地域への対応が、全協で聞きましたときにもまだ実施をされていない状況でございました。早急に対応をすべきでございます。この実情についてお聞きをしたいと思っております。

2番目、建設関連業者にもかなり健康被害が広がっているということが懸念されております。この建設関連業者にも、健康調査を実施していただきたいと思っております。

4番目、職員倫理条例の制定でございますが、先ほどから、何人もの議員も指摘しております。本当に職員の不祥事件におきましては、広陵町の町民の皆さん、また、当然理事者、議会も大きなショックを受けているわけでございますが、このような職員の不祥事件が起きましたことを、これを機会として、従前は理事者の方では、職員倫理条例は不要だとおっしゃっていましたが、例えば、広陵町の政治倫理条例がございまして、私はこの広陵町の政治倫理条例は、町議会の立候補の状況を見ていまして、大変機能していると評価をするところでございます。そういう中で、やはり今こそ職員倫理条例を制定して、職員の気風をきっちりをつくっていく、住民奉仕、公正な、また、そういう行政をするために、この職

員倫理条例の制定を検討していただきたい。

5番目、次世代育成支援行動計画の進捗状況でございます。

①、この次世代育成支援行動計画の17年度において実施できた施策は何か。また、18年度において実施する施策は何かをお聞きしたいと思います。

2番目、年次目標を財政計画とあわせて、きちっと策定すべきですけれども、この点についても、この次世代育成支援行動計画につきましては、毎年きっちりと評価をし、見直し、検討していくということがうたわれておりますので、これは既に評価されているのかと思います。この点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいまの松野議員の質問にお答えしたいと思います。

1回目は簡単にとということで、本当に簡単に5項目申されましたので、私どもも事務者の書いていただいた、そのことを答弁をしたいと思います。

まず、初めの1番でございますが、制度として位置づけられている利用者の自己負担、上限設定や個別減免、社会福祉法人の減免等の適用において、当面对処させていただきたいと考えておりますが、近隣市町村及び他府県の状況も調査し、研究してまいりたいと思います。

1番の2番でございますが、障害程度区分の支給決定過程の中で、障害の実情に通じた専門の委員によって、客観的にも適切な審査、判定がなされるものであり、サービスの利用意向聴取の段階で、当事者や家族の意向は十分反映させていただけるものと考えております。

1の3でございますが、坂口議員のご質問にもお答えしたとおり、法定化されるサービスはもちろんのことながら、利用者優位の考えを根底において実施してまいります。

次に、1の4でございますが、すみれ作業所のことでございます。

平成18年度は、県補助金が従前3分の2であったものが、2分の1に補助率が減額され、約110万円の負担増となりますが、町といたしましても厳しい財政状況の中での対応であり、近隣市町村の状況も含め作業所と協議してまいりたいと考えております。

今後、新体系の中での対応につきましては、県等と十分協議を行ってまいります。

すみれ作業所は、親たちが、そして作業所の趣旨を理解された方々が運営していただいております。今般、障害者に対する制度が新たに、しかも、よい方向に移行してまいります。私ども国、県の指導に注目をしていきたいと思っております。

2番でございますが、さわやかホールのふろのことでございます。もっと延長してほしい

というご提案でございます。

さわやかホールの3階の老人福祉センターにあるふろについては、各ご家庭のふろとは違い、広々とした浴槽で、来館者同士、知り合いの方々同士など、裸のおつき合いをしていただき、体や心の癒しの効果とともに、高齢者の交友の場として、午前11時から午後3時過ぎまで、60歳以上の町内在住者に開放し、無料でご利用いただいておりますが、そういう意味では、サン・ワーク広陵のふろや、一般の銭湯とはまた違った趣旨を持つものであります。

今回、利用時間の延長についてご意見がありました。現在のご利用ではほとんどが2時過ぎぐらいまでに入り終えられており、現場の方で延長を求める声は余り届いていない状況であります。

今回のご意見の理由として、利用時間延長により、夕方さわやかホールのふろに入ること、夜自宅で再び入浴することが省けるというものもあるようでございますが、最初に申しましたように、さわやかホールのふろにつきましては、あくまで総合保健福祉会館の老人福祉センターという、健康と触れ合いの場としての施設のふろでありますので、銭湯のような趣旨でつくられたものでなく、夜のふろがわりのようなものではないということもご理解いただきたいと思います。

なお、今回のご意見につきましては、現在の利用時間帯割合など、改めて利用実態の把握を行うとともに、他の利用形態ができないかなど研究検討を行い、今後の参考にさせていただきます。

3番のアスベスト対策でございます。

答弁として、アスベスト対策についてお尋ねでございますが、たつみや製作所につきましては、町といたしましても、県の各機関と協議を進め、県内の状況や住民への説明会の早期実施を要請してまいりました。

昨年12月末には沢地区周辺住民の方から、事業者に住民説明会の開催要請がありました。たつみや製作所では、開催に向けての資料収集に当たられてきたようです。その準備もようやく整い、3月11日土曜日に実施される予定です。町といたしましても出席をし、対応してまいりたいと考えております。

健康診断の実施については、住民説明会の意見を聞いて対処すべきと考えております。アスベストを取り扱う関係者の健康診断等については、各事業所で労災法に基づいて、定期的に健診が行なわれていることから、調査、健診は各事業所で対応すべきと判断をしております。

す。

そのほか、住民の中でアスベストに関する不安をお持ちの方々への対応につきましては、町で実施しております各種健康診査などの機会において、検査項目に入れるなどについて、県内各市町村の状況も踏まえ考えたいと存じます。

次に、職員の倫理条例の制定でございます。

職員倫理条例の制定のいかんを問わず、職員として、しかも管理職員という立場にあるものは、法のもとに地方公務員としての自覚と認識の上に立って、公僕精神をもって職務に忠実に専念することは、当然の義務を負っているものであり、部下を指導する立場の地位であります。

今回の不祥事においては、こうした基本的責務を怠ったものであり、管理体制の見直しと事務改善を図り、職員に対する服務規律の徹底と綱紀肅正について喚起を図り、住民の皆様方の信頼回復に努めてまいりたいと思います。

条例化につきましては研究しているところでございます。

次に、5番目でございます。次世代育成支援行動計画の進捗状況についてでございます。

答弁は、本年度におきまして、行動計画の中で新たな施策として、乳幼児を持つ親とその子供が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を提供させていただき目的で、実施させていただきましたなかよし広場につきましては、現在までに21回開催し、親子を含め延べ1,219名の参加となっております。

延長保育におきましても、従来、希望により30分延長を全園で実施しておりますが、広陵西保育園、馬見労務保育園につきましては、これをさらに1時間延長し、午後8時までの対応を行っております。

平成18年度におきましては、さきに述べました、なかよし広場の月2回開催を3回開催にするなど、現在実施しております心の電話相談、地域間交流事業などの子育て支援に係る諸施策についても積極的に取り組んでまいります。

また、3月中に関係各部署における進捗状況について、担当者レベルでの検証を行う予定であります。

年次目標の推進につきましては、基本計画にのっとり、担当各課におきまして実施してまいります。

以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 では、順を追って質問をいたします。

まず1番目、障害者自立支援法の実施に向けての対応策なんですけれども、近隣、他府県調査研究をするというご答弁いただきましたが、現在のところでも一定のところでは、これは実施するということを決めているところがあるわけなんですけれども、例えば、横浜市では所得の低い障害者の自己負担を全額助成することを決めております。京都市は国基準の負担上限を半分にする独自の軽減措置を実施します。東京都も京都府も独自の軽減措置を行います。医療費でも東京都が精神通院医療の無料継続を決めて、山梨県が身体障害者を対象にした更正医療の独自負担軽減措置を実施する。このようなことで、今あちこちの自治体でこのような制度が広まりつつあると、こういう状況でございます。

これにつきましては、介護保険もそうなんですけれども、奈良県全体がこういう減免制度を導入するという気風が、大変少ないというのが私は本当に残念だと思うんですけれども、介護保険制度が実施された当初におきましては、各自治体からの要望の中で、県を動かして減免制度をつくらせたという、こういう実績があるわけですから、この奈良県内の自治体、とりわけ町村会と強力をしていただきまして、奈良県の方に強く減免制度の要請をし、また、独自にやはり広陵町なら広陵町、それぞれの自治体で先にこういう減免制度を実施していく、こういう方向をつくっていかなければ、なかなか動いていかないのではないかなと思うんですけれども、そういう観点から減免制度の実施について、再度真剣に検討をしていただきたいと思うんです。上限額はもちろんあるのは知っているんですけれども、低所得の一階層の方でありましたら、大体もし2級の方でしたら、年金が60万円ぐらいなんです、年額で。それで、1カ月の上限額が1万5,000円ですから、年間18万円要ることになりますから、障害者年金の3割がこの自立支援のサービスのために使わなきゃいけないと、こういうことになるわけです。これでは、とても生活ができるという状況にならないわけですから、やはり、これは大変厳しい、切実な問題につながってまいります。ですから、この実態を、広陵町の障害者の方の実態を把握して、その上で減免制度を真剣に検討していただくことが必要だと思いますが、再度、この点についてお聞きをしたいと思います。

2番目は議案の方で回します。

地域生活支援事業の充実ということなんです、坂口議員が質問しました答弁の中で、国の方の方針が出ていないのでという答弁があったかと思うんですけれども、この地域生活支援事業につきましては、利用者負担も基本には実施主体が独自に判断することになるわけで

す。国の方は従来から利用者負担を課して、実施している事業については、従来の利用者負担の状況や、他の障害者サービス等を考慮して負担を求めることは考えられるというだけであって、あくまでも自治体が自主的に判断をするという立場です。特にこの支援法につきましては、その中の、とりわけこの事業につきましては、必須事業のほかに、新たに青年後見人とか、居宅生活サポート事業などの独自のサービスも、地域の特色を生かして実施をするというふうになっておりますので、ここでやはり地域の実態を十分に把握していただいて、地域の特性のある事業をしていかなきゃならないわけですね。そういう中で、10月から実施するわけですから、そのためには既にいろんな実態調査とか、また、どういうことをしようかという検討段階に入っていただければ、6月議会、最悪遅くても9月議会には条例を出していただかなきゃいけないわけですから、そういう点においては、国の方針が出るのを待っているという状態では遅くなってしまいます。そういう点について、早急に実態を調べて取り組んでいただけるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

それから、4番目のすみれ作業所への補助の継続ですが。これは、広陵町ではすみれ作業所1件だから、固有名詞出したわけなんですけれども、既に110万円ほどの減額という状況の中で、やはり今でも大変厳しい状況なのは重々ご存じいただいて、その上で従来も広陵町も負担を上乗せしてきていただいたと、こういう経過があるわけなんですけれども、ここで100万円減ること自体も、恐らくすみれ作業所の方は想定されていないと思うんですね。当分の間は据え置かれるから大丈夫だろうというようなことも、少しお聞きいたしました。こういうすみれ作業所の移行につきましても、どういう方向に移行したらいいのか、作業所自身がなかなか決めるのが難しいという状況ですから、ぜひ密接に懇談会を開いていただいて、方向性を協議して、それをサポートしていただきたいと思うわけなんですけれども、この点についてもお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、ご質問に対してお答えを申し上げます。順序はちょっと変わりますがけれども、まず、すみれ作業所につきましては、十分に協議を持ってサポートもしていきたいと、このようには考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、最初の減免制度でございます。

いろいろと教えていただいたわけでございます。我々も京都のことについては、新聞から情報は得ておるわけでございます。日ごろから、介護保険のときからも申し上げておりますように、やはり減免制度については、市町村というよりも、奈良県レベルでこういう減免体

制をすることが望ましいと、我々いつもそれを考えて町長もそのように思っておるわけでございます。それにつきましては、県の方にも十分に障害者の方のご意向を伝えて、減免制度をしていただけるように、近隣の京都市でもやっておるわけでございますので、その辺は申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいとともに、先生方もよろしくお願いをいたしますので、よろしくお願い致します。

それから（「2番目はいいです。3番目を」の声あり）2番目はいいですね。

地域生活支援事業、これが10月からスタートするわけでございます。法律は昨年10月にできたわけでございます。しかし、あと、政省令が十分に出てこないというふうな状況で、我々自身も戸惑っておるわけでございます。国からの示されることにつきましては、十分に、やはり10月といういことでございますので、対応はしてまいりたい。また、障害者の声も十分に反映できるようなサービス提供を考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 12番議員！

12番議員 まず一つは減免制度なんですけれども、心は痛めていただいて、頑張っていたというふうに認識しておりますが、今度、例えば、京都とかあるいは横浜とか、そういう減免制度を導入した場合に、広陵町で幾らの負担になるのかという試算を、次の議会までにつくっていただきたいと思っておりますが、つくっていただけるかどうかということをお聞きをしておきたいと思っております。

それから、すみれ作業所の件なんですけれども、NPOとか、いろいろな方向性、多様な方向性、また、プラス、マイナス両面あるとは思っておりますけれども、出てきているわけですが、その前にやはり従前の経過から言いましたら、町長も1期目のときには、福祉センター、そういう方の障害者福祉センターをつくるとおっしゃっていただいて、大変期待されてきたんですが、やはり今のうちにそういう部分をつくっていかないと、なかなかそれが自治体独自でつくっていくことが難しくなる可能性もあります。この辺はまだ不透明ですので、私の思いも入れながら、心配も入れながら、また、広陵町の独自の経過を踏まえて言っているわけなんですけれども。やはり、今の状況では作業する、作業所でも大変手狭ですし、多分今後は、会の人だけ受けられればいいという状況ではなくって、やはり入りたいと言われる方は拒否することなく、また、ほかのどこに行きたいと言われる方はほかのどこに行くと、そういう作業所に生徒たちの移動が激しくなると思っておりますので、そういう部分では、いろいろな事業に対応できるスペースがどうしても必要なんです、これからのことを考えると。ですので、

すごい立派なのが必要だというふうには思ってもいらっしやらないと思うんですが、交通公園の建物の改装とか念頭にもあるようですけれども、あるいはまた、サン・ワーク広陵も、そういう部分に活用することも可能ではないかと思うんですけれども、これについては、至急場所の確保を検討していただきたいので、それについては、町長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

それから、地域支援事業につきましては、今ここで議論しても、なかなか進む問題でもありませんので、答弁していただいたように、十分に実態把握し、ニーズを把握していただいて、進めていただきたいということをお願いします。

2点について、再度お願いします。減免制度のあれは当然してくれるかどうかと、町長の、はい。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 減免制度につきましては、今現在、低所得者用の申告を受けておりますので、大体、支援費が100人ほど対象者がありましたので、その辺で分析はできますし、京都市がやっておるのは、低所得者の上限額を半額にするということで、試算は十分できると思いますので、ただ、試算だけのことでございますので、よろしくをお願いします。

議 長 町長！

町 長 さきにご質問をいただきました減免制度等によります、各自治体は共通のやっぱり課題を持っているわけがございますので、町村会を通じて強く要請をしまいたい。要請をし続けているところでございます。町単独で実施せよというようなご意見もございましたが、実態をもう少ししっかり確認をして、また、減免額の総額も確保して、財政の範囲内で可能な範囲内なら実施をしてはどうかということも含めて検討をしまいたいと思います。

また、すみれ作業所のことにつきましては、障害の程度が違うし、人数も違う、また、作業の内容によって現在のスペースはどうかという問題がありまして、大変なご苦勞をおかけをしているわけです。しかし、このまま継続するかどうかということは、新しい制度ではやっぱり変わるんですね。この人たちは、NPO等の立ち上げ、福祉法人の立ち上げによって、また違うところに移されて、新しい分野で、新しい環境の中で、また、毎日を過ごされるのではないかという面もございます。このまま維持するのは、現在の状況では大変苦しいと思います。町としては、しっかりと施設場所の提供を考えよと言われれば、その対応は可能でありますので、よく、今後の動向を見きわめて考えていきたいと、そのように思っています。

議 長 12番議員！

1 2 番議員 町長も所信表明の中で、人が優しいまちづくりに命をかけるとおっしゃっていたいたんですから、まさに、ここに命をかけて頑張っていたいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

さわやかホールのおふろの利用時間なんですけれども、これは、今お聞きしますと、やる必要が全くないのかなって、ちょっと残念な気がするんですけども、調査はしたいということなんですけれども。私も近隣のところ、たくさんではありませんが、実態を調査いたしました。もちろん高齢者だけでなく、だれでも入れるというおふろについては、もっと営業時間が6時まで、7時までとか、8時までとか、大変長い状況ですけれども、高齢者だけを対象にした王寺町でも4時までやっているんですね。

私は、3時までやっても、5時までやっても、実際の経費とか、おふろの掃除とかに支障はないと思うんです、具体的に。というのは、おふろの掃除委託、ほとんど全部調べたところ、五つぐらい調べたんですけれども、週1日休みのときに、おふろのお湯を入れかえをして、掃除をしていることで、委託でやってるところと、直接やっておられる、業務員の方がやっておられるところあったんですけれども、広陵町は2日休みでしたね。ですから、十分にお掃除できますしね、そういう点で言えば、受付の方も、もし職員さんが大変だというのであれば、そこにシルバーの方が座っていただいたらいいわけです、簡単な仕事ですからね。ですから、経費的な問題とか、具体的な問題で、私は要望があるのに、要望を把握してないとおっしゃるんでしたら、また、いろんな形で、要望が目に見える形に私も努力していきたいと思いますけれども、そういう点で言えば、やろうと思えば簡単にできるという内容ですから、ぜひこれは実現する方向を、再度きちっとしていただきたい。できないのであれば、なぜできないのかということをお納得のできる答弁をお願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部参与！

健康福祉部参与 さわやかホールのおふろについてお答えいたします。

現在、経費でございますが、16年度の決算額では約200万円経費が要ります。そのふろだけの関係でございますが。最近、ふろでは、重油ですが、以前に比べて2倍強の高騰もしております。それから、議員さんは5時までやっても、あとの分が余り手間がかからないというふうにおっしゃいますが、広陵町の場合、ほかでは週に1回湯を入れかえてる分を、2回から3回入れかえております。また、循環させて浄化している分がありますので、その分は毎日2時間程度行っております。ですので、それだけ後の作業がずれ込むという場合もございます。

それから、ほかの自治体では遅くまでやっているということもご指摘願いましたけども、広陵町の場合はサン・ワーク広陵でおふろをやっております。これは毎日11時から夜の10時までやっております。そういう面をご利用をいただければ、そういう面のご利用もいただけるんじゃないかと。あくまでもさわやかホールのふろは、町長の答弁でも申しましたように、高齢者のための憩いの場であると、そういうこともご理解いただきまして、この現在の時間の意味ということもご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 ことは、言うたらオイルの方が大変値上げしているという部分もあるわけなんですけれども、たった11時から3時までというところは、どこもないです。王寺だって10時から4時まで。だから、せっかくある施設ですから、一人でもたくさんの方に活用してもらうことこそが、税金を投入して、立派なおふろをつくったんですから、税金のむだ遣いにつながらないで、町民の皆さんに喜んでもらえる施設になるということになるわけですから、これについては、業務委託でおふろの掃除しているのであれば、その委託、民間でしたら、あるいは民間じゃないのかな、シルバーかちょっとわかりませんが、それは時間帯のやりくりというものは十分できるんじゃないでしょうか、同じ金額で。

それと、経費がということであれば、職員さんが今本当に福祉の方が人員が足りないと思います。そういう点で、おふろの受付するのが、人員的にもったいないというのであれば、先ほど言いましたようにシルバーさんをお願いして、そして今の職員さんをきちっと、やっぱり忙しい福祉の方の職員さんとして仕事をしてもらって、これほど効果的な、だれから見ても効果的な方法はないと思います。ですから、ぜひその点においては、再度白紙に戻して検討していただきたいということをお願いして、この問題は終わります。

3番目のアスベスト対策についてなんですけれども、沢の方から開催要請があり、3月11日に実施の予定ということで、これはようやく実施していただけるということでうれしく思います。大野もやはり近隣になりますので、大野の方はどうなのかということも聞いておきたいと思います。

それから、健診については住民説明会の意見を聞いてからということなんですけれども、アスベストの部分で、前に私が言っていた尼崎の部分については、国の方は本当にお金を出さない、約束不履行ですわ。しかし、国の方は一切出さなかったんで、市の方の単独事業として、住民健診や地域の住民健康調査を実施しているというのが実態だということ、新しい

情報を得ているところです。やはり、健康調査をしないことには実態がわからないわけです。これは違う、昔いうか、1988年から93年にかけての、阿蘇石綿株式会社ですか、熊本県なんです。そこでは、その時期に健康調査が実施されたんです、過去に。というのは、お医者さんがたまたま何かX線のフィルム見るとおかしいなということで、心配して町で調査を行ったところが、1万人対象にした調査で、最終的には1,000人を超える要管理者が見つかったというようなことがあって、県の方の費用負担とか、そういう形で住民健診もやってきたということがあったわけですが、それから引き続いて被害が拡大しないように、健診体制を強めることが必要だったということで。これはやはり、もちろん国と企業の責任でこういうことになったということは、広陵町の責任ということは言えないと思うんですけども、ただ、広陵町の住民の健康に対して責任を持つという立場からは、やはり積極的に、国、企業に責任を求めながら広陵町も進めていくという、そういう二面性が必要でございます。例えば、やり方として割とやりやすいと思うのが、例えば健診に行ってもらったら、交通費とか手間とかも大変なんですけれども、健診車に来ていただいてやれば、本当に結構皆さんまとまってね、大勢健診受けてくれるわけですから。費用的にも割合と安くなると思うんですね。ですから私は、健診車に来てもらうということを提案したいと思うんですが、そういう形でぜひ進めて行っていただきたいと思います。

あとは、建築業者の件なんですけれども、大きな会社ならともかく、建築関連の方、結構自分でやっておられる個人企業いうか、系の方も多いので、これは強要するわけではございませんが、そういう人も含めてやはり健診を勧めていくという方向性は宣伝していただいたらと思うんですが、その一つの方法として、町での健診の項目に入れることを検討するということですから、これは大いに幅広く呼びかけて、積極的にお願いしておきたいと思います。

それから、アスベストについてはちょっと待ってね。アスベストで、前回消防署員とか消防団員の方に防じんマスクの配置を要望したわけなんですけれども、それはどういう状況になったのかということをお聞きをしておきます。

それから、アスベストの調査もしてほしいということを書いてたんですが、今回、幸い平成18年度は耐震調査を実施される予定ですから、耐震調査の専門家の方と、アスベスト調査の専門家とそれほど変わらない、ほとんど建築関係の専門家の方だったらわかると思うんですね。設計書見て、材料見たら、これはアスベスト入っている、入っていないとか、あるいは目視してわかるとか、そういうところ言えば、せっかくそういうことをするんであれば、あわせてアスベストも診断してもらいたいということをやしてほしいわけですが、それについて

もお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 アスベストについてのお尋ね、6点ございました。

まず、大野地区についてもということでございます。たつみやさんが地元説明会をやるということで、現在進められております。沢地区の工場周辺の住民の方から強い要望があったということで動かれたわけでございます。当然、町としても秋以降、必要性を要請してまいりました。もし、機会が合えば大野地区にも声かけをしていただけるように対応したいと思います。

二つ目、健診の重要性について、熊本県の例を挙げてお示しをいただきました。当然、健康に対する不安というは、だれしもが不安なことで、特にアスベストというのは潜伏期間が長いということで、我々自体も不安を感じる点はございます。健康福祉部の方とも十分協議調整をしながら、一人でも多くの方が健康不安を解消していただけるような対応をしてみたいと考えているところです。尼崎市の状況についても、市の方で対応したということでございます。我々担当といたしまして、尼崎市に出向きまして、実際の対応についても学んでまいりました。議員の情報と我々の情報がひょっとして行き違いがあるかもわかりませんが、タイムラグといたしますか。私どもが聞いておりますのは、健診については尼崎市はすべて個人負担でお願いをしたと、額については630円という定額でございます。受診された方の数が約700名、正確に申しまして678名と、昨年中の受診数をお聞きしております。

その中でも特に感じましたのは、いわゆるアスベストに関係のない疾病の発見というものもあったというようなことも聞いたりしております。広陵町でどれだけの健診希望者があるかということについては、非常に数はつかみづらい点があるんですけども、まずは、地元沢地区周辺の方々の動きというか、お考えを聞いた上でご提案いただきましたように、レントゲン車をうまく活用して対応できればいいのかなというように考えております。

それと、防じんマスクについては、各施設については配布をさせていただきまして、活用いただいているものと思っております。消防の団員さんについては、ちょっとまた、総務部長の方からお話をいただけるかなと思います。

それと、耐震の補助、耐震を図るということの中に、アスベストも加えたらどうかというご提案でございます。今後、担当セクションとも協議をした上で、可能であれば対応できるのかなというように思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 アスベストの最後には、国の方のアスベスト法も整備されてきまして、リスクが高いと考えられる地域については調査を実施するという事になっておりますので、ぜひ積極的に国の方にも求めていただきたいということと。あと一つは、継続的にこういう問題は引きずるわけですが、あるところで電話相談実施されたんですけども、アスベストの電話相談を実施されたときに、30何人かの方が相談されたそうなんですけれども、その中で広陵町の方も相談されていまして、そのときに広陵町の方は、役場や県に相談をしたが、要領を得なかったということで、保健所に相談をしたら、それで相談が完了したということなんですけど、やはりきちっと不安を持って相談の連絡があるわけですから、どういうふうにしたらいいのかという安心できる対応をお願いしておきたいというふうに思います。

アスベストについては、これで終わります。

そしたら、次の職員倫理条例の制定なんですけれども、先ほど言いましたように、政治倫理条例は、私は大変よく機能しているというふうに思うんです。それから、先ほど松浦議員も質問されましたときに、公務員という立場の中で身分が保障されていて、そこに甘んじているのではないかというようなご指摘もされました。そういうときに、やはりもちろんあるんですよ、職員の倫理規定とかありますけれども、近隣でも幾つか政治倫理条例つくってございまして、葛城市の政治倫理条例などは大変おもしろいし有効だなど思いましたのは、大変具体的にしているということもあるんですね。ちょっとしたことでも、その担当課に用紙がありまして、どういうふうなところが心配で、この場合はどうしたらいいのかとか書いて、相談できる体制があるんですね。だから、ふだんから、そういうちょっとしたことでも、やっぱりきちっとしなきゃいけないという、そういう気風をつくっていくということが、そういう深刻な状態を阻止する一番大きな役目を果たすと思うんですよ。ですから、この職員倫理条例は大変に多様な状態ですので、これはぜひ研究会を早急に発足させて、研究して、制定する方向でつくってほしいんですが、その1点だけお聞きしときます。

議 長 助役！

助 役 今回の職員の不祥事というのは、非常に問題が大きいわけでございます。今、議員ご提案の内容につきましても、十分研究を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 最後に、では、質問をいたします。

先ほど答弁の中で、17年度なかよし広場の実施、延長保育ということでご答弁いただい

て、18年度はそれの充実、心の電話相談ということなんですけれども、これは先ほどもご答弁いただいたように、毎年、職員さん、各担当課の中で評価をするわけですね。ところで、こっだけ割合と具体的にした計画というのはめずらしかったわけなんですけれども、この行動計画を見ますと、この中で学童保育なんですけれども、学童保育は17年度から高学年30人を受け入れるという予定だったんです。それが、実施できてないんですね。ですから、これについては、やはり18年度に具体的に実施をしていくという計画を入れていただかなければ、これは、この計画が形骸化していくということになってしまうんです。まだほかにもあるんですけれども、あとそれから、預かり保育の方も17年度から実施することになってるんですけれども、一時預かり保育ですね、病後児保育の、これは実施されているんでしょうか、これは実施できましたか。そのほかにもトワイライトステイとか、これは既に前から実施されているけれども、利用実態がないということは、知られていない、制度を周知をしていないということも大きいのではなかろうかと思うわけです。これについては、なぜできないのかという分析をしていただいて、周知徹底して、せっかくの制度を利用していただくようにすることが大事だと思います。

それから、医療費の助成なんですけど、これは計画どおりなんですけれども、歯科と入院の就学前までの無料化ということで、この乳幼児の医療費の助成制度につきましては、予定、計画どおり17年度から実施をしていただいているわけですが、ただ、ここのアンケートなんですけれども、この計画をつくる時に実施されたアンケートで、重点的に取り組むべき子育て施策のところのアンケートで一番多かったのが、就学前で言いますと、犯罪を未然に防ぐ治安対策65.2%、子育ての家庭の経済的負担を軽減するなどの充実ということで64.1%なんです。子育て家庭の経済的負担を軽減するということにつきまして、就学前と言えば、やはり医療費の負担を安くしてほしいというのが、切実なアンケートの結果ではなかったかと思うんですけれども。これにつきましては、そういうことも踏まえますと、やはり通院の部分も含めて無料にさせていただきたいと。これは計画を毎年見直しするわけですから、新たな計画に入れていただきたいなと思うんですけれども。これは、きのうか、毎日新聞でも、例えば福岡の方なんですけれども、転勤で群馬の方に行ったら。そうすると、風邪引いたら子供を医者連れて行ったら、今までは全部初診料も無料だったけれども、転居で初診料がかかり、また無料期間も短くなって、休日だったらまた加算までされて、本当にこたえるんだと、家計にね。そういうことを特集じゃないですけれども、乳幼児医療についての声を書いてあったわけなんです。そういう中で毎日新聞のこの方は、子育て予算、国

のレベルで言うたらやれる金額じゃないかということを書いているわけですがけれども、広陵町におきましても、ぜひ、これについてもさらに進めていっていただきたいと思います。そして、それも重ねてなんですけれども、奈良県としての、県レベルの施策も本当に劣悪なんですね。この一覧表で見たら、下から2番目なんです。全国から見ればね。ですから、本当にこういう実態を議会も巻き込んで、また住民も巻き込んで、一緒に奈良県のそういう福祉行政の推進について、また努力できる点を見つけて、私も努力したいと思うし、理事者の方も努力してほしいというふうに思うんですけれども。そういう具体的な部分で、前進していない部分、そして、また計画を変えてほしい部分があるわけですがけれども。

あと、子育てを支援する団体との連携については、連携を取るということなんですけど、これについては、連携が取れたのかどうかということとか、個々具体的にいろいろパンフレットもつくっていただいているわけですから、お聞きし、確認をしておきたいと思うんですけれども。

あとは、何があったかな。それから、学校教育の食育の推進ということで、これは16年度から継続実施、17年度にもされているということなんですけど、具体的に17年度で前進した部分、どこなのかということと、それから国の方でも、この学校給食に地元の地場産品を3割は使ってくださいというような方向がこの前出ていました。ですから、そういうことを、地元の材料を使った食育の推進ということについて、さらにどのように考えていただけるのかということも、この場でも確認をしておきたいと思います。

ちょっと、いろいろと計画全部見ながらチェックして言っているわけですがけれども、とりあえず、今言いました点について実績と、それから今後の見直しについてご説明をお願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 この子育て支援の計画につきましては、全町にわたっていろいろと対策を進めているわけでございます。

町長も申しあげましたように、担当部署による進捗状況についての、担当者レベルの検証については3月下旬になると思いますねんけども、その時点で十分に対応を、どういう状況であったかを検査したいと、このように思っております。先ほど、ご質問がありました、トワイライトとかショートステイについては、制度は以前からあるんですけども、十分に利用されてない。ということは、周知が十分でないのかというふうなことになります。これにつきましても、今後はやはり広報等とか、いろんな形で住民に周知をしていきたいと、このよ

うに思っております。

一番、問題が、放課後児童育成クラブ。一応国の方でも積極的に高学年の受け入れをというふうなことでございます。ただ、我々も早急に対応したいと思うんですけども、今1カ所が非常に児童がふえております。ここを差しおいて、ほかのとこだけ対応するという、これも非常に難しい問題でございます。この辺について、社会資源がどういうふうになっているか、この辺も十分に精査して、できるだけ早い時期に対応はしたいと、いつもこれは計画書には出ているんですけども、気になっておるんですけども、非常に1カ所の対応がとても無理な状況で、今、低学年だけをクラブで対応する、これが今、精いっぱい状況でございますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 松野議員から乳幼児の、いわゆる修学前の通院についての対応ということでお尋ねでございますけれども、子育てというのはやはり大変楽しいものでもあるはずですし、親にとっては大変やりがいのあることだというように私思うわけです。何でもかんでも福祉で皆やってくれという考え方も、余り前面に出さずに、福祉で本当に支援をしていくんだということにつながるようなことを考えながら、我々として担当セクションと協議をしながらPRしていきたいなど。今、ここでそれをやりますということは言えませんが、はい。ご意見として受けとめておきます。どうもありがとうございます。

議 長 12番議員！

12番議員 18年度、17年度の評価の上に立って検討していただく課題ということでお願いしたいんですが、少子化に対する歯どめについて、財政的、経済的な問題が本当に大きいということは十分に今までも指摘をしてきたし、よくご理解いただいていると思うので、大変奈良県おくれた中で、やはり前進させる努力をしていただきたいということを加えます。

それと、あと、母子家庭の自立支援はあるんですが、最近父子家庭をサポートする必要があるということを強く言われております、ヘルパーさんの派遣とかね。そういう部分で、18年度からは父子家庭のサポートについても計画に盛り込むべきではないかと思うんですけども、その点と。

それから、先ほどの学童の実態はよく知っていますけれども、本当に知恵絞らなきゃいけない部分ですが、検討していただくということでいいんですが。第一小学校区の学童保育所の場所が、やっぱりどう考えても劣悪ですし、やはりそれも学校、第二小学校、あるいは西小学校のような形で、早急に解決していただかなきゃいけない課題だと思います。とりわけ、

高学年までやろうと思ったら、とてもあそこでは無理だろうというふうに思いますので、その点についてと。それからあと、障害者を受け入れていただくのは大変ありがたいことだし、必要なことなんですけれども、学童保育の中でね。これについては、言うたらプロの人とか、人数が減らされて障害者の方が見なきゃいけないのは大変難しいので、この職員さんの待遇の改善も課題にさせていただきたい。

それと、あと全体として言えば、読書活動計画も本当はここにもかかわってくるかなと思いますが、ちょっと範囲が広過ぎるかとは思いますが、そういう読書推進基本計画も予定されておられるので、その辺との兼ね合い。それと、あとは、それは課題として18年度に乗せることを検討していただきたいという要望です。

それから、最後に山村議員も質問されていましたが、幼保一元化がいいかどうか私は今のところ言えませんが、前の議会のときも言いましたように、やはり子育てはこういう一貫して見ていく、同じ年代の子供が担当課が違うという状況については、やはり是正した方がいいのではないかと思いますので、前の12月議会に研修報告の中で取り上げさせていただいたような形で、やはり教育委員会がもう少し幅広く子供を一貫して見ていくということも、やはり真剣に検討していただきたいと思いますのでお願いします。

議 長 以上で、松野君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後6時20分まで延長をいたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、午後6時20分まで延長することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 4:48 休憩)

(P.M. 5:03 再開)

議 長 それでは休憩を解き、再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

6 番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問の前に当たって、私も発言をさせていただきたいと思います。

自治体を取り巻く情勢は、かつてない厳しさがあります。昨年、総務省事務次官などが指

針を出されて、各自治体が集中改革プランの作成を指示され、本町も昨年12月に中間報告が出されました。

この間、各種団体補助金の1割カット、お年寄りへのサービスの縮小、職員の給料の削減など実施されてきました。また、ごみ袋の有料化、下水道料金、国保税の値上げなどが検討課題として遡上されています。

共産党は、この間この状況の中で議員報酬のカット、政務調査費の半減、各種行政委員会参加議員の無報酬化などを提案し、12月議会では、議員の報酬引き下げ、町長の退職金の減額など議会に提出したものであります。このような流れは、結局は議会の活性化、改革が今叫ばれている中での話であり、このことを本当に議員が覚悟を決めて、この広陵町の将来に当たって、政治参画、行政参画していくことが望まれているものであります。

また、幸い、活性化委員会が本議会につくられるということに当たっても、この地方議会の7月号では、この新たな町村議会の活性化方策2という特集が組まれています。そして、活性化の意味はどういうことかと言えば、活動要領5、個人、団体環境条件で違うけれども、結局は地方議会の一定の法的権限でも、意欲が低く力量不足なら活性化度は低くなる。使える財源と職員が少なくても、意欲に燃え、力量を目いっぱい発揮しようとするれば活性化は高くなる。このように言われています。地方議会の活性化という問題に関しても、結局は議決すべき事案、執行すべき事案はだれが企画立案するか、企画立案はほとんど執行機関である首長が行うものと観念されている。なぜ、議会ではいけないのかということから、自問自答してですね、議会の活性化に当たっても企画立案ができるような、そういうものが必要だということに言われています。

また、先ほどの、昨年出された指針の中で、初めて地方議会に言及されているわけですが、住民の多様な意見を把握し、集約を反映させるための取り組みを積極的に行うことということは、比較的新しい指摘だということに言われています。これは、第二次地方議会活性化研究会の中間報告が出されたことにも幾分反映されているんだということに言われているわけであり、このような状況を踏まえて、ぜひ議会の活性化、もちろんこれは議会議員みずからがみずからの現在の状況を踏まえて、報酬等の引き下げにも住民にこたえていくと、こういうことも含まれているものと思っております。

そういう中であって、本来の町政が住民に対して本当に町長が言われる、人に優しい、また人に優しい町政を実現させていくということが望まれるわけであり、私は、そのような立場から一般質問をさせていただきます。

まず、第1に安心・安全なまちづくりであります。

登下校時こどもの安全を守るため、PTAや老人クラブなど積極的な取り組みがされています。通学路や登下校の時間帯など、関係者だけでなく地域の方々に共有することが必要。

また、消防署の協力を得、防災予防啓発活動を登下校時に取り入れる。これは一例ですけれども、シルバー人材センターに計画的な立証を委託するなど、現在の先ほども教育長が言われたような、PTAなどの活動されている方々を系統的につかんで、力を発揮させていただく。このことが一番必要であります。こういう問題について、まず質問をさせていただきます。

2番目に、地方自治体の役割が問われている問題であります。

地方自治分権の考え方が浸透するにつれ、国が放棄しようとしている、あるいは国が投げ出している住民の暮らしを守るという視点が、一層自治体に求められている状況の中であって、低所得者層への各種減免制度の充実が今特に求められています。衣食住の基本的なところを守るという視点であります。格差が拡大され、末端の自治体の進化が問われているわけですが、老年者控除の廃止、年金控除の縮小、定率減税の縮小・廃止、生活保護の縮小など行われ、国の施策は弱者切り捨てに大きく傾いています。

ここに加えて、消費税の増税など、税の基本的な考え方が放棄される状況が生まれている中身にあって、私たちは、今、低所得者層への手助けが欠かせなくなっている状況を、自治体が最も感じている状況だと思います。先ほどからの議論も、結局は身近なところの町民の動きを一番よく知っているのが自治体だと、こういうところから交通機関の問題、あるいは修学援助金制度などなどが取り組まれているわけであります。この点についての問題についてご答弁をお願いしたいと思います。

第3番目に、地場産業の振興についてであります。

これは、行政の認識が高まらなければ進展が難しいという分野であります。サン・ワーク広陵の活用が提案されているわけです。靴下販売や農産物の直売所構想はもちろんいいことですけれども、ソフト面での対応が最も重要であります。靴下組合を中心に、未加入業者も含め業者の実態把握、現在の販路の状況、広陵町のブランドとしての取り組みの方向、近隣商店での販売の状況、業者の現状認識に任せず、行政としての認識の深化が求められる分野であります。消費者も参加する対策委員会等を設けて、地場の生き残りをかけた覚悟が行政に必要だ、このことでもあります。再三指摘してきたわけですが、中小企業法第6条は、地方公共団体の責務を規定し、中小企業振興のための施策を策定し、実施する責務を有するとう

たわれております。この点についての考え方が一層深化しているのかが問われているわけであります。

4番目に、各大字・自治会公民館・集会所の積極的活用をという面であります。

これは地域の拠点としての活動をどう見るのかということに関連しているわけであります。当然ながら、公民館の運営は、自主的には各大字・自治会に任されています。このことを前提に、利用の実態把握まず行って、町の貴重な財産である建物を、町として統一的に活用する方策を模索すべきであります。地域の力を活用することは、子供会の指導者を養成しながら、各種ボランティアの育成に系統的に取り組む必要が最も大事であります。幸い、広陵町には畿央大学が進出してきました。産学連携の動きも強まっている中で、これは大学がある地域では、特に大学生のボランティアの活用が積極的に取り組まれています。各大学では、地域の活動でボランティアの各種クラブが育成されています。こういうクラブが地域の子供たち、あるいはまた、それにはとどまらないお年寄りや、その他もろもろの活動分野で学生が活動しているわけであります。こういうところに、大学への協力を要請をし、学生の地域のボランティアとしてのクラブ育成のための力を積極的に図っていくことが必要だと思いますが、どのように考えておられるか。

5番目に、交通弱者対策についてであります。

コミュニティバス導入調査費100万円が組まれました。まちづくり交付金として活用されているわけですが、町は移動困難者への問題としても取り組みの意識を持たれているわけです。乾議員が系統的に取り組まれている内容でもありますが、そのことについてのご答弁もお願いしたいと思います。

次に、次の世代に平和な社会をということ、憲法9条の問題があります。

憲法9条の第99条は、当然のことながら公務員の憲法擁護義務がうたわれているわけであります。このことに対する認識はどのように持たれているのか。

また、無防備都市条例の制定の問題であります。

これは、奈良市でも条例制定が住民の署名50分の1署名ですか、請願書面で提案されてきたところであります。無防備都市条例とはどういうものなのかという問題について、まだ広く知れ渡っていない問題もあろうかと思えます。奈良市の場合の目的の第1条は、ジュネーブ条約等の国際人道法についての規定されている無防備地域宣言を行って、市民の平和と安全を保障することを目的としているというようにうたわれています。このことについては、新聞紙上でも最近特に取り上げられてきている問題であります。これは第2次大戦後ジュネ

ーブ協定が結ばれたわけですけれども、これは国際赤十字が中心になって生まれてきた問題であります。そしてその過程の中で、第1議定書、第2議定書というものが国連で可決されました。これが、今うたわわれている無防備都市宣言の基礎になっている問題であります。

このことについては、もともと国連がルール化している問題は、国と国との関係の問題であったわけですけれども、ところが、この問題に画期的な動きが生まれてまいりました。それはどういうものかと言えば、国際法が国と国との関係を規定してきたわけですけれども、議定書は一般住民を含めて、自国民の保護規定を置いてきている。国際法にとって革命的な現象だと言われている由縁であります。このことが、国対個人、あるいは政府対自国民の関係において、国際法上の一定の規律を課すということになって変わったわけです。これが無防備都市宣言というものであります。

無防備都市宣言というのは、議定書の第59条にうたわわれている問題で、無防備地域の設定ができるということでもあります。もちろん、それには一定の条件があります。無防備都市地域は、すべての次の条件を満たす場合に発せられるということで、A、すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されること。B、固定した軍用の施設、または営造物が敵対的目的に使用されていないこと。C、当局または住民による敵対行為が行われないこと。D、軍事行動を支援する活動が行われていないこと。こういうことが、まず条件だというようにうたわわれているわけです。これが適当な当局によって発せられることによって、無防備都市宣言ができ、そしてジュネーブ協定議定書の中にあって、いかなる軍隊、戦争状態にあっても無防備都市に対しては、戦闘行為を行ってはならない。このような規定があります。もちろん憲法第9条、日本の憲法第9条と密接に関連していることは言うまでも持たないわけです。このことに対する条例制定の検討を行ってほしいということでもあります。

以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 寺前議員のご質問にお答えを申し上げます。

6項目のご質問でございますが、一般質問の通告書であります。毎回のごとく議員の個性がにじみ出ているわけございまして、しかし、やっぱり定められた様式がありますので、どうぞこの様式であれば、私ども取り扱い、整理がごくしやすいのでございますので、どうぞよろしく申し上げます。2枚になっても3枚になっても結構でございますので。

まず、1番の安心・安全なまちづくりは教育長がお答えします。

2番の低所得者層への各種減免制度の充実でございます。

国の行財政改革路線の中で打ち出されてまいります福祉施策の観点から、格差の拡大を指摘されておりますが、三位一体改革によるスリムな国家財政を堅持するための税制改正や生活保護基準の見直し等は、高齢者や年金受給者にとっては、特に大変な痛みがあるように思っております。こうした国の施策は、住民全体にとっても大変厳しい負担増となるものと予測されるところであります。

町におきましては、こうした地方への圧迫に立ち向かうべく、連帯行動や要望をしながら、現行減免制度により適切な対応をいたしたいと考えております。三位一体改革が、町行政に与える影響と、それに見合う財源措置につきましては、決して安堵いたしておりませんが、限られた財政の中で、建設予算、福祉予算におきましても、バランスのとれた配分に撤しながら財政運営をしてまいりたいと存じます。

3番の地場産業の振興についてでございます。

中小企業基本法第6条につきましては、県や町において、設備投資などの金融支援、経営に関する相談に応じる経営支援、また創業や事業化を計画している方への講習や新製品、新技術の実用化のための技術支援など、創業経営革新支援など、あらゆる面から地場産業振興のための施策を講じております。

その中で、各業者におきましては、生き残りをかけた経営努力がなされているところでありますが、町行政として何が最も効果的であるか、商工会との連携のもと事業の推進を図っているものでございます。新年度におきましてもPR用の看板の設置を予定しているところであります。靴下の販売といたしましては、県商工観光館内でのふるさと商品コーナーや、ふるさと会館内でのエアランド、アンテナショップの充実を図っております。

また、収納対策本部におきましては、口座振替開始から40周年を迎えるための記念事業といたしまして、口座振替していただいている納税者の方々に対しまして、地場産品の靴下等の贈呈を予定し、500万円の予算を計上いたしております。

さきの文化財一般公開でのイベントにおきましては、商工会が参加し、靴下の販売を実施いたしました。10万円ほど売り上があったようでございます。

そして、昨年7月から実施しております住宅リフォームにつきましても、既に33件で230万8,000円の助成を行い、工事総額は助成金の15.6倍、3,615万312円の経済効果を発揮しております。

委員会の設置につきましては、消費者の意見を聞き、地場産業の振興を図ることは当然の

ことではありますが、商工会や各業界との懇談会の場を通じ、把握し、その都度検討しているところであり、設置につきましては今のところ考えはございません。

次、4番でございます。各大字・自治会公民館・集会所の積極的活用をということでご提案をいただいています。

各大字・自治会の公民館及び集会所につきましては、町としての貴重な財産であるとともに、むしろ地域の人々が学び、人的資産を生み出す場であると認識しております。

施設の運営方針や施設の維持管理におきましては、それぞれの地域における運営規則に従い、独自性を生かしながら有意義な活用が図られており、その利用実態もさまざまであります。

この場所で、地域の子供たちの成長や、ボランティアの育成につきましても、その地域の人々がコミュニケーションを図りながら、より一層の活動拠点とすべく、利用増進に期待いたすところでもあります。

こうした中での人づくりの行政の取り組みとして、昨年は、奈良大学との連携により、地域貢献型キャンパスとして公開講座を開催し、地域とのきずなと未来を考える機会を提供いたしたところでございます。畿央大学との連携につきましても、講師要請等の協力体制が整っているところであり、さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、5番目、交通弱者対策でございます。

公共交通システムの取り組みなど、関連質問に再三ご答弁を申し上げておりますが、本年度まちづくり交付金対策事業として、広陵東部地区都市再生整備計画の補助要請をいたしております。

奈良交通バスの廃止路線復活の期待ができない状況の中で、町単独交通体系について、新年度調査費用を予算計上しており、構想を打ち立ててまいりたいと存じます。

なお、障害者等の移動手手段の確保としては、乾議員にも答弁申し上げましたとおり、現在、中和8市町村広域地区福祉有償運送共同協議会の準備会において協議を重ねており、運行実現に努力してまいりたいと考えております。

最後の質問でございます。次の世代に平和な社会をということで、お答えを申し上げます。

大変大きな憲法論議でのご質問をいただいておりますが、青い空、緑の大地、そして穏やかな暮らしは、世界中の平和を愛する全ての人の願いであります。

日本においても、人類史上唯一の被爆国の悲劇を繰り返してはならない決意のもと、憲法第9条で戦争の放棄を訴えています。この憲法第9条を変えようとの動きは、決して兵器を

つくる産業を興そうというものではなく、国家の安全を守り、国民の安心を守るべく、自衛の観点であると見守っております。

本町においても昭和60年に、平和非核都市宣言を採択しており、平和を守る子供たちの成長を願いながら、核兵器廃絶と恒久平和実現のための不断の努力を重ねることは、全ての人の共通の認識であると感じております。

今議会では国民保護関係条例を提案中であり、焦点となっております無防備都市条例、いわゆる平和を希求し、戦争に協力しない条例につきましては、他市町村の動向を見据え、自主防衛の概念を慎重に見きわめたいと感じております。議会におかれましても、十分ご議論を交わしていただきたいと思っております。

以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 寺前議員の、安心・安全なまちづくりについて、お答えいたします。

通学路の安全につきましては、吉岡議員にお答えしたとおりで、地域住民の力の結集を願いつつ、地域の教育力の復活と向上を願っております。

また、シルバー人材センターの立哨については、ご提案を参考にし、ご相談してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 まず1番目から質問させていただきます。

この本議会においても、地域の安全をつくる問題というのは、他の議員さんからいろいろ議論をされており、そして、そのための取り組みも真剣に行われているところであります。

しかし、一つとして、具体的に、例えば議会が目に見えるような形での問題把握ができる状況をつくっていただきたいと、このように考えるわけですね。一部の議員は教育長を引き連れて、実地検証をしてきたということですがけれども、そのことが議会全体に反映していない。こういう問題があろうと思うんです。どういうことかと言えば、一番大切なことは、この本議会に置いても、いろいろと議論されました。老人会の協力、PTAの協力、自治会の協力、そしてまた、散歩する方々の協力など、積極的に意識の向上に努めておられるわけがあります。

しかし一体、このことをどうやって系統的にきちんと把握していくのかという問題が、どこにあるのかということが出て来ないわけがあります。いざ、問題になった場合に、通学路

の安全に対して、通学路の点検を行ったと、その危険地図もつくったと。しかし、ここに例えばPTAの方々が自転車でいろいろ回っておられる。あるいはまた、民生委員の方が土日自転車で回られる。いろいろな形態があるんですけども、その回る場所やその他の問題について緻密に考えた上での設計ができてるのかどうか、あるいは、教育委員会はPTAとの関係は密にできるでしょう、学校もできるでしょう。しかし、自治会や民生委員、あるいはまた、その他のところについては、これは担当部局が違うわけなんです。

そういう点で、本当に今大事なことは、この子供たちを守るというのは、特に日常的に言えば登下校時というのがまず第一であります。その他は遊ぶところの公園や、その他の場所があろうと思いますけれども、この登下校時の問題に対しての行政の責任の範囲というのは明確になるだろうと思います。

そういう点で、こういうところの部分で教育委員会が中心になっても結構ですし、もちろん、それは教育委員長が中心になるんでしょうけれども、その場合に、この場所、この場所に対して何時に登下校が行われていると、もちろん、不測の事態等々あるわけでしょうけれども、その第一義的なPTAの方々が努力されている。そして、また危険箇所についてもチェックできない場所、あるいは移動で消えていく場所等々について、これをどういう形で把握して、きちんと教育委員会、まずは学校でしようけれども、学校が把握し、そして、その全体像を教育委員会が把握して、日常的に動きが目に見えるような状況をつくっていかないとかならないと思うんです。このことが、各地でも行われているわけなんですけれども、相当緻密に行われています。登下校時の最初の校門については、老人クラブの方々が4人集まっておられて、そして途中についてはどういう形で把握するのかというところまで、そのPTAや学校がつかんでおられるところもあります。そして、それが教育委員会に報告されてくる。通学路については教育委員会まで報告事項になっているわけですけども、その他のところの民生委員さんや、あるいはPTA以外のところについては、学校が把握するというのは困難なんです。だから、そういうところの部分についても、通学路の部分がきちんと決まり、そして安全な部分、そして見回りが必要な部分もきちんと決めた場合については、老人クラブに協力するのであれば、老人クラブの何人の方がいつもここに来られるのかと。あるいはそれが流動的であれば、シルバー人材センターにお願いして、何時から何時までについては立哨をお願いする、こういうところの系統的な計画書が必要だというように思うんです。

今、問題になっているのは、そういう個々の善意がたくさんあるわけですけども、それを系統的にきちんと把握するというところの部分がないために、結局はいざとなったら慌て

てしまう。こういう問題があるわけなんです。だから、そういうところの問題で、だれがすべての責任を負って、通学路の安全、登下校時の安全の細部にわたっての計画書ができているかどうかというところだというように思います。

だから、教育委員会が一生懸命にPTAの方々を中心に、議員さんも含めて善意の方々の力を総結集されている。総結集されているところの部分を点と点を線に結び、面に結んでいく。この作業を教育委員会を中心に関係部署がきちんと把握をして、そして通学路の安全の状況についての議論を、きちんとしたものをつくっておくということが現実に行けるといんじゃないんです。結局、こういう問題について、学校だけで把握してたのでは、これは絶対におさまらないんです。

だから、例えば老人会の会合の中で、その問題についてちゃんと把握しているというのであれば認識されているのか、そういうことについての問題があるわけなんです。

だから、私はこういうことについて、今言っているのは、やはり登下校時の具体的な内容について、全体の問題をきちんと提案したものが出回っていきななきゃならない。そして、もちろんそれはときのおいては、変速的に時間帯を変更するなりする方法もあるでしょうけれども、そういうところまで具体的に、面のところまで押さえるってことが必要だと。そういうところに地域の方々が、今どういう状況になっているのかということが把握できる。このことがなければならぬというように思うんですけども、そういうところで今努力されている方々、あるいは努力していただいている教育委員会が、学校を中心にして努力されている方々が面整備において、きちんとそういう方々との対話ができているのかどうかと。これは夏、夏だけに限らないですけども、地域懇談会などもあります。そういうところで活用するという方法もあります。これだけでは、その地域だけになりますので、シルバー人材センターとの協力をお願いして、配置するような場所については、何時から何時まで配置されているということも把握しながら、一人一人がそういう状況を知っているという、もちろん協力している方々がという意味ですけどね。そして地域の方々が絶えずそういうようなものを把握できるような状況をつくっていくということが、長期にわたって安心・安全な通学路を確保する道だというように思うんですけども、そういう点についてお伺いしたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 今おっしゃっていただいているとおり、点を面に結んでいく、そのことは大変必要なことであると同時に、私はそれがいわば満点、満点というのは語弊がありますが、120点の答えだろうと思います。

現在、各校・園の方では、今言いましたように、今点を結ぶ、その作業をPTAと学校が主体となって、外の方に向かって発信してもらっています。だからそれを一つ一つ結んで行きたいと、このように思っております。それが、私が一番願うところは、そういうところが子供の安全というところの一つの願いから、地域の教育力、また地域の安全・安心ということの芽生えができていけば一番いいかと、このように思っているわけです。やはり、地域の安全・安心というようなものは、地域のすべての方々がそのことについての、目覚めという言葉は語弊があるかも知れないですけども、共通意識を持ちながら、それに対してやっぱり乗っていただく、そのことが私は一番大切なことであろうと思っています。

しかし、現在このような変化の激しい時代ですので、何が起るかも知りません。そういうときには、私はやっぱりシルバー人材センターのお力もおかりしなければならないと、そんなことも考えているわけですけども、まず最初は、地域の人々、まずおうちの方々、地域、学校、そういうところと、もう一つはいろんな地域の方々の団体とか、ミニサークルとかそういうところの方々の力を結集する、その中心になっていくのが学校とPTAだろうと、このような考え方の中で、今地域の安心・安全というものの確保を願っているものなんです。

以上です。

議 長 6番議員！

6番議員 教育長の非常に全面にわたった認識を聞かせていただいたわけです。その中で、一つ二つ聞いときたいと思うんです。

一つは、やっぱり通学路のところの拠点、拠点というか最も大事なところ大事なところですね、やはり定時に常時全体が見回せるような方を配置してくことも必要だと思うんです。

そういう点では、シルバー人材センターにお願いをして、1時間なら1時間、全校区のところでは配置をして、その方への連絡を密にしながら全体の流れをつかんでいくということも必要やと思うんです。

もう一つは、消防署、広陵消防になろうと思うんですけども、これはいわゆる予防時、今回も夕方、あるいは夜回っておられるわけですけども、登下校時のときにも、いわゆる車を回していただく、これは全町全体には無理でしょうけども、計画的に回していただく。そういうことも積極的に力を活用する道につながっていくだろうと思うんですけども、その2点について再度お聞きしたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 常時のことについてはね、私は立哨というのもいい考えかも知れないんですけど、やっぱり先ほど言いましたように、自分の、我が子を守るのはやっぱり親の方であろうと思いますので、やはりPTAを中心としたところに力を置いていきたいと、このように思っております。

それから、消防のことについて言われていますけども、ちょっと私自身は、それが果たしてできるものかどうかということについては疑問を持っております。ただ、いろんなどころに出て行ったときに、いろんなどころの方法論も聞いております。

例えば、この間、郵便局のどこへ行ったわけですけども、郵便局の配達の方々がそのことについての、また道路とか通学のそういうときがあったときには、連絡するんですよと、そういう制度もありますよちゅうことも聞いておりますので、いろんなどころに情報を得ながら、そのことについての実施に向かってのことについては考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長 6番議員！

6番議員 消防署については、だからわからないことについては、他の部局でお願いしたいというように思います。

2番目に移りたいと思います。

低所得者層への減免制度の問題ですけれども、格差の問題とともに、自治体の役割が問われているんだと思います。

先ほども出てきたように、地方分権の流れは、自治体に政策能力を持つかどうかと、もちろんそれには財源の裏づけが中心になろうと思います。残念ながら国は、その財源の裏づけについては後退しながら、積極的な面が見当たらない。地方6団体もその面では非常に強い要望を重ねておられるわけですけれども、間違いなく国の施策の切り捨てられた部分を、地方自治体が穴埋めしていかなきゃならない。この流れは途絶えないというように思います。そして、それ自体が地方自治の実現に向かう流れだというように考えるわけであります。国が切り捨てたから、仕方ないから自治体も右へ倣えするんだということの流れは一時期出てきていたわけですけれども、これは、困難な状況が生まれてくれば必ず末端の地方自治というところの仕事は、そういう問題に対する認識が芽生えざるを得ない宿命があるわけです。そして、地方分権の流れの中で、それが一層強められるというように思います。

広陵町の状況は、一つはどんな状況かという認識に立つことから出発しなきゃならないと

思います。

学校の問題については、いまだに就学援助金制度があります。これは、困難家庭に対する援助であります。これも国は地方自治体の制度として押しつけようと頑張っているわけですが、この問題が今行われているわけでもあります。

また、国民健康特別会計のところでは、4割減免、6割減免という法定減免があります。そして、広陵町では任意減免があります。こういうところでは施策は行われているわけですが、一方で衣食住のところの重要な問題で言えば、いわゆる住宅は町営住宅があります。ここでの所得制限がいろいろ改正されて、一般的な住宅事情という面が流れてきたわけですが、母子家庭やお年寄り、ひとり暮らしのお年寄りの住まいをどうするのかという問題については、この住宅の活用が図られる必要があると思います。また、国においては、そういう点で対策するための、いわゆる住宅、名称は忘れましたが、制度が新設されています。こういう活用が考えられています。

また、水道の問題はもっとも重要な生活の拠点、下水道も同様であります。こういうところについては、残念ながら減免制度がないわけなんです。介護保険については、第1段階から第6段階というところに減免制度の考え方があろうというように当局の方は言っておられるわけですが、残念ながら減免制度という問題は、1割、利用料については、過去にあった問題は現在はなされていない。こういうところの問題もあるわけです。そういう点で、私は低所得者層への減免制度の充実、拡充という問題は、今後の行政を携わるものにとって、福祉制度の中身の大きな課題だというように思うわけであります。

広陵町で統計的に生活の反映されている状況を見る場合に、国保税の問題があります。ここには一つの資料があるわけですが、この資料については、加入世帯、国保特別会計の加入世帯が3,892世帯。9,043人、これは16年度の資料として提出されたものですが、そういう中で所得のない層から、150万円以下の所得の層が2,320世帯、59.6%に上がっているんですね。こういう実態が広陵町民の生活実態の一つを反映している側面であります。また、格差の問題に関して言えば非常に各地でうたわれています。経済協力機構の報告書によると、日本に貧困率は90年代半ばでは13.7%。これが2000年には15.3%と大きく拡大している状況があります。国会でも格差の問題が議論されているわけですが、小泉首相は、当初は格差はないという答弁が、現在では格差があって当然だと、機会が出て立ち直ることが最も大事だというような答弁をされています。

しかし、現実問題としては、この問題は税制面においても非常に厳しくなっています。年

金生活者の非課税ラインが70万円引き下げられたわけですね。そして、そのために介護保険制度の中でも、国自体も認めざるを得ないような、今まで非課税世帯であったところの方々が、住民税課税世帯になってくる。激変緩和だと称して、第3、第4のところについて緩和措置がとられる。非常事態とも言うべき内容であります。

こういうような内容が今私たちの生活の中で行って、大きくあらわれてきているわけですから、この点についての広陵町の条例で任された部分についての、減免制度全般にわたって本当に真剣に考えていく必要があるかと思うわけですが、そういう点でどのような基本的な考え方を持っておられるのかをお聞かせ願いたいというように思います。

議 長 総務部長！

総務部長 総合的に低所得者への減免制度の充実から、いわゆる財政的な総合的な観点のご質問と承ります。

当然ながら、国の三位一体による改革の中で、広陵町におきましても、その影響額というものは当然出てきておるわけでございます。そしてまた、地方税制の改正による高齢者の控除の廃止、あるいは年金控除、定率減税の縮小、こういったもので、税金面では収入が1億円ばかりふえるわけでございますけれども、影響額といえ、三位一体による影響額が6,216万円というふうな形でも出てきております。財源的には到底その増収を見込まれないというふうな状況でございます。

なおまた、福祉施策としては、一方で学校の児童手当の6年生までの支給、こういったもので増額の図られた施策そのものもあるわけでございますけれども、こういったところを重点的に配分する中では、やはり現行制度の減免制度に頼らざるしか方法はないというふうな考えを持っております。なおまた、福祉のそうした関連する減免制度につきましては、町単独で考慮できる状態であるならばいいんですけれども、そのことにつきましても財源面で到底難しいと。さらなる住民の皆さんに転嫁することなく、当然町単独での行政改革というものを推進しておるわけでございます。5カ年5億円の経費切り詰め、あるいはまた、その他の経費についても全面的に切り詰めた中で住民の皆さん方に増額を申し上げることが、一番の最後の手段というふうな形で財政運営を行ってまいっております。

十分、そのような状況の中でのご理解、ご認識に立って、一つご理解を賜りたいと、かように思っております。よろしくお願い申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 基本的なところの部分と、それから今後の広陵町政の未来図の問題にかかわって

る内容です。

財政的な問題で言えば、国と地方の関係というのは厳しい問題だという認識は共有しているつもりであります。

一方で、地方交付税の改革も言われ、また、自主財源の創設も言われているわけです。それは何かと云えば、自治体で頭を使えと、こういうことでもあります。財政的に厳しいところの問題については認識を共有しているわけですがけれども、これからは一層地方自治体が独自の道を歩んでいく問題として考えなければならない。第1回目の答弁では、建設と福祉のバランスの取れた取り組みが必要だというようにおっしゃっていたわけなんです。これは、地方分権の中で広陵町の独自の頭で考えて町民の暮らしをよくする、人に優しい広陵町のあり方が問われているわけですから、この問題について財源がないの問題は、当然厳しい問題として認識せざるを得ないわけですがけれども、町民の暮らしの問題から見れば、困難家庭への援助という問題は避けて通れない課題だというように思います。そういう点で町長、人に優しいという、そのことの中にやはり広陵町民の生活苦で、悩み苦しむ方々への援助の手だてというのは欠かせない課題だというように思うわけですがけれども、そういう点での減免制度、諸制度のあり方について、どのようにお考えなのか町長から聞いておきたいというふうに思います。

議 長 町長！

町 長 前回にもお答えをしておったと思いますが、今日の町民の考えというものは、負担は少なくサービスは多くという考えが根強く、これ上昇しているようでございまして、お上のお世話にならんという今日までの考えはだんだん減っているようでございまして、特にこの押しかけてサービスを説明をする。そして、行き届いた福祉社会になりつつあるわけでございまして、このまま推移をいたしましたら、当然財政はパンクするのは当たり前でございまして。そこで、国の方も大変ございまして、町の方でもさせてもらおうと、福祉減免措置をさせていただくためには、何としても町の力をつけなければ、とても自主財源ありません。国、県に行ってもなしのつぶてであります。私もせんだって町村長を代表して、知事さん、副知事さん、各部長さんに言う機会を与えていただきました。ほかの人は優しかったんですが、私はなかなか厳しい言葉で言いまして、後で他の町村長からしかられたいうのか、おまえ言うのなかなかきついぞというようなことでもありました。それだけ厳しく申し上げておるわけでございます。

これからも、国、県がだめなら、私どもがやっぱり自主財源を確保する、そういう方策を

考えなければ町は減免の手だて、また新規の施策については財源がないわけでございますので、こうした方面については極力皆さん方と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

議 長 6番議員！

6番議員 私は一律に福祉、減免制度ということを行っているわけではないので、先ほどの数字で挙げた、やはり困難家庭への援助というのは必要に迫られてくる問題だと、地方分権の流れの中の大きな課題だというように思います。財源の問題についての認識、非常に厳しい問題あります。その点では共有しているつもりですけれども、今後の地方自治のあり方についての、町長との議論を深めていきたいというように思います。

3番目に移りたいと思います。地場産業の振興についてですけれども、1点だけお聞きをしたいと思うんです。

一つは、今度担当者が変わられて、その取り組みが期待されているところでありますけれども、町行政の中であって活力が求められていると、それは財源の問題にもはね返ってくるわけですけれども、そういう点で活力と言え、まず産業の振興という問題は欠かせないと思うんです。そういう中で、中小企業法6条の規定について、これはどのように認識されて、どのような取り組みが想定されているのか。これは奈良県下でも、地場産業の多いところというのは限られているわけなんです。宇陀市、あるいはまた広陵町、あるいは奈良の生駒の高山など、地場産業の部分というのは限られているところになるわけですが、広陵町はやはり生き残りをかけて、全国の靴下の産地と競争しなければならない。そういう中では、先ほどからいろいろ取り組みを強化されてきたし、そして認識も深まってきたというように思いますけれども、中小企業法第6条の施策を打ち立てていくという点についてのところが、どうも認識の中に返ってこない、答弁の中に返ってこない。ここについて1点だけ再度お聞きをしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 中小企業法の6条のことを、議員がいつも聞かれるわけですが、もちろん、町としても、その責務は、行政側としての責務は十分あるというふうには認識しております。ただ、今、中小企業といいますか、靴下屋さんが代表として、そのどういう、何を求めているかと、何が生き残りの策になるかということでございますが、今までから説明しているとおり、行政としても日常、商工会と密に連絡を今取っていると、いる現状でございます。その中で行政が何をやるかということも、いつも商工会と協議しているところでございます。ことしの事業にもありますように、PRについては全面的にバックアップする用意もしてお

りますし、また、広陵町の靴下ということをPRもかねて、いろいろな販売に活躍できるような場所も提供するのも、行政の責任だというふうには認識しております。

そういういろんな施策のことについて、今後とも商工会と連絡を密にしまして、二人三脚でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 6番議員！

6番議員 地場産業の問題等に関しては、私は広陵町が町長初め、職員の方々が他町村に比べ取り組みを強化されてきたというふうには認識しています。特に町という段階で言えば。市についてはやはり各段に違った部分があるわけなんですね。だから、本当はそういうレベルまで達しなければならないというように思うわけですが、結局は個々の問題に対する解決策というのは、現実問題としては非常に厳しいと思います。

そのための施策として、国も再三計画の策定やその他というのは、ここ30年来行ってきたわけでありまして。そのほとんどが、要は、いわゆる業者に委託して、その契約書をつくってもらってきたというのが実態なんですね。前回3,000万円の予算を使っていたいて、初めて靴下組合中心にアドバイザーを呼んでいただいて、具体的な方向づくりが進んだわけですが、挫折をしたというのが実態だというように思うんです。

私は、そういう流れの中で町長、これはお聞きをしたいんですけども、中小企業法第6条は、施策を策定し、実施する責務を有するということになってるんですね。これは、例えば、介護にしても、次世代にしても、そして教育の問題にしても、いろいろなところについて、このいわゆる施策をつくるという点については、担当部課で行っているんですね。残念ながらこの問題については、なかなか、そこの部分に踏み切る方策が出てこない。それは何かと言えば、商工会に頼り切るといこととともに、実態把握が町職員の間できていないということの大きな原因なんです。これが進んでいるところというのは、研修視察で行ってきた報告を議会でもしているわけですが、職員がこぞって営業マンになって活動しているところ、あるいは職員が、係長以上の職員が、全職員が1軒1軒商売人のところを回って、実態把握に努めたところ、これは東大阪、八尾とか、東京にも全国各地にあります。こういうような部分の流れの中で、やはり具体的に町としても商工会と協力して、何らかの施策、何らかのというのは言葉不足ですけども、きちっとした施策を打ち立てなければならないという認識に到達してるんですね。だから、各種施策の策定し、実施する責務が有するという点について、いまだ職員の部分について残念ながら、地場産業という個々の経験則的な

ものは把握されており、また、他の町よりもその力の入れようというのは、進んでいるにかかわらず、この法に求められている部分に到達しない。これはやはり町長の責任だというように思うんです。

そういう点で、町長は中小企業法第6条の部分をどのように認識してですね、その施策を、責務を有するという点について、どのような決意を持って当たっておられるのかというところについて1点お聞きしときたいと思います。

議 長 町長！

町 長 中小企業法の行政の責務を問われているわけではございますが、もちろん広陵町には優良な地場産業が存在をしているわけでございます、きょうまでしっかりととくぐんていただき、地域にご貢献をいただいたわけでございます、負けてはいかん、勝ち残っていたら一生懸命応援をしているところでございます。ある人は、何をするかというときは、お金貸してくれということをおっしゃってましたね。無担保、無補償で一つ1,000万円とか言わはるけど、果たして町がそれができるかどうかですね。無担保、無補償であります。倒産をしたときはすべて責任を負わなければいかんわけでございますが、この資金的なところでお困りをいただいているようでございますが、この人を立ち直らす方法は、幾らいいアイデアをやってもこれはだめでございます、商工会がしっかりと融資の方には力を入れて、応援してやってくださいということを、我々もやっぱり担保のあるような、そういう方法で進めていきたいなと思っています。

十分、施策を策定して、実施をする。これは私どもの仕事でございますので、行政の責務として重んじておるところでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 無担保、無補償という問題については、町が金を貸すという制度ではないわけです。これは銀行を活用してですね。

議 長 もう、それ4回目です。

6番議員 一定の金額を補償金を入れてやるんで。

議 長 寺前議員！

6番議員 これは全く認識が違うというのを指摘して。

議 長 次に移ってください。

6番議員 4番目です。4番目ですけれども、この問題はやはりボランティアの力という問題がなければ、子供会にしてもなかなか前に進まないという問題だと思います。そのことが一

番頭を痛めてきた歴史もあります。

幸い畿央大学ができました。講師の連携強化も図っていることになったとおっしゃっているんですね。今度は学生の活用の問題なんです。大学のあるところちゅうのは、どこも大体子供会、ボランティア、名称はいろいろありますけども、子供会活動に積極的に、クラブがあったり、その地域地域の中で働いていくクラブがあるんですね。これは大学生が好んでやっぱりつくっていくクラブなんです。そういうことを大学当局も協力しながら、やっていきながら、地元広陵町の学生の力を活用するような手だてちゅうのは可能だというように思うんですね。これは各大学で実績があります。畿央大学の実態というのは、私わからないんですけども、そういう点について教育長、畿央大学で学生のボランティアを活用するような手だてを、協力を要請するということは可能だと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長 教育長！

教 育 長 今いろんな意味で畿央大学との協力はやっているわけなんですけれども。

議 長 以上で、寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 6 : 05 散会)

平成18年第1回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成18年3月15日

平成18年3月15日広陵町議会

第1回定例会会議録（最終日）

平成18年3月15日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
健康福祉部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

議 長 皆さんおはようございます。きょうは私ごとでちょっとおくれましたことをおわび申し上げます。きょうは最終議会でございますので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:10開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------------|---|
| 1 議案第 2 号 | 広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について |
| 議案第 4 号 | 広陵町国民保護協議会条例の制定について |
| 議案第 5 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて |
| 議案第 6 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 議案第 7 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて |
| 議案第 8 号 | 広陵町税条例の一部を改正することについて |
| 議案第 14 号 | 平成17年度広陵町一般会計補正予算(第6号) |
| 2 議案第 9 号 | 広陵町介護保険条例の一部を改正することについて |
| 議案第 15 号 | 平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 17 号 | 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置について |
| 3 議案第 11 号 | 広陵町下水道建設基金条例の廃止について |
| 議案第 12 号 | 町道の路線認定について |
| 議案第 13 号 | 町道の路線変更について |
| 議案第 16 号 | 平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 4 議案第 18 号 | 平成18年度広陵町一般会計予算 |

- 議案第19号 平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成18年度広陵町老人保健特別会計予算
- 議案第21号 平成18年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第22号 平成18年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第24号 平成18年度広陵町学校給食特別会計予算
- 議案第25号 平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 議案第26号 平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
- 議案第27号 平成18年度広陵町水道事業会計予算
- 5 議員提出議案2号 仮称「奈良県少年補導条例（案）」に反対する意見書について
- 6 議員提出議案3号 介護保険計画策定にあたっての意見書について
- 7 議員提出議案4号 広域滞納整理機構設立の要望に関する意見書について
- 8 議員提出議案5号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書について

議 長 次に日程1番、議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号及び14号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにいたします。

総務委員長、山田君！

総務文教委員長 皆さんおはようございます。

総務文教委員会は、本会議において付託されました8議案につきまして、3月8日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第2号、広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてですが、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営の状況に関し、職員に係る8項目ある中で、特に職員の福祉及び利益の保護の状況とはどういうものかとの質問に、職員の福利厚生は職員互助会が事業を行い、その制度の目的、会員数、財源などを、また保護の状況については給与勤務時間についての状況、不利益処分についての不服申し立ての状況、職員の苦情相談の処理の状況などを公表するとのこと、公表の方法として広報のほかホームページ、告示板などを活用するとのことなどを伺い全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第3号、広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、2004年6月14日「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」は成立いたしました。いわゆる国民保護法であります。この国民保護法における広陵町の役割について、1 平時における役割については、国民保護計画の策定、国民保護協議会の設置。二つ目に、武力攻撃事態等における対処については、対策本部の設置、警報の通知・伝達、避難措置の指示、避難住民の誘導、避難住民等の救援、安否情報の収集・報告等であり、この法律で県・町に義務づけられた責務について、役割について、目的や町の認識について質問いたしました。法は既に施行され、この法律で県・町に義務づけられた責務について本部の設置等をするもので、有事の際の公共団体の役割や、町民を守るために制定されるものとの説明を受けましたが、アメリカ軍の行動を守るためのものではないのかとか、空想の中での条例をつくることはいかがとなどの反対意見もありましたが、住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する、また住民の適切な避難措置や避難住民の救援措置等、国全体として万全の体制を整備することを主要目的としている等をかんがみ、地方公共団体も町民保護に果たす役割は極めて重要であり、そうした責務を全うできる条例であり、必要であります。反対、賛成の意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、広陵町国民保護協議会条例の制定について、国民保護法における地方公共団体の役割における国民保護計画の策定、そして国民保護協議会の設置については、国民保護計画を策定するに当たって幅広く住民の声を求め、関係するものから意見を聞くため、協議会委員30人の委員種別は、会長が町長、1号委員が指定地方行政機関の職員、2号委員が自衛隊に所属するもの、3号委員が県職員、4号委員が助役、5号委員が教育長、消防長、6号委員が市町村職員、7号委員が庁内に業務を行う指定公共機関の役職員、8号委員が国民保護措置に関し、知識経験を有する者で具体的には議会議員、自治会長、消防団長であるとの説明を受けましたが、議案第3号との関連から反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、町医、歯科医につきましてこれまで報酬で支払をしていたものを、実質の実働に対して賃金を支払うよう改めるもの、また賃金についても近隣の状況を勘案したもので、医師会、歯科医師会にも既に協議済みということの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第6号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてですが、地域手当の県下の市町村の状況は、天理市が12%、奈良市、郡山市が10%、高田市、橿原市、生駒市が6%、桜井市、香芝市、斑鳩町、王寺町、広陵町が3%とのこと、また新しい給料表への切りかえについては、切りかえ後の給料が現行を下回る場合は、現給が保障されるとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてですが、これまで県内の出張についての日当は、すべて廃止されていたものを、県庁など15キロ以上の遠方の市町村への出張については、経費もかかることから半日当を支給するよう改めるものとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、広陵町税条例の一部を改正することについては、個人住民税と固定資産税の前納報償金の引き下げに関するもので、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第14号、平成17年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてですが、繰越明許となった各事業ごとの詳細理由、葛城清掃事務組合負担金の減額理由は、かもきみの湯の運転管理業務委託料で952万3,000円の減、し尿運搬の量が当初見込みより少なかったことによる減が1億2,600万円、御所市との水道事業の分担で当初予算1億円見込んでいたものが御所市との協議で5,000万円に抑えられたことによる減、予備費1,000万円が執行されなかったことによる減で、総額8,200万円程度が減額となり、これに基づき広陵町の負担が821万4,000円減額になったことの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第2号、広陵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第2号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

次に議案第3号、広陵町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 委員会で議論した中身において一つはっきりしてきたことは、この国の武力攻撃事態法、通称事態法についての中身、内容が本当に知られていないまま広陵町で条例化されようとしていることでもあります。これは委員会でも他の議員も同様、本当に日本の国の安全がこれで守られるのかどうか、このことに対する法律の中身が十分議論できないまま、結局は多数で可決するという事態であります。委員会の中で明らかになった点は、18年、ことしの1月に県から連絡会があり、今議会にこの条例を提案してほしいと、こういう中身であります。資料としては法律などを渡されたそうですが、その中身についても見ていないと同様の内容でありました。またこの事態法に対して日本弁護士会が反対声明を出していることについても知られていない。町長を初め、他の議員等も知られていないのが実態であります。このような法律に対して条例を制定するという、広陵町の町民に対する責務が果たして果たされているのか。大きな疑問を呼ぶところでもあります。審議の中では、自然災害と同じだからいつ起こるかわからないものに対応する準備は必要だと、このような議員の意見もありました。しかし自然災害は、津波、地震、震度幾ら、そういう形で明らかにシミュレーションを具体的に用い、そしてそのための対応を具体的な形で行っているのが自然災害への対応です。そして、この事態法を受けた防衛意識については、全く想定されないような仮想の物語を前提にして、そしてどうしようということでもあります。大体、戦争事態、テロ、戦争に四つの攻撃が想定されているわけですが、国自体も四つの事態の想定の中で、唯一テロ攻撃が可能性としては想定にしやすいといっているほどであり、本来、核攻撃やその他の攻撃に対しての想定は国対国の関係であり、このことを想定すること自体、日本国の防衛に対する、あるいは外交努力に対する欠如をみずから示しているにすぎません。

このような内容を持ちながら今条例が審議されたわけですが、まず第一にこの問題における、今後つくられようとしている想定は、明らかに過去の戦争の経験を見ても、国民がないがしろにされ軍隊が優先して戦う、あるいは逃げる。こんなことが過去優先されてきたではありませんか。また戦前の法律に従っても、国民の犠牲に対する補償はいまだに国は実行していない、最近になってようやく国民がその賠償責任を迫及する裁判を起こしているわけですが、国の取り組みは結局は今の憲法を変える、このことに主眼を置いた国民総動員の準備体制であります。私たちはこの戦争をする国に準備するその体制に艱苦して、有事法制がしかれその中で武力攻撃事態法が制定されました。そしてこの中で、委員会でも条文の例を例示して示したとおり、アメリカ軍の行動を保障するという内容が主な主眼になっている。地域指定された自治体、あるいは病院、運送業者、民間に至るまで、強制的な協力が行われる。それに対する罰則が規定されている。こういう内容であります。日本弁護士会が最も危惧をしているのは、今日本国憲法の基本的人権がこの武力攻撃事態法が侵害するおそれが大きい、こういうことについての危惧であります。事実ここには財産、あるいは思想、信条、その他基本的人権に保障された問題を法律によって犯すことが可能だというようになっているわけであり、このような深刻な問題に対して、私たちはこの条例に対する反対を表明してきたわけであり、

今憲法は前文で「日本国民は恒久の平和を念願し、人類相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した」これが日本国憲法の前文であります。第9条は、「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。第二項は、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」。このように憲法がうたっているわけであり、この憲法の趣旨が、今、自民党を初め各政党が、戦争ができる国にするための改憲案が国民に提示されています。その準備が今行われており、私たちはこのような保護法計画に対しては、断じて許されない内容であります。

また広陵町民にとってもどうかといえば、今後行われる避難訓練等のシミュレーションは、広陵町では文化財が日本一多い古墳を含めたくさんあります。そしてまた日本の古来の伝統、そして民族の誇りを持った町民であります。こういうところの地域に戦争の準備をさせられる、とんでもないことであり、今会議で質問したように国立市は条例を今年度はつくらない

というように言われたわけでありまして。今国民を守るための法律だと言いましたけれども、さっきから述べているように、戦争が起こった場合、本当に軍隊が国民を守るのか、軍隊が国民を守るための法律であります、これは。そして、そのための準備をするために想定した内容に従って訓練しろということでもありますから、実際に国民自身が守るための手だては、日本国憲法に示されているように、戦争をしない国をつくるための努力をすることが最優先課題であります。こういうような内容を持っているものであり、私たちは本来、広陵町民が今なお国民の戦争を準備するような取り組みに協力させられることには賛成しかねます。

また今度の自衛隊や自治会挙げて訓練活動を行うことにより、国民に国防意識を植えつけ自衛隊の親近感を醸成し、自衛隊や憲法改悪に反対するものを現代版非国民として孤立させる、あるいは廃除するような扱いに結びついていくものであります。戦前の隣組組織を復活させる、このことも想定内に入っているものであります。このような思想、信条を侵害することにつながるような条例に対しては、反対するゆえんであります。

以上です。

議 長 寺前議員、反対は結構ですけれどもね、委員会でも言うてるからおんなじことを何遍も言わんようにお願いいたします。別に反対しておりませんので、頼んでおるわけやからね。頼んでおるわけやから。

ほかにありませんか。 9 番議員！

9 番議員 それでは私もですね、ちょっと聞いてくださいね。私も早速賛成討論ということでこのように書いてきたところでございますが、内容的には先ほどの委員長のおっしゃったとおりの内容でございます、同じことを言うのも何やなということで、先ほどの総務委員会の様子を寺前議員がとくとくとおっしゃっていただいたとおり、総務委員会の報告に従って、これ読めと言われると、ごっついかかりますからね。内容的には先ほどの委員長の言われた内容と全く同じ、これまあ一心同体かわかりませんが。そのような内容でございます。ということで、総務委員会の結果を尊重しまして私の賛成といたしたい。読んでくれちゃうたら、これ読んでもええですよ、40 ページあるけど。それは時間が大変ということで、委員長の失礼に当たったらあきませんので、私の賛成討論といたします。

議 長 12 番議員！

12 番議員 賛成にならない、賛成の中身も把握されていないような大変お粗末な賛成討論でございました。

私は再度この問題点の重大さ、本当に皆さん笑っておられますけど、私は本当にこの条例

の（「反対討論ですか」の声あり）そうです、反対です。中身をご存じなくて、ようそんなに笑って軽々しくこの条例に賛成できるなど驚くばかりでございます。これは広陵町民全部にかかわる重大な問題ですし、これは本当に戦争に対する深刻な問題です。

まず一番のこの法律のねらいが、今このように条例の中で訓練を重ねていって、自衛隊に対する違和感をなくし、また国防意識の中でどこが戦争に来るかわからない、こういう危機感をあおって、そして戦争に対するアレルギーをなくしていって憲法を変えて、アメリカのいいなりの戦争に参加をしていく、これが大きなねらいなんです。教育長は多分ご存じだと思いますが、終戦後新しい憲法ができました。その新しい憲法ができたときに文部省は中学生向けにテキストをつくりました、憲法の話です。その中身を私は読みました、きょう持ってきてくれたんですけれども。本当に躍動するような心で、新しい平和の憲法をたたえて、文部省自身がですよ、とても感動的な中身なんです。どうしてこのような平和を高らかにうたい上げる、誇りに思う心を皆さん失ってしまうのでしょうか、こんなに簡単に。私は本当に心配をするところです。そしてこういう中で、今回の条例の中にも教育長までその委員会の中で、重要な位置を占めるわけです。質問のときには、教育長は子供を巻き込まないということを約束をしてくださいました。その言葉は最低本当に歯どめとして大変信頼しておりますので、広陵町の子供を巻き込んだ訓練は絶対にやめていただきたい。このことも強くお願いをしておく次第です。

そして今戦争が起きるかもしれない、そういうような状況を賛成だと、どんな悪いやつがいるかわからない。青木議員もお隣で話しておられたわけなんです、拉致が起こるかもしれない、こんなこともおっしゃっておられたわけですが、拉致とは全く関係ないんですね。拉致はこぞって訓練して、避難してどうやって防げるのでしょうかね。全く関係ないですね。それから、どこが襲ってくるかという問題につきましても、今のそれぞれの国々の国力について見ていけば、本当におとぎ話だということがわかると思うんですね。日本の占領を行おうとする国があるとすれば、その国が日本に対する侵略の意図を持って、それを実施することによって手に入れることができる利益がある、日本を奪ったら利益がある、こういう国しか襲ってこないわけですが、侵攻可能にする実力部隊を持っている国がどうかということになれば、日本は四方を海に囲まれた島国ですから、日本に着陸、上陸侵略を行おうとするには海洋能力を持っていなければならないけれども、こんな軍事力を持つ国は、現在の世界の中でもほんの一部なんです。そして北朝鮮にはそんな能力はないんです。そしてまた大変な危険と世界じゅうから沸き起こるであろうごうごうたる非難を覚悟してまで日本に侵略する

ほどの国のメリットが果たして存在するか、これはないですね。日本には資源がありませんから。何も奪うべき資源がないんです。破壊以外の何もないんです。メリットといっても破壊では相手の国にメリットはありません、マイナスしかないので。それと核兵器による攻撃も想定されているんですが、現在核兵器を保有する国は9カ国しかないので。そしてこのわずか9カ国と友好的な外交関係が築けないほど、今の日本の外交は行き詰まっているかといえばそうではありません。そして、この9カ国のうちどの国が日本に対し核攻撃の意図を持って日本を攻撃すると推定することができるのでしょうか、できません。こういう架空の話の中で、このような国民の非難する訓練を全国民に強制する、私は本当にこんなばかげた法律はないと思います。それに対して真剣に考えようともせず、へらへらと笑っていないなりに賛成される議員さんは、議員の責任を果たしていない。また理事者に至っても、やはりこの町民を守るという立場に立ってこの条例を提案する自信がないまま、国の言うままに提出されたことにも抗議をするところでございます。

このような重要な問題について、本当に今後この条例の訓練については、もうとりあえず、やはりやめていこう、もっと違う大事な訓練がある。震災の訓練は、具体的に危機が何パーセントという確率まで出てるわけですから、そちらの方できちっと訓練するならばともかく、それに対してはこんな条例要らないんです。今の状況の中で幾らでもできるんです。ですから今度のこの条例の制定に至っては、条例にしなければならない根拠が全くない、それどころか町民にとって大変大きなリスクを背負わせる条例であることを断言して反対いたします。

議 長 14番議員！

ちょっと待っていただけます。

松野議員、議員がへらへら笑って、一つも議員活動をやってないというような、その侮辱的な意味は、これどの議員を指して言ってますか。

12番議員 今ここら辺で笑ってやじ、だからそういうことはやめてください。こんな大切な問題で、そういういいかげんなことはやめてください。

議 長 いやいや、これは個人の自由やからね。本人のしゃべっているときには、それは討論として言うたらええことです。ところが、議員を侮辱するようなことはやめてください。

14番！

14番議員 私はへらへら笑っていたかどうか知りませんが、こんな顔ですから笑って見えたんかね。そのへらへら笑うほどの簡単には思っていないわけでございます。

ただ松野さんがおっしゃる、また寺前君がおられる一つの理論としての話は当然あると思

います。しかしこの日本の国で、やはりそういう国民を守っていかないかとか、いろんな状態ができるわけ。いわゆる平和憲法を守れとかいうのは、それは当然できたときの流れはそうであったとしても、今の現実の世界すべての国家が非常に皆いい人であってね、すべてみんな国益も何も言わない、仲よくしましょうというふうな仲よしくラブみたいな国家がずっと多くあればそれはそれでいいわけ。ただ今言うようにね、今の日本のいわゆる環境においても本当に危機感のあるような、いわゆるまあ言や非常に不誠実な国も近辺にあるわけですわね。そのことも踏まえて、やはりちゃんとした国民一人一人が危機管理も持っていくという考え方を持って待機をされていて、万全の備えをしていく、何も戦争、こっちから鉄砲を打ちに行くのと違うわけですから。日本の国土へ入ってきた、国土へ侵略されたとか、また武力攻撃があったという形でやることですから、こっちから飛んでいくのとは違いますから、やはりそういう意味で、またテロ行為は関係ないとおっしゃりますが、しかしこれね、非常に今当然テロという形の一つだと思えます、拉致ね。拉致もテロですよ。その意味では大変、いわゆる本当に組織立ってきっちりとした国家が攻めてくるとまた別でね、非常に暴発のされるような状態もあるわけですからね。その意味でも、大変苦勞されてる拉致をされた人もおられるわけですわね。そのことも含めて、何もその条例とは関係ないとおっしゃいますがね、ありますよ、それは。人間の心の中でのいわゆる防備体制、危機感を持ってもらわないかんといいので、私はこの意味ではこの条例に対しては賛成です。

議 長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君の立場を求めます。起立お願いいたします。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。

よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に議案第4号、広陵町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 先ほどから坂口議員と青木議員が賛成討論をされました。坂口議員は委員会の中で一言、自然災害と同じやと、そのための準備は必要だと、このような意見をおっしゃいまし

た。私はそのときに自然災害と今回の攻撃に対する準備とは全く違うということを指摘しました。そして先ほども述べたわけであります。今、青木議員は前条例に対して賛成討論をした中で、理論としては当然あり得るけれども、すべての国家がいいとこだとは言えない。あるいは仲よししようという国家ばかりではないというようにおっしゃっています。不誠実な国家もあるということもおっしゃっています。しかし、この拉致の問題もおっしゃいました。しかし今国内で起こっている問題は、日本の警察力で解決できるほとんどであります。日本の警察力の力は世界的にも有名です。こういうようなものを別にして、事態法は先ほど日本から攻めないということも青木議員はおっしゃいました。これもこの法律に対する認識の不足であります。今日本はアメリカのイラクへの派遣に対して、法律を改正に改正を重ねて派遣されています。今度の事態法は、アメリカの行動に対して、これはアメリカの国内での行動というよりも、海外での行動に対して日本国民を総動員する、このような準備であります。そのために日本では空港や沿岸、これが法律の条文を示してもいいですけども。これは委員会でも法律の条文を例示して、アメリカの行動についての部分を引用して質問もしました。こういうような状態になっているわけですから、本来日本の国を守るということよりもむしろ、アメリカ軍の行動を保障する日米安保条約に基づく、一層踏み込んだ日本の軍隊としての活用を図っているためであります。アメリカは元防衛次官が日本に来日したときにも、日本の憲法改正が課題だ、このように言いました。それは自衛隊が戦争できる軍隊にならなければならない、この願望も指摘されています。これが日本の今自民党を初め、世界のアメリカの右傾化した思想の流れを今日本が受け継ごうとされている状態であり、その中で憲法9条の改正の問題も起こっているわけであります。こういう問題に対して、先ほどからは日本が直接攻めないということを青木議員がおっしゃいましたけれども、また拉致事件ということもおっしゃいました。しかし、今問題になるのは日本の中で犯罪行為が起こる、これは拉致もありました、これも深刻な話であります。しかし日本の警察力で十分対応できるものを、自衛隊、軍隊にもって、その報復を行うような考え方は断じて許されません。こういう問題もあわせて指摘しながら、反対の討論にかえます。

議長 賛成討論ありませんか。 9番議員！

9番議員 共産党の演説は演説として聞き置きまして、私の賛成討論は先ほどと全く一緒でございます。以上の趣旨でございまして賛成討論を行います。前条と同じでございます。

議長 12番議員！

12番議員 やはり何も中身の無い賛成討論で、賛成とはいえない討論であるということと言

わざるを得ません。

私は加えて言わせてもらいたいと思いますが、この条例によりまして本当に町民を訓練に駆り立てていく、また強要していく、あってはならないことなんです。憲法の中では、国民の思想、信条の自由があります。これを強要するようなことがあってはならないし、そういう部分でのこれからの世論の動きに大変怖い思いをするわけでございます。そしてまた国民の財産権があるんですけれども、財産権におきましても、もちろん憲法の中で公共の福祉が優先するということはいっていますが、現憲法では公共の福祉に戦争は入っていないんです。戦争の理念入っていない。ですから、この条例自体が憲法違反であると言わざるを得ない、こういう中身の条例なんです。今回の皆さんはご存じないようであるわけですが、この条例は百十何条あるわけですね、百六十何条かな、あるわけなんですけれども、こういう中で、この具体的に国民の行動を縛っていく憲法違反の条文があるわけなんです。よかったら読みますけれども、例えば（「はい、反対ですか」の声あり）いや、だからね、例えばどこか読もうかなと思っているんですけれども、皆さん条例の中で（「また整理して読んでください」の声あり）ご存じないようですので、ただ大事な問題ですから十分に、ここにありますね、国の方の法律の中、これ上位法ですからね、この条例の。避難住民の救援に対する措置という部分で第3章にあるんですけれども、例えば81条ですね、物資の売り渡しの要請等ということで、81条を例えば読んでみますと、都道府県知事は救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資、医薬品や食料品、寝具、その他政令で定める物資に限る。これに対して生産、集荷、販売、配給、保管、または輸送を業とするものが取り扱うものであって、それについてその所有者に対し当該特定物資の売り渡しを要請することができる。前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、特定物資を収用することができる。収用というのは取り上げることで、都道府県知事は救援を行うに当たり、特定物資を保護するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管、または輸送を業とするものに対して保管を命ずることができる。命令です。このような緊急の措置ができて、それに対して違反した場合には後の方で罰金とか懲役が科せられる、そういう中身になってるんです。ですから、これは本当に国民の、拒否する内容だって、結局は拒否したら全部収用されていく、国民の思想、信条の自由が犯されることになるし、財産権も侵害されることになってくるわけですね。だからこれは明らかに憲法違反の法律のもとにこの憲法違反の条例を、まさに広陵

町が制定しようとしているということをやはり皆さんは理解すべきであります。

そういう中で本当に今度の条例に基づいてこのような憲法違反の行動をなさらないように、それも強くお願いして反対をいたします。

議 長 8 番議員！

8 番議員 とうとうと述べておられますけどね、今言われた条文、当然のことなんですよ。なぜかと申しますと、例えば災害があった、それを千載一遇のチャンスとして商売で金もうけしようという人間も世の中にはたくさんいるんです。（「必要な場合の物資調達や」の声あり）黙っとけ。例えて言うたら、石油ショックがありました。あのときに売り惜しみというのがあったわけですね。売り惜しみがあって、そしてそれを認めるのかどうか。当然そういうことになって物資が不足しましたら、当然売り惜しんで、もっと値段を上げて金もうけしよう。こういう人間から、物を適正な値段で取り上げてみんなに配分する、これが何が悪いかということなんです。そういうことをね。そういうことと、それから日本のもう一つ大きな問題は、日本の法律の問題なんです。例えて言いましたらね、大体法律、刑法とかそういうもん、大抵そうなんですけど、してはいけないことを大体決めるわけなんです。こういうのも、国民が、自分が攻められたときにどうしようかって、常識的にあるわけなんです、どうせないかんか。そのときに軍隊が出過ぎたらいかん。そういうことを決めとくのが本来なんです。しかし日本の自衛隊法は違うわけですね、自衛隊ができること、できることを決めてるわけなんです。決めていること以外は日本の自衛隊はできない。そういう法律の中でこういう法律がやむを得ず生まれてきてると、私はそういうふうに解釈しております。

だから本当に国民が、そういう事態になるかならんかは別の話、なったとして何もしてなかったら、この人らに何もしてなかったじゃないかということでもまた大反対されると思うんですよ。だから平和、本当に共産主義の国が平和な思想を持った国であったか、きょうまで見ていただいたらわかると思うんですよ。一番、そうでしょ、独裁的な国だったんでしょ、世界の共産主義の国は。そうでなかったんですか。その人らがね、こういう話をすると。共産主義で生きておられるんですからね。だから日本の国がもし、これ一番怖いのは何かと言ったら、自衛隊がクーデターを起こすことなんです。シビリアンコントロールが効かなくなったとき、日本の軍隊 20 万ほどですか、全部合わせて。国民 1 億立ち向かって勝てませんよ、これ。これだけの武器で国の方へ向けられたら、そうでしょう。そのときに、こんなん言うたら何ですけど、一番先に非合法化されるのは共産党ですよ。もし自衛隊がクーデターを起こしたときには間違いなしに僕はそうなると思います。そういうことじゃなしに、十

分にシビリアンコントロール、事実として自衛隊があるんですからね、だからこういうのもし、効かすような方策をとってやっていく。私はそれが当然だと思うんです。この人らの言うとおりにやって国が成り行くんだったら、きょうまで戦後60年、自民党が政権をとってこの世の中になったわけなんです。果たして共産党が政権をとって、共産主義政党が政権をとってたらこんなことになったかどうか。戦争が起こってたかわかりませんよ。私はもっと大きな軍隊を持ってたかもわかならい。そういうことで、私は賛成討論といたします。

議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第5号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第6号を委員長の報告どおり原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に議案第7号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第7号は委員長の報告どおり原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に議案第8号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に議案第14号、平成17年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第14号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程 2 番、議案第 9 号、15 号及び 17 号を議題といたします。

本案について厚生委員長より、委員会の審査の結果について御報告を願います。 厚生委員長、山村君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました 3 議案について、3 月 9 日委員会を開き、慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第 9 号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについては、第 3 期の 3 カ年の介護保険料の設定年度につき、基準保険料が月 2,500 円から 4,000 円に引き上げることについて、サービスを受ける事業所がふえて利用しやすくなってきたことや、介護保険制度が広く浸透してきたことにより保険給付が急増していること。保険料区分が 5 段階から 6 段階にすることについては、旧の 2 段階の対象者の所得の幅が非常に広いことから対象者を絞り、新 2 段階と新 3 段階に細分すること。近隣市町村の状況では、試算の段階ですが、河合町が 4,194 円、上牧町が 4,000 円、王寺町が 3,600 円、田原本町が 3,992 円、香芝市が 3,800 円、葛城市が 4,100 円、高田市が 4,400 円、斑鳩町が 3,900 円との説明。また平成 17 年度税制改正により、老年者の非課税措置の廃止に伴って、住民税が非課税から課税になることで、介護保険料が高くなるといった方に対しての、保険料の 2 カ年の軽減措置である激変緩和措置について、具体的な世帯構成を例にとって詳細に説明を受けましたが、保険料の引き上げ幅が大きいとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 15 号、平成 17 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、高額医療費の伸びについて伺い、医療の高度化により年々上昇傾向にあることや、制度的なものとして、老人保健が 70 歳から 75 歳以上に引き上げられたことで、高齢者の医療給付費の負担がふえていることなどが要因との説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

最後に議案第 17 号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置についてですが、判定審査会の委員構成について、障害者の家族か本人をメンバーに入れられないものかとの質問に、国からの指針では、障害者の障害者保険福祉の学識経験を有するものであって、中立かつ公正な立場で審査が行えるものであれば障害者を委員に加えることができることなどの説明を受け、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 この条例に対しては、反対の立場で討論をいたします。

まず今回、本当に驚くような大幅な値上げになっているわけなんです。これはもう皆さんもご存じのところですが、例えば例を出していただきました65歳以上で年金収入242万円、ご主人のですね、の収入だったところ、また奥さんが年金収入75万円で非課税という、こういう状況のところ、この平成18年度になりますと段階的に値上げをされていて、3年後、20年にはこの夫の方は6万円の介護保険料を年間支払わなければいけない。現在17年度は2万2,500円が、3年後には6万円になる。そうしてこれは広陵町だけの問題じゃなくて、国の方の控除をなくしたりとか、そういう税改正の影響も大変大きいわけですから、連動して国民健康保険税が3年後には1万2,400円負担増になるわけで、あと所得税、町民税は、これは確かな計算、全部確かかどうかということはまたケースによっても違ってくるとは思うんですが、町・県民税また所得税については不確かな部分もあるわけですが、3年後には私の試算では5万7,000円ほどの負担増になる、合わせると10万円を超える負担増になるわけですね、これだけでも。本当に年金暮らしの中で、また高齢者をターゲットにした医療改悪もどんどん進められていく中で、このような負担増についてはもう本当に深刻な影響を与えるという、こういう状況になるわけです。

そういう一方で、広陵町で今回介護保険料の値上げをしなくてもいいかということ、それは国の制度の改悪の中で広陵町もやむを得ず値上げをしなきゃいけない状態であるということは、私も重々承知しているところです。そういう中で、私はいかに今回は値上げ幅を抑えるかということが、広陵町の努力目標だというふうに思っているわけですが、いろいろ幸い私も策定委員会に入らせていただきまして、いろいろな数字等も調べていたわけですが、私の細かい試算、数字はもうやめておきますけれども、私が具体的に試算をした中でも数百円の、200円とかそういうレベルの分は圧縮できるわけですね。もう少し計画数字を圧縮していけば、もうちょっと値下げをすることができたかなというふうにも思います。それから、そういう今の状態でも私は100円、200円は十分下げて、1カ月ですよ、

下げることができるということ。それに対して、そういう努力を住民の立場に立ってしていただかなかったことが大変残念です。

それから、まだ下げる方法はいろいろあるわけで、国、県の方はもっと厳しい指導はもちろんすることは知っているわけですが、広陵町の値上げ幅というのは、近隣でも例を見ない、全国的にもまれな方の値上げ幅ですから、こういう場合には政策的な対応をする必要もあるわけで、これは一般会計からの繰り入れをするということも方法としては、まあいろんな形でですけどもあるわけで、国の方はやってはいけないとか歯どめをかけてはきますけれども、やろうと思えばできないことはない。そして来年度、18年度からその一般会計からの繰り入れで介護保険料の値上げを圧縮している、こういう自治体も出てきているわけですから、そういう点でもう少し値上げ幅を圧縮しようとする努力と誠意に対して、残念ながら反対をせざるを得ない、こういう状況でございます。

それから今回はいろいろな介護保険の地域支援事業が入りまして、これについては大いに推進をしていってほしいと思うし、しかしその推進に当たって一般会計でできるところは一般会計にして、介護保険への負担を重くしないように努力をしていただきたいということも加えておきたいと思います。

それから、あとはいろいろまた細かいことについては、本当に大変な部分も、特に今要支援、それから介護1の人なんかは大変な状態になることも考えられますので、きめ細かい対応をお願いしまして反対をいたします。

議 長 11番議員！

11番議員 反対者がおられますので、私は賛成の立場で討論いたします。

今回の保険料改定については、ますます高齢化が進む中、平成15年から17年の第2期介護事業計画におきまして居宅介護の訪問介護、通所介護、通所リハビリが計画を大幅に上昇したことや介護サービスが利用しやすくなったことの実績と、平成18年度から20年度の要介護認定者、サービス量の推計、また、1号保険者の保険料負担割合が18%から19%になったことなどから、基準保険料を月額を4,000円、年額4万8,000円と設定されました。しかしながら、低所得者に対する保険料軽減施策として、保険料段階を5段階から6段階とされたことや、税制改正による保険料負担の増加を抑制するため、激変緩和措置が行われることに対し、私は理解を示しているものであります。

また、一般の高齢者や虚弱高齢者が、介護認定者にならないために、介護予防を重視した地域支援事業を実施し、保健給付の抑制を進められるということに大いに期待をしております。

す。

以上の観点から、私の賛成討論といたします。以上です。

議 長 6 番議員！

6 番議員 今八代議員が賛成討論をされました。賛成討論の中身は、結局は町が説明してきた内容であります。一つはそこで所得段階が5段階から6段階になって低所得者へ配慮をしたというようにおっしゃっているわけですが、これは認識に相当な隔たりがあると思います。また激変緩和措置を行ったということも加えられたわけですが、これも3年後には激変緩和措置がなくなって、当初の計画どおりになるということでもありますから、全くその配慮をしたという結果には結びついていかないということだと思います。私たちはこのような状況のもとで、広陵町の特異性からいって15年から17年までの保険料について、基準額2,500円が設定されました。それが4,000円ということに対しての深刻な町民への影響への配慮ということを訴えてきたわけであります。そういう点で種々検討された中で、国との関係においても、その抑制を実行できなかったということが、結果として今回示されました。そういう中で今賛成討論をされたわけですが、現実問題としていかに低所得者層の困難が増しているかということについて指摘をしておきたいと思います。

一つは一般会計でも示されているように、年年生活者の非課税ラインが70万円引き下げられました。老年者控除が50万円カットされる、また年金等の課税水準が140万円が120万円にカットされ、結局はこれだけで70万円の増税、簡単に言えば1割課税で7万円の増税される方々が出現したわけであります。また今回の中身でも明らかになったわけですが、非常に所得格差が広がってきているという点も深刻であります。経済協力開発機構の報告によると、日本の貧困率は90年半ばには13.7%だったものが、2000年には15.3%、90年代後半の数年で大幅に拡大しているという状況であります。小泉内閣が5度にわたる予算編成で、増税と社会保障改悪など総額1兆3,000億円に及ぶ国民負担増を押しつけてきたのも、この間の重要な格差のあらわれてきた中身であります。こういう中身は本来、所得の再配分効果によって不平等を是正するという税と社会保障の本来の役割を破壊し、むしろ所得格差や富の格差の拡大を助長している結果になっているわけであります。ここに低所得者層に負担が一層大きくなるのしかかる消費税が3%から5%、そして10%以上が想定される議論が続いている、明らかに格差は広がります。また町が示された激変緩和措置の内容を見たとしても、パターン1という町が示された中で、第2段階であった方2,250円の所得の方が4万3,700円、18年度になってくると。そして19年度

で5万1,800円、最終年度は6万円という、この大幅な負担増をどうして改善させるのかという議論を真剣にやる必要があったのではないか。私は議会がこのような激変緩和措置の中身をもっと検討し、そして広陵町に見合った議論を進めていくことが可能ではなかったのかというように考える次第であります。

先ほど山本議員は、幾らであればよかったのかという声が聞こえたわけですが、松野議員は策定委員会において3,800円ないし3,900円に努力していただければ賛成もやむを得ないという立場を表明いたしました。こういう内容の問題はわずかな努力で実現できたというように私たちは考えています。こういうところについての町の努力とともに、議会議員がこのような大幅な介護保険料の増税に対して、町独自で行われる措置を真剣に考えて議論するならば、私たちはこの問題の解決ができたというように考えるわけであります。こういう点についての議論、初めて私たちは負担増になる中にあっても具体的に町民の負担を少しでも安くする、そのための努力を最大限とり行いました。そして賛成する可能性も表明してきたところであります。しかし、このような結果になったわけで、所得の格差がこれ以上広がる、また広がっている状況は後にも述べますけれども国民健康保険税の滞納の中身においてもあらわれている問題であり、また指摘したいと思います。

以上をもって、この大幅な値上げに対しては反対せざるを得ないという結果であります。

議 長 8番議員！

8番議員 感心して聞いていたというか、あほらしいというか。4,000円と3,900円やったら賛成すると、五十歩百歩じゃないんですか、そんなん。ただ反対するための理由にすぎない。そうじゃないんですか。これが3,000円と4,000円だったら話が違いますよ。だから、そういうことだと思っんですよ。私も介護保険についてはね、こっだけ大幅に値上げせないかん、使い過ぎと違うかなというような気持ちは持っているんですよ。これ給付と負担の問題です。だから急激に最近こう上がってきていると。使っている人に聞きましたら、非常にありがたいということなんですよ。払っている方はこれは大変だというのが実態なんですよ。だから、そしたらどないするか、要するにこれははっきりいって入った金と出る金と。金が足らんから一般会計から出す、一般会計そのくらい金だばだばあるわけじゃない、そうでしょう。そしたら国だってそうですよ。国に金がなくなった、日銀から金出したら何ぼでも出せますわ、これは。そのかわりどうなるかわからんだけのことですわ、後の経済がね。だから、そういうことで、やはり一つのけじめというか、一つのこれはこの範囲でやっていこうという趣旨でやっていることであって、一々何でもかんでも一般会計か

ら出せ、一般会計から出せというような筋合いのものではない。

そういうことで、私は本当にこれもっともっと上がるんじゃないかと、このまま行きましたらもっと上がるんじゃないかと。1割の負担が果たして正しいのかどうか、この辺の議論に入っていかなきゃならないと思うんです、行く行くは、私はですよ。だから例えての例で言いましたらね、国民年金一人80万円もらっているとします。その人が施設へ入ったとします。そら80万円全部そら個人負担にすると、あとの残りを介護保険で払うとか、何らその人はもうそれで生活に金がかからないんであったら、そのお金を全部負担金に回すとか、いろんなことをやらないと次のとき6,000円になるや7,000円になるやわからない。だから、その辺のことについて議論されるんだったら私は大賛成です。しかし今のようなことで、ちょっとした100円やそらのことで反対ということについては、私はあれしますので賛成といたします。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。

よって議案第9号は原案どおり可決することに決定されました。

次に議案第15号、平成17年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第15号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

次に議案第17号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会の共同設置についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成ですけれども、一つだけ確認をしておきたいと思います。

障害者、あるいは障害者の家族の方がこの委員会に入りたいという強い要望が全国的に起きているような状況だと思いますけれども、次回についてはそういう方を推薦してもらえたら、またぜひそういう方が委員に入ってもらえるということも答弁を委員会の中でいただきましたので賛成をしたわけですから、またその点については次回のときに推薦があれば、適切な方であれば入れていただくということを確認して賛成といたします。

議長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第17号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程3番、議案第11号、12号、13号及び16号を議題といたします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会の結果について報告させていただきます。

本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案について、3月9日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第11号、広陵町下水道建設基金条例の廃止についてですが、164万5,000円の基金残金を今年度末に全額取り崩し、平成17年度末残高はゼロになるとのことで、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第12号、町道の路線認定については、認定が適当であるかを確認するため現地に出向き、道路の幅員、道路面の状態、水路等の構築物を確認し、また、町道における交付税算入なるまでの仕組み、その基礎数値は道路台帳の道路延長と面積であることや、民間の住宅開発に係る区域から提供がある道路と、国等の補助金で町が整備する道路でのそれぞれの町道認定までのプロセスなどを詳細に説明を受け、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に議案第13号、町道の路線変更についても、現地に出向き、広瀬中線では、堤防部分

で路肩に不備があるのではとの質問に対し、補修を加えることや県道大和高田斑鳩線への接続点では信号機の設置を要望するとの説明、また将来的には、中東西線を直進して新清掃センターまでを結ぶ整備道路の構想も伺い、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

最後に議案第16号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、奈良県第1浄化センター、第2浄化センターの現在の稼働状況から将来稼働率が100%に近づいたとき、使用料の値下げを検討しているのかどうかの質問に、第2浄化センター施設は現在、最終計画の4分の1の稼働で、利用者がふえれば施設の補強増強も伴ってくることなどから、今すぐには引き下げにならないであろうとの説明、また関連して、第2浄化センターの汚泥運搬車両からの悪臭についての質問には、搬送車両の荷台にシートを覆うなどの方策を講じるよう要望するとの説明を受け、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第11号、広陵町下水道建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第11号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

次に議案第12号、町道の路線認定についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第12号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

次に議案第13号、町道の路線変更についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第13号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に議案第16号、平成17年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第16号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程4番、議案第18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号及び27号を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。予算審査特別委員長、山田君！

予算審査特別委員長 予算審査特別委員会は去る3月6日の本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けた10議案につきまして、10日、14日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査を行った順に行います。

初めに、議案第18号、平成18年度広陵町一般会計予算についてであります。予算規模は、103億4,000万円で前年度当初に対し15%の減額予算となっております。

歳入面では、その中心となるべき町税の個人町民税の税制改正、固定資産税の評価がえなどによる増減の内容について、また、徴収率向上のための取り組み、口座振替のさらなる推進、自主財源の確保、50人5億円削減の状況などについて詳しく伺いました。

歳出面については、総務費では、奈良大学と行う産官学連携まちづくり調査研究、コミュニティバス導入の調査について、また防火水槽をこしは百済でつくること、10月には本人出席のもと第一回目の野村柔道杯が行われること、公共施設への自動体外式除細動器の設置などについて伺いました。

民生費・衛生費では、園児がふえている真美ヶ丘の保育所及び幼稚園の今後の見通し、民生児童委員の活動内容、ごみの指定袋及び可燃ごみの処理委託料の状況、葛城清掃事務組合負担金などについて。農商工費・土木費では、昨年から実施している農業特区では、現在まで5件の新規就農者の申請があったこと。住宅リフォーム補助は33件で、230万8,000円を補助したこと。また水洗便所改造助成金、ファミリー農園に関すること。耐震住宅診断では、昭和56年3月以前の建物で費用3万円のうち、個人負担が1万円であることなどについて伺いました。

教育費では、生ごみ処理機の学校への設置について、次世代育成の観点からの子ども会連合会補助金について、さらに文化財センター概要などについて詳細にわたり伺いました。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算については、まず初めに、施政方針にあった国や関係機関に、適正な制度改正を働きかけることについて、個人負担、市町村の負担が少なくなるように要望活動していくことを伺いました。

今年度施行される老年者控除の国保税に与える影響として1,156人で約500万円、医療の給付については、3年間の状況から10%の伸びを想定し、その中で3.2%の分を減額して計上したこと。介護納付金と課税分を比べた場合、3,600万円ほど課税分が少ないこと。国保税の滞納額が多くなっているが、その状況、今後の対応などについて詳細に伺い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成18年度広陵町老人保健特別会計予算については、10月から変わる現役並所得の人の3割負担、療養型病棟についての負担増の影響については、月に130件から160件になることなどを伺い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべき

のもと決しました。

次に、議案第21号、平成18年度広陵町介護保険特別会計予算については、配付資料の説明を受けた後、給付の基準については、15年から17年までの実績、被保険者の伸び、高齢化率、国の基準の数値をコンピューター分析して、推計により給付の額を出していること。調整交付金の算定率が4.8%から3.74%になること。高齢者筋力向上トレーニング事業実施内容、要介護1、2の人のベット、車いすの利用についてなど、詳細にわたり伺い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきのもと決しました。

次に、議案第23号、平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算については、現在の計画では、あと367基の整備と整備済みの10基と合計377基があり、今後計画的に整備を行うこと。管理料に伴う経費の内訳などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計予算については、下水道事業では、雨水は公費で、下水は料金でというのが基本であるとの考え、また起債は97億円ほどあり、償還のピークは18年度であること、下水道料金は平成34年には4,000円を予定していることなど伺い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成18年度広陵町学校給食特別会計予算については、賄材料の地場産品の利用は、近隣市町村、直販所の状況調査をすることなどを伺い、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第26号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算について、商品券の発行状況、関連として住宅リフォーム助成事業の業種、リフォーム内容の資料請求をし、また商品券がどの程度地元商店を活性化できたのかの質問には、発行してまだ1年にも満たない、長い目で見て継続していくことで効果が発揮されるのではないかとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第27号、平成18年度広陵町水道事業会計予算についてですが、施政方針にある大野配水場配水タンクの補修工事は、タンクの至るところにひびが入り、耐震診断の結果、国のレベル2に対応ができない。対応するための工事をすれば給水地域が断水することになり、現状でのでき得る範囲の補強をしてレベル1に近づけるためのもの、給水車及

び移動式給水タンクの購入については、災害時、町の避難場所が17カ所あり、壊滅的な被害を受けたとき住民の飲み水を確保するため、避難場所に1トンの給水タンクを18年度で5基、そのタンク等に水を運ぶ給水車を購入するものとの説明、また工事の発注方式では、工事部材の設計単価を見直し、実勢単価に近づけ、これまでより安価に設計できるであろうとの説明を受けましたが、下水道事業会計同様消費税のあり方に反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、予算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第18号、平成18年度広陵町一般会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 まず最初に、地方自治が大きな変貌を遂げてきています。小泉内閣は三位一体改革と称して、この間、地方自治体に対する憲法に保障された地方自治の本旨という本来の姿を、表面上保障するかのように進めているわけですけれども、そのもとになる財源措置が行われていない。このことが具体的になり、地方6団体など今後の取り組みによっては大きな変化を生む措置を残していると言えます。また現在、地方制度審議会などで道州制の問題が議論をされているわけですけれども、これに対しても大きな疑問や、また堂々とそれに対して必要のないという声が、全国でも2人の知事が表明されています。これは自民党の知事の方ですけれども表明されていると。また、わからないと答えた人が大半の状況であります。こういう状況を見ていくと、今地方自治の中にある住民の暮らしを守る施策が国から自治体に移ってきているという、その流れを踏まえて真剣に議会もその取り組みを強化しなければならない、この時期に差しかかっています。全国町村議長会は、そのための取り組みとして議員の質の向上、議会の権限の向上を具体的に述べ、その改革に取り組んでいる状況であります。こういう状況を踏まえて、私たちは今回の一般会計に対して質問を行ってまいりました。

一つは政府が先ほど言ったように、税源移譲の三位一体の改革は今年度で一応の区切りがつかしました。それで4兆円の補助金廃止縮小と3兆円の税源移譲が目標とされてきた結果、

3年間の補助金削減は4兆6,000億円以上に上がっています。一方税源移譲については、平成7年に所得税と住民税の税率を変更し、約3兆円の税収を国から地方に移すことが今回の税制改革で決められたわけであり、このため所得税、譲与税は5年度には1兆1,159億円から2006年度は3兆89億円の増額されたわけであり、三位一体改革の最後の一つの柱であった地方交付税の問題については、今後の問題としてなお予断を許さない状況が続いているわけですが、今年度は一般会計ベースで8,284億円の削減となりました。3年間を合計すると、臨時財政対策債を合わせて交付税が約5兆円減ったこととなります。三位一体改革は、地方分権の推進をうたい文句に出発してきたわけですが、結局は公共事業などのひもつき補助金こそが、地方が自主的に使える財源として改革されるべきであったものが、そこにはメスが入らないで、義務教育費や社会保障関係など、国が本来責任を持つべき負担金が減らされ、一方で負担率も縮小するなど国の財源保障の責任を弱めて、地方にその責任を覆いかぶさされているという状況であります。税源移譲のための来年からの税制改革は、住民税の税率が10%にフラット化される一方、所得税は現行の10から37%の4段階の税率が5から40%の6段階の税率に変更、所得税と住民税には人的控除に差があるので、このまま実質増税になるという懸念が強まっているわけであり、そのため住民税には家族構成に応じた税額控除制度が新設されたようではありますが、こういう問題はますます今後地方の問題として問題を投げかけている状況です。一般の納税者の場合は、所得税より住民税の税額が大きくなり、自治体が徴収する税額がふえることになり、これまでフリーター課税の問題、あるいは高齢者の非課税限度の問題などあったわけですが、自治体が税を徴収する範囲が今まで以上に広がっていく、こういう事態が当然予想されるわけですが、自治体が不況や生活苦の中で税の滞納も少なくないのが現状であります。税源移譲によって滞納や税の取り立てをめぐる問題が今後も一層深刻化されてくるというのが、これからの深刻な問題として考えなければならない状況であります。

またそのため審議では滞納問題について議論されました。資料にあらわれた滞納状況は、平成6年度末で5億5,604万2,638円が滞納として示されています。町・県民税では1億4,195万5,000円、820人が滞納されている状況、固定資産税では2億5,500万円、533人が滞納されている状況、国民健康保険税では1億4,952万円、851人が滞納されている、こんな状況が議論されたわけであり、こういう中で、先ほどの地方自治体に対する三位一体の改革の影響は広陵町でも深刻です。今年度の予算の中で税源移譲と合わせた影響額が6,216万円の減額になる、これが示された資料であります。

その他に、国庫負担金のスリム化や国庫補助金の交付金化等によって、地方交付税化が進められているわけですが、これについても今後の交付税問題は深刻であります。また18年度の予算の中で、私たちが先ほどから出ている国民の負担の深刻な状況が示されました。広陵町でも定率減税2分の1の影響で1万2,025人の方々に増税が、1億5,548万6,000円増税される結果になりました。来年度はその2分の1の分が終わって、訂正、2分の1分が終わって1億5,548万6,000円の増税になるわけで、今年度はその2分の1の7,774万3,000円の増税が広陵町民に影響を与えたこととなります。生計同一妻均等割非課税措置廃止による影響では、2,313人の方が影響し、均等割対象者1万3,175人、その方々の影響は今年度では2,310人、346万5,000円の増税として負担がのしかかっています。老年者控除廃止による影響も与えられています。平成14年度の課税では899人の方が4億3,152万円課税されていました。老年者控除の廃止によって、この899人の方々に1,669万9,000円の増税が行われました。その他にも増税が示されているわけですが、これらは先ほども述べたように介護保険の税制、あるいは国民健康保険税の税にも大きな影響を与えているわけであり、こういう状況があった中で、広陵町民が、首相といわゆる町長と一体となってやっていかなければならない課題は、今まで以上に深刻に課題が与えられた結果になっていると思います。

それは一つ角度を変えれば、国のしがらみを取り払い町民本位の町政を実現させていく方向で努力できるという姿であります。その努力できるというこの姿で、先ほど山田議員はなぜ国保会計に賛成したかと言っておられるわけですが、大きな負担の中であって少しでも町民の対応を改善させるための定率減税の方向、あるいは各種軽減措置の努力が表明されたところが大きいということでもあります。山田議員は広陵町の町民の与える影響をどのように考えておられるのか。今、賛成反対のことについては当初述べたように、広陵町民にかかわって今後の改革は、町長を初め職員の方々と議会が真剣に議論をする過程の中であらわれてくる問題が多数に上ってくると思います。それは先ほども言ったように、国のしがらみがとれて町民の深刻な問題が解決する一法を導き出すかどうかの問題であります。私たちは今議会においても、引き続いて県に介護保険の負担軽減に対する要望を出します。それは広陵町民の願いを当然議会が発するの当たり前、そういう役割がこれほど広陵町議会に課せられた時代はなかったわけであり、そしてそれと同様に、理事者初め町職員に国のしがらみを断ち切って、町独自の財源を使って、広陵町民の暮らしをよくするための手だてをとれるその幅が広がっているということでもあります。こういう中であって、私たちは最も残念に思

う点は、議員の報酬を初め議員が報酬以外にいただいているその他の金額に対して、きっぱりとして、議員みずからもその一部を犠牲にすべきだと、このことに対しては幸いに議会に委員会が設置されたわけですけれども、もっと早くにその内容を議論すべきということも含まれていました。その一つに理事者側、あるいはまた行政改革委員会で議論された、その議員が行政委員会に参加している場合の報酬の引き下げについても、当然議員が辞退して、そして最終的には条例改正という問題があるわけですが、こういう問題にも率先して議員がみずからこの広陵町の苦難の時代にこたえるべきではということでもあります。こういうことに対しても実行されていない予算になっています。

私たちは当然今後理事者初め町職員の方々と協働し、是是非非主義の立場に立った改革を求めていくのは当然ですが、今議会においてはこの一般会計にあつて、いまだ国に対する明確な要望、また町民と一体となって国の不合理な町民犠牲への押しつけに対して毅然と立ち向かっていくその姿が見えてこなかったと、こういうところが一つ大きな原因です。そしてそれが町の責任ではないわけですけれども、国の施策として広陵町民に大きな負担が示されたのは先ほど述べたとおりであります。また歳出についても、一層努力をしていく部分もあります。しかし一気にできないということも私たちは理解しています。そういう点で今後は是是非非主義の立場に一層立って、広陵町民の暮らし、命、財産を守っていくための手だてを協働してやっていくために、これから以上に是是非非主義の立場で議論し、そしてその態度を表明していきたいと考えているところです。今議会においては一般会計については反対をするところです。

議 長 13番議員！

13番議員 反対者がいますので、賛成の立場で討論いたします。

経済情勢は大企業では好業績のところが多く見受けられていますが、地域や業種によっては依然として厳しい状況下にあり、本町の地場産業もまだまだ厳しい状況であるように思います。こうした中で歳入面では町税収入が1.2%の微増、地方交付税が減少することから、歳出面において財政改革5カ年、5億円削減、5カ年50人の職員削減目標の2年目に当たり、歳出全般にわたる徹底した見直しを図り、限られた財源の中で新しい施策に意欲的に取り組んでる予算の編成となっております。新清掃施設整備事業及びその関連事業、自動体外式除細動器の設置、地場産業PR看板設置、交通安全等整備事業、各小・中学校ウォシュレット設置、基盤整備促進事業、巢山古墳保存修理事業など積極的な予算で、現在の本町にと適切な予算であると考えております。反対討論の中に定率減税、老年者控除の廃止につい

ては、経済の回復も緩やかに上昇している現状から、国の税制改革において決定していることから、これに従うものであります。

以上、賛成討論といたします。

議 長 12番議員！

12番議員 まず一つは、今国の問題の話もおっしゃっていたわけですが、寺前議員の方が反対討論をしました。そういう基本的な大変ひどい国の実態を皆さんに理解していただき、当然町長にも理解していただき、そしてそれに対して町長が町民の代表として国、県にどのような対応をしていただけるのかというところでは、委員会の中ではその点不十分な点もあったわけですが、そういう国保の場合と違ってその辺の態度が明確になっていなかった。そのあらわれの一つが消費税の問題なんですね。消費税については議論しましたけれども、小泉総理が辞めたら、次の総理にかわったときにはすぐさま消費税の大増税ができる準備、もう既に着々と進められているのは皆さんご存じのとおりで、今何とか景気の方が実感としてはないわけですが、国の方もいい方向に向かいつつあるというようなきざしが見えてきたというようなこともいっているわけですが、そういうときにさらに2けたになる大変な消費税の増税をすれば、もう先がどうなるかということは見えているわけですね。暮らしの問題とあわせて経済の問題は、これは表裏一体の問題として、今度消費税大増税、これは何としても反対していただかなければならないわけですが、この点については平岡町長の消費税に対する態度、そういう方向ではありませんでしたので消費税に対する姿勢、そして国に対する姿勢が町民の立場を守るという観点に立っていないということ、反対の第一点でございます。

それから二つ目は、これも常々議論してなかなか一致できないところなんですけれども、人権教育といわれていますが、これは同和教育のすりかえですし、まだなお同和という名前の残った予算があるということについても、まだまだこの点についてしっかりと、本当の真の人権とは何なのか、子供たちに何を教えていかなければならないのか、この点がまだまだ従前どおり偏った状況になっているというこの点について、二つ目の反対といたします。

それから三つ目はですね、議会の方でのまだ同意が得られていないので秋くらいからというふうに延ばせられていますが、ごみ袋の有料化の予算が入っていることです。これは本当に住民の皆さんが反対なさっているはお金の負担、それもあります。しかし、本当にそれによってよくなるのかといたら、一時はごみ袋の有料化でごみは減量化できるんですけれども、何年かたつとなれてしまって、それで減量化につながらない、こういうケースが全国的にたくさ

んあるわけですね。しかし国の方が有料化を進めようといっているのは、少しでも財源を確保するための施策なんです。だから私は、このようなすりかえ的なごみの減量化ということをやりたいながら、本当は増税の一貫であると、こういう施策に対して予算化されることは反対をいたします。

それからもう一つは、先ほど議論いたしました国民保護条例の委員会の予算が入っております。この点に対してもやっぱりきっぱりと反対の指摘をしておきたいと思えます。

あと最後に一つは開発負担金、寄附金の問題なんですが、条例化等を検討するということですが、私はやっぱり納得できないんです。というのは前も言うておりますように、税の公平化、先ほどもほかの議員もいろいろとあるわけですが、それこそ根拠のないこのような寄附を強要する、取りやすいところだけ取るということについては、もう即刻やめていただく、これが筋ではないでしょうか。その上で条例化で負担を求めていくなれば負担を求めていくことを明確にすべきであります。これにつきましては、そういうふうにチラシに書かれると、また広陵町に移ってこようという人に対してよいイメージじゃないという、そういうこともおっしゃられましたけれども、私はそういう問題ではないと思えます。本当に子育てがしやすい、老後まで安心して住みやすい、誇りの持てるまちづくりをしていけば、幾らそういうことが明確にうたわれたとしても、やはり皆さんは広陵町、住みやすい素晴らしい町だから移住したい、移りたいということでたくさん来ていただけるということになりますので、そういうご懸念要らないと思えます。そういうことで反対をいたします。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第18号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。

よって議案第18号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 0:05 休憩)

(P.M. 1:35 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に議案第19号、平成18年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番！

12番議員 今回は賛成をさせていただきますが、討論をさせていただきたいと思います。

まず一つは、今度の税控除の関係で連動して値上げになる方もいるのですが、平岡町長が委員会の中で、この国民健康保険に対しては町民の負担を少なくするように、そしてまた町の負担も減らしてほしい、少なくしてほしいということで、あらゆる機会をとらえて国、県の方に要望を述べていくということをお約束いただきました。それから大変今各地で問題となっているのが資格証明書の発行の問題ですけれども、これについても引き続き広陵町では発行しないということもお約束いただきました。それからあと、今そういう町長がそうやってあちこちに働きかけていただくのも大変重大な大きな問題なんですけど、住民の皆さんもあるいは議会も足並みそろえて頑張っていかなければ実現難しいという状況でございますから、住民の方からそのような一緒になって頑張っていこうという運動があれば、また一緒になって頑張ってくださいということも確認をいたしました。そういう点におきまして今回、従前は町長の姿勢が、本当に住民の立場に立っているということが確認できるかどうかということの一つの大きな物差しにしてきたわけですから、この点が姿勢を明確に示していただいたことに対してこれについては賛成、大いに応援をして一緒に頑張りたいということを表明しておきます。

それと減免制度、これも本当に大変大事なことですが、相談をしていくということで前向きに検討をいただくということでご答弁いただきましたので、この点についても私は本当に1歩前進だということで大きく評価をして、今回は賛成といたします。

議 長 賛成ですか。

12番議員 はい、賛成です。

議 長 議案第19号は委員長報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に議案第20号、平成18年度広陵町老人保健特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 これも賛成の立場で討論いたします。

前の国民健康保険と連動する問題で、町長の方も引き続きこの問題を含めて頑張っていただけということも前の議案のときに確認しているわけですし、また国の負担もふやしてきているという、そういう状況の中で前回に続いてこの老健につきましては賛成をいたします。

議長 討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第20号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に議案第21号、平成18年度広陵町介護保険特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 この介護保険につきましては反対の立場で討論いたします。

先ほどの議案の中で寺前議員も、私が策定委員会の方で3,900円、3,800円ということにしてくれたら賛成するという表明をしていたということ指摘いたしました。これは事実でありまして、従来は共産党は値上げに対して基本的には反対の立場を一貫してとってまいりました。値上げということについては、町民の皆さんの負担をふやすということになりますから、住民の皆さんの物差しから見たらやはり反対をしなければいけないということで一貫して反対をしてきたわけなんですけれども、今の国の状況を見てみますと、やむを得ず値上げをしなければいけない、この介護保険については、水道料金とかであればまた町単独で検討することですけれども、介護保険につきましては国の制度改正の中で大変な負担増になってきているのが実態でありますから、広陵町が幾ら頑張っても値上げをせざるを得ないということは認めざるを得ない状況であります。

そういう中で私はいろいろと提案をしてきたわけですが、一つは段階的な値上げということで2,500円を次の年は3,000円に、3,000円を次の年は3,500円に、そして3年目に4,000円にしたらどうかということも提案してまいりましたが、いろいろと議論をしてみるとなかなか同意を得られそうにないということで、私はやはり真剣に町民

の皆さんが少しでも負担を軽くしていく、これが私の議員としての大きな仕事だという認識のもとにいろいろと考えまして、いろいろな試算もしまして、あと100円か200円は私の試算の中でも安くすることができるというふうに確信を持ちました。ですから例えば1カ月100円値下げをしたら、3年間でお一人3,600円の値下げになるわけです。3,600円あったら、お年寄りであれば2日、3日の食事代が出るんです。今は本当に困っている人は100円、200円を節約して頑張っておられる、こういう実態を私は何人か知っておりますので、今共産党が介護保険の例えば3,900円の値上げに賛成したら大変な非難が出るでしょう。そういう非難も覚悟しながら100円でもお役に立ちたいという、そういう大変な想いで私は介護保険の策定委員会の方でも3,900円、3,800円にしてほしい、切実にお願いしましたが、残念ながらこれに報われることはありませんでした。この点についてはやはりやる努力をしていただかなかったということで、反対をせざるを得ません。

今回の介護保険制度の改正につきましては、地域支援事業は大いに推進をしていくということについて、先ほども述べましたように賛成ですが、介護保険会計を少しでも負担を軽くしていくということが介護保険料の負担を軽くする、町民の皆さんのお役に立つということです。ですから、ですから一般会計で従前やってきたそういう部分について一般会計でやれる事業はないのかということ真剣に模索をしていただきたいということを重ねてお願いをするところです。

それと今回の介護保険制度の中でやはり介護の軽い人たちが従来どおり本当にサービスが受けられるかどうかということも重大な不安要素でございますから、そういう点でのフォローについてもきちっと対応していくように、今後も私もどんどん意見を言わせていただきますし、理事者の皆さんは努力をしていただきたいと思います。

それからもう一つは、今度の制度改正は、施設から地域へというのが大きな流れとしてつくっていかうというもとに、24時間の基盤整備も求められているわけですから、これについてもそういう体制が、基盤がないのにサービスできないわけですから、いろいろと知恵を絞ってできるだけ施設から地域、自分の家でというのは本人の幸せにもつながるし、介護保険を大きくサービス、給付の方を減らすことができる一番大きな部分になってくるわけですから、ぜひ24時間のサービス基盤充実していただいて、少しでも介護保険、負担が少なくなるように努力していただくことも重ねてお願いして、これはお願いです、反対の理由じゃないですよ。値上げのことで反対です。

議長 ほかにも。 15番議員！

15番議員 平成18年度介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今回の保険料改定については、議案第9号介護保険条例の一部改正の賛成討論でも述べられておりますが、高齢化が進む中、第2期介護事業計画の計画値が大幅に上昇したことなどから、保険料を月額4,000円に設定されたもので、低所得者に対する保険料軽減措置として激変緩和措置も講じられております。また介護予防を重視した地域支援事業を実施し、給付の抑制を進められることになっております。平成18年度介護保険特別会計予算は、保険給付が増大する中、きめ細かい配慮を加えながら編成された予算であり、賛成いたします。

議長 6番議員！

6番議員 激変緩和措置もなされたということですがけれども、私たちは今この問題が非常に重要な課題になっていると、特に格差社会といわれる状況が生まれてきてると。これについては先ほど意見を述べましたので省かせていただきますけれども、本当に重大な事態になっています。一言だけで言えば、労働の環境も非常に変わっています。労働法が変わって結局派遣労働、ここでも審議をしたことがあります。当初は派遣労働は一部の方だけでした。それがホワイトカラーまで広げられ、現在に至っては1年であった雇用期限が3年になっていると。この3年を過ぎれば違反だという状況です。本当は1年を過ぎて常態雇用という状況があるとすれば、正規雇用にしなきゃならないというのが労働法の本質です。それを3年間見るといような形で、若者の働く場が狭められてきた結果になっています。こういう状況は世界でも類を見ない状態になっているものであります。こういう点についても本当に格差が広がっている大きな原因になっており、小泉内閣の規制緩和のなせる業だということでもあります。

それから特別委員会でも述べたわけですがけれども、現在の広陵町の国保の滞納がどういう状況なのかということもあわせて認識を深めていただくことが切に必要だというように思います。国保会計から見た所得の問題、そして特別委員会で議論の中で理事者側もいみじくも述べられたように、国民健康保険税の課税の仕方と、所得税、住民税の課税の仕方が根本的に違っていると、ここが大きな滞納を生む原因になっています。山本悦雄議員はなぜ住民税の滞納が少なく国保が多いのか、これは甘いんではないかという言い方で質問をされました。同時に、困難なものから取れということは私も言わないということもおっしゃっていたわけですがけれども、実態は国保特別会計には応益部分が設置されています。応益部分は、所得があるとなかろうと、その方々から相互扶助という名目で課税をしている状況であります。簡

単に言えば、所得税でゼロの方も国保税では税金が課せられる、こういうことから滞納がふえているというのが実態です。私はこの滞納の問題に関して不祥事が生じました。そして本当に議員も理事者側も胸を痛められたことだと思います。滞納処理をしている中で職員の横領が発覚すると、これほど深刻な打撃を与えた事態はなかろうと思います。いま一つ滞納の状況と収入を見てみますと、国保税に示された問題では所得金額のないもの、こういう方は28.6%おられます。150万円以下の所帯は220世帯、59.6%がこの階層に属するわけであります。これが広陵町の国保会計の中で示されている本当に低所得者とされる方々の実態であります。また滞納の状況はどうかということですが、介護保険、滞納の状態も平成16年でゼロから、介護保険での低所得者層の問題の実態を今述べているわけです。これは介護保険においても国保によって徴税されているという状況、これは41歳から65歳、65歳以上は年金からですが、この状況を見てみますと、ゼロから80万円以下の階層の方の滞納が389件、67%を占める状態であります。そして全体の滞納額は、580件ということからですが、こういう状況で200万円以下の滞納では85%がこの部分にかかわっています。金額で言うと、多いのはもちろん200万円から500万円を超える方々で74件、1,631万9,000円が滞納になっています。500万円を超える方も10人、これは平成16年ですが、12件で438万円の滞納になっています。

しかし問題はここにとどまらないわけであります。国保の所得階層別滞納者の推移を見てみると非常に深刻な事態があらわれるわけです。平成11年で最も滞納金額の多かった部分というのは、200万円から500万円以下の層であります。これが大体1,250万円あたり、棒線グラフで出ていますので正確な数字ではありませんけれども、ありました。そして平成13年には最も高くなってきて、一番滞納の多かった層は200万円から500万円を超える方で2,500万円、ゼロから80万円以下の方は平成11年では600万円弱です。平成13年度では1,000万円を超えていました。問題は平成16年度でどういうように変化が生じたかということ、ゼロ円から80万円以下の方がトップに立ってしまった。2,200万円を超える方が滞納の対象になってしまった。今までトップであった200万円から500万円を超える方々のところが、1,600万円くらいに減ってきた。こういう事態は何を示しているかといえ、平成11年から16年の間に低所得者層と思われる階層の方々の滞納がふえてきている、一人一人の金額は少ないけれども滞納者がふえてきたと。これが現在の広陵町の町民、国保会計に加入してる方々の実態です。約4,000所帯、9,

000人の方々の実態の中からあらわれた問題であります。こういう実態を議会も熟知しながら、本当に広陵町民が税金を払いたいけども払えない、こういうことがないような制度に変えていく、そしてそれは国民健康保険特別会計の応益部分に根本原因があり、政府はこの応益応能部分を50、50にしろという圧力を一貫してかけてきたわけであります。広陵町でも徐々に応益部分がふえているわけですがけれども、応能50%、応益50%ということになれば、さらに一層大きな問題です。これは国保の状況ですがけれども、先ほどから言ってる広陵町民の国保会計に入っている方々の実態は介護保険に入ってる方々の類型、65歳以上の方々は特に重複される方々が非常に多いということから示している問題であります。以上です。

議長 はい、ほかにありませんか。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第21号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって議案第21号は原案どおり可決されました。

次に議案第22号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論はありませんか。6番議員！

6番議員 予算特別委員会でも述べてきたわけですがけれども、下水道料金の値上げの問題が昨年全員協議会で出され、正式には上程をされない状態であります。委員会でも述べたように下水道特別会計という問題は、当初から企業会計の一環だという考え方は政府が持っていたものであります。しかし現実には、企業会計と同じ水道料金と同じような扱いは一切とってこなかったと。これはどういうことかと言えば、委員会でもあったように、国が補助を与えている問題は公害対策、この趣旨から下水道が整備されてきたわけであります。そもそも論で言えば、下水道は当然疫病などの発生を予防するためにイギリスから始まったものであります。ヨーロッパでも早い時期に下水道が完備された状態であります。そして日本ではおくれながらこの問題、あるいは河川の汚濁をなくしていくという根本的な対策に乗り出したわけであります。そしてそれは当然国民の負担の問題ではなく、国の責任における公害対策、

あるいは河川の浄化という崇高な目的から始められたものであります。そういう点で、もともとから特別会計のとする自治体が多かったわけですが、水道会計という企業会計はとらなかった、この違いが根本にあるわけです。そういう中であって、もともと自治体の仕事は下水の整備なども本来の自治体の仕事として位置づけられています。これは税金によって処理していくという大前提が当初からありました。ですから、普通下水道料金を取るというのは税の二重取りに該当するということもいわれるわけでありまして。税の原則は、税金によって賄っていくということでありまして。もともと受益者負担という考え方も、そのはざまに生まれて少人数の方々の方々のところでの特別な扱いを行う場合については、受益者負担という考え方が政府で発生しました。そして受益者負担というのは、水道の場合にも当初は導入されたものであります。しかし下水道については全くそのような考え方もとられてこなかったということが言われます。こういう流れからいっても、公共下水道について、広陵町では当初料金を決めるときに、どのような議論をしたかということ、全く管理費、いわゆる一般管理費の中の管理の部分だけが賄えるという料金の設定にしようと、これが公共下水道料金を設定したときの議会での議論であります。私自身が参加している中で決められました。そしてその理念の流れの中で、奈良県下でも多くのところの値上げがなされてきたわけですが、広陵町ではその抑制のために努力されました。一方では、その内容を改善させるために加入者をふやしていくということが先決の問題だということも議論され、加入者をふやすための手だても行政自身がとってこられました。こういう中で現在水道料金は2億5,000万円の収入を得ているものであります。しかし、一般会計では2億2,000万円という段階であり、こういう段階でいえば具体的に管理の部分だけは使用料で賄われているというのが実態であります。

そしてもう一つ大きな問題は、第2浄化センターの部分は当初計画から見れば非常におくれている状況であります。これは第2浄化センターの当初計画は、7市町村が加入するというもので出発しました。しかし御所やあるいはその他の地域では、下水道の普及率はまだまだおくらせています。その分、進んだところの自治体に負担がかぶせられるということはあることだと思っております。こういうような状況を踏まえる中で、広陵町では下水道の普及が奈良県下でもトップクラスの状況であります。こういうところが逆に負担を強いられるということがあってはならないということに基づいて、下水道料金においても考えるべきだということに思っております。そういう点でこのような問題に対しての扱いについては、ぜひ真剣に奈良県全体の流れの中で考えていただきたい。そしてそれは、これも県が解決すべき多

くの問題を持っています。国もその類に待たないわけでありませう。

以上は意見として述べさせていただいてるわけですが、反対のところでは、具体的に入札の問題の軽減措置をとるべきだと、入札制度の改善、今まで一生懸命にやっていた内容ではまだ不十分で、談合疑惑が後を絶たないということの指摘でやってきたわけですが、今回、行政改革委員会からの指摘もあって、単価の見直し等についても具体的にやっていくということですので、その推移を見守る必要があると思います。そういうことで当初予算についてはその分は省きたいと思います。

最後に残ってくるのは消費税の問題であります。現在消費税は条例によって5%上乗せされて取られています。これが10%、財界がいう17%になれば、どれほどの料金が取られるのか、それは恐ろしい事態が生じます。こういうような事態になってくるということであれば、私は条例に対する姿勢の問題、そしてこれは自治体が独自に行っていくという範囲を含んでいるために反対をしてきているわけですが、これも町長が国、県に対して消費税の反対を住民とともに運動を起こしていく、このような方向転換をされる状況が生まれてくる事態になれば、自治体の中で解決することが難しいという状況のもとで賛成に回る事態もあろうかもしれませんが、現時点ではまだその到達に至っていないということで反対いたします。

以上です。

議 長 8番議員！

8番議員 意見もいろいろ述べていただきました。本当に受益者負担にするのか、税金ですべてを補うのか、これは議論のあるところでございます。税金ですべてを補えば、それだけの税金を徴収しなくてはならない。何ぼ使いたい放題に使った人も使わない人も同じ扱いになるわけでありませう、税金ばかりでやりますと。やはり日本の国民性から見たら、やはり適当な受益者負担プラスかなりのこれ税金も使ってる、税金の方が大半です、見てみましたら。税金を使って、投入して下水道というのは行われているわけなんです。その中で、全く共産党のおっしゃるような全部税金で補うというようなこと、あるいはもうほとんど税金で補うということがいいのかどうか。これはもうこれだけじゃなしに、あらゆるところにそういう問題がこれから生じてくると思うんです。これにつきましては、それぞれ考え方はあろうかと思いますが、私自身はやはり応分の受益者負担というのは、こういうそれぞれの事業では必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

さて賛成の方で意見でございますが、下水道につきましては本当に使ってみたら、本当に

便利のいいもので匂いもしないし、本当にこれにこのくらいの費用を払ったっていいなという事は、使っておられる皆さんではそういう実感はあると思うんです。さることながら、まだ行きわたっていないわけなんです。早く何とかならないかという意見も、これ多々あるわけなんです。それで予算を組んで毎年進めていただいておりますが、国等の補助金等の関係で思う存分進んでいるわけじゃない、もう少しやっぱり頑張っていたきたいなという面はございます。

それともう1点、共産党さんが申されましたけども、入札問題、これは何も下水道だけじゃなしに、公共事業全体の問題でございます。これはこれとしての解決の方法を考えるということではないかと、この下水道の予算と何の関係あるのかと、私はそう思うわけでございます。

そういうことで、より一層下水道の普及には力を入れていただき、予算を確実に執行していただくことを期待いたしまして賛成といたします。

消費税を忘れておまして、消費税もね、これは払わなくて済みゃあだれでも払いたいものではございません。しかし今の大体の議論を見ても、消費税で税金の賄いをする、間接税を上げていく。直接税と間接税の関係ですけれども、やはり間接税を上げていくことやむなしというような意見の方が強いんじゃないかと思えます。共産党さんもこの今も反対をされましたけれどね、消費税自身が法律で決まり、ここの条例で決まってあるわけなんです。それに基づいて予算案を組むというのは当然のことなんです。それに基づかない予算案を組んだら一体どうなるのかということです。法令に基づかない歳入ができるのかどうかという問題なんです。だから消費税に反対されることは結構ですけれども、その反対理由をもってこういう予算案に反対するというのはいかがなものかなということでございます。

以上をもって賛成意見といたします。

議 長 12番議員！

12番議員 では反対の立場で討論をいたします。

まず消費税の方なんですけれども、これは世界じゅうの消費税全部知っているわけではありませんが、欧米諸国、ヨーロッパとかアメリカの多くのところでは消費税率日本より高いところたくさんありますけれども、身近な必要な部分とか医療の部分についてとか、消費税をかけないで、それ以外の部分について消費税をかけてるところが多いということを私は聞いています。ですから水道とか下水とか、やはりこれは基本的な生活基盤ですから、そういう部分に消費税をかけるのはやっぱり正しくないというふうに考えます。そして広陵町にお

いて本当に消費税反対だという姿勢が明確に示せる場としては、やはり下水道と上水道の方で住民から広陵町とりませんよということが、広陵町は消費税に反対をしている、してもらっては困るということを明確にあらわせる場ですから、私はやっぱりそういう姿勢があれば、ここで消費税について取らないだろうということといえば、残念ながら消費税の問題については、理事者と一致できないというところで反対をせざるを得ません。

それから受益者負担の問題なんですけど、従前までは広陵町頑張ってるね、本当に下水道整備をいち早く促進していただけてきて、それで今のほとんどもう整備が完了に近い状態、つくってきていただいたわけなんです。それは本当に大変な努力をしていただけてきた結果だというふうに思うんですけども、急に国の方の指導が強くなったということで受益者負担を強めていくということは、ちょっと筋が違うのではないかなというふうに思うんです。

委員会の方でも議論していましたが、このままいったらえらいことになるという、そのえらいことの一つの原因としたら、今そうやって下水道にいち早く促進して頑張ってきていただいた、そういう部分も原因なわけなんです。ですからこれはもう少し長期にわたってやっていくという方法もありましたし、ただ整備については私はやはり推進していただいたことはいいと思っているんですけども、そういう中で急に方向転換するというのはいかなものかというふうには一つは思います。

それから本当に下水道整備されて、山本議員の方も本当に清潔で気持ちいいじゃないかということでおっしゃいましたけど、本当にまさにそのとおりです。下水道を使っていない人は税金、そしたら負担ばかりされて大変だというふうにおっしゃいますけれども、使いたくてもそういう負担がふえてくると接続のお金の負担、それから使用料の負担がふえれば使いたくても使えない人もふえるわけです。ですからこの辺のバランスというのは今完璧に受益者負担、全然していないということじゃなくって一定部分はしてるわけですから、そのバランスの問題だと思いますので、ですからその辺のところにつきましては、受益者負担の比率の割合というところでは、私は今後また十分に一緒になって考えていくという姿勢は私たちは持っていますが、根本的には何でもかんでも受益者負担という、今の国の政治のやり方については大きな問題点だというふうに指摘はしておきたいと思います。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第22号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。

よって議案第22号は原案どおり可決されました。

次に議案第23号 平成18年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 賛成の立場で討論いたします。

今回の委員会の中では、山本議員と私の意見と全く一致いたしまして、大変喜んでいるところでございます。これにつきましては、人件費要らないんじゃないかということで、それで墓地使用料をもっと安くせえ、これは私も従前かねてから指摘してきたことでございますから、この声が大きく議会の中に広まってきたということ確認いたしまして、理事者におきましても、十分にこの点検討していただきますようお願いして、賛成といたします。

議長 ほかにありませんか。

議案第23号を委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

次に議案第24号、平成18年度広陵町学校給食特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 賛成の討論を一言させていただきます。

町長の施政方針でもあるように、地場農産物の学校給食導入におきましては、昨年から町の特産品であるナスや軟弱野菜など、学校給食を通じて行っているということ。また、18年度から品目を限定し本格的に導入を行いますということでもあります。

委員会でも、その中で決意が述べられてきたわけですがけれども、納入業者との話し合いが持たれた中で、納入業者を外すかどうかという点については、納入業者の反対が大きかったということでもあります。私は、当然安定的な納入を行っていくということからいっても、納入業者を外すという点を改めるということが必要だと思えます。しかし、もっとはっきりと地場産品を扱っていくという点では、納入業者が従来からの一般的な利益が減っていくとい

うことについてはやむを得ない、協力をお願いする以外に仕方がないというように考えるわけであります。そういう地場産品が本当に、生徒が安心して食べられる、低農薬、無農薬の野菜を調理し、そして、目でわかる産地の方々と協力して、本当に子供たちの成長を願い、日本食の本当にいいところを小さいときから育てていく、食育教育の基本的なところに立った活動を進めていただきたいというように思います。

ぜひ、この品目を広げていくということとともに、産直の思想、考え方を積極的に理解していただけるようお願いと、努力を行っていただきたいということをつけ加えて賛成いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

討論がないようですので、討論を打ち切ります。採決いたします。

議案第24号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

次に議案第25号、平成18年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第25号は委員長の報告のどおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案どおり可決されました。

次に議案第26号、平成18年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第26号は委員長の報告のどおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案どおり可決されました。

次に議案第27号、平成18年度広陵町水道事業会計予算を議題といたします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 水道料金の問題について討論させていただきます。

先ほどの反対討論については、毎回言っていた問題は入札制度の改善に取り組み、そして、税金の投入を少なくすることということでありました。議会の議論の中で、このことが改善されるという見通しが明確になったことから、この問題は省きたいと思えます。

工事発注の問題として、メーカーとの見積、物価と合わせて、今後、設計単価を引き下げをするということであり、今までよりずっと安くなるとは考えているということが具体的に答弁としてあったわけであります。本当に努力を重ねていっておられることに敬意を表するものであります。しかし、依然として問題は水道の考え方のことでもあります。将来は県水一本という考え方が表明されたわけですけれども、大滝ダムが平成20年の開始をめどにしているということでありました。現実には、大滝ダムは御存じのように莫大な費用が追加加算されて、その費用は多大になっております。この原価主義からいって県水が、一層高くなっていくということは明らかであります。その点を踏まえた対策が必要であり、今、現在7対3の受水割合、県水が7、自己水が3という割合については、現在も維持されているわけですけれども、それが今後水道施設の老朽化に伴った資金の投入について、どのような状況が生まれてくるのか、困難な問題もあることは理解し承知するわけですけれども、災害等の場合の自己水の確保という、本来の任務もあります。そういう点もあわせて検討されていくことを望んでいくものであります。

その際に当たって、料金の決定について議論した中では、給水分担金、負担金施設分担金等について3条予算で組み入れるのか、4条予算で組み入れるのかという議論がありました。御存じのように奈良県下でも半数近くは3条予算で組み入れられております。そして、今回でも7,000万円余りの収入が入っております。これは、いわゆる水道料金の決定の中で、料金の引き下げが当然伴ってくる分野であります。そういう点で言えば、当然に3条予算に組み入れることが正しい、企業会計からいってもその問題は正しいということであります。

林田町長時代に、5年間に渡ってこの分担金を3条予算と組み入れ、料金値上げの圧力を少しでも緩和した歴史があります。そういう点で、ぜひこの見直しは引き続いて検討していただくことを願って、この部分の4条予算の設定は反対いたします。

また、水道料金の消費税の問題については、先ほどのとおりなので省かせていただきます。以上です。

議 長 8番議員！

8番議員 消費税を予定しておりましたけど、先ほどのとおりということで。ぜひとも消費税に反対であれば一度ね、私も10年間ここにおりますけれども、水道会計について共産党の賛成があったことはないということは事実でございます。

その理由の一つは必ず消費税が入っているから反対と（「施設分担金」の声あり）、次にいくがな。その消費税が入っているのに反対であればね、まず条例改正の案を出してみたらどうかと。消費税が含まれた条例があって、その条例に基づいて水道局が予算化してるんですから、その予算に反対するんじゃなしに、そのもとにある条例の改正案、消費税を外した改正案1回出してみられたらどうかと、私はそのように思うわけでございます。

その次に分担金でございますが、この分担金については、これは3条に入れようが、4条に入れようがどちらでも企業会計としては間違っていないということで、私はそう解釈しております。広陵町はそれを4条予算に入れていると。（「一般企業会計は3条なんやで」の声あり）ということになっております。それで4条に入れて、悪いとかいいとかじゃなしに、例えて言うたら、この前の赤字2億円ほどありましたですよ。最後何したんかと、4条予算で処理したと、赤字の解消を何でしたかという、4条予算で処理したわけなんです。そういうようなことで、そうこだわる問題ではないと。だから、それを分担金が、だから分担金が3条に入れば賛成するのか、あったかて消費税があるから反対するんだろう。要するに反対を考えるためのことであって、何らこの水道会計の予算を見まして、さほど反対せんなんような理由はない。これは分担金の3条か4条というのは、僕は見解の相違だという考えでございますので、よって賛成討論といたします。

議 長 12番議員！

12番議員 消費税については、条例案を出したら賛成していただけるのかなというふうに思いますので、ちょっと研究をして検討したいと思います。

消費税につきましては、そういうことでまた繰り返しになりますので、やはり反対の表明をする場として、そして今後の大変な負担増を考えれば、きっぱりとことしこそ反対をして

いただきたいというふうに思います。

分担金につきましては、3条4条どちらでもいいとおっしゃるわけですから、3条を否定されてないんですね。そしたら、3条にしたときのどういう効果があるのかという部分をもう少し考えていただければ、これは明白な問題で、料金の方に反映するわけですから、それもかなり大きな金額、毎年5,000万円、7,000万円とか、そういう金額が反映するわけですから、これはどちらでもいいのであれば、大いに一緒になって3条にしてほしいということを、一緒に山本議員取り組んでいこうではありませんか。

そういうことで反対の討論といたします。

議長 よろしいですね。和気あいあいと。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第27号を委員長の報告のどおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 賛成多数です。

よって議案第27号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2:25 休憩)

(P.M. 2:49 再開)

議長 休憩を解き再開いたします。

議長 次に日程5番、議員提出議案2号、仮称「奈良県少年補導条例(案)」に反対する意見書については寺前君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題といたします。

議案の朗読をさせます。局長!

局長 朗読いたします。

議長 本案につきまして、提案趣旨の説明を願います。6番議員!

6番議員 それでは今県会で大きな議題となり、奈良市を中心に、この奈良県少年補導条例(案)についての議論が巻き起こっています。父兄なども駅頭や街頭で子供たちと、あるいはまたPTAを通じた親たちと会話を交わしながら、こも問題点についての勉強会、学習会が多様なところで開かれている状況であります。そういう内容であるということも知っていただいて、条例案については皆様方にお配りしたところでもありますので、また、もらってない人はこの条例案が出ているということで、勉強されていることと思いますので、これは奈

良県会で議論されていることなのでよく御存じだというように思います、そういうことも踏まえて。

奈良県警察本部は、仮称「奈良県少年補導条例（案）」を発表し、条例化しようと県議会に提出しています。奈良弁護士会が会長声明を出すなど、広範な県民からの反発が急激に広がっている状況であります。今、少年の健全育成及び少年非行の防止については、重要かつ緊急な課題であることは言うまでもありません。しかし、今回、奈良県警本部が発表した、仮称奈良県少年補導条例は、警察権限の拡大による規制強化によるものであり、少年の非行防止のための成長支援の本来的あり方の教育、福祉的施策とはなじまない方法であり、次のように幾つかの重大な問題点が指摘されています。

1、条例案に規定される不良行為に該当するとして、少年に権力的、画一的指導を行うのではなく、国際会議で採択されたリヤド・ガイドラインに沿って、学校や地域社会、福祉機関など、子供に対する人権侵害を見逃さず、関係機関との連携を強め対処すべきであります。

2番目として、不良行為の範囲、学校や極めて広範に渡っており、定義も万全としているものもあり、警察権限の市民生活に対する不当な介入を許すことになるおそれ。

3番目には、不良行為に対して通報するなど、県民の責務を定めることは、内心の自由の侵害につながるとともに、通報する側とされる側と対立するような状況を生み出し、非行防止や立ち直り支援に有益とは思えないわけであります。

以上、見過ごせないことのできない重大な問題点があり、仮称「奈良県少年補導条例（案）」に反対するものであります。

このことについては、奈良県弁護士会も反対をしているわけですが、反対の要旨について、どのように言っているかと言えば、本要綱案は、少年の喫煙、深夜徘徊等の行為を不良行為と定義して規制の対象とし、このような不良行為を行う少年に対し、警察職員が注意、質問、警察施設への同行の要求、所持物件の提出要求や、一時預かりないし廃棄の促進、警察施設における一時保護、少年の保護者等への連絡等をなし得る権限を付与することを主目的とするものであります。

このように内容を述べているわけですが、本要綱案はこのような潮流、潮流というのは少年の保護育成の手段は、このような権力的な規制に頼るのではなく、学校や児童相談所を初めとする福祉機関、そして地域社会における包み込み、育て直しをその手段とすべきであります。これが、世界的潮流ということですが、本要綱案はこのような潮流に完全に逆行する

ものであるばかりか、その個別的内容を見ても、日常生活における余りにも多様な行為を広範に規制の対象とした上、警察官職務執行法等の関連法規によっても認められていない職務権限を条例によって新たに創設する点で、市民生活に対する警察権力の不当な介入を招くおそれが多分にあるものといえ、大いに問題であります。奈良県では、青少年事件は大まかにいって減少傾向にありますし、また、このような規制をなし補導を許可したところで、それが直ちに少年非行の現象に結びつくとの検証は全くなされていません。しかし、これらの疑問点について、奈良県警警察本部は説得的な説明を何らしないうまま、ただ条例化を急いでいるありさまであります。

こういう内容で弁護士会の反対の内容は続いているわけですが、もう一つは、リヤド・ガイドラインというものであります。これは、どういうものかと言えば、第8回犯罪予防と犯罪者処遇に関する国際会議ということで、少年非行の予防のための国際ガイドラインが設けられたわけであり、それがリヤドで設けられたので、リヤド・ガイドラインと呼ばれています。この内容は、国連総会で決められて、非常に長い文章ですので必要なところを補足してみますと、少年非行の予防のためのこのガイドラインを作成するに当たって、犯罪予防規制委員会及び事務総長によって達成された、実質的作業を満足を持って明記するという形で、ガイドラインの内容がうたわれています。

また、この内容については、警察庁の少年非行防止法制に関する研究会は、2004年12月、少年非行防止法制のあり方についてを発表しているわけですが、この問題についても、このガイドライン、いわゆるリヤド・ガイドラインについての議論、問題があります。この内容をさらに言えば、日本弁護士会は、少年非行の予防のための国連ガイドラインの起草に関する国際専門会議をホストとした、アラブ安全保障研究会及び研修センターリヤドの貴重な協力に対して感謝しながら、少年予防のための国際ガイドラインを採択したわけですので、これらが少年司法運営に関する国連最低基準規則、少年非行の予防に関する国連ガイドライン及び自由を奪われた少年の保護のための国連規則を含む、少年司法の基準についての手引書を各国が採択し、実現できるようにという努力目標もうたっているわけであり、

日本弁護士会では、この問題を子供の権利条例に関する決議の中で具体的に述べているわけで、この中でもいわゆるリヤド・ガイドラインも青少年の地位、権利及び利益が擁護され、利用可能なサービスへの適切な紹介がなされることを保障する期間として、オンブズマン事務所、あるいは類似の独立機関の設置が考慮されなければならないというガイドライン57条の規定に基づいて、子供の権利オンブズマン制度の必要性を強調しているところでありま

す。こういう内容についても、現在まだ具体的に日本政府は可決していないわけですが、この問題と関連した内容になっており、非常に今後の青少年の育成、犯罪予防についてのあり方が危惧されているところであります。こういう内容を議論等を多く含むことなく、警察が一方的に条例案を制定しているところに大きな問題があり、青少年非行のあり方についての議論を一層深める中で、本来の青少年犯罪予防に寄与をすべく国民の総意を求めていくべきだというように考えます。

そういう点で、この青少年補導に関する条例について反対をしていただいて、県議会が今議論をしているさなかでありますけれども、緊急な取り扱いをやめていただくよう求めるものであります。

以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。

ただいまの質問に対し（「リヤド・ガイドラインをもう少し説明させて」の声あり）質問なかったら、もう。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

14番議員！

14番議員 私はこの意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。

いろいろ各種、いろんな団体からクレームがついているようなことを報道でも承知いたしております。私自身は、これは警察中心の非行防止施策ではないという、まず1点の認識を持っております。福祉教育、医療等による多面的な面から子供の健全成長を支援するような形であると、私はこれの認識で賛成という形であるわけです。そこでや、あのね、私自身、奈良県議会、久しぶりになかなか活発な提案をされたなということを感じの一つをしているわけです。と申しますのは、全国にも先駆けて、本当に全国的というか、奈良県の比率はどうのこうのは別として、全国的に見て青少年の犯罪の凶悪化、低年齢化ということに関して、大変な危惧があるわけです。というのは、死んでいく年寄りが何ぼ悪くてもたかが知れてますけど、時代を担う青少年が非常に間違った方向に進んでいく人が多くなれば、これほど大変な、国としても、また社会もそうですが、大変なことになると私は思います。

そこで、本当に今言うてる条例が、本当の意味でかなり人権を縛るほどのもんかなということは、私はそう認識はいたしておりません。現に、今皆さんも目につくと思いますが、電車乗ってもね、非常に子供さんが、いわゆる青少年といわれる高校生であってもね、電車の

中で我がもの顔で体操したり、輪っばにつかまったりしている光景あるわけです。そしてまた、コンビニ、そしてまた書店においてもね、いわゆるべたっと地べたへ座ったりとか、人の迷惑を顧みないということもいっぱいあるわけですね。そこで、何も規則で縛るのが本意やないとおっしゃるけどね、しかし、ここまで来たらね、やはりきちっとした形で、いわゆるきちっとした条例をつくって指導していくというのが効果が当然出てくるはずですから、そういう意味では私は必要やと思います。現に、私ごとではありますがね、朝交通のそこへ立たせていただいているところでもね、やはり警察官って弱いなと感じること何回もありますわ。ぱっと単車で二人乗りで来る、ヘルメットはかぶってません。警察官がたまたま私と一緒にいるときでも、ぴぴっと笛吹いても、やかましわいって、こんなでぱっと行く人が全部じゃないわけやけど、多少そういうのが目につくことは多々あります。その意味できちっとした形で、やはり条例化をして、きちっとしたものを持って対処してやってやるということが、私は何でもなしのような時代であればそうでもないわけですから、どうも乱れ切っていくように私は感じますので、私は県のこの条例に対しては非常に先見があり、やっていけるもんだなど、私は価値あるものと思いますので、よってこの意見書に対しては反対であります。

議長 12番議員！

12番議員 賛成の立場で討論をしたいと思います。

青木議員はこの条例について、県の方のね、絶賛されているんですけども、私は本当に大変な条例だなというふうに危惧をするところなんです。

今若い子供たちの犯罪の凶悪化とか、低年齢化とか言われているのは事実ですし、承知しているわけなんですけれども、この凶悪化、低年齢化の問題を、この条例で縛ることによって回復するという中身の問題ではないんですね、この条例は。そういう凶悪化、低年齢化の場合には、今の法律でも十二分に対応できるわけですね。これは、そういう趣旨を持っているのではなくして幅広く、遅刻したり、早退したり、いわゆる不良行為とまで行かなくても、そういうような状況にある青少年を厳しく取り締まっていこうというところなんです。ですから、本当にまだ非行に走っていない、その前の段階で警察が取り締まりをするということについては、そしたら教育の力がどうなったのかと。やっぱりこれは世界の人権の流れ、子供の権利宣言もありますし、先ほど言いました寺前議員のリヤド何とか条例ですが、正確に言うと、読まないと言えませんが、そういうリヤド・ガイドラインなんですけれども、そういうことで世界的にも、やはり青少年のそういう犯罪を防ぐために、今、大人や社

会が何をしなければいけないかということを議論されていて、それはやはり地域の教育力であり、そういう取り締まりの方向ではないわけですね。ですから、そういう点においても、やはりこれはちょっと青木議員も誤解されていると思うんですが、この条例の中に教育的、福祉的施策とか、配慮が入っていないんですよ。ですから、やはり不良行為になる、その入り口にいるそういう子供たちにとって一番必要なのは、やはり福祉的施策であり、教育的施策であり、大人たちの温かい見守りなんですね。ですから、そういうことを警察権力が介入して行って、本当にそういう効果が得られるのかということについては、今回提案してきた奈良県警の方も実証実験も何もしてませんし、そういう確信のできる根拠、具体的な例示とか、全くできてないわけです。そういう中で一方的に今回警察が、教育機関とか、PTAとか、保護者とか、あるいは子供たちと相談をしないで一方的に出してきた、警察権力の強化のために出してきた、こう言わざるを得ない状態なので、私はこれされたとしても効果どころか、知った県民は通報しなければいけない義務があるんですよ、これ。だから、もし何かそうやって遅刻してはって、子供が堤防歩いていたら警察に通報するんですか、そういう責任を課せられるんですよ、とんでもないですわ。だから、子供たちを疑心暗鬼の中に追い込んでいくのが、この条例なんですよ。だから、そういう点も含めて、やっぱりこんな間違っただけの条例をつくるのであれば、こんだけのエネルギーがあるのであれば、もっと教育、福祉的な施策を熱意を持って議論をして、子供たちの環境を、安心できる教育環境を地域で、これは広陵町の安田教育長も地域で子供を見守っていくことが大事だとおっしゃっていますが、大いにそっちの方向に私たち大人は力を貸していくべきだというふうに思います。

実効のない、そして独断で提案されてくるこの奈良県の条例については、反対をするところですので、ぜひ、この意見書に皆さん賛成をお願いいたします。

議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

次に日程6番、議員提出議案3号、介護保険計画策定にあたっての意見書については松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題といたします。

議案の朗読をさせます。局長！

局長 朗読をいたします。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。 松野君！

12番議員 では介護保険計画策定にあたっての意見書の提案趣旨を説明させていただきたい
と思います。

これは介護保険始まって6年目になるわけですがけれども、やっぱり介護保険制度のよかつたところは、本当に前の措置制度と違って、介護保険払っているからということで、皆さんがサービスを安心して受給できるサービスが広まったということについては、大変よかつたなというふうに思うわけですがけれども。しかし、その一方で介護保険制度の矛盾もどんどん大きくなってきているわけですね。今回特に3期目の介護保険計画を策定するに当たって、先ほども議論して可決されたわけですがけれども、とりわけ広陵町でも、また広陵町だけでなく、全国的にも大幅な値上げになつてるわけですね。そうしていきますと、本当に雪だるま式に低所得の人に対しても負担があれやこれやと重なって、本当にとりわけ今貧富の差が拡大していると言われておりますから、低所得者の方に対しては大変な負担となつてきているのが今の状況です。

全国的には、保険料の減免制度は自治体の数でいえば771の保険者、これは去年の4月現在ですが、全体の36%の保険者が減免制度を独自につくっているわけですね。利用料の減免は581で24%。このように、それぞれのところで何とか頑張っているというのが実情なんです。これは私は、広陵町の方でもぜひ減免制度をつくってほしいということ、かねてから理事者の方に要望してまいりましたが、理事者の方は県の方でこの介護保険の減免制度をつくってくれたら、そしたら広陵町もやりやすいというのが答弁だったんですね。これは、言われることは当たり前で、奈良県は県レベルでいえば、県の行政としては福祉的施策は大変おこなっているんです。乳幼児医療費の問題でも、全国的にも下から1番、2番争うような県の対応ですし、介護保険の問題につきましても、例えば社会福祉法人による利用者負担の減免制度、これが国では150万円までの収入の方は減免制度を使えるよということを行っているのに、ところが奈良県は80万円に押さえるわけですね。だから大変奈良県は、そういう施策について全国的にもおこなっているのが実態ですから、これはまずやっぱり県の方が、そういう福祉施策を充実してほしい、とりわけ介護保険制度について、県の方が減免制度をつくってほしいというのは理事者の切実な願いであり、要望であるというふうに私は今までの議論の中で受けとめ、確認をしているところです。それは広陵町にとって、広陵町の財政にとりましても、この県の方でやってくれれば、例えば2分の1とか、3分の1県が負担することになるわけですから、広陵町の財政に対しても大変プラスになるんですね。だ

から、そういうような状況の中で、私は理事者が頑張っているんだから、議会も応援するのが当たり前だというふうに考えて提案をさせていただいております。

ところが、残念ながら厚生委員会の中では、2対2に分かれまして、公明の山村委員長が反対ということでしたので、厚生委員会の中では反対に決まってしまったんですけれども、やはりとりわけ公明党の皆さんは、人に優しいというふうにキャッチフレーズで宣伝されているのに、どうしてこんなことが賛成できないのか、本当に不思議でたまりません。総合的な施策が必要だということもお聞きしたんですけども、私広陵町の中で広陵町の議員が総合的に施策を考えていく、これは可能ですわ。予算も知っているし、いろいろな条例も知っているわけですから、広陵町に対してだったら広陵町の議員は総合的な減免制度を提案することは可能です、技術的に。しかし、奈良県のことは財政も条例もいろいろ詳しいことわからなわけですから、それぞれの部分で提案して、努力をしてもらうということこそ、それはできるけども、奈良県に対して総合的な減免制度を提案することは私はできません。できるのであれば、公明党の議員の皆さん、次の議会に具体的に意見書で提案して下さったら大いに私は賛成いたしますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今回もしこのような町の要望に対しても、また足を引っ張るということは野党になるということです。この問題については、私は大いに理事者の方と与党と一緒に頑張って頑張ろうというふうに思っているところです。町の負担の軽減に対して、県に要望をするということの足を引っ張るということだけは少なくともやめていただきたいと、今までの広陵町議会であれば、せめてこれぐらいのことは全会一致でいけたんですよ、可決できたんですよ。今回初めてです、こんな単純で反対する理由のないこんな意見書、もし反対されるのであれば、私は本当にこの議会の資質も、ああゆがんできたなと思わざるを得ません。皆さん、この場で野党にならないで一緒に与党になって頑張っていこうではありませんか、賛成してください。お願ひいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。 1番議員！

1番議員 今、松野さんがいろいろなことを言われました。

まず介護保険計画策定にあたっての意見書、この介護保険計画策定というのはほとんど終わっているわけですね。今、終わったのを、この次回の定例会に乗せておられるわけですので、このタイトルもいかなものかなと思っています。それから、3期の介護保険計画を策定に当たって、大幅な値上げを避けることはできませんと。住民税非課税世帯が75%を超える中で、保険料の大幅値上げは低所得者に大変な、これは前のか。（「前です」の声あ

り) 75 が消えてるだけやろ。なぜ消したんかわからないけどね。こういうことを言われているんですが、ではこれはあなた方の機関誌、「改定介護保険のすべて」という中に、こういうものがあるんですね。そもそも高齢者の75%が市町村民税非課税であり、低所得者対策を確立することは介護保険存続の不可欠条件であり、本来国の責任ですと。根本的には国の制度として減免制度を確立すべきですと、このように明確にうたっているわけですね。なぜ、これを県の方に出されるのか、それを聞かせていただきたいと思っています。

また、昨年10月から食事代と部屋代が自己負担になり、利用料も負担も大変ですというふうに書いてあるわけですが、これはやはり在宅介護と施設介護、いわゆる施設に入っている方の公平性を保つためになったと思うわけですが、ですから、施設に入っている人だけをとらえて減免するならば、それこそ不公平感があると私は思っているのであります。やはり介護保険制度そのものが、国民健康保険等々の違った制度で、税が50%、保険料が50%、それで1年ないし3年間、それをトータルして黒字になれば黒字なりの政策、赤字になれば赤字なりの政策をするというのが、介護保険の本来の姿ではないかなと思っておりますので、なかなか減免制度をとられているところはあるわけですが、奈良県においては一つの市町村もないと伺っておりますので、まず2点聞かせていただいた質問にお答えいただきたいと思えます。二つだけ、初めの質問だけや。二つだけでいいよ。（「公平感の問題と」の声あり）それから、なぜ国の方へ減免制度の、このあんたの本にも書いてあるけども、何で県の方に出すのかと。

議 長 12番議員！

12番議員 タイトルの方はいいんでしょうか、介護保険策定にあたっての意見書というのは、まだ、その意見書を提案したときにはできてなくて、最終の介護保険の策定の確認が3月30日なんですけど、県の方でもまだ議会もしているところですし、そういう点では時期的に微妙なところではありますが、間違っていないというふうに思うんですが、もしここが気になって反対と言っているのであれば、タイトルは皆さんの合意をいただいて訂正することは十分に可能でございますから、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、国の方に減免制度を求めよということですが、従前この広陵町議会でも国に対しても、介護保険の減免制度も含めてたくさん意見書、私どもの方は議会に提案させていただいてきましたし、その中で否決された意見書もあれば、賛成いただいた意見書もあったと思えます。ですから、一貫して国の方にやっぱり減免制度をつくられるということは、日本共産党は国家議員から地方議員まで一緒になって奮闘しているところでございます。そうい

う中で今これは、私の方が提案しましたのは県なんですけれども、県レベルで比較していくと、介護保険の部分で今何県がどうのとか、ランクづけという部分につきましてはね、乳幼児医療費は割とランクづけしやすいので一覧表を見たことあるんですけれども、残念ながら県の介護保険の一覧表はちょっと見たことないんですけれども、これは今までの経過の中で、理事者も奈良県は余りないなというふうな認識を持っているわけです。これは当然のことだと思います。先ほども言いましたように、社会福祉法人の減免なんて、国よりももっと抑えるんですからね。こんなことする県あるのかなというふうに思うぐらいです。ですから、やはり奈良県においては、福祉施設だって数が少ないですね。まだ田舎といったら語弊がありますね。九州の方とかあちらの方が福祉施設も充実しているし、そういう状況も知っているわけなんですけど、そういう点では本当に残念ながら奈良県は福祉施策がおくれているので、前、介護保険制度が始まりましたときに、平成12年ですね、ですから運動が起きたのは11年だったと思うんですけれども、御所市から始まって、介護保険のヘルパーさんの減免とか、そういう部分で独自にやり出して、それをみんな一緒になって県の方にも各自治体が要望して行って、また、各自治体の取り組みも広まって行って、それで平成12年度介護保険制度がスタートしたときに、奈良県の独自の減免制度を実現させたという、そういう経過もあるわけですから、例えばこの広陵町からそういうことを積極的に提案して、ほかのところも言ってると思うんですけど、町村会とか、そういうことでも要望されているはずなんですけれども、そういう声を議会も後押しをして、県の方にまずは減免制度をつくらせていくということは、議員として、広陵町の議員としては、当然なすべき課題だというふうに思うわけです。ですから、その点について県の方に減免を強く要望するのは当たり前であるし、ぜひ一緒になって頑張っていたきたいというふうに思います。

それから公平感の問題ですけど、在宅と施設の問題ですね。これは以前は措置制度がありました。措置制度を廃止して、措置制度のときはほとんどヘルパーさんの派遣とか負担がなくて、1割ぐらいの方が少し負担なさってたんですけれども、本当は福祉の基本的な考え方という部分につきましては、福祉が必要なところには必要な量の福祉措置をとると、サービスをするというのが基本的な、私は福祉のあり方だというふうに考えております。そういう点でいえば、施設がどうしても必要な方は施設に入ってもらえるような条件をつくっていく、また、在宅の方がいいという方は在宅をつくっていく、これが福祉施策の根本的な姿勢だというふうに思うんですけれども、施設に入っている人はたくさん保険料使うから、だから不公平だというのは、これは大変間違いで、だれも、できたら家で、在宅でおりたいんで

す。だから、在宅でおりたいけれども、今の在宅サービスは本当に中途半端で不十分なんですよ。今までの介護保険。だから、国の方も今度は施設から在宅にもっと移行を強めようということで、24時間のヘルパーの位置づけも、点数設定高くしてね、夜間深夜は。して、それで強く今回は、とりわけ強く施設から在宅への移行を打ち出した新しい介護保険制度なんです。ですから、施設行く方が税金使ってぜいたくできて、施設行きたいんやというような考えを持った人はほとんどいないと思うんです。社会には必要悪がありますから、一部の方がいらっしゃるかもしれませんが、しかし、大部分は家を離れて一人だけで施設へ行くというのはつらいものです。ですから、前も言いましたように、大和市なんかでは、これは医療の方なんですけど、入院が多くて、それで国保が大変赤字になってきたので、在宅での医療サービスをしようということで、その方が本人もうれしいということで、充実してきて、国保を黒字にしてきた経緯があります。

介護保険も施設から在宅の方に強く移行をしていく、それだけの受け皿をつくっていく、こういうことをやっていけば別に不公平感なんて何にもないわけですから、ちょっと山田議員の今の公平感とかいう部分については間違っているということをおっしゃるを得ません。

議長 1番議員！

1番議員 よくわからないわけですけどもね。

この文章今壇上で読まれましたですね。低所得者に大変な負担となるとともに、今回の税制改革で住民税非課税世帯だったところが、課税世帯になる世帯が多く深刻な負担増になると。こういう文章ですからね、この税制改革で、この住民税非課税世帯だった方々に対する減免措置等々の云々のことを言うてはるわけですが、これを県の方に意見書に出したところで、どのようにもならないのではないかと、あなた方の機関誌においても、本来国の責任ですと、根本的には国の制度として減免制度を確立すべきですと、このようにうたっているわけですから、私はこんな県に出すよりも、国の方に出すべきではないですかと、あなた方の主張をとらえて私は言うてるだけです。ですから、その辺をきちっと答えていただきたいですね、大回りせんとですね、きちっとそれだけを答えていただければ結構かと思っています。

議長 12番議員！

12番議員 今回の税制改革で、住民税非課税だったところが課税世帯になるところが多い、これは深刻な負担増になるのは、午前中の議論の中でも、今まで非課税だった方が220万円とかそういう方であれば、年金収入がですね、年間で3年後には10万円以上の負担増に

なるということを指摘したわけですが、医療の改悪もこれからもどんどん進められていきますし、消費税の増税とかなってくると、200万円ちょっと年金で本当に安心した生活できるか、このような介護保険制度のサービスを受けることが、保険料が払えたとしてもサービス受けるときに利用料が払えるだろうか、そういう不安も当然出てくるというふうに思います。

これは、今の実態を指摘したわけですが、そういう国の方の施策で、その部分は変えることはできませんけれども、そういう方に対して、やはり減免とか、例えば今回であれば、広陵町はしませんでしたけれども、保険のランクを7段階、8段階、9段階にしていけば真ん中のところが低くなったりとかですね。それから減免制度を独自につくるということは、その部分はできるわけでしょう、自由に。それぐらいはわかっているでしょう、山田議員も。減免制度をつくったらあかんというんじゃないで、ここにも書いてあるように全国的には36%の利用料についていけば、減免制度をつくってるんやから、幾らでも工夫して減免制度はどの部分だつてつくれわけですよ。だから、そういう部分ではそういう、とりわけ私は低所得者に対する減免制度を強く望んでおりますが、奈良県の中ではまたそういうところを十分議論していただいて、減免制度をつくってほしいということについては、当然当たり前じゃないですか。6段階は、国が今回6段階に下さいということをやってきたわけで、広陵町はその6段階、もしもっと頑張ることであれば、奈良市や生駒のように7段階とか8段階かな、京都が9段階ですね。そういうふうに努力できるわけですが、なかなか小さい自治体で、そこまできちっと全部やるということに対しては、なかなか事務量が要るし、いろいろ調べなきゃいけませんから。そういうところでは難しい部分も、もちろん知っていますが、もう少し努力してほしいという部分も指摘して、要望もそれについても指摘してきましたし、私は自分の考え得る、あらゆる部分で広陵町に要望し、町長にも直接要望して頑張ってきましたから、別にそのやろうと腹をくくれば、広陵町でだつて減免制度できるし、奈良県でだつて減免制度できるんです。もちろん、国でやってほしいということは先ほども説明しましたように、今でも一貫して共産党一丸となって頑張っているということは理解してください。

議 長 討論に入ります。討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 今の延長線になるわけでありまして、この介護保険計画策定にあたっての意見書については、減免することは何も結構なことでありますけれども、介護保険制度において、やはり広陵町においても策定委員会の中ですね、この間までは5段階を6段階にさせていた

だいて、そして減免、低所得者に対するものをできたと、私は思っています。私も、それは6段階よりも7段階、10段階等々細かに分けたいかなとは、一理はあるわけでありませけれども、やはりこうした近隣の状況、前回までは5段階を一気に7段階にすることについても、いろんな意見があったところで、提案された6段階にオーケーを出したというところでありまして、その中においても減免制度がきちっとやられているというところでもあります。生活保護者においても、やはり生活保護費をいただける中においても、こうした介護保険料の中に含まれておるわけですから、その点は考慮すべきではないかなと思っています。

それから、保険料の減免などについては、やはり法第142条、介護保険の142条に、やはり災害時等、年度当初に保険料を賦課した時点では想定し得なかった事情により、一時的に負担能力の低下が認められるような場合には、市町村は条例の定めるところにより、賦課した保険料を減免し、あるいは徴収を一時猶予する措置を講じることができると、これは当然広陵町にも設けられるところでもあります。

低所得者に対する市町村単独減免についての考え方について述べられているわけでありませ。介護保険は、介護を国民皆で支え合う制度であり、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提であります。また、市町村は保険料設定に当たり、制度の趣旨に沿った低所得者への配慮ができますと。したがって、保険料の全額免除、二つ、収入のみに着目した一律の減免、三つ、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れといった方法で、市町村が低所得者である、第1号被保険者の保険料を単独で減免することは適当ではないとされておりますと。一つは、保険料の全額免除、介護保険は40歳以上の国民が皆で助け合う制度です。64歳以下の現役世代すべて保険料を支払う一方で、一部とはいえ高齢者が保険料を全く支払わないことは、この助け合いの精神を否定することになります。また、保険料の免除ではなく、制度の枠以外で現金を支給することも結果的に保険料の免除と同じで、実質的に助け合いの精神を否定することには変わりはありません。二つ目、収入のみに着目した一律減免。介護保険では保険料を所得に応じた5段階設定、6段階設定とすることと等により、低所得者に対して必要な配慮が行われています。広陵町においては6段階の設定をさせていただいたものであります。このような方法以外で、さらに一定の収入以下の被保険者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることが、正確な負担能力を個別具体的に判断せずに減免を行うことで不公平となりますと。三つ目は、一般財源による保険料減免分の補てん、介護保険の費用は高齢者の保険料が原則18%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められていますと。保険料負担は、高齢者も助け合いに加わると

いう意味で負担してるものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになります。また、市町村の一般財源は住民のための貴重な財源であり、将来の介護医療が増加しないための介護予防や、健康づくりなどに充てることがことが重要だと考えておりますと、このように法第142条の中にもうたっておられるわけでありますから、このようなことを守ってまいりたいと思い、この意見書については反対であります。（「減免制度そのものに反対なんです」の声あり）はい、そうです。

議 長 6番議員！

6番議員 全く今まで広陵町議会においても、県や国に対して広陵町民の、あるいは国民の負担を改善させるための要望を決議してきた、こういう流れから大きく後退する発言であります。そもそも意見書という問題は、広陵町の町民の意見を反映させるためにつくっているものであります。そして、それは具体的な問題で提案をしているわけですがけれども、今までにも公明党も含めて、県や国に対して意見書を提案してきました。ところが、今回に限って、なぜこの具体的に介護保険の減免制度を県につくってほしいというだけのことを反対するのか理解ができません。

今、反対の理由で挙げられた点は、全く理由にならない問題であります。なぜかと言えば、今言ったところの一つに大きな矛盾があります。一つは先ほどから言っていた、国に対する要望については、松野議員が再三言っているように、本議会においても介護保険医療制度について提案してきたことは再三あります。反対をされたこともありますし、全会一致で賛成していただいたこともあります。そういう詳しい中身は具体的に指摘できませんけれども、公明党も賛成をしていただいたことがあるわけであります。そういう経緯がまずある中で、今回反対をされたと。

もう一つは、具体的に法142条の規定を出されました。これは、まさしく自治体によって減免の条例をつくれればよろしいです。こういう内容なわけであります。これを否定されるわけでありますか。具体的に私たちはこのような減免制度について、もちろん一層幅広いという意味もあるわけですがけれども、具体的に低所得者層に対して現在の介護保険制度の5から6になったという意味の減免は、法の求める減免制度の意味とは全く違うという意味で指摘しているわけであります。しかし、山田議員は5から6段階になったこと自体を減免の一つだというような言いわけをしているわけですがけれども、この趣旨は全く沿いません。そういう意味で山田議員の言っている中身の問題自体が、5段階から6段階になったことが減免

だと言いながら、法142条の中で自治体が独自に減免制度をつくることができますよといっている内容を持ち出しながら、県に対する条例の制定に対して否決される。これは一体どういうことなんでしょうか。法に認められた減免制度を、今この広陵町議会で県に要望することすら反対だと言われるわけですか。この点についてあなたがおっしゃった、具体的な内容の意味が支離滅裂していると言わざるを得ないわけでありませう。

それから、最も肝心な大切な問題ですけれども、助け合い制度という問題を出されました。確かに国は三つの基準を出して、具体的な問題は山田議員が指摘されたとおりであります。具体的にそのようなして、国の方針はあります。しかし、それを乗り越えて全国の各自治体が、低所得者層に対する利用料の減免や保険料の減免を実行してきた歴史があるわけでありませう。それに歴史を全面的に否定することにつながることを、全国では公明党の議員も賛成しているところたくさんあるはずだ。しかし、広陵町の議員はこの際、広陵町の負担にならない問題においても、現在はずいぶん、負担にならない問題においても、決議すること自体すら反対をする。もちろん、それが過去においては、松野議員も指摘したように、12年には介護保険料の利用料でヘルパーの5%を3%に減免した、これは各自治体が決議をしていった経過の中で実現できた問題なんです。そういうものについて、今回もぜひ広陵町の議会でも本当に、根本的には国がやってほしい施策だ。そして、その国に対する要望はあきらめずに粘り強く私達も要望していきませう。しかし、事前の策として県に対して全県下一律介護保険の新しい制度にあって減免制度をつくってほしい。こういうことを要望しているんです。山田議員の言葉を借りれば、法142条にうたわれている、できる問題に対して当たり前のことを私達は言っているということになります。このことに対しても否定される。助け合い制度という問題については、本来、保険制度も国保制度もそうです。互助制度という精神に基づいてやるべきだということで、現在も介護保険制度については助け合い制度のことだと言っておられます。そして、将来的にはどういうことで助け合い制度を広げようとしているかと言え、40歳以上の方々を20歳まで引き上げて助け合いを広げていこうというようにおっしゃっているわけなんです。この助け合い制度がどのような意味を持っているのかといえ、簡単明瞭だ。結局は国の財源を確保することを避ける、こういう名目だ最大の問題だ。今回の、去年の12月の閣議決定された問題、自然増を放置することなく、いわゆる自然増というのは福祉、社会保障費は自然増分として8,000億円、基礎年金、国保負担の引き上げなども含めれば1兆円以上の予算増が必要だ。ところが義務的経費についても、自然増を放置することなく、制度施策の抜本見直しを行い歳出の削減を図る、

閣議決定された内容です。こういう大きな目的で、結局は助け合いという美名のもとに、低所得者層にまで一律の負担を課せようとしているわけであります。助け合い制度というのは本来、今最も大事なことは、低所得者層の人に対して助け合いの精神を持って減免制度を広げていく、こういうことを私たちは言っているんです。政府が言っているような助け合い制度という名目でもって、国の財源を減らすという目的を大上段に掲げた助け合いは、私たちは認めるわけにはまいりません。そういう意味で、再三助け合い制度に反するというように言っておられるわけですけども、今私たちは減免制度をつくって、本当に低所得者層の方々への助け合いの精神を持って今の減免制度をつくっていただく、まさに法律に認められた条例化をもって助け合い制度をつくってほしいという県への要望、意見書であります。自治体が本来認められている意見書を有効に活用しないという態度は、結局は今ただ単に、県に対して広陵町民の要望を具体的に否定をなさった問題は、広陵町民の立場の立っていない議会をつくっていかこうとする考えにしか成り立ちません。そして根本的には、残念ながら小泉内閣の5年間、先ほども述べてきたように国民負担を大幅にふやしてきた、そういう流れの中で小泉内閣は最終版として、社会保障費の構造改革、この仕上げを今行おうとしています。その仕上げは、当然国民の負担増を引き上げることなしに仕上げは成り立っていません。こういう問題に対して。

議 長 寺前議員、寺前議員、寺前議員、

6番議員 逸脱した言葉を使って反対の討論をされることは。

議 長 寺前議員、簡潔にお願いします。

6番議員 広陵町民の。

議 長 賛成か反対か。

6番議員 広陵町民の願いをこの議会が踏みにじることになるということを指摘して、この意見書をぜひ採択していただいて、県が本当に助け合いの精神を持って低所得者層に対する援護を行っていただくための意見を述べていただきたいというように思います。

議 長 反対ですか。賛成ですか反対ですか。寺前議員。（「賛成討論」の声あり）

8番議員 あのね、低所得者という言葉がたくさん出てまいりました。低所得者、ここにも今月退職される方がおられます。この方退職されたら低所得者になります。何千万の恐らく退職金をいただかれると思います。だれかとは申しません。それでも低所得者になるわけなんです。（「なれへんがな」の声あり）なりますよ。（「年金20万以上もらう人や」の声あり）年金まだありませんよ、即年金ありませんよ。だから低所得者になるんです。だから、

ただ税金かからないからどうか課税所得にならないから、なるからで低所得者、低所得者と、そいでね、だれが負担するのかというたら、今世帯盛りの一番収益のある人が、黙って聞け。黙って聞け。75%の老人が低所得者、当たり前です、働いてないねんから、低所得者当たり前ですやんか。だけど、その人らは金持ってなくて、本当に生活に困っているのか。あんたがいつでも言ってる、生活に困っている人をどうこうせいと言うてるんじゃないですよ。国民健康保険税にしても、4,000人の中で800人の延滞者があるんでしょう。（「4,000世帯」の声あり）4,000世帯の中で800の延滞があると、固定資産税が何人やったかちょっと人数はわからん。固定資産税の納税しているの何人かわからないけど、500人でしょう。固定資産税なんて所得があるか何かわからない。この人らの方が納税率が高いんですよ、額にしたら別です。そういうことでしょう。だから、そういうことで余り低所得者、低所得者といって減免すれば、その負担は本当に世帯盛りの人にかかってくるということなんですよ。だから、低所得者であったかて、財産があると、その辺も含めてやはり十分吟味して軽減をやっていただきたいというのが私の意見で、これには反対いたします。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

議 長 次に日程7番、議員提出議案第4号、広域滞納整理機構設立の要望に関する意見については青木君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題といたします。

議案の朗読をさせます。局長！

局 長 朗読いたします。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明を願います。 14番議員！

14番議員 激論の後ちょっとしんとしてますけど、ひとつよろしく願います。それでは意見書についての趣旨説明をさせていただきたいと思います。

我々広正クラブで2月14日、15日と和歌山県の上富田町、そして白浜町を視察させていただきました。その際、上富田町において、町税の滞納に対する制限処置に関する条例。これを勉強させていただくつもりで参ったわけですが、その研修の中において、上富田町の税務課の人が、実はこうこうで我々上富田町も和歌山県でできる滞納処理機構に4月1日か

ら入らせていただいて、そこでさせていただくということをお聞きし、そして、いわゆる滞納に対する制限条例のバックアップとしてやっていくつもりでありますということをお聞きしました。

そこで、我々も、一応そういうことはちらっと耳にしてきたことはあるわけですが、それを上富田町でお聞きした。その中で上富田町においては、18年4月1日から施行されるということで、大変お忙しい中でありますので、余りこの整理回収機構に対してのことは余りお聞きしなかったわけですので、そこで私帰ってきまして、早速奈良県の方へ、県庁の方の担当部局にいろいろお聞きしましたら、奈良県の方も、その機構についていろいろ勉強し、研究をしている最中でありますが、まだめどは立っておりませんがというようなお答えでございました。

そして、先進地というのかね、そのことで調べさせていただきまして、まず茨城県が平成13年4月から施行されておるということで、三重県が平成16年とお聞きしましたので、茨城県とかそういうところへ連絡をいたしまして、いろいろ教えていただいたというような経緯でございます。

よって、そういう経緯を踏まえて我々一同でひとつ、その機構の設立に要望する意見書を出していきたいと、こうなったわけでございます。

それでは、趣旨説明とかえさせていただきます。

広域滞納整理機構設立の要望に関する意見書であります。

県内の多数の自治体においても、地方税の滞納が増加している現況であります。各自治体においても、滞納税回収には最大限努力されていますが、思うような実績が上がらないのが実情であります。このような状況を放置すれば、納税者の地方税に対する不公平感が増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることになります。

しかし、市町村には回収困難な次のような背景があると思います。

まず、徴収専門職員の不足または不在。人事異動等により徴収専門知識、ノウハウが蓄積されにくい。滞納者との距離が近すぎて、差し押さえ処分等がやりづらい。これらのことは団体により程度の差はあるものの、地方税徴収組織が共通して抱える問題といえます。

そこでこの現状を克服する取り組みとして、県内の全市町村がスクラムを組んで、広域的な徴収組織づくりを目指していただきたいと、こう思うわけであります。この機構づくりは、市町村と県とが協働して進めることで、地方分権にふさわしい協働の実践となると思います。地方分権を踏まえて税の公平性を保つためにも、個人県民税を含む市町村税徴収のための広

域的な組織、いわゆる全市町村加入の一部事務組合の設立を要望します。

そして、市町村税徴収の技術的、精神的なバックアップ組織と位置づけ、市町村の困難事を引き受け、専門的徴収手法を駆使して、迅速に滞納処理が行われると思います。そして、機構において蓄積された徴収実務の知識、ノウハウ、技術は市町村にフィードバックして、市町村の力量アップ等になり、市町村と県と機構との連携を強化し、納税秩序の維持向上となり、県民が自主納税する社会を目指すためにも、以上の事由により、県におかれましても、奈良県に即応した、奈良県に合った広域滞納整理機構の設立を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。広陵町議会。

奈良県知事、柿本善也殿。

以上であります。皆様のご賛同を心からお願いをいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。 6番議員！

6番議員 よくわからなところがありますので質問いたします。

広陵町から発信するという意味で、この本議会においても広陵町の徴収事務執行状況について議会で議論をいたしてまいりました。こういう中で最大限努力していますが、思うような実績が上がらないのが実情でありますという点は、事実と違うのではないかというように思うんですね。非常に広陵町では不祥事があったものの、今までにおいては本当に職員の努力、この事項である徴収専門職員の不足または不在という問題ではなく、職員を投入し、あるいはまた税務職員の経験を生かす、県職員の経験を生かすという積極的な取り組みをしているわけですが、こういう広陵町のいい内容を全県に広げていくというのが、今の必要などころではないでしょうか。そういう点で実績が上がらない実情と、広陵町の取り組みについて、この問題では不十分だとおっしゃる理由についてお聞きしたいと思います。

それから、根本的に理解ができない問題ですが、青木議員はかねがね小泉首相の小さな政府を掲げておられました。今回は、この意見書で特別地方公共団体を新たにつくろうということでもあります。これに対する経費やその他の問題をどのように考えておられるのか。具体的な内容についてお聞きしないと、青木議員の思いとは逆に特別地方公共団体をつくる趣旨や、その他についての認識が欠落しているような意識で言われているかもしれませんので、一部事務組合の設立の要望について、大きな政府を一層掲げていこうというような趣旨なのかですね、特別地方公共団体をつくるというその本来の目的と、そして今それをつくる必要性がどこにあるのかという問題をあわせてお聞きしたいと思います。

それから、この問題の中で、三重県と茨城県がつくったとおっしゃっているわけですが

ども、私たち自身は少なくとも、この問題に対してはいろんな危惧を覚えているわけです。どういう危惧かと言えば、結局は税の広がり、税収の広がりが奈良県全体に広がっていくという不安であります。これは、個人の秘密の部分が具体的に広がっていくという点でも、懸念を表明されている方もあるわけですが、そういう点において、茨城県や三重県、茨城県は13年4月から発足しているわけですから、具体的に一部事務組合をどんな形でつくられたのか、そして、その機構の財源、経費はどのようにされているのか、そういう点の具体的な内容について、お伺いしておきたいというように思います。

議 長 14番議員！

14番議員 大変多くの質問をされました。

まず、広陵町では必要か必要でないのか、今現在機能してるじゃないかというお話があったと思います。もちろん、広陵町から発信することについて、当然広陵町の内容的には大事だと思います。ただ、全体的に見て地方自治体というのは何も広陵町だけがどうであったか、こうであったかという視点は、私は別だと思います、私はですよ。そこで奈良県が抱える県内の非常にある滞納の問題ということの、まず1点ということで、広陵町が速やかにいろんなことで滞納処理がされているという現実、全部満足じゃないと私は思いますが、そういうことおっしゃりますが、私はその視点じゃなしに、もちろん広陵町も今後、というのは、ある意味での、先ほども言いましたように、いわゆる小さい町、いわゆる広陵町という町、3万何ぼですが。もっと小さい町もいっぱいあるわけですが、その中での非常に滞納者回収というのは大変難しいわけですよ。そこで、先ほど広陵町にも非常に不幸な着服というような事件も起こったことも事実です。その意味を持ちまして、やはり大きな組織の中で、全体の流れで専門的に回収の業務をやっていただけの方が、私はスムーズにいけるんじゃないかなというのが、まず1点。

そして小さな政府がどうのこうのと私におっしゃる。私自身何にも小泉さんの何の賛同者でもありません。私は何も官から民とかいっぱい言われる場合、大きい政府から小さい政府とおっしゃって、私は必要であれば何も小さいのがええと、私は限らないとこう考えておりますので、私は小さい政府にこだわって発言したことはありません。

そんなら、何で、そんな組織つくったら余計なもんになるだろうということのお話ですがね、結果的にいわゆる各市町村が独自でやれるということに関しての限界点があるというのと、それと、きちっとした形でしまい、いわゆる処理していくときの、いわゆる時期的な決断というのが当然出てくるわけです。特に、私よう言うてるのは誠実なる滞納者が

ちゅうのが、ちょっと言葉はどうかわかりませんが。悪質なというのと、誠実な滞納者というのかな、そういうようなちょっと違いがあると思うわけですね。そやから広陵町または地方自治体で手に余る、いわゆるそういうような不誠実なる滞納者というのかな、そういう人たちに向かって滞納処理をしていただく、回収していただくことにとって組織が必要であると、こういう解釈であるわけです。そこで費用対効果ということも当然出てくると思います。そこで、三重県の方で、ちょっと私かって専門家じゃありませんから、多少ざっとした流れでそういう機構についてお聞きしたと、教えていただいたということでお許し願いたいと思います。

まず、茨城県におきましては平成13年4月からされております。いわゆる組合の負担金ですね、これがお聞きしたら均等割が年間5万円。件数割り、一人当たりについて17万円。徴収実績、回収額の10%というのが負担金になるわけですね。それで、茨城県の実績でいうと、年間約1,100人ほどの処理をしているということで、金額にして30億円から約50億円の回収と。県全体では500億円はあるといわれております。そこで少額であっても、100万円未満の少額であっても、行方不明者等の調査等の不能処理に対して非常に苦慮され、困っておられるような自治体があれば、それもきちっとした形で整理をして、いわゆる回収機構で、これは回収不可能であるということになり、地方自治体に市町村で、それをそういう形で処理をしていくというような流れになっておると聞いております。そういうことでありますので、質問について全部答えられたかわかりませんが、そういうような状態であるということでございます。

その意味で、何も奈良県であしたあさってできるか、それは知りませんが、そういうような形をもって、現にその他いろいろお聞きさせてもらいましたところ、和歌山県は4月からとおっしゃっていましたが、かなり期待を持って結構実績の形で上がっているように、また全国的にもそのような流れができていくんじゃないかということ、その担当部局もおっしゃってありましたし、期待を大いにもっておられることは事実でありますので、その意味で広陵町でどうだかという意味はありますが、私は全体的な考え方をもって、奈良県でつくっていただいた方が、私は実績が上がるんじゃないかというので提案をさせていただいたというのであります。

私はそら専門家やないから地方公共団体がどうって言われたら、私もこういう機構という、一部事務組合という流れで機構をつくっていくということやから、それは団体ができることは間違いないと思いますよ。それが、あかんええは知りませんよ。

議 長 6 番議員！

6 番議員 積極的に勉強をしていただいて、提案をしていただくという点は結構なことであり
ますし、大いに推奨していくことだというように思います。私自身も賛成しても仕方がない
などと思ってたんです。ところが、今ちょっと初めて聞く内容で経費の問題、もう一つは一部
事務組合をつくるというのはどういうものなのかということに対する認識欠落してると思う
んです。

経費の問題だけじゃないんですね。もちろん経費の問題というのは、職員も全部含めた形
の運営するための根本ですけれども。要は人員の派遣、その他が出てくるんですね。どこが
中心になるかという問題になってくると、県の天下りがおりてくると、こういうような実態
になるだろうというのは、今までの経験則的にはそういうことになるというように思うんで、
これは見解があるんで結構です。ただね、質問をしたいのは、そういう点の認識はないかど
うか質問します。もう一つは、これは、だめだなというように思った一つは、広陵町の発信
していく場合、青木議員は広陵町の実績についての認識は持っておられるということで一致
したと思うんです。広陵町のことを言っているんじゃないで、広陵町でも1万とか小さい市
町村があるような状態のところ積極的に県がやったらいいということについては、私はそ
こまで否定するつもりは毛頭ありません。だから、そういう点で言えば、広陵町発信じゃな
くって、青木議員なりが県の議会に対して直接働いて、広陵町を除くところの自治体が参加
していくようなものをつくってもらいたいというのは、これは大いに結構だと思ってます。

なぜかと言えば、広陵町はいわゆる収納の問題もおっしゃったように、自慢の一つとして
口座振替が進んでいるということがありました。そういう点でいうと、均等割5万円、これ
はまだいいんですけれども、例えば何を出すかという点で1件17万円のものを出して、そ
して徴収成果が10%というのは、全体の枠の中でいうと合わない。(不規則発言) いやい
やわかってるやん。広陵町が望むものを出すわけや。だから、困難なものを出すわけやから、
だから、そういう困難なものという問題について私が言っているのは、次に質問するわけ
ですけども。

広陵町の差し押さえの実績、今まで広陵町についても先ほどから出ているように、身近な
ところでは差し押さえ、その他非常に難しいというような懸念を持っておられたわけですけ
れども、広陵町では本当に腹を固めて徴収に取り組んでおられるわけなんですね。これは実
際に徴収されている現場が、本当にどんだけの努力をされているかというのが、私がよく知
っているからです。よく知っているからというのは、私はその徴収に対して相当けんけんが

くがくの議論をします。しかし、残念ながら彼らが一生懸命に徴収のために努力されているという点は、他の課と比べもんにならないほど、本当に日夜頑張っておられる姿というのは私は見ております。そういう点では、広陵町の現場の中の本当に努力であり、そして数々の成果を上げておられる実績なんですね。差し押さえ件数もありました。そういう点で、広陵町の差し押さえは、現実身近なところでもやっているんですけども、そういう大きなところ、悪質なところについては踏み切っているわけなんです。それをあえてまたそういうもんに県を持っていくというのは、私は2重ではないかと思うんですね。そういう点で、経費と効果の問題については、広陵町の発信ですよ。広陵町の議会から発信するには、私は今広陵町の実績を奈良県下多数のところに発信するための手だてを取っていただくということが一番いいんじゃないかというように思うんですけども、その点はどのようにお考えですか。

議長 14番議員！

14番議員 見解の相違はどうか知りませんよ。私自身いわゆる広陵町の納税、収税をやめとけというんじゃないわけですよ。それにいわゆる手に負える負えない、大変困難であり、非常にコストの高くつくようなものの物件を、事案をそういうとこで解決していただいたらいいんじゃないかと、そこでいわゆる私さっきも言うたように、何もこれは一つの例ですわ。そやから、これが全部負担金においても、これでやろうと言っているのではない。私はそこまで構うあれもないわけです。ただ、先ほども壇上で言うたように、奈良県に即応した機構という形をつくっていただくのが一番いいんじゃないか、何にもよそのまねをそっくりしなさいとか、それは考えてはおりませんので、そういう意味です。広陵町の実情がすばらしいとおっしゃいますが、しかし、大変困難をきわめている物件もあることは事実ですやろ、そのことについて私は言っているわけですわ。いや、してであろうが、そやけど何もあんたとおれと違う意見あるけど、私はこういう形をつくってほしいということ言ってるわけです。

議長 12番議員！

12番議員 もう少しちょっとよくわからないので、聞きたいんですけども。これで例えば茨城県とか三重県で実施をして、徴収率が何パーセント上がったという、その成果を教えてくださいというふうに思うんですけども。

それから、何件くらい、その物差しね、悪質の物差し、どういうふうに説明お聞きしてこられたのか、金額ではおよそ幾ら以上で、滞納の状況が例えば3年目やねんとか、そういう具体的な水準がどのようになっているのかなというのを確認したいんですね。それと、これは理事者の方でないかと答えられないかもしれないけど、青木さんに教えてもらった中で、広

陵町でその対象となる、今差し押さえしてるところは対象にしなくてもいいわけやから、その条件で広陵町にもし該当するとすれば何件ぐらい該当するのかなというところも、ちょっと相談してくんやけど、聞いて来られた範囲内でいいですよんか。勉強して来られた範囲内で、もし茨城と同じようなことを奈良県でやるとしたら、広陵町にはどんな影響が出てくるのかなという部分で、本当にそれで助かるのであればね、それはしていったらいいと思うけども、それほど効果がないのであれば、こんな組織までつくる必要はないかなというのを思いますので、その辺の具体的なところを、もう少し物差しを教えてほしい、実績を教えてほしいというのが一つね。

それから、先ほど寺前議員が聞けばよかったと思うんですけど、どういう人がその職員さんになっておられるのかということが、大体取りたて屋になるわけでしょう。結局はサラ金にいた職員みたいにね。だから、そんなのをつくっていいのかなと、どんな人がなってくれるのかなというの、ちょっとようわからへんわけですわ。そんなおどしとかはもちろんされないでしょうし、わかっておられると思いますけど。ただ、そのやり方によたらね、その悪質であったとしても、やっぱり追い込まれて事故、あるいは事件にならないかなという不安もあるわけ。身近な人が、役場の人が行けば、そういう状況わかって配慮しながらできるという部分もあるわけですね。それがマイナスだから、距離が近すぎるからということも提案されているんだけど、そういう部分で言えば、本当に今自殺もふえてるし、夜逃げもふえてるしということになれば、例えば茨城とか三重でそういう事件、事故につながったことは1件もなかったのかどうかということも聞いておきたいと思うんですけど。

議 長 14番議員！

14番議員 私、残念ながらそこまで詳しく事件があったとか、自殺者が出たところまでは、全くそこまでは知りませんわ。おっしゃるようにね、茨城県の一つの実績というのは、年間約1,100人の受け持ち、約30億円から50億円ぐらいを処理していったと、県全体では500億円ぐらいのいわゆる滞納の額があるということ、大まかな数字を聞いて来ているわけです。そこで、約1割ぐらいがそれを受け持って回収をしていった実績になっているということをお聞きしております。そこで、職員さんですわね、それが今言うてる県の職員さんも含めて、もちろん市町村からも出していただいて、そして専門家というのは、国税担当の税務署の人とか、そういう人たちも入っていただいてやっていくと、それを言われる大きな、えらい大層な陣立てではないとお聞きしております、そういう意味で。

それ以上のことをもっと調べよいうんやったらいいですけど、わかりませんので。そんな

ん私、いわゆるこういう機構をつくってください言うてるから、多少全部私が飲み込んでやっているんじゃないねんからね。そういうことですので、実績としてはそういうような実績であるということです。

議 長 もう質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 私も一概に悪いというふうには思わないんですけども、ただ、具体的に広陵町にとって、どれだけのどういう有益性があるのかというところが確認できないまま、意見書として提案していくことについては、やっぱり時期尚早だなというふうに思うわけです。ですから、もし提案されるのであればね、本当に私たちにももう少し事前に十分な資料と説明をいただきたいかったですし、ただこれが、本当に経費的な問題と、それと徴収率の問題と見ても、広陵町は本当によく職員さんが今頑張っているんで、その上でという部分について言えば、やはりもうちょっと慎重にしたいと思いますから、時期尚早ということで反対しております。

議 長 今やっていることで大体、評価は出てます。賛成ですか反対ですか。 8番議員！

8番議員 賛成の立場で討論させていただきます。

この回収機構というのは、一切相手と交渉はされません。だから、法的処置のみをやるいうこととございます。ですから、簡単に言えば、これは現場で非常にご苦労なさっている町の職員のバックアップに非常になるということなんです。だから、国の、前に整理回収機構のような形じゃないんです。だから、そういう形であくまでも法的処置を全面的にやっていると、だから広陵町につきましても差し押さえまではできるけど、その後の処分は広陵町の職員ですというのは能力的に、あるいはいろんなしがらみがあってできないと思うんですよ。そういうことまでやってしまうということなんです。広陵町はせいぜい差し押さえでとまってしまうと思うんですね。だから、どういうことかと言いましたら、こういう、もういよいよ何ぼ交渉してもらちがあかない、金があるのはわかってる、財産もあるのもわかってると、いよいよなったらそこへ渡させていただきますと。一応町の手を離れて、そちらの方の機構へお渡ししますということでやっていくということなんです。

だから、その採算性というのは当然さっき言いましたように、5万円というのは負担金で

すね、毎年の負担金、これは別として。あとは1件当たり何ぼ、当然成功報酬何ぼと、こういうように。それに合うか合わないかは町が判断して、当然向こうへ送っていくと、こういうようなことでね、やはり広陵町の事態を見ましても頑張っていたのはわかりますけれども、その人たちは武器もなしに頑張ってるわけなんです。何の武器も持って、ただ、お願いします、払ってくださいって、頭下げて行ってるだけなんです、現実には。そのときに、債権の回収なんて武器がなかったらできないんです。法律が武器なんです、その場合には。だから、そういうことでこれをつくるということは、私は大いに町の職員の徴税のためのバックアップにもなるということで、ぜひとも県にこれをつくっていただきたいということで、この案には大賛成でございます。

議 長 本案について。

6 番議員 議長、今議論の中では出てこなかった法的処理だけをするということであれば、全くその内容が違うんですね。一部事務組合をつくるという点で言えば、法的処理だけであれば、県の機関に委任を指定できる可能性もあるしですね、一部事務組合をつくるということは、徴収事務をやるという意味だということのように思うんで、そういう点でちょっとわからない問題があるんですよ。

もう一つは、私は広陵町外のところで積極的にこういうことをやったらどうですかという意見については賛成します、別に。ただ、広陵町は25件差し押さえしてるんですね。

(「差し押さえしてるだけやね」の声あり) いやいや(「処分出てるのか」の声あり) それは処分は仕事。差し押さえをするということは処分が可能だということなんですよ。いやいや、それはようせんということも含めて、きちっと考えたらいいんですよ。これが差し押さえしたままずっとなるっちゃうことは、いやいや、あり得ないですよ。差し押さえすれば優先権がどちらにあったかということによって、具体的には、今後の問題として変わっていくわけですから、25件の差し押さえをしたということに対しての内容について、もう少し本当は聞いておかなかつたらならないことだということのように思います。ただ、山本議員がおっしゃったように法的処理だけをする機関だ、法的処理だけをする自治体だという意味であれば、私はそこに持っていくということについてはやぶさかでない。それと、田代議員が後ろで先ほど言っておられたんですけれども、具体的に。

議 長 田代議員ってどなたですか。

6 番議員 八代議員。八代議員が言っておられたんですけれども、要はこの一部事務組合に提案をして努力してもらったけれども、だめだったという点についての報告があれば、結局は

それは不能処分をしやすいと、これも私は賛成です。これは積極的に、それやったら積極的に賛成できるなというように今言ってたんですけども、そういう点で実際のところ一部事務組合の機能という意味と、山本議員がおっしゃった法的処理だけをする機能と、八代議員のおっしゃった意見というのは大賛成ですけども、こういうところの問題がまだされてない。

議 長 寺前議員、あなたの言うこともわかりますけれどもね、滞納者をそれだけ優遇したら、一般会計の方にお金が入りません。

6 番議員 全然揚げ足やないですよ、これは。

議 長 そやからね、反対か賛成だけ言うてください。

6 番議員 法的処理だけをするのであれば、あえて反対する必要がありませんので、先ほど松野議員が意味合いも含めてわからなかった部分について撤回をして、山本議員のおっしゃっている法的処理だけの機関ということであれば賛成をいたします。（「だからちょっと待ってよ、どっちなのって」の声あり）賛成。（「ちょっと待って、取り消し」の声あり）

議 長 本案について反対者がありますので。

6 番議員 反対者がなくて言うてんねん。（「だから私のも取り消ししといてくれなあかんねん」の声あり）だから言うてるんや、松野議員の意見を取り消すって言うてんねや。（「反対ないやん」の声あり）ないやん。だから、山本議員のおっしゃった、そういう意味で言うてるねんで。（「言うてくれた、松野議員も」の声あり）言うた。（「言うたちゃん」との声あり）

議 長 採決いたします。

議員提出議案第4号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第4号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第5号、国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書については松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題といたします。

議案の朗読をさせます。局長！

局 長 朗読いたします。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。松野君！

1 2 番議員 県に対していいことは積極的に提案して、意見書を出してくという姿勢には賛成

ですが、先ほどの介護保険については本当に残念だなと思って理解できないなと思いつつ、再度、今度は国にですから山田議員、しっかりとお聞きいただいて、よろしく願いいたします。

まず、国の責任で本当に医療の改悪が大変矢継ぎ早にされる、そういうような状況になってきているわけなんですけれども、小泉内閣が国会に提出した医療制度改革法案は、これは本当に今後、向こう数年に渡って、国民に大きな負担を押しつけるという、こういう内容なんです。まず一つは、外来でも入院でも医療費の大幅値上げがメジロ押しということで、一つ目が、ことし10月から70歳以上の現役並み所得者の窓口負担が、現行の2割から3割へと引き上げられるということ。それから2年後の4月からは70歳から74歳のすべての人の窓口負担が、1割から2割へと値上げされるということ。三つ目が、入院ではことし10月から療養病床に入院する人、70歳以上の食費、居住費が保険適用外になり、長期入院患者の住民税課税の入院費は月3万円の値上げになるということ。それから、2年後からは65歳から69歳にもそれが適用される、拡大されるということになります。また、高齢者だけじゃなくって、入院や手術で医療費が高額になったときに、高額療養費制度でも患者負担が増額されます。人工透析の月額負担も一定所得以上の人は負担が2倍になります。それから、保険料の値上げと年金の天引きも実施されていくということなんです。これは2年後から家族に扶養されている人を含めて、75歳以上のすべての人が新しい高齢者医療制度に組み込まれて、平均で年間6万円の医療保険料が徴収される。しかも介護保険料とあわせて年金から天引きされる、こういう状況になるわけですね。それから、高齢者の病院からの追い出しなんですけれども、これも療養病床の大幅な削減で大規模にこれが行われていくわけなんですけれども、長期療養者を対象とする療養病床は38万床なんです。現在ですよ。政府は今後6年間で23万人分を減らすんです。ですから、差し引きすると15万床ということになるわけですね。医療の必要な人が、低い社会的入院の患者を退院させるということがいいわけなんですけれども、これらの患者の多くは病状の変化に応じた医療を必要としているにもかかわらず追い出すということですから、今特養老人ホームが34万人待機者がいる中で、病院を追い出してどうするんだろうか、大きな不安材料です。

これはラジオでも言うてましたね、一般の方というか、ラジオの担当者の方も言うてました。高齢者と現役世代をこのように対立させては、お年寄りに肩身の狭い思いをさせて、必要な医療を受けられなくする、こんなやり方なんです。そして、患者負担をふやして受診を抑制することは、病気の早期発見、早期治療を妨げて重症化させてしまうんです。かえって医療

費増大を招いてまいります。これは経験からもそうなんです。負担増と、このような切り捨ては、国民の健康を破壊するだけで、医療費抑制にも役立たない、本当に最悪のやり方なんです。ですから、こういうやり方をなくしていくということが今一番大事ではないでしょうか。そういうことを、具体的なことを前提にして、この意見書を読んでまいりたいと思います。

政府は2006年の通常国会で、医療制度改革関連法案の成立を準備しています。その内容は、第一に高齢者医療を現行の一割負担を二割へと引き上げ、加えて療養病床に入院する高齢者に限って、入院時の食費居住費を全額自己負担とするなど、高齢者に大幅な負担増となるものです。

また高齢者医療別立て制度は、75歳以上のすべての高齢者から保険料を年金天引きで徴収するという過酷なものである。さらに介護保険にまねて、運営主体を市町村にしようとしている。

第二に、都道府県単位の医療保険を再編しようとしているが、これは医療への国の責任負担を地方に転嫁し、そのつけを住民に押しつけるものである。特に都道府県ごとに医療費抑制を競わせ、都道府県ごとの保険料を設定することは、全国民に等しく安心・安全の医療を保障する公的医療保険の役割からして認められるものではない。また、都道府県の医療計画を見直し、年間総入院日数の短縮などの目標を導入し、医療費適正化計画を策定することとしている。これは受け入れ体制がないままの、病院追い出しなどの強要が懸念され、地域医療の混乱が住民と医療機関にしわ寄せされることが危惧される。

小泉内閣になってのこれまでの医療改革によって、我が国の医療保障制度は、国際的にも患者の有効負担率は際立って高いものとなり、国民所得に占める国民医療費は、先進国で最下位となった。既に必要な医療が受けられない人々は増加しており、また、医療機関運営の困難による医療機能、地域医療の弱体化が進行した。

もし、また2006年に医療改革が強要されれば、一層、国の責任が患者、地方自治体に転嫁され、地域医療の混乱は明白である。医療制度改革関連法案を成立させないよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものですが、ほかに加えますと、医療が今、従前は保険料で全部治療できたんですが、この保険適用外の治療をふやしていこうということで、前、青木議員がお寺さんの、箸尾のお寺さんの、アメリカの女性の住職さんが、自分の親が病気になったので、それで保険も十分じゃないから帰らなきゃいけないことを、住職さんやめて帰られたときに、日本の保険制度は充実してていいなとおっしゃって

いましたけれども。それを今度は、日本はアメリカ型の保険制度にどんどんしていく、保険適用をどんどん狭めていく、お金のある人は治療できるけれども、お金のない人はまともな治療を受けることができない、企業もどんどん参入させていくという方向になっていくんです。ですから、本当に日本の皆保険制度を本当にいい制度として確立してきたんですけれども、これをやっぱり今こそきちっと守っていくということと、それとその守っていくことが、医療費の抑制につながっていくということなんです。

県ごとに競わせて、言うたら医療費たくさん使うところは、補助金を出していかないとか、そういうふうにしていこうというような方向ですから、本当に県単位でやられるということも、大変深刻な問題を生んできますので、ぜひこのような本当に今までにない医療の改悪に対して、皆さんそろって反対をお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 反対の立場で討論させていただきます。

日本では、乳幼児から高齢者まで、だれもがいざというときに安心して医療を受けられる、国民皆保険制度を導入しています。これは、世界的に見ても導入している国はそれほど多くはなく、世界保健機関からも日本の医療制度は世界の中で一番だといわれております。ところが近年、少子高齢化の急速な進展に伴い、医療費がかかる高齢者がふえる一方で、それを支える若い世代が少なくなっているために保険料収入が減り、医療保険財政が行き詰まっています。厚生労働省の推計では、現在約31.5兆円の国民医療費は、2025年度に65兆円にまで膨らむと見込まれております。国民医療費の約8割は国民の負担であることから、このまま今の制度で今後20年間に医療費が30兆円ふえたとすると、国民は新たに24兆円を保険料か、税金か、医療機関の窓口で負担しなければ医療費を賄えない計算となり、国民皆保険は崩壊してしまいます。今回の改革は、こうした医療費の増大を国民にとって負担可能な範囲に適正化することにより、世界に誇る国民皆保険制度を将来にわたって守り、安心・信頼の医療制度を確保することが最大の目的であります。

公明党も主張が反映されまして、少子化対策としまして、出産育児一時金が30万円から35万円に拡充されました。また、患者負担額は、低所得者に配慮されております。こうした意見から、この意見書に対しては反対いたします。

議 長 6 番議員！

6 番議員 相当認識の隔たりがあるのは仕方がないことですが、今全国の医師会で、今回の法律の最大の趣旨は、皆保険制度の破壊につながると、このことが大きな反対の理由になっているんです、御存じですか。今、皆保険制度は日本で誇るべきもんだと言っているわけですが、これが今危険にさらされてるし、現実には実行されています。どういう意味かといえば、混合診療です。混合診療が持ち出されてきて、過去には差額ベッド、それから差額ベッドなどのところで混合診療が認められてきただけなんです。ところが、今後は新医療に対しても、保険の効かない医療を認めていこう、こういうことが今回の法案の大きな目的の一つになっています。全国の医師会が反対している理由が、日本のすぐれた制度であった皆保険制度をなくすことになる。小泉内閣の医療改革の最悪の問題だというように言っているんです。これは、先ほど賛成した理由とは、今回の法律の趣旨は全く違うことになります。

皆保険制度と混合診療の問題で言えば、もう少し具体的な点を指摘しておきますと、今までは、例えば新しい医療が生まれました、そして何年か、いわゆる実験ですね、実験という言葉は使いませんが、試験を行った後、高度医療について保険適用がなされて、本当に国民の多くの方々が最前線の医療を受けることにつながってきたわけでありまして。しかし、これからは最前線の医療は、保険対象外にする、こういうことを可能にする制度が今法律として審議されています。こうなってくると、アメリカの保険制度を持ち出して言っているんですね。こうなってくると、結局は高度医療については、国民は金を持っていなければ保険が受けられない、こういうことになります。それからもう一つ、低所得者に配慮しているとおっしゃっていますけれども、現実には高額医療の問題について、今回の国保のところでもそうですけれども、高額医療の負担が一層引き上げられる、これは低所得者のところも含めて大変な事態になっているわけです。また、先ほどから言っている低所得者層に対する壊滅的な破壊の問題は改めて指摘しませんが、医療制度分野では、例えば風邪については、もう医者にかかるなど、こういうようになっているんです、今度。風邪についてはいわゆる診療制限させようと、こういうようなところについて、これは民間の薬を買いなさい、こう言っているんですね。もう一つは、大々的な問題で、大きな問題になっている問題は、アメリカの保険機関、保険機関というのは医療保険を扱っていた保険ですね。ここらが、どういう宣伝してるかという、だんだん保険が効かなくなってくるから、いわゆる民間の保険に入って、そして安心を得なければならない時代ですよという宣伝をしてるんです。これはテレビでも

宣伝してるらしいですけども、こういうような事態になってきているのが、日本の医療制度の問題です。こういうところの問題が具体的になっているにもかかわらず、今賛成の討論の中で、皆保険制度とおっしゃいました。そして、少子化対策を実績として上げました。共産党も30万円を35万円にする話については、以前から運動を広げてきたところでもあります。

もう一つ言うておきますけれども、今、小泉内閣が言っている問題については、アメリカのいわゆるテレビ、新聞等々で問題になって明らかになってきた、財界首脳会議のところで出されている問題です、この問題は。医療制度の改悪という問題も。そして、どういうことになるかといえば、アメリカでは貧困者と高齢者にしか公的医療制度はないわけなんです。貧困者と認定されず、民間保険を購入できない人は無保険者になってしまいます。その数は4,800人に達するとされ、保険がないために健康を害して死亡する人が毎年1万8,000人、これは全米アカデミーが試算した内容です。病院は、未支払い治療の回収に取り立てて会社を活用し、医療費による自己破産はクレジットカード負債に継ぐ、第2位の破算の実績を上げているんです。これが今、アメリカの医療問題の深刻な問題になっている内容であります。こういう内容で、もっとびっくりするものがあります。それは、アメリカの経済に占める医療費は世界一高い水準なんです。これは、どういうことかと言いますと、逆に日本のこの問題について、日本の医療はGDP比で7.9%で、先進国30カ国中の17位なんです。アメリカの14.6%これが1位です。ドイツ10.9%、フランス9.7%というようになっています。こういうような、これは国連と日本の資料の結果ですよ。こういうような中でも、アメリカが言いかけたのは、どういうことをいいたかったと言え、こんだけ世界一高い水準であるにもかかわらず、新生児死亡率は日本の2倍、世界で最悪の比率を占めているんです。これは何かと言え、結局は高い医療レベルは、高い所得の持っている方々に使われている実態が明らかになっている内容なんです。小泉内閣が、今アメリカから言われている内容というのは、混合医療しろと、そして日本の皆保険制度の改革に着手すべきだと、これは財界とかいろいろ入っているところで、テレビでも有名になった毎年1回要望をぶつけ合う会議ですけども、その中で最も大きな問題は医療制度について、もっと規制緩和しろという内容なんです。それでアメリカの保険会社がどんどん入ってきている。第三医療といわれる民間の医療保険では一次がふえているという状態です。こういう内容になっているわけでありませう。

だから、そういう点で、先ほどおっしゃった皆保険制度という問題、それともう一つは低所得者層には配慮されているというようにおっしゃいましたけれども、先ほどの高額医療の

問題でも負担増になってしまって、配慮どころか大変な事態になってる。もっと言えば、今深刻になっている肝臓病の患者の透析のところについては保険外にはずそうと、腎臓の透析の患者の保険料からはずそうというようなことが、現実にこの機関で言われているんです。こういうような内容になっています。

それから最大の問題ですけれども、老人がふえて若い者が少なくなったから保険料が払えない。そして、国民が払っている保険料が多くなっているから、今手当しなきゃならない。これは本末転倒ではないんですか。国が責任を持って医療制度を改革をやらなきゃならないのに、国の負担を下げつつ下げつつ国民に負担を押しつけてきたからこうなったんでしょう。もっと簡単に言えば、この問題は国民健康保険税、これは委員会で言いましたけれども、国民健康保険の総収入に占める国庫支出金は、1900年では57.5%あったんです、国の保険は。政管保険でも結局、今回は16点から13%にまで減らされているんです。国が当然持つべき負担が減らされて国民負担がなった。国民負担がなって今現在。

議 長 寺前議員、もう少し簡潔にお願いします。

6番議員 こういうような賛成する討論の中にあっておかしい問題です。なぜならば、今負担しなければならぬのは、国の責任によって解決すべき問題なんです。今、現状を国民態が負担をしているから、それを認めておいて、さらにふえるから、年寄りがふえたから、年寄りがふえてなぜ悪いんですか。年寄りがふえて当然病気、疾病率は多くなります。疾病率が多くなるというのは、これは摂理です、自然の摂理です。こういうところの負担をなぜ国がしないで、あなた方国民がやりなさいということ、お年寄りが犠牲になりなさいということと言わなきゃならないんですか。こういう問題について、ぜひ今回、条例、法律の議論が行われている法律について、やはり全国の医師会、各地の医師会がこぞって反対運動している問題、その問題は広陵町でも国保中央病院は、この法律が可決してくれば、収入が減り、サービスがふえて、自治体負担がふえていく危険が物すごくあります。こういう問題でもあるわけです。全国の病院、特の中堅200床あたりの病院は、今回の医療の改革によって、本当に負担増のあらしに見舞われる状態になります。こういうような問題も踏まえて、広陵町の町民の、あるいは国保中央病院の現状に期した場合に、今回の国の法律に対しては医師会先頭に立っている意見を、今広陵町議会にも代弁していただくことが必要だというように思います。

議 長 1番議員！

1番議員 いろいろ力を込めて、反対する方は楽なんですわ。我々もこの値上げすることにつ

いては、しない方がいいのは当たり前なんですが、やはり持続可能な医療制度を構築するために、これはやむを得ない制度ではないかと、今国保病院の例も出されましたけどね、あんたはいつも庶民の味方だとか何とか言うてるけど、今度は病院の側の収入が減るとかね、医師会のこれは反対しているとかね、いろいろ言うてるのがひとつ違っているんじゃないかなと思ってます。

それから、今山村議員が、やかましいな、ちょっと黙って。

議 長 静かに。

1 番議員 我々も、やはり与党になっても大変苦しいわけですね。やはり、反対反対、共産党に何でも反対、簡易保険の値上げ反対、減免せえ、それはすることにこしたことはない。じゃあ、その財源はどこからくるか、印刷するわけにもいかないだろう。しかし、それは応分の負担、公平性も保ってもらわなくてはいけないという、我々与党になっても、本当に厳しい与党にならんとわからないもんでありますけれども、やはりこうした医療制度の中においても、公明党は、やはり低所得者に対してはいろんな配慮をさせていただいたところを、述べさせていただいています。

負担が2割に引き上げる70から74歳については、年収が年金80万円以下の低所得者や、住民税非課税世帯の自己負担額の上限を現行どおり、外来で月8,000円、入院を含む世帯の合計で1万5,000円、または月2万4,600円に据え置くことと同時に、患者の負担を軽減するため従来の償還払い制度を見直して、窓口で自己負担限度額のみ払えばよいという制度に変わりますと。それからまた、医療保険と介護保険の自己負担の合計が著しく高額になる場合には、上限を設けて負担を軽減する制度が創設されますと。さらには、小児科や産院へ、僻地の医師不足への対応について、診療報酬で配慮がなされると同時に、都道府県単位で医師不足対策の推進が規定されました。それから、一つは超高齢化社会を見据え、75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな保険制度を2008年度に創設いたしますと。これは、保険料負担の世代間の公平を図り、現役世代の負担の透明性を確保するためのものです。もちろん、高齢者の方々に。

議 長 ちょっと静かにお願いします。

1 番議員 大きな負担増にならないよう経過措置を設けたり、十分に配慮していきますと。あわせて診療報酬体系についても、高齢者の特性に合わせた体系を創設することにもなっていますと。もう一つは、政府管掌健康保険の都道府県単位の運営など、都道府県の関与を強化することです。これは、都道府県単位での医療費の適正化の取り組みと、医療保険の運営を

リンク、連動することを図ったものであり、医療費の適正化が進めば保険料の水準も、それに応じて引き下げることも可能にするものと、いわゆる患者負担額は低所得者に配慮しておりますと。乳幼児負担軽減を3歳未満から小学校入学前まで拡大いたしました。出産育児一時金を30万円から35万円に拡充いたしました。こうした治療重点から予防重視の医療にと、そして75歳以上の高齢者に新しい保険制度を創設。都道府県単位で保険者を統合再編。70歳以上の現役並み所得は3割負担へと、こうした配慮を含めた持続可能な医療制度を構築するために、ぜひとも必要であります。この意見書には反対であります。

議長 本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

本案を可決どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

お諮りします。

お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について、調査研究の申し出があります。このことについて、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって申し出のとおり、閉会中の継続審議とすることに決しました。

お諮りします。

議会運営委員長から議会運営に関する事項については、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査に付することに決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって、平成18年度においても議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については、議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて終了したので、会議を閉じます。

平成18年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 4:51閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成18年 3月15日

広陵町議会議長 山 本 登

署 名 議 員 八 代 基 次

署 名 議 員 松 野 悦 子